

平成22・23年度研究報告書

児童相談所のあり方に関する研究

—児童相談所に関する歴史年表—

研究代表者 川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）
共同研究者 竹中 哲夫（元 日本福祉大学）
藤井 常文（明星大学）
石田 公一（岐阜県立白鳩学園）
鈴木 崇之（会津大学短期大学部）
小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）
相澤林太郎（子どもの虹情報研修センター）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

平成22・23年度研究報告書

児童相談所のあり方に関する研究

—児童相談所に関する歴史年表—

子どもの虹 情報研修センター

目 次

I 問題と目的	1
II 方法	2
III 結果－児童相談所に関する歴史年表	3
1. 戦後－児童福祉マニュアルまで（1945年～1951年）	3
○いわゆる「浮浪児」の保護（1945－）	
○児童福祉法の成立過程・その1（1946－1947）	
○児童福祉法の成立過程・その2（1946－1947）	
○児童福祉法制定に向けた討議・乳牛牧場（1946－1947）	
○ララ物資とは（1945.11－1952.6）	
○寿産院赤ちゃん大量殺人事件発覚（1948.1.12）	
○「こどもの日」の制定（1948.7.20）	
○「里親等家庭養育の運営に関して」の発出（1948.10.4）	
○続発した子どもの人身売買事件（1948－）	
○厚生省児童局「全国児童福祉司名簿」公表（1948.11.1）	
○「改正少年法と児童福祉法との関係について」（1948.12.28）	
○厚生省児童局『児童福祉事業取扱事例集』刊行（1949.3.30）	
○「児童福祉法と少年法の関係について」（1949.6.15）	
○児童福祉施設最低基準の公布（1949.12.29）	
○アリス・K・キャロル女史による児童相談所への実地調査と実地指導（1949－50）	
①アリス・K・キャロル女史について	
②アリス・K・キャロル女史による児童相談所への実地指導（1949－50）	
○厚生省児童局『児童のケースワーク事例集』刊行（1950.3.31）	
○「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」通知（1950.7.31）	
2. 児童福祉マニュアル以後（1951年3月～1957年2月）	13
○『児童福祉マニュアル』刊行（1951.3.31）	
○厚生省による3つの児童相談所のモデル指定（1951.4.1）	
○児童憲章の制定（1951.5.5）	
○戦後非行の多発期（第一次、第二次、第三次）	
○『児童福祉必携（児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員の活動要領）』刊行（1952.3.25）	
○児童福祉司制度の創設およびその変遷（児童福祉法第7次改正）（1952.7.1）	
○混血児問題対策に関する通知を発出（1953.8.19）	
○厚生省「児童相談所運営の改善について」を発出（1954.1.27）	
○政令指定都市における児童相談所の設置（1956.11.1）	
3. 「児童相談所執務必携」以後（1957年3月～1964年1月）	19
○『児童相談所執務必携』刊行（1957.3.30）	
○国連総会、「児童権利宣言」を決議（1959.11.20）	

- 国立きぬ川学院の設置（1960.11.1）
- 「児童福祉法の一部を改正する法律〔第21次改正〕等の施行について」通知（1961.6.30）
 - ①28条の対象範囲の拡大
 - ②一時保護における保護者の同意
 - ③情緒障害児短期治療施設の設置
- 米国の小児科医ケンプ（Kempe, C. H.）らが、論文「被虐待児症候群」を発表（1962.7.7）
- 厚生省、「三歳児健診の強化について」通知（1963.4.5）
- 厚生省、児童福祉法施行15周年を記念して『児童福祉白書』刊行（1963.5.20）

4. 「児童相談所執務必携（昭和39年改訂）」以後（1964年2月～1976年2月）…………… 23

- 『児童相談所執務必携（昭和39年改訂）』刊行（1964.2.20）：その特徴『32年版必携』との違い
- 「家庭児童相談室の設置運営について」通知（1964.4.22）
- 第1回スーパーバイザー研修会、宮城県中央児童相談所において開催される（1965.3）
- 山口県中央児童相談所において一時保護所で宿直中の児童福祉司が侵入した者によって殺害される（1965.12.2）
- 愛媛県南予児童相談所で宿直中の心理判定員が少年にバットで殺害される（1966.1.9）
- いわゆる「総合相談機構」について（1967.12.4）
- 宮城県総合福祉センター開所：その内容・歴史的な位置づけ（1968.6）
- 『児童のケースワーク事例集』を改題して『児童相談事例集』が発行される（1969.8.10）
- 永山則夫事件（1969）
- 厚生省児童家庭局企画課編『児童相談専門職員の執務分析』刊行（1970.9.10）
- コインロッカーベビー事件（1970）
- 第1回全国児童相談所心理判定セミナー開催される（1971.2）
- 堀木訴訟とは（1972）
- 療育手帳制度について（1973）
- 最高裁、尊属殺人を定めた刑法200条は違憲である、との判断を示す（1973.4.4）
- 菊田昇医師による赤ちゃん斃命事件明るみに（1973.4.20）
- 厚生省、児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査を実施（1974）
- 第1回児相研セミナー開催される（東京）：その概要・意義（1975.2.22～23）
- 姿川中学校放火事件（1976.2.27）

5. 「児童相談所執務提要」以後（1977年3月～1990年2月）…………… 33

- 『児童相談所執務提要』刊行（1977.4.30）
- 松山市で発生した乳児死亡事故（1980.9.2）とベビーホテル対策
- 『児童相談事例集（第13集）』、「保護者による虐待等の事例」を特集する（1981.11）
- 横浜「浮浪者」殺傷事件（1983）
- 日本児童問題調査会、「昭和58年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査」を実施する（1984）
- 「児童相談所の設置形態等について」（厚生省児童家庭局長通知）（1984.7.12）
- 名古屋市児童相談所一時保護所における保母殺害事件（1985.2.27）
- 児童福祉法第42次改正（機関委任事務から団体事務へ）（1986.12.26）
- 青森県中央児童相談所における一時保護所専任宿直員殺害事件（1987.5.10）
- 牧ノ原学園体罰死事件（1987.12.3）
- 巣鴨子ども置き去り事件発覚（1988.7.17）
- 全国児童相談所長会「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」の結果を発表（1989.6.9）
- 大阪市中央児童相談所『紀要1989』が「児童虐待の処遇について」を特集する（1989.6）
- 『児童相談事例集（第21集）』が「児童の権利擁護」を特集する（1989.9.25）

6. 児童相談所運営指針以後（児童虐待防止法施行まで）（1990年3月～2000年10月）……………	43
○「児童相談所運営指針」発行（1990.3.5）	
○民間の児童虐待防止団体が相次いで設立され、活動を始める（1990、1991）	
○1.57ショックとは（1990）	
○風の子学園事件（1991.7.29）	
○山形いじめマット死事件（1993.1.13）	
○主任児童委員制度創設（1993.3.31）	
○「児童の権利に関する条約」批准（1994.4.22）	
○いじめ自殺相次ぐ（1994）	
○阪神淡路大震災（PTSDに対する心のケア）（1995.1.17）	
○オウム真理教事件で保護児童が多数（1995.4.14）	
○養護施設「恩寵園」での施設内虐待事件が明らかになる（1995.8.23）	
○日本子どもの虐待防止研究会（JaSPCAN）発足（1996.4）	
○児童虐待ケースマネジメントモデル事業（1996）	
○児童福祉法第50次改正（1997.6.11）	
○「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（厚生省児童家庭局長通知）（1997.6.20）	
○神戸連続児童殺傷事件（1997）	
○児童相談所運営指針の改定（1998.3.31）	
○「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、施行される（2000）	
○愛知県武豊町のネグレクト死事件（2000.12.10）	

IV まとめ……………	52
-------------	----

資料……………	54
---------	----

- 1 児童のケースワーク事例集（特集・事例タイトル一覧）
- 2 児童相談事例集（特集・事例タイトル一覧）
- 3 児童相談所の相談受付件数（相談種類別）
- 4 児童相談所の相談処理件数（処理の種類別）
- 5 児童相談所小史と展望（試論）…………… 竹中哲夫（日本福祉大学名誉教授）

I 問題と目的

1947年の児童福祉法制定によって各都道府県に設置が義務づけられた児童相談所は、すでに60年以上の歴史を持ち、わが国における児童福祉の発展に重要な足跡を残してきた。しかしながら、2000年の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）の制定・施行や、2004年の児童福祉法改正によって市町村が第一義的に児童家庭相談を担うようになると、児童相談所の役割も大きく変化を遂げた。こうした動きに伴い、児童相談所運営の基本となる「児童相談所運営指針」についても、1990年の発出以降、近年は毎年のように改定され、児童相談所業務は量的にも増大し、質的にも複雑・困難化、質量ともにより高いものを求められるようになった。一言で言えば、児童虐待対応の最前線で業務を行っている児童相談所は、そのあり方が鋭く問われる激動の時代を迎えながら、その果たす役割はますます重要となっていると言えよう。

ところで、このような児童相談所で勤務する職員の経験年数は決して十分とは言えず^{*1}、児童相談所の本来果たすべき役割やその意味などを深く理解し得ないまま、厳しい業務に直面している職員も少なくないというのが偽らざる現状である。

そこで、本研究では、児童相談所のそもそもの原点からふりかえり、児童相談所が果たしてきた役割やその変遷をたどることで現在の業務を俯瞰し、今後のあり方を展望することに寄与することを目的とした。

引用文献

川崎他（2009）「児童相談所職員の研修の体系化と研修プログラム等に関する調査研究」

才村他（2100）「児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究」

II 方法

児童相談所を中心とした児童福祉に関する歴史年表を、対象期間を1945年から2000年までとして作成した。作成にあたっては、都合3回開催した研究会で年表掲載項目についての基本方針を確認し、過去の文献、新聞、厚生労働省のホームページなどを参照した。また、それらの項目のうち、児童相談所の歴史を展望する上で重要と思われる項目については解説を付すこととして項目を選定し、本研究に参加している研究者^{*2}で分担執筆した。また、解説を付した項目および関連の深い項目については、年表欄に網掛けをしている。

*1 たとえば、川崎他（2009）によれば、児童福祉司のうち経験年数3年未満の者は44%にのぼり、才村他（2011）では、児童福祉司の平均経験年数は3.9年となっている。

*2 研究者の所属は、平成24年3月末現在のものである。また、年表作成にあたっては、日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科研究生高石豪氏の協力を得たことを付記しておきたい。

Ⅲ 結果－児童相談所に関する歴史年表

年表は、児童虐待防止法が制定、施行された2000年までとして作成した。その理由は、法施行以後のさまざまな動向は、大きな枠組みで言えば、歴史年表というより現在の課題として検討すべきものと考え、今後の取り組みにゆだねることとしたからである。年表の項目作成には、表1で示した文献を利用した。出典⑳については、本研究の研究者が独自に調べた項目である。原則として項目の末尾に番号を記し、出典を示している。

年表及び解説は、次ページ以下に掲載しており、解説を付したトピックスは合計85項目となった。

年表は、いくつかの時代に分けているが、その区分は、便宜上児童相談所運営指針等の各時期とした。すなわち、「1. 戦後－児童福祉マニアルまで」「2. 児童福祉マニアル以後」「3. 児童相談所執務必携以後」「4. 児童相談所執務必携（昭和39年改訂）以後」「5. 児童相談所執務提要以後」「6. 児童相談所運営指針以後（児童虐待防止法施行まで）」である。

年表の左ページを「児童福祉行政」とし、下位分類に「児童相談所」（「児相」と表示）、「児童福祉行政一般」（「児福」と表示）を置いた。なお、1948年の児童相談所設置以前は「児童相談所」の欄を設けず、「児童福祉行政」のみとしている。また、児童福祉全般についてのものであっても、児童相談所に関係が深いと思われるものについては、児童相談所の欄に掲載している。右ページは「社会の動向」とし、下位分類に「児童福祉行政以外の他の行政等」（「行政等」と表示）、「その他の社会の動き」（「社会」と表示）を置いた。ただし、上記の区分は必ずしも厳密とは言えず、項目によっては欄を移した方がよいものがあるかも知れない。

年表に示した年月日については、日付のわかるものは日付を、年月までわかるものは月まで掲載し、年だけしか判明しなかったものは月日を省略している。

表1. 年表作成に使用した文献

出典①	厚生省五十年史編集委員会（1988）『厚生省五十年史』
出典②	竹中哲夫（2000）『現代児童相談所論』
出典③	愛知県（1988）『児童相談所40年のあゆみ』
出典④	川崎他（2008）『児童相談所における児童福祉司スーパーバイズのあり方に関する研究』
出典⑤	大阪の児童福祉・戦後50年記念事業推進委員会（1996）『21世紀の子どもと家庭へのメッセージ－大阪の児童福祉・戦後50年記念誌－』
出典⑥	保坂亨編（2011）『日本の子ども虐待 戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析（第2版）』
出典⑦	高橋重宏監修（2007）『日本の子ども家庭福祉－児童福祉法制定60年の歩み』
出典⑧	厚生省児童家庭局編（1998）『児童福祉五十年の歩み』
出典⑨	児童福祉法規研究会編（1999）『最新 児童福祉法の解説』
出典⑩	吉田恒雄他（2005・2006・2009・2010）『児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究（第1～4期）』
出典⑪	下川他（2002）『近代子ども史年表 1926－2000 昭和・平成編』
出典⑫	京都市児童福祉史研究会（1990）『京都市児童福祉百年史』
出典⑬	日本総合愛育研究会（1991）『1991/92日本子ども資料年鑑』
出典⑭	柿沼他（2005）『学校の中の事件と犯罪3 1973～2005』
出典⑮	全国社会福祉協議会養護施設協議会（1986）『養護施設の40年－原点と方向をさぐる』
出典⑯	柿沼他（2002）『学校の中の事件と犯罪 1986～2001』
出典⑰	日本の底辺問題研究会（1966）『婦人と児童の歴史年表（戦後編）』
出典⑱	全国社会福祉協議会養護施設協議会（1976）『児童養護30年』
出典⑲	下川他（2009）『昭和・平成 家庭史年表』
出典⑳	増沢高（2012）『戦後日本の主な虐待事件をめぐって』『こころの科学159』
出典㉑	その他

1. 戦後一児童福祉マニュアルまで（1945年～1951年）

児童福祉行政関連

1945年 (昭和20年)	児 福	9月20日	次官会議において、「戦災孤児保護対策要綱」決定〈①〉
		12月15日	戦災引揚孤児援護要綱、閣議決定〈①〉
		12月・日	生活困窮者緊急生活援護要綱、閣議決定〈①〉
1946年 (昭和21年)	児 福	4月15日	浮浪児其の他の児童保護等の応急措置実施に関する件（厚生省社会局長通牒）。浮浪児の発見と保護、児童保護相談所の設置を奨励〈①、③〉
		9月13日	「民生委員令」公布（10月1日施行）。GHQの指示に基づき戦前の方面委員制度を改めて、民生委員制度が発足〈①〉
		9月19日	主要地方浮浪児等保護要綱を7大都府県知事（東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）に通知。（一斉発見、収容保護所の設置）〈①〉
		11月4日	児童保護法（仮）案〈②〉
		11月30日	児童保護法案要綱案〈②〉
		12月11日	厚生大臣、児童保護事業を徹底強化することの具体策について中央社会事業委員会に諮問（児童保護法要綱添付）〈①〉

○いわゆる「浮浪児」の保護（1945-）

戦後直後の社会混乱と窮乏を如実に物語るものが、いわゆる「浮浪児」である。これら浮浪児に対する緊急対策として、早くも昭和20年9月20日、次官会議において「戦災孤児等保護対策要綱」が定められたことは、その深刻さを示すものであろう。厚生省も児童福祉法の制定を待つことなく、昭和21年4月、社会局長通知「浮浪児その他児童保護等の応急措置実施に関する件」を出して、浮浪児の徘徊するおそれのある場所を巡察し、発見、保護することや、児童保護相談所の設置、浮浪児保護台帳の整備などを求めている。さらに、この年9月になると、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の7大都府県知事に対して「主要地方浮浪児等保護要綱」を通知、これによって、7大都府県に一時保護所18か所、児童鑑別所7か所が設けられている。

浮浪児の問題は、児童福祉法施行後も引き続き課題とされ、昭和23年9月には、閣議決定による「浮浪児根絶緊急対策要綱」が定められ、取り組みが続けられた。

なお、「児童のケースワーク事例集」をみると、こうした浮浪児の相談事例が何例か報告されており、誕生間もない児童相談所が、この問題に力を注いでいたことがよくわかる。たとえば、事例集第2集（1949年発行）には、たとえば、冒頭で「児童相談所には毎日浮浪児が来る。そして逃げていく」と述べた上で、父が戦後失職状態となって本児を強く譴責することで盗癖、虚言、放浪癖が強まった事例への取り組みが紹介されているし（「浮浪児と里親」）、第4集（1952年）には、空襲で家を焼かれ、父母を捜してさまよい歩くうちに浮浪児となった事例への援助が報告されている（「浮浪児に幸福をもたらした里親のケース」）。

○児童福祉法の成立過程・その1（1946-1947）

厚生省主導で企画・立案された児童福祉法案は、国会に提出されるまでに「15案」が作成されている。ここでは、法案成立時に、別個独立の機関として出発した児童相談所と児童福祉司の2つの制度が、その成立過程で、いかなる構想と理念の下に、どのような役割を期待されて誕生したか、また、この2つが国会での審議をはさんで、どのような修正の変遷をたどって制度化されたかについて、その概略を明らかにしたい。

厚生省原案のたたき台となった児童保護法案要綱（大綱案）（21・10・15案）、児童保護法仮案（21・11・4案）、児童保護法要綱案（21・11・26案）、児童保護法要綱案（21・11・30案）では、児童相談所の原初形態（以下、A）は、名称が当初の「児童相談所」から「児童保護相談所」に変更され、その性格や設置主体、役割については変転がある。児童福祉司の原初形態（以下、B）は、Aとは別個の機関として市町村長の職務を補助する無給・名誉職としているが、名称は「児童保護委員」から「児童保導委員」に変更されている。

厚生省原案としてまとまった21・11・30案は、中央社会事業委員会児童保護対策小委員会で俎上に載せられ検討されたが、「峻烈な修正意見」が出される。その内容は、児童保護法を児童福祉法に改めるべきこと他に、Aでは、「児童保護相談所」の名称を「一般並びに特殊児童に関する相談所とする」ために「児童福祉相談所」に改めること、Bでは、「児童専門の保導機関」を設置し、民生委員を兼務しない無給・名誉職の「児童保導委員」の他に、「専任有給の者」を「児童福祉相談所」に配置すべき、としている。

修正意見を踏まえて厚生省内でさらに練り直されて作成された児童福祉法要綱案（22・1・2案）では、Aは、「児童保護相談所」の名称を「児童相談所」に改め、都道府県の必置とすること、Bは、「児童保導委員」を改め、「名誉職又は有給の児童委員」と規定する。

○児童福祉法の成立過程・その2（1946-1947）

以後、22・1・6案、22・1・8案を経て、22・1・11案が作成され、これが中央社会事業委員会で再度検討されて22・1・25案となり、さらに厚生省内で練られて児童福祉法案（22・2・3案）ができ上がる。Aはかな

社会の動向

1945年 (昭和20年)	行政等	9月15日	戦災孤児等集団合宿教育ニ関スル件（文部省国民教育局長通牒）〈②〉
		12月15日	東京都民政局と警視庁により東京・上野駅地下道の浮浪者2,475人を一斉収容（うち児童495人）〈②〉（～12月16日 以後、繰り返し、いわゆる「狩り込み」実施）〈①〉
	社会	1月13日	東海地方大地震（家屋全壊5000余戸、死者1961人）〈①〉
		8月6日	米軍、広島に原子爆弾投下（午前8時15分）〈①〉
		8月9日	米軍、長崎に原子爆弾投下（午前11時02分）〈①〉
		8月10日	ポツダム宣言受諾〈①〉
		8月15日	終戦の詔書録音放送（太平洋戦争終わる）〈①〉
		9月-日	戦災孤児・引き揚げ孤児・家出浮浪児が激増。以後、朝日・毎日・読売新聞で連日報道される。〈②〉
		11月6日	戦災孤児バザー各地で始まる。〈①〉
		11月-日	日本に初めてララ物資が贈られる。〈②〉
1946年 (昭和21年)	行政等	3月31日	京浜浮浪児等対策委員会発足（東京・神奈川の浮浪児対策強化）〈②〉
		6月22日	東京都、浮浪児の強制収容に踏み切る〈②〉
		9月9日	生活保護法公布。生活困窮者の生活、医療、助産の保護、国家責任、無差別平等、最低生活保障の原則〈①〉
		12月-日	不良少年の増大に対処するため警視庁に少年犯罪課設置〈②〉
	社会	4月-日	保護された多数の戦災孤児・浮浪児（「三百余名」）が施設から逃げ出す実態を朝日・毎日新聞が報道〈②〉
		6月21日	アジア救援公認団体（LARA）へ救援物資（ララ物資）の申し出が行われる（～昭和27年終了）〈①〉
		11月9日	日本社会事業学校開校（東京。指導的社会福祉従業者の養成のため）〈①、②〉
		12月-日	全国の浮浪者推定6,000人、そのうち浮浪児4,000人。〈②〉

り整理されたのに対し、Bは、有給職の規定がまだ漠然としていたが、文字通りわが国で最初の、外部に公表された「児童福祉」を冠した法案であった。しかし各省との調整のために、さらなる修正の必要性に迫られる。

22・6・2案では、Bは、「又は」という選択的接続詞を用いて規定していた2種の「児童委員」が消え、再び無給・名誉職の「児童委員」に変更される。22・7・4案では、無給・名誉職の「児童委員」の外に「有給の児童委員を委嘱することができる」と修正される。児童委員のあり方をめぐり、かなり揺れ動いていたことがうかがえる。

22・7・21案では、Bは、都道府県の「事務吏員又は技術吏員」である有給・専任の児童委員と、無給・名誉職の民生委員兼務の児童委員との2種を明記し、児童委員の配置先は2種ともに都道府県としている。これは22・8・5案でも22・8・11案でも踏襲される。

国会では、この政府案（22・8・11案）が審議され、議員からは、児童相談所の機構、児童相談所と児童委員の制度、児童相談所と児童委員の関係、児童委員の確保策と人材養成などの問題が提起され、無給・名誉職と有給・専任の2種の児童委員を、無給・名誉職の児童委員と、有給・専任の“児童福祉司”に区分する修正案が可決される。

こうして、1947年（昭和22）12月12日に公布された全72か条の児童福祉法において、児童相談所は「第4節 児童相談所」として第15条から18条に、児童福祉司は児童相談所の「所員」とは別格の扱いで、第3節「児童福祉司及び児童委員」として第11条から第14条に規定され、2つは別個独立の機関として制度化されたのである。

○児童福祉法制定に向けた討議・乳牛牧場（1946-1947）

今述べたように、児童福祉法は昭和22年12月に成立したが、この年8月に内閣から衆議院に提出されると非常に活発な討議が行われた。衆参両厚生委員会の合同打合せなども実施され、大幅な修正の上で可決されたことも、すでに述べたとおりである。ところで、討議の中では驚くような意見もあった。その一つが「乳牛牧場」の提案である。こんな質問が出されている。

「児童並びに妊産婦用必需物資の確保、なかんずく母乳不足の乳幼児に対しては牛乳の現物を確保することが第一である。故に児童福祉施設の中に乳牛牧場を入れ、乳幼児に対する牛乳を確保する規定を挿入しては如何」

これに対して政府は、牛乳が現在不足しているのは誠に遺憾であるとしつつ、「この法案に規定する各種の施設は、児童を直接的に保護する施設でありまして、児童と直接的関連を欠く乳牛牧場につきこの法案に規定することは不適當」と回答している。今から考えれば荒唐無稽の質問かも知れないが、新たな法律を生み出そうとする熱気の現れだったかも知れない。

○ララ物資とは（1945.11-1952.6）

戦後、海外事業運営篤志団アメリカ協議会が設けたアジア救済公認団体（LARA）は、日本、朝鮮、沖縄に対して救援事業を行った。日本には1945年11月、初めて物資が贈られ、1952年6月をもって打ち切られた。物資の主な内容は食料、医療、医薬品など。邦貨に換算すると400億円以上に及び、このうち相当部分が児童福祉施設やその他の児童関係に配分された。（参考文献：厚生省『児童福祉十年の歩み』）

児童福祉行政関連

1947年 (昭和22年)	児福	1月25日	中央社会事業委員会、厚生大臣に「児童福祉法要綱案」を答申。〈①、⑦、⑫、⑱〉
		2月1日	大阪府、浮浪者および浮浪児の一時保護所として「阿倍野厚生園」開設。児童教育鑑別所を付設。翌年4月、府中央児童相談所と改称。〈⑤〉
		3月19日	厚生省に「児童ノ福祉ヲ保障スル」事務を掌る児童局を設置（企画課、養護課、母子衛生課の3課）〈③、⑦、⑧〉
		8月5日	児童福祉法案、閣議決定〈⑫〉
		8月11日	児童福祉法案、国会へ提案。以後審議が開始される〈⑫〉
		11月-日	厚生省、共同募金運動を提唱〈⑫〉
		11月21日	児童福祉法成立〈⑫〉
		12月6日	全国孤児一斉調査に関する件（厚生省児童局長厚生大臣官房会計課長連名通牒。〈⑫〉）
		12月12日	児童福祉法公布（昭和23年1月1日一部施行、4月1日全面施行）。児童に対する総合的福祉立法。全ての児童の福祉を国の責任において一つの体系のもとに推進するという方向に大きく踏み出した。児童福祉法は、要保護児童のみに止まらず、次代の担い手である児童一般の健全な育成、全児童の福祉の積極的増進を基本的精神とする、児童についての総合的福祉立法であった。従来の児童保護事業が新しい意義と力を与えられたばかりでなく、我が国の児童の福祉の進展に礎石を置くものでもあった。厚生省児童局に保育課を新設。児童福祉司・児童委員を規定。改正に伴い、妊産婦手帳を「母子手帳」に改称。〈①、③、⑤、⑦、⑧、⑱〉
			児相
4月19日	児童相談所所員講習会（於；東京 ～22日）〈⑫〉		
6月29日	児童相談所活動要綱作成される〈③〉		
8月26日	厚生省児童局「児童相談所の機能強化並びに増設五カ年計画案」〈⑫〉		
11月1日	厚生省児童局「全国児童福祉司名簿」公表〈⑨〉		
12月2日	厚生省、「児童福祉司及び児童委員活動要領送付に関する件」（児発第808号）（児童福祉司を独立機関として都道府県に設置）。〈⑤〉		
12月28日	厚生省児童家庭局長、「改正少年法と児童福祉法との関係について」通知		
-月-日	厚生省児童局「児童福祉司制度拡充3カ年計画案」〈⑫〉		
-月-日	厚生省児童局「児童相談所拡充5カ年計画案」〈⑫〉		
-月-日	東京都児童福祉司会発足（会長・務台教真）〈⑫〉		
1948年 (昭和23年)	児福	1月1日	児童福祉法一部施行（助産施設、母子寮及び保育所への入所措置に関する規定については同年4月施行）〈④、⑦、⑱〉
		1月-日	児童福祉委員会設置（1949年6月「中央児童福祉審議会」と改称）。〈⑦〉
		2月1日	厚生省、全国孤児一斉調査を実施。孤児総数123,504名、その内、戦災孤児28,245名、引揚孤児11,351名、一般孤児81,259名、捨て子迷子2,649名であった。なお、③では孤児総数123,511名とされている。〈③、⑤、⑧、⑱〉
		2月-日	養護施設270か所、収容児童2万1000名。〈⑦〉
		3月-日	厚生省児童局に母子衛生課設置。〈⑦〉
		4月1日	児童福祉法全面施行。〈⑤〉
		4月4日	厚生省児童局「児童福祉法とは」刊行〈⑫〉
		4月8日	厚生省、保母養成施設の設置及び運営に関する件を通達。〈①、⑦〉
		4月22日	第1回中央児童福祉委員会開催。〈⑦〉
		5月12日	厚生省、母子手帳の配布を開始〈①〉
	7月29日	児童福祉法第1次改正（民生委員法制定にともなう改正）。第12条第3項に「民生委員令」を「民生委員法」に改めたもの。〈⑦、⑨〉	
	9月7日	浮浪児根絶緊急対策要綱閣議決定（浮浪児の収容保護の徹底）。〈①〉	
	10月4日	厚生省、事務次官 里親等家庭養育運営要綱実施を通知（母親クラブ、児童育成クラブの結成促進）〈③、①、⑦〉	
	10月13日	厚生省児童局長、児童文化向上対策要綱実施を通知。母親クラブ、児童指導班の育成開始〈③、⑦〉	
	11月5日	「浮浪児根絶緊急対策要綱の実施について」（厚生次官・国家地方警察本部次長・文部次官・運輸次官・労働次官通牒）〈⑦、⑱〉	
	12月21日	児童福祉法第2次改正（「裁判所法の一部を改正する等の法律」により法第28条第1項の「家事裁判所」を「家庭裁判所」に改めたもの）。〈⑦、⑨〉	
	12月29日	児童福祉施設最低基準公布施行。児童福祉施設に従事する職員の基準を定め、身体障害者福祉司等の資格の法定化〈①、⑦〉。	
	12月-日	厚生省・文部省両省で各都道府県知事、教育委員会長あて「学校における児童福祉法の徹底について」通知〈⑤、⑦、⑱〉	
	12月-日	厚生省「保母養成規定」決める。〈⑦〉	
	-月-日	この年、母子寮開設〈①〉	

○寿産院赤ちゃん大量殺人事件発覚（1948.1.12）

児童福祉法が施行された直後の1948年（昭和23年）1月、貰い子を次々に死亡させた疑いで助産婦の寿産院長と元警官の夫らが逮捕された。1944年（昭和19年）からの4年間に、二百人以上の赤ちゃんを養育費を取って預かり、子どもが欲しい人には、逆に謝礼を取って渡し、貰い手のない子どもには食事も与えず、百人以上が餓死や凍死した事件である。一説によれば、貰い子の数は204人で死亡したのは103人。夫婦は、配給されるミルクや

社会の動向

1947年 (昭和22年)	行政等	3月31日	教育基本法、学校教育法公布。6・3・3・4制を規定。新学校制度による小学校及び中学校が発足。〈⑦、⑫〉
		4月15日	東京都、警視庁と協力して浮浪児「258名」を一斉保護（～23日まで）〈⑫〉
		5月3日	日本国憲法施行。
		5月-日	新学制発布。〈⑦〉
		8月4日	最高裁判所発足 〈①〉
	社会	1月15日	東京上野の地下道で浮浪児などを一斉に保護。朝日・読売新聞で報道 〈⑫〉
		1月-日	「ララ物資」による学校給食開始。〈⑦〉
		1月-日	中央社会事業協会、児童保護対策に関する陳情書提出。〈⑦、⑬〉
		2月-日	沢田美喜、神奈川大磯町に混血児収容施設エリザベスサンダースホーム設立(昭和23年2月1日発足)〈①〉
		3月-日	生活苦等で子どもの家出が続出、戦時の20倍に。〈⑦、⑬〉
		4月23日	アメリカ「少年の町」を設立したフラナガン神父来日。浮浪児対策等で指導し、日本の社会事業振興に大きな感化を行う。以後、東京育成一園、萩山実務学校など全国各地の児童保護施設を慰問（～6月15日まで）〈⑦、⑫〉
		5月5日	第1回児童福祉大会開催（全国児童福祉週間実施、児童福祉法制定促進を決議）。〈①、⑦、⑬〉
		7月5日	NHK、連合軍総司令部CIE（民間情報教育局）の企画による浮浪児救済ものドラマ『鐘の鳴る丘』のラジオ放送開始。〈③〉
9月16日	関東地方大水害（キャスリーン台風）〈①〉		
10月30日	フラナガン神父の来日を機として、厚生省、県の指導により埼玉県庄和町に子供の町開設。〈①〉		
11月-日	全国保育連合会結成。〈⑦〉		
-月-日	第一次ベビーブーム（団塊の世代）。〈⑥〉		
1948年 (昭和23年)	行政等	3月-日	モデル保健所として東京都杉並保健所を設置。これにならって各県に1カ所のモデル保健所を設置。4月、保健所を設置すべき都市として、人口15万人以上の30都市を設定（保健所施行令改正）
		4月7日	文部省「中学校の就学義務並びに盲学校及び聾学校の就学義務及び設置義務に関する政令」を公布（盲・聾学校小学部への義務性を学年の進行により順次施行）。〈⑫〉
		7月29日	民生委員法公布・施行（民生委員令廃止、児童委員制度化）。〈⑦〉
		7月10日	「麻薬取締法」公布・施行 〈①〉
		7月13日	優生保護法公布（9月11日施行）〈⑦〉。人工妊娠中絶の条件緩和①国民優生法廃止、不良不遜の出生防止と母性の保護 〈①〉
		7月15日	少年法改正法（全改）公布（昭和24年1月1日施行。14才未満の犯罪少年、14～18才の家裁送付児童は児童福祉法で扱う）、少年院法公布（昭和24年1月1日施行）〈①、⑦〉
		7月15日	「国立光明寮設置法」公布・施行（国立東京光明寮および国立塩原光明寮設置。視覚障害者の保護、更生、福祉）〈①〉
		7月20日	「こどもの日」制定。〈⑦、⑬、③〉
		7月31日	少年審判所例公布、施行 〈⑫〉。
		9月-日	母子衛生対策要綱実施。〈⑦〉
	12月31日	少年観護所令、少年鑑別所令公布（24年1月1日施行）。〈⑫〉	
	社会	1月12日	寿産院事件発覚（乳幼児・孤児103人を殺害、養育費を着服）。以後連日新聞各紙が報道。〈⑤、⑥、⑦、⑫、⑬〉
		2月12日	フラナガン神父の来日を機として、E.ダントン神父、佐々木鉄治神父らにより、神戸に少年の町開設 〈①〉
4月-日		6大都市の保育所300カ所で「ララ物資」による給食開始。〈①、⑦〉	
5月-日		全国児童福祉関係者会議開催。〈⑦、⑬〉	
5月-日		全国母子保護連盟結成大会開催。〈⑦〉	
8月30日		ヘレンケラー女史来日。以後、全国各地で講演。わが国の障害者福祉の進展に大きな影響を与える。〈⑫〉	
9月-日		日本肢体不自由児協会設立。〈⑦〉	
11月-日	全国保育連合会、幼児教育機関の刷新振興に関する建議及び誓願。〈⑦〉		
12月10日	国連総会「世界人権宣言」採択。〈⑦〉		
12月3日	毎日新聞が、栃木県の農家でおきた戦災孤児、浮浪児の売買事件を報道し、社会問題化する 〈⑫〉		
12月-日	児童福祉施設研究所設立。〈⑦〉		

砂糖もヤミで売って大儲けしていたという。

なお、このような貰い子殺し事件は、戦前においては決して珍しいものではなく、1930年（昭和5年）には、東京・板橋で、養育費目当ての貰い子殺し（岩の坂貰い子殺し事件）が発覚。6人の住民が計33人の子をもらい、うち1名を除いて全員が「変死」したとも言われている（記田順一郎『東京の下層社会』）。また、1933年（昭和8年）には、5年前に貰い子殺しで有罪を宣告された男（33歳）が、再び貰い子殺しで逮捕されており、男は1932年（昭和7年）頃から、主人が女中に生ませた子や職業婦人の赤ん坊を産婆から1人数十円をつけてもらい受け、25人を殺していたと言われている。ただし、こうした事件は、寿産院事件を最後に報道されていない。おそらく、新しく制定された憲法が基本的人権の尊重を掲げ、児童福祉法も施行されたことなどが積み重なって、貰い子殺しの社会的な基盤が突き崩されたのではないだろうか。

なお、「厚生省五十年史」によれば、「寿産院事件を契機に、『児童福祉施設最低基準』が制定、施行された」という。

○「こどもの日」の制定（1948.7.20）

国民の祝日として設定された「こどもの日」の由来を、「児童福祉十年の歩み」から以下に引用する。

「こどもの日」の設定は、国民各層に対し、児童福祉思想を普及するのに大きい意義をもっている。

従来、国の祝祭日は宮廷中心の祝祭日であったが、新憲法が公布され主権が国民の手に移った以上、祝祭日もまた国民の祝祭日でなければならないことから、それにふさわしいものを設定しようという声が国民の間に強くなって、国会において取り上げられ、審議の結果、国民の祝日に関する法律が昭和二年七月二〇日、公布施行され、五月五日は「こどもの日」とされたのである。この法律の第二条には、五月五日の「こどもの日」を、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに母に感謝する日」と規定している。それ以後、この日には児童を祝福する行事が盛んに行われている。

この日を設定した理由については、二三年七月三日の参議院文化委員長の祝祭日の改正に関する調査報告書集録によれば、この日は昔から端午の節句であるが、新しい祝祭日は決して男子だけを対象としたものではない。こどもにゆかりのある日という点からいえば、三月三日をとることもできるが、このころは東北地方や北海道ではまだ雪があって行事には向かないから、季節のよい五月にしたのである。

なお「こどもの日」に「母に感謝する」という意義がつけ加えられているのは、国民の祝日の審議の際、「母の日」を国民の祝日に入れようという要望が相当つよかったので、これを「こどもの日」の意義に含ませたものである。

○「里親等家庭養育の運営に関して」の発出（1948.10.4）

新たに制定された児童福祉法は、近代児童福祉事業の重要な機関として里親養育を位置づけているが、その運営について定めたのが本通知である。ここでは、戦前における里親養育制度の動向について、川嶋三郎厚生省児童局企画課長（当時）が著した「児童福祉法の解説」（1951,中央社会福祉協議会）を引用しながら概観しておく。

川嶋によれば、「里親養育の制度は、我国においては随分古くからあった」が、「不遇な児童に対する保護の一手段として盛んに活用されるにいたったのは、主として明治時代以後のこと」だという。「関東地方では東京養育院を中心にして東京近郊の農家に組織的にあずけられ、最も盛んだった大正五年には五一六名という多数の里子を数えた」「大阪についてみると、明治三七年頃から財団法人博愛社が中心になって和歌山県、奈良県方面の農家に多数の児童を委託し、同社においては特に委託児童の保健指導に意を用い、嘱託医師、看護婦等を毎月一、二回巡回させてその診療に当たらせる等組織的な活動をなし、大正末期には一四五名の里子を委託」していたという。ただし「その後漸次衰退の一路を辿り、第二次世界大戦中には昔日の影をみないほどの状況になった」。

こうした中で、制定された児童福祉法は、「里親養育の慣習を新たに引き上げ、これに近代児童福祉事業として必要な内容を与えて」「重要な機関として再出発せしめることになった」という。

こうした経過をふまえ、里親養育の具体的な取り組み方を示したのが本通知である。

○続発した子どもの人身売買事件（1948-）

1948年（昭和23年）12月3日の毎日新聞が、栃木県の農家を舞台にした戦災孤児・浮浪児の売買事件を報道したことにより社会問題化し、以後、「これが子飼いの村の実態／昔ながらの悪習／人身保護の立場から捨ておけぬ」（12月18日）、「買ひ子は親元へ／焼火箸で傷められた子らも／福島県で七九名／栃木県では千百名」（1月7日）、「人身売買の契約に／“無効宣言”発す／里親制で悪の根を絶つ」（1月8日）など、2か月間にわたって報道された。

『児童福祉の手帖』（徳永寅雄 中央法規出版 1953年）は、1951年（昭和26年）の1月から10月までの間に全国の児童相談所と児童福祉司が取扱った人身売買の事例で、厚生省に報告された188人の児童について、次のような実態を明らかにしている。

年齢別男女別では15歳から17歳の女子が多く113人。養育先の職業では「特飲関係」85人（注：特飲とは特殊飲食店の略で、1946年に公娼制度が廃止されてから1957年に売春防止法が施行されるまで、売春婦を置いていた飲食店のこと）、農業51人。親元の職業では日雇38人、無職29人。児童を売った動機では、家庭貧困54人、生活苦15人。把握の経路では警察通告36人、児童福祉司の把握20人。措置では家庭復帰70人、現状維持24人、施設・里親16人、転職7人などである。

また、児童の具体的な措置に当たっては親元復帰を原則とし、これが「困難又は不適當」な場合には、施設・里親委託の措置を採り、児童を現地に置くことが「児童の福祉」にとって適当な場合に限り、現地で雇用を継続させるとしている。この場合には、児童福祉司の指導監督の基で同居届けを履行し、児童の就学に留意し、使用主が保護受託者として適格なものであるときは、保護受託者としての登録等を考慮する必要がある、としている。

この問題は、児童相談所と児童福祉司に対し、戦前の児童虐待防止法を引き継いだ児童福祉法第34条（禁止行為）をはじめ、同法第30条（同居児童の届出、1949年児童福祉法第3次改正で新設）、同法第27条第1項第3号（里親（職親）制度）の運用を厳しく問いかけるきっかけとなった。

○厚生省児童局「全国児童福祉司名簿」公表（1948.11.1）

『最新児童福祉法の解説』（1999、時事通信社）によれば、「児童福祉法のうち児童福祉司に関する規定は、1948年（昭和23年）1月1日から施行され、当初の児童福祉司の定数は、全国で372人であった」という。

ところで、厚生省児童局は、1948年（昭和23年）11月1日現在における「全国児童福祉司名簿」を公表している。『児童福祉法成立資料集成』（ドメス出版）に掲載されている本名簿を見ると、この時点での全国の児童福祉司数は（11月16日に追加報告された大阪府の9名を加えて）314名となっていた。ただし、登録人数には、児童福祉司心得および任命予定者を含み、手書きで書き込まれているとされたものも加えている。（表1-1）

なお、「児童福祉司心得」に関しては、1948年（昭和23年）9月10日に出された「児童福祉法の運用に関する疑義及びこれが解答について（その四）」（各都道府県知事あて厚生省児童局長通知）において、次のような質疑がなされている。

「問一 児童福祉司の任用については、児童福祉法施行令第八条に規定する資格該当者を以てこれにあてることになっているが、実際の任用について、児童福祉司としては適当であっても、官吏任用叙級令により直ちに二級吏員として採用することが困難である場合、これを三級事務吏員又は技術吏員に任命し、児童福祉司心得として採用し、児童福祉司の職務を行わせて差し支えないか」

「答 暫定的な措置としては差し支えない」

当時の児童福祉司は、職階も非常に高く、「児童福祉司心得」は正規の児童福祉司ではなかったということであろう。ちなみに、314名のうち、「心得」と明記されたものは76名であった。

では、新設なったばかりの児童福祉司に、この当時どのような人が就いたのか。先の名簿には、担当区域や現住所などとあわせて最終歴も載せられているので、それによってみると、女学校校長、国民学校長、中学校長、小学校長、師範教授、前市会議員、村会議員、病院書記長、僧侶、牧師、警視庁巡查、児童相談所員、少年保護相談所長、民生委員、教育審議会委員、医師、県事務吏員、朝日新聞企画部員、会社員、会社社長、満州国官吏、生活協同組合理事長、少年保護司、文部教官、少年審判所調査員、市社会課長、道教育課長、労働委員会事務局長、県浮浪者収容所勤務等々の履歴を持つ人々が児童福祉司の任を与えられていたことがわかる。

児童福祉司の任用に関しては、各都道府県知事あて1948年（昭和23年）3月31日に発出された厚生事務次官通達「児童福祉法施行に関する件」において、「児童福祉司の選任に際しては、令第八条により、人格円満で実行力があり真にケースワーカーとして適当な人物を採用すること」とされていたので、児童福祉に関する専門性もさることながら、人物本意で選任された可能性も考えられよう。

○「改正少年法と児童福祉法との関係について」（1948.12.28）

本通知は、1948年（昭和23年）7月に改正された少年法が翌年1月1日から施行せられることにともない、各都道府県知事あてに厚生省児童局長通知から発出されたものだが、「罪を犯した少年及び一四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年は、家庭裁判所の審判に付せられ、児童相談所においてはこれを取り扱わない」としたほか、「浮浪児の一斉保護については、警察署及び家庭裁判所と連絡し、三者協力してこれを行うことが望ましい。但し、児童相談所長の行う一時保護の権限は、児童の保護のために必要なときは、児童自身の意思を問うことなく、これを行うことができるものと解する」と述べている。児童本人の意思を問うことなく一時保護が可能という制度設計は、浮浪児対策が大きく影響して明確化されたものとして注目される。

表1-1 全国児童福祉司名簿記載人数
(平成23年11月1日付)

自治体	定数	人数	自治体	定数	人数
北海道	17	14	滋賀	3	3
青森	3	3	京都	16	16
岩手	3	3	大阪	34	30
宮城	3	3	兵庫	19	15
秋田	3	3	奈良	3	5
山形	4	3	和歌山	4	4
福島	4	4	鳥取	3	3
茨城	3	3	島根	3	3
栃木	4	4	岡山	4	3
群馬	4	3	広島	9	9
埼玉	6	4	山口	10	10
千葉	7	7	徳島	3	3
東京	50	47	香川	3	2
神奈川	23	19	愛媛	6	4
新潟	6	6	高知	3	2
富山	4	3	福岡	19	5
石川	5	5	佐賀	3	3
福井	3	3	長崎	7	4
山梨	3	3	熊本	6	4
長野	6	5	大分	5	4
岐阜	4	3	宮崎	3	1
静岡	9	6	鹿児島	4	4
愛知	20	20	沖縄		
三重	7	3			
定数計		371名	(名簿搭載数)		314名

児童福祉行政関連

1949年 (昭和24年)	児相	3月4日	厚生省児童局長通知「児童福祉司の職務及びその指導監督について」〈④〉	
		3月30日	厚生省児童局『児童福祉事業取扱事例集』刊行〈⑫〉	
		6月15日	「児童福祉法と少年法の関係について」通知	
		11月5日	国際連合本部より国際連合社会事業官（Social Affairs Officer）として、アリス・ケニヨン・キャロル女史が来日。全国14か所の児童相談所を視察後、大阪府、福岡県、宮城県の各中央児童相談所に入り実地指導。この間4期に分けて活動報告書を国連に提出。〈②、③、⑤〉	
		-月-日	大阪府児童福祉司会・六合会発足〈⑫〉	
1949年 (昭和24年)	児福	1月-日	厚生省児童局長、昼間里親の運営に関し通知。〈⑦〉	
		2月-日	GHQのマーカソンA.H.児童養育上考察されるべき諸問題を発表（児童福祉施策の6項目を示し、特に児童施設の家庭的指導を強調）〈①〉	
		3月-日	厚生省児童局廃止案に反対運動	
		5月18日	厚生省、私立教護院の認可を差し控えるよう指導通知〈①〉	
		5月14日	「親元を離れ他人の家庭に養育され、又は雇養されている児童の保護について」厚生、法務、文部各次官連名通知。〈⑦、⑧、⑬〉	
		6月14日	内閣に、青少年問題対策協議会を設置〈①〉	
		6月15日	児童福祉法改正（少年法との調整、同居児童の届出制度の創設。改正の直接の契機は、1948年末からの栃木、福島両県で起こった人身売買事件）。〈①、⑤、⑦、⑨、⑬、⑭〉。	
		6月28日	児童福祉審議会を設置（中央児童福祉委員会）。児童憲章制定準備委員会設置を決定〈①、⑤、⑦、⑬〉	
		9月15日	シャープ税制改革勧告により、措置費が地方財政平衡交付金に。〈①〉	
		10月26日	厚生省児童局長通達により生活困窮児童救護のためのユニセフ救援物資配給開始。〈①、⑦〉	
		10月31日	厚生省社会局長、民生委員、児童委員の公的保護事務における活動範囲について通達（民生委員は公的保護の協力機関になる）〈①〉	
		11月30日	母子福祉対策要綱を閣議決定（母子家庭に対する公的扶助・母子寮の整備等）。母子家庭の母親に対する就職の斡旋、資金の貸付等を決定〈①、⑦、⑬〉	
		12月29日	児童福祉施設最低基準の公布。〈⑫〉	
12月-日	母子福祉対策国会議員連盟、緊急方策を提言。〈⑦〉			
1950年 (昭和25年)	児相	3月31日	厚生省児童局『児童のケースワーク事例集』刊行〈⑫〉	
		7月31日	厚生省、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」通知。〈⑤、⑬〉	
		8月25日	キャロル女史、児童相談所に対する実地指導を終え、母国カナダに帰国。精神科クリニックにPSWとして職場復帰する。〈⑫〉	
		-月-日	児童相談所員及び児童福祉司現任講習会（於；東京）〈⑫〉	
		-月-日	児童相談所鑑別員講習会（於；東京）〈⑫〉	
	1950年 (昭和25年)	児福	1月14日	「児童福祉施設最低基準の特例に関する省令」公布。特別の場合の基準緩和（1月1日実施）〈①、⑦、⑬〉
			3月-日	厚生省児童局長、戦災孤児等合宿教育所の養護施設への転換について通知。〈⑦〉
			4月1日	児童保護措置費が地方財政平衡公布金に繰り入れられる（52年度まで）。〈③、⑦、⑧、⑬〉
			5月30日	児童福祉法第4次改正（①虚弱児施設と肢体不自由児施設を療育施設から分離独立。②里親最低基準設定、③一時保護の費用を徴収しないこと等）。〈⑤、⑨、⑦、⑬〉
			6月1日	政府、全国要保護児童調査実施、適切な養護を欠く児童92,940人、不良化している児童41,865人。〈⑤〉
			9月-日	厚生省児童局編『保育所運営要領』出版。〈⑦〉
			10月1日	第1回里親デー実施。〈③、⑦〉
			11月-日	厚生省児童局「児童福祉法改正試案」〈⑫〉
			11月-日	京都市、昼間里親制度を全国で初めて創設。〈⑦、⑫〉
			12月-日	厚生省児童局「児童福祉法案」〈⑫〉
12月19日	厚生省、厚生省報告例の改正により児童福祉統計を整備。〈⑤〉			

○厚生省児童局『児童福祉事業取扱事例集』刊行（1949.3.30）

本事例集は、その後毎年発刊され、合計20集に及ぶ「児童のケースワーク事例集」の第1集である。「編者のことば」には、発刊の経緯が、次のように述べられている。

「このさ、やかな児童福祉取扱事例集は、児童福祉法運営の第一線にあって、現在働いておられる全国各地の児童委員及び児童福祉司、各施設の方々のケース・ワーカーにお願いし、報告して頂いた貴重な経験や資料等、二百余件の中から児童福祉関係者の好みなテキストとして配布するため、審議委員会の慎重な審議を経て選んだ一二件を、第一次の発表として編纂したものである」

また、本事例集には、GHQ総司令部公衆衛生福祉部福祉課教育係長フロレンス・ブルーガーが「序」を寄せ、「この小冊子が児童福祉事業のみならず、他の社会事業の分野に働かれる方達にも広く読まれて、その方達が事例記録をどしどし作られる動機となり、それらの記録が、今日、この国で非常に必要とされるケースワークの教科書に取入れられてゆくよう私は切に望んでいるものであります」と述べていた。

本事例集に掲載されたのは12編だが、そのために提出された資料は、全体で233件。それを取扱者別に見ると、児童福祉司が94件、児童委員18件、児童相談所43件、教護院13件、児童施設64件であった。

なお、「児童のケースワーク事例集」全20集のタイトル一覧を末尾の資料1に掲載しているので、参照されたい。

社会の動向

1949年 (昭和24年)	行政等	1月1日	少年法改正法、少年院法施行〈①〉
		1月1日	家庭裁判所発足(全国49都市)。少年観護所、少年鑑別所発足。〈②〉
		4月-日	青少年問題協議会令公布。〈⑦〉
		5月5日	初のこどもの日〈①、⑦〉
		5月8日	初の母の日〈①〉
		5月20日	参議院、青少年不良化防止に関する決議〈②〉
		5月24日	「年齢のとえ方に関する法律」公布(25年1月1日施行。これまでの数え年方式を満年齢方式に変更)〈①〉
	社会	6月15日	少年法改正(家庭裁判所の審判制度導入)。14歳未満の少年については、知事または児童相談所長から送致を受けて初めて家庭裁判所が扱うことに。〈⑦〉
		6月24日	優生保護法改正(本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱者である者および経済的理由のある者に適用)。〈⑦、⑰〉
		12月26日	身体障害者福祉法公布(4月1日施行)〈③〉
		1月15日	初の成人式。〈⑦〉
		1月-日	この年、東北農村から2,500名の児童の身売りが表面化し世論がわいた。〈⑥、⑱〉
		2月1日	少年少女の人身売買事件続出。2月1日、前年から北関東、東北地方における少年少女の人身売買事件続出に対し、労働基準の監督徹底を通達〈①、⑦〉。
		4月14日	衆議院、青少年犯罪防止に関する決議〈①〉
4月28日	青少年指導及び不良化防止対策基本要綱閣議決定(児童の不良化防止強調運動の実施等)〈①〉		
5月24日	未就学児童、「全国で百三十万人」(文部省推定)〈⑳〉		
5月-日	第3回全国児童福祉大会。〈⑦〉		
10月10日	現任教育講習会(於;日本社会事業専門学校 ~27日)〈㉑〉		
11月20日	国連総会、「児童の権利宣言」を採択。〈③〉		
-月-日	年間出生数約270万人でピークに。〈⑥〉		
1950年 (昭和25年)	行政等	1月1日	満年齢による年齢表示実施〈③〉
		5月4日	生活保護法公布、施行(旧法廃止。憲法21条に基づく最低生活の保障、自立助長、不服申立制度等が確立)〈①、③〉
	社会	2月6日	各都市に多数の浮浪者。林厚相、上野地下道・浅草でその状況を視察〈①〉
		3月-日	新制中学初の卒業生に求人がなく、8割の失業が伝えられた。〈⑱〉
		7月-日	全国保護司連盟発足。〈⑦〉
		11月7日	「全国養護施設協議会」結成(54年6月第1回養護施設大会開催、56年7月全社協養護部会、61年12月全社協養護施設協議会に改組)。〈⑦〉
		-月-日	生活苦からの妊娠中絶が増加〈㉒〉
-月-日	この年、平均寿命が初めて60歳を越える(男58.0歳、女61.5歳)〈①〉		

○「児童福祉法と少年法の関係について」(1949.6.15)

本通知は、児童福祉法および少年法の一部改正に伴い、各都道府県知事あてに厚生事務次官から通知されたものである。

そこでは、児童に対する強制力の行使について、「従来は、児童福祉法の諸機関が児童に対して強制力を行使することに関しては、明確な規定を欠いていたのであるが、今回の改正によって『都道府県知事又は児童相談所長が、たまたま児童の行動の自由を制限し又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三三条及び第四七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。』(児童福祉法第二七条の二及び少年法第六條第三項)という新规定が設けられて、その関係が明確にされた」と述べるとともに、児童相談所が行う一時保護における強制的措置に関しては、裁判所の許可が不要であることを、次のように説明している。

- (1) 家庭裁判所の決定によらなくても児童に対して、強制力を行使することができる場合は、児童福祉法第三三条の規定に基く一時保護と児童福祉法第四七条の規定に基き児童福祉施設の長が親権を行使する場合であるが、一時保護は終極的な保護ではなくて、終極的な保護の措置をとるまでのごく短期間のものであり、児童福祉施設の長が親権を行使する場合は親権の性格からいって、それには自ら限界があるから、家庭裁判所の決定によらなくても児童に対して強制力を行使できるとされたものであること。
- (2) 一時保護の権限は、児童の保護のために必要なときは児童自身の意思を問うことなく強制力を以て、保護することができるものであること。
- (3) 児童福祉施設の長が行う親権の範囲に関して、疑問の生じたときには当省に照会されたいが、逃走しつつある児童を連れ戻すことは、右の親権の範囲として当然行いうるものであること。

なお、親権の範囲を超えて、たとえば児童を一室に監禁するようなことは前述の如く、家庭裁判所の決定によらなければ出来ないものであること。

○児童福祉施設最低基準の公布（1949.12.29）

児童福祉施設最低基準を規定するにあたっての経緯を、松崎芳信伸厚生省児童局企画課長（当時）の著作「児童福祉施設最低基準」（1949,日本社会事業協会）を引用する形で紹介したい。松崎は、「最低基準（minimum standard）」という表現を、1947年（昭和22年）5月頃GHQのマーカソン氏から初めて聞き、「これは児童福祉法の条文にとりいられるぞ」と直感したという。ただし、「最低基準」という言葉自体は、1919年（大正8年）10月に内務省が編纂した冊子「児童保護の最低基準」で使われていたという。

それはさておき、日本における最低基準は、浅賀ふさ女史によって翻訳されたアメリカワシントン州の基準を参考にして、1947年（昭和22年）12月の日本社会事業協会児童部によって「児童福祉施設最低基準案」が編纂され、これが基礎となって規定されたとされる。

最低基準策定に当たっては、『『持てる国アメリカ』の最低基準は、特に物質面においては、『持たざるわが国』の最低基準ではありえないのであって』、公布されたものは「日本社会事業協会案当時のものから見ると、ある意味において、非常に日本的なものに化して」いたという。その上で松崎は「児童福祉施設最低基準も、年一年、高い所に高められ、やがては欧米のそれに『追いつき』それを『追いこす』ことを、理想としてはもたなければならぬであろう」と述べていた。

○アリス・K・キャロル女史による児童相談所への実地調査と実地指導（1949-50）

①アリス・K・キャロル女史について

アリス・K・キャロル女史（Alice Kenyon Carroll）が社会事業官・児童福祉コンサルタントとして、国際連合・社会活動部から派遣され、来日したのは1949年（昭和24年）11月5日のことである。母国のカナダで主に精神保健分野のソーシャルワーカーとして活躍していた女史の来日時の年齢は50歳か51歳であった。通訳としてキャロル女史に随行したのは、わが国における医療ソーシャルワークの開拓者・浅賀ふさである。

以後、翌年の8月25日に離日するまでのおよそ10か月間、わが国の児童相談所の機構改革を中心に、児童福祉行政全般の整備と現任訓練のために、大阪府、福岡県、宮城県などの中央児童相談所で精力的な実践活動を行い、「キャロルレポート」を綴り、相談業務の実現場に多大な足跡を残した。その概要は次項②を参照されたい。

帰国後、カナダのバンクーバー市にある州立児童相談所精神医学的ソーシャルワーク部長の職に就いたキャロル女史は、1958年（昭和33年）11月下旬、カナダの代表として第2回国際児童福祉研究会議に出席のため再来日、会議終了後の12月7日に仙台市を訪れる。翌8日から9日までの2日間、宮城県中央児童相談所の事例研究会に出席し、児童福祉司や心理判定員らの実務レベルの高さに驚嘆している。その翌日には、東北・北海道地区児童福祉関係者研修会に出席し、「家族及び児童の要求に合った地域社会事業について」と題する記念講演を行っている。

さらにキャロル女史は福岡県、大阪府を回り、かつて精魂傾けた実地指導の成果がどのように上がっているかを視察しているが、宮城県での感激とは異なり、福岡県では落胆の方が大きかったと言われている。また、このとき、大阪市中央児童相談所も訪ねている。

なお、キャロル女史はその後3回目の来日を計画し、宮城県中央児童相談所の訪問を熱望していたようだが、病に倒れ、実現しなかった。没年月日は不明である。

②アリス・K・キャロル女史による児童相談所への実地指導（1949-50）

キャロル女史が1949年（昭和24年）12月中旬から翌年の1月下旬にかけて実地調査を行った中央児童相談所は、埼玉県、栃木県、群馬県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県で、京都府のみ5月中旬に行っている。

実地指導に入った中央児童相談所は3か所で、大阪府は1950年（昭和25年）2月28日からの3か月間、福岡県は6月1日からの2か月間、宮城県は8月3日からの2週間である。大阪府では業務マニュアルと現場職員のための現任訓練のプログラムを作成し、現任訓練にはキャロル女史の他に竹内愛二らが講師として加わり、キャロル女史が「ケーススタディと質問」、竹内愛二が「ソーシャルケースワーク」を講義している。宮城県では事例研究に、福岡県では組織体制の整備と児童相談所の建設計画に取り組んでいる。

近畿6府県の児童福祉行政担当の幹部職員と児童相談所長、児童福祉司を対象とした児童福祉事業研修では、キャロル女史が児童相談所の実地調査の結果について所感を述べた後、出席者から質問のあった児童相談所の人員配置の不十分さ、児童相談所と児童福祉司や市との役割分担の不明確さ、中央と地域の児童相談所の役割分担のあり方、一時保護機能の持ち方、診断や指導のサービスを提供するための人材不足の問題、都道府県レベルでの職場内研修の必要性などの問題に答え、濃厚な問題提起をしている。

とりわけ児童相談・措置、一時保護、診断指導の3部門の分離独立と児童相談所の診断指導への特化は、キャロル女史が力説していた機構改革案であり、キャロル女史の主張の根幹をなすものであったが、わが国の児童相談所を取り巻く財政事情と行政組織の特殊性などにより、キャロル女史の提案は後方に追いやられ、むしろ行政機関の色彩を濃くしていくことになる。キャロル女史の業績は「キャロルレポート」に残されている。

○厚生省児童局『児童のケースワーク事例集』刊行（1950.3.31）

厚生省児童局は1950年（昭和25年）3月、主に児童相談所の所員と児童福祉司を対象に、207頁の『児童のケースワーク事例集』を刊行する。前年4月に刊行された『児童福祉事業取扱事例集』に続くものである。徳永寅雄は編集後記で、「多少専門的なケース記録の形式をとり、事業関係者のテキストブックにしようという意図のもとに編集を進めた」が、「発達過程にあるわが国のケースワークそのままの姿として、不十分な点も少なくないが、昨年のもより一歩前進している」と綴っている。

相談実務の端緒についたばかりであるだけに、ケースワークの実践記録としては未熟さを露呈しているものもある。今日の児童相談所では到底あり得ない、児童福祉司の独任制の弊害と、児童福祉司と児童相談所との分断された関係の問題性をもろに表わした実践記録が散見される。しかし合わせて11編の事例は、短期間にケースワークの実際を学び、実践を積み上げたものであり、その成果を明らかにしたことは、児童福祉司のレベルの高さを物語るものとして評価すべきである。また、全国の児童福祉司から54人もの応募があり、相談業務に対する燃え滾るような心情と旺盛な研究の姿勢が伝わってくる。

事例に目を通し、指導したキャロル女史は「キャロルレポート」のなかで、「全体的には論文の内容は良く、トレーニングでの進歩がうかがえた」と綴っているが、事例集には、「キャロル女史のケース指導」として、宮城県早坂こと福祉司及び鈴木福祉司取扱ケース、愛知県伊藤福祉司取扱ケース、大阪府小野敬二福祉司取扱ケース、福岡県井上衛福祉司取扱ケースが掲載されている。その意味でも、本事例集は貴重な歴史的文献と断言していいだろう。

この事例集で特記すべきは、その大部分が今日の虐待の範疇で検討されるべき事例であり、母親の注意不足（Neglect）、実父による習慣的な殴打、教育的な無理解や無関心、継子いぢめ、伯母による度重なる暴言や酷使などが報告されていることである。当の児童福祉司に虐待の認識があったかどうかは別にして、これによって児童相談所と児童福祉司が関わる当時の要保護児童が、保護者から何らかの虐待を受けていたことが分かる。

○「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」通知（1950.7.31）

1949年に発出された「児童福祉法と少年法の関係について」において、家庭裁判所の決定によらなくても児童に対して、強制力を行使することができる場合として「児童福祉法第三三条の規定に基く一時保護と児童福祉法第四七条の規定に基く児童福祉施設の長が親権を行使する場合」が明示されたが、本通知では、一時保護所や児童福祉施設における強制的措置の運用に関して、さらに具体的に述べている。そこでは、「児童に対し、強制力を行使することは極めて例外的な場合に限られるべきであって、本来は、児童に自由な環境を与え、あたたかな態度でこれに接することによって、施設内の日常生活におのずから魅力を持たせるようにすることが原則であること。やむを得ず強制力を用いる場合にも決して権力的な態度で臨むことなく、その措置がその児童の真の福祉を保障するために行われるものであることを忘れてはならない」と述べつつ、「一時保護を加えようとする児童が過去において繰り返し逃走した経歴を有する等の事情のために、十分な監視を以ってしても、其の逃走を防止することが出来ないと認められるような場合、この種の児童に対しては、これを窓に格子を用い、扉に鍵をかけることの出来る特別な一時保護室に於いて保護を加えることが出来る」とした上で、実施に当たっての留意点を、次のように示している。

- (イ) 強制的措置の目的を達成するために容易に破壊されないような構造であることは必要であるが、太すぎる格子を用いたり、窓を小さく、或いは高く設ける等刑罰を科する場所のような設計ではなく、あくまでも通常の部屋という印象を与えるように留意すること。
- (ロ) 一般衛生特に採光換気に注意し、たとえ格子がはめられ鍵が施されていても、努めて明るい感じを与えるように工夫すること。
- (ハ) 児童を一人づつ鍵をかけた個室におくことは不可であって、一室の広さは出来るだけ広くし、その中における児童たちの行動は事情の許す限り自由にする。また建物の構造その他の条件を考え合わせて出来ることならば、各々の室の扉には鍵をかけず廊下の扉に鍵をかけて児童が各室や廊下を自分の行動の範囲とすることが出来るような考慮が望ましいこと。
- (ニ) 観察室より観護者が常に児童の生活を観察し、児童から何等かの意思表示があった場合には必ずこれに応ずることが出来るようにすること。
- (ホ) 火災等の非常時に際し、児童の完全救出が出来るよう建物の構造上に留意すること。

*

この点は、現在の児童相談所運営指針にも基本的に引き継がれており、「子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体の自由を直接的に拘束すること、子どもを一人づつ鍵をかけた個室におくことはできない」とされている。

なお、こうした強制的措置が司法判断を経ないで行い得る理由として挙げられていたのが、「一時保護は終極的な保護ではなくて、終極的な保護の措置をとるまでのごく短期間のもの」（1949年通知）であるということ、また、「児童に対し、強制力を行使することは極めて例外的な場合に限られるべき」（本通知）と述べている点は、現在の児童相談所の運営においても、決して忘れてはならないことであろう。

2. 児童福祉マニアル以後（1951年3月～1957年2月）

児童福祉行政関連

1951年 (昭和26年)	児相	3月31日	厚生省児童局『児童福祉マニアル』刊行〈③、④、⑤〉
		4月1日	厚生省児童局、宮城県、大阪府、福岡県の各中央児童相談所をモデル児童相談所に指定する。〈②〉
		6月6日	児童福祉法第5次改正。児童相談所長及び所員の資格要件を規定、児童相談所と福祉事務所との関係について、その職務分担を明確化、児童福祉施設長が親権を行う場合を明確化、児童相談所長が親権喪失請求できることを規定、児童福祉施設長の措置児童受け入れ義務を明確化。〈③、⑤、⑦、⑨、⑱〉
	児福	1月11日	中央社会福祉協議会設立（後の全国社会福祉協議会。日本社会事業協会、同胞援護会、全日本民生委員連盟合体）。〈①〉
		2月-日	児童局長・社会局長連名で精神薄弱児施設における低年齢超過者の保護について通達（生活保護施設の併設を認め年齢超過者を引き続き保護）。〈⑦〉
		5月-日	厚生省、身売り児童5000人と推定。〈⑦〉
		8月-日	生活難から児童福祉法違反事件（人身売買）激増（山形・東京・福岡・奈良など約5,000人）。〈①、⑱〉
11月-日		昭和27年度予算大蔵案において、児童保護費及び生活保護費を5割補助（現行8回）にすることを条件に、養護措置費を平衡交付金から外して、補助金とする旨提示。〈⑦、⑱〉	
12月19日		厚生省、「身体に障害のある児童に対する福祉の措置に関して」通知。〈⑤〉	
1952年 (昭和27年)	児相	3月25日	厚生省、「児童福祉必携」発行。〈④、⑤〉
		7月1日	児童福祉法第7次改正（児童福祉司を児童相談所職員とし、児童相談所長の指揮監督下に入る。措置費の国庫負担制度への切り替えなど）。児童の街頭労働等禁止などを規定。〈①、③、⑤、⑦、⑱〉
		7月5日	厚生次官通知「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」〈④〉
		7月28日	厚生省児童局長通知「児童相談所長と児童福祉司との関係について」〈④〉
	児福	2月-日	次官会議の決定により、厚生省事務次官から人身売買防止対策の強化推進と各都道府県知事に対して要請。〈①、⑦〉
		3月31日	厚生省、施設入所の混血児調査実施（児童養護施設等に入所中の児童482人）〈①〉
		6月30日	児童福祉法第6次改正。〈⑦、⑱〉
		7月19日	精神薄弱児育成会（手をつなぐ親の会）結成。
		8月14日	児童福祉法第8次改正。〈⑦〉
1953年 (昭和28年)	児福	2月4日	児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令公布・施行（79年5月廃止）。無資格保母の代用認める〈①〉
		3月16日	児童福祉法第9次改正（児童保護費の徴収認定機関を市町村長から知事とするなど）。〈⑤、⑦、⑱〉
		3月16日	厚生省、中国引揚孤児対策要綱を実施（3月から9月までの同地区引揚孤児は103名）〈①、⑦〉
		3月25日	厚生省、「市町村と児童福祉活動」発行。〈⑤〉
		4月1日	政府、児童保護措置費、地方平衡交付金から国庫負担制度（8割負担）に復活。昭和25年に地方財政平衡交付金が発足して以来打ち切られていた児童福祉措置費の国庫負担制度復活〈①、⑤〉
		4月-日	厚生省、「肢体不自由児対策の推進について」通知。〈⑦、⑱〉
		7月21日	中央児童福祉審議会、混血児対策に関し答申。〈①、⑦、⑱〉
		8月15日	児童福祉法第10次改正（行政庁は、児童福祉施設の設備、運営について改善勧告、命令等ができることとした）。〈①、⑦、⑱〉
		8月19日	混血児問題対策要綱実施（混血児の援護と偏見の除去）。〈⑦〉
		9月-日	厚生省、「児童委員制度の運営について」通知。〈⑤、⑦、⑱〉
		9月-日	厚生省児童家庭局長各都道府県知事宛「保育所の認可等について」通知（各都道府県は認可前に厚生省と内議を必要とする）。〈⑦〉
		12月22日	中央児童福祉審議会、性的出版物映画等の児童に対する悪影響の防止に関し、決議〈①〉

○『児童福祉マニアル』刊行（1951.3.31）

厚生省児童局は、1951年（昭和26年）3月、キャロル女史の指導と助言を基に、定価160円、135頁の『児童福祉マニアル』を刊行する。序文には、「児童相談所長を初め凡ての職員、（精神医、臨床心理家、ソーシャルワーカーおよび看護婦又は保健婦、一時保護ホームの職員達）の為に書かれたもの」とある。「キャロルレポート」によると、当初、キャロル女史は福岡県中央児童相談所の機構改革のために作成しようとしていたが、厚生省児童局の官僚から、全国的に活用できる手引書としてまとめて欲しいとの提案があり、大阪府と宮城県で実地指導した内容も盛り込むことになったという。

第一部では社会福祉とは何かから始まり、ケースワークの理論と技法の他に、グループワークやソーシャルアクション、社会福祉計画、コミュニティオーガニゼーションに至るまで、ソーシャルワークの全体像について叙述している。

社会の動向

1951年 (昭和26年)	行政等	5月5日	児童憲章制定宣言。〈③、⑤、⑥、⑦、⑱〉。
	社会	1月-日	全養協、施設長から親権を削除する児童福祉法改正に反対、要求通る。〈⑦〉
		5月-日	全国母子福祉対策協議会発足。〈⑦〉
		8月-日	生活難から児童売買激増。〈⑤〉
		9月-日	行政機構改革に伴う労働省婦人少年局・厚生省児童局の廃止の動きに、国民的反対の世論起り、民間団体反対の反対協議会開かれる。〈⑦〉
		11月-日	乳児院全国組織「全国乳児院協会」結成。〈⑦〉
		-月-日	生活苦から母子心中、子どもの人身売買激増。〈⑤、⑥〉
		-月-日	この年、少年非行の第一次ピークとなる。少年少女家出激増 〈⑤〉
-月-日	この年、年末生活保護の被保護者の総員204万6000人となる 〈①〉		
1952年 (昭和27年)	行政等	10月-日	京都市、市長が親のない子の身元引受人になる全国初の職親制度実施。〈⑦〉
	12月29日	母子福祉資金の貸し付けに関する法律公布。〈⑦、⑱〉	
社会	5月17日	日本子どもを守る会発足。〈①、③、⑦、⑱〉	
	6月-日	「ララ物資」援助終了。なお、⑦では3月終了とされている。〈⑦、⑳〉	
1953年 (昭和28年)	行政等	5月-日	第1回子ども月間運動。〈⑦〉
		6月1日	政府、全国要保護児童調査実施(要保護児童743,600人と推計)。要養護児童9万2,000人、要保護児童26万人(厚生省調査)、混血児童は3,490人(民生委員調査)。〈①、⑤、⑥、⑦、⑱〉
		8月1日	「民生委員法」一部改正。民生委員の職務を関係行政機関に対する協力機関として位置づける。〈①、⑤〉
		8月15日	らい予防法公布(旧法廃止。国の責任明確化、福祉行政の確立など) 〈①〉
		11月-日	母子家庭の就職難打開を日経連に申し入れ。〈⑦〉
		12月-日	次年度予算大蔵原案は生活保護費、児童保護措置費を5割補助に引き下げ(削減の3割分は地方交付税交付金に組み入れ)。〈⑦〉
	社会	6月25日	北九州に豪雨。行方不明1,200人(7月17日和歌山県、8月15日近畿地方に豪雨) 〈①〉
		7月-日	熊本県水俣市に水俣病患者が発生 〈①〉
-月-日	この年、東京に全末の家(母子福祉施設)設立 〈①〉。		

第二部では、相談部(措置部)、一時保護ホーム、診断指導部の3部門の機能とサービスについて解説されているが、分かりにくい。大阪府、福岡県、宮城県の3か所で異なった運営法を設定していると思われること、相談部(措置部)、一時保護ホーム、診断指導部の3部門の有機的な連携の方策が抜け落ちてきていること、一時保護ホームでは「保護所運営の全般的監督の責任」を「寮父及び寮母」に「委任する」と解説していること、診断指導部では、「総合的且協力的な社会機関」としての「家庭及児童指導診療所」として、あたかも独立した部門であるかのように解説していること、3部門と児童福祉司との関係が不明確であること、所長職が医師なのか社会事業専門職なのか統一されていないこと、などである。

この手引書は後に、児童相談所の現場では「キャロルマニュアル」と呼ばれ、実務者には「バイブル」的な存在で、「児童ケースワーカーの必読書」であったといわれている。

○厚生省による3つの児童相談所のモデル指定(1951.4.1)

厚生省児童局は1951(昭和26)年4月1日付けで、大阪府、福岡県、宮城県の3か所の中央児童相談所を児童相談所のモデルに指定する。モデル指定の手法は保健所にならったものと思われる。保健所はGHQ/PHWの強力な指導により、1949年(昭和24年)4月5日に杉並保健所が第一号としてすでに指定されていた。

厚生省児童局は、各都道府県に1か所理想的な保健所を設けることを目指したのと同じように、児童相談所の拠点を構築し、キャロル女史が提起したように、「目的に叶った標準的のものをつくってからそのレベルを崩さないで漸次広く及ぼしてゆく」構想であったと思われる。

問題にすべきは、都道府県のなかから3か所をモデル指定した背景である。共通していることは、3か所ともキャロル女史による実地指導が行われたこと、医療系か鑑別・心理系のスタッフが主導していた機関であったことである。宮城県と福岡県は精神科医師が所長に就任していた。それに対し大阪府では、「ニューヨークの社会事業学校を卒業した」社会事業の専門職が就任していたことと、創設時から鑑別員に知能検査の手解きをしていた鈴木治太郎が囑託として控えていたことが決め手になったのではないと思われる。キャロル女史は大阪で鈴木治太郎に出会ったことが「大きな驚きであり喜びであった」とし、鈴木を「ピネー法検査の世界的権威者と絶賛した」と語っている。さらに大阪大学医学部の精神科医の全面的な協力を得ることができたことも大きかったのではないかと。

キャロル女史の児童相談所改革の真のねらいが、3部門の機能分化によるチャイルド・ガイダンス・クリニックへの純化であったことからすれば、大阪府は精神科医を背後に、有能な鑑別員を要としたモデル児童相談所になり得ると考えたのではないかと。また、宮城県と福岡県については、文字通り精神科医師を中心としたモデル児童相談所である。

○児童憲章の制定（1951.5.5）

「児童憲章」は、前文に「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める」「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」と書き、全12章からなっている。この児童憲章は、児童福祉法は制定されたものの未だ社会には古い児童観が払拭されず、児童のいわゆる人身売買等もあとをたないという状況の中、1949年（昭和24年）6月に開催された「第14回児童福祉審議会」において、「児童の権利を守るための児童憲章が制定され、国民全体の責任において明るい未来を児童に確保することに努力することが望ましい」という全会一致の意見で着手された。

その後、十数回に及ぶ児童憲章制定準備委員会を経て、1950年（昭和25年）5月に開催された「第4回全国児童福祉大会」において、「(一) 児童憲章というものは、社会のすべての成員が児童の福祉を図るための国民的約束であって、国民一般の意志によって作成せられ、すべての国民を道徳的に拘束するものであること、(二) その制定には、すべての国民が参加できるような機会が与えられること、児童福祉思想の普及徹底の実をあげようように審議され、その成果として制定せられること、(三) このため中央、地方の児童の福祉に関係ある公私諸機関の審議と協力を得よう中央および地方福祉審議会において必要なあつ旋を行うこと、(四) 児童憲章の国民的最終決定は、昭和二六年五月を期して制定、宣言する」との基本方針が決まった。

これを受けてさらに広く国民の中で議論が続けられ、最終的には、内閣総理大臣の招集によって衆参両院議員30名、中央官庁推せん協議員68名、各都道府県知事の推せん協議員138名、計236名が出席し、1951年（昭和26年）5月4日、5日の両日総理官邸において児童憲章制定会議が開かれ、ほとんど原案どおりで、満場一致の了承を得て、5月5日児童憲章が誕生した。

○戦後非行の多発期（第一次、第二次、第三次）

戦後から現在まで、少年非行のピークは大きく3つあるといわれている。

①第一次のピーク<1951年（昭和26年）頃>

終戦直後の社会的混乱と経済的困窮の中、成人による犯罪が増加したと並行して少年非行も増加していた。この頃の非行は、生活の糧を得るために行われた生存型の非行であったと言われている。一方で、「スリル」を求める非行もあったとの指摘もある。

昭和20年代は、1948年に新警察制度、110番通報制度が、1950年にはパトカーが導入された。またこの時期には風俗営業取締法などの犯罪を取り締まる各種営業関係法令が整備された。並行して、少年警察の組織の確立と強化が図られた。また、各地で防犯協会が結成された。この頃は大量の覚せい剤（「ヒロポン」）が広まっていた時期である。

②第二のピーク<1964年（昭和39年）頃>

戦後の復興をほぼ終えた高度経済成長の時代であるが、急速な経済成長は社会に歪みをもたらし、公害問題や都市化の進展にともなう享乐的風潮の高まりによる風俗環境の悪化等を招いた。このような情勢の中で、少年非行も凶悪犯、粗暴犯を中心に増加し、昭和39年にピークを迎えた。この頃の非行の特徴は遊び型の非行であり、「カミナリ族」や睡眠薬乱用などの薬物非行の増加がみられた。

③第三のピーク<1983年（昭和58年）頃>

昭和50年代に入り、巨大な消費社会が築かれたことにより、消費者金融、訪問販売、クレジットカードなど消費生活の新たな仕組みがでてきた中、サラ金や訪問販売がからむ消費者トラブルが多発し、無限連鎖講（ネズミ講）、マルチ商法、豊田商事事件に代表される悪質商法等、多様な経済事犯が頻発した。経済的に豊かな社会が実現した反面、社会の連帯責任の希薄化、核家族化、価値観の多様化の進行、ゲームセンターやアダルトショップ等の増加といった有害環境の拡大等を背景に少年非行の低年齢化と一般化が進行し、昭和53年頃より始まった第三のピークの山は、昭和58年頃に量的にも戦後最悪の検挙数に達した（出典⑤には、第三のピークは「昭和53年に迎える」を記載されている）。この頃は、校内暴力、対教師暴力、暴走族などが横行していた。

④戦後第四の上昇局面

なお、1993年（平成5年）からは戦後第四の上昇局面に転じたとされているが、少年自身の規範意識の希薄化などにより、凶悪化、粗暴化が進展し、覚せい剤等の薬物汚染や、女子少年の性の逸脱行為の拡大という問題が深刻化し、加えてこの時期には、経済的には一見何の問題もないと思われる「普通の子」による「いきなり」型の非行が目立つなどの質的变化がみられているとも言われている。

○『児童福祉必携（児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員の活動要領）』刊行（1952.3.25）

改正された児童福祉法がキャロルの予想したものとはならなかったことをふまえ、「現行法の枠の中で、キャロル女史の指導の結果を、最もよく生かす趣旨の下に作られた」（はしがき）のがこの「児童福祉必携」である。「はしがき」にはさらに、都市と農村での相当の開きがあるとして、「各都道府県共通に間に合うような統一的な執務必携を作ることは、非常に困難である。従ってこの活動要領も、各都道府県の執務必携を作るための参考資料を提供するという意味合いも強い」と述べていた。事実、国としての執務必携は、この後5年を経た1957年ま

で待たねばならない。

○児童福祉司制度の創設およびその変遷（児童福祉法第7次改正）（1952.7.1）

児童福祉法制定、施行当初、児童相談所から独立した機関とされた児童福祉司は、その後、幾多の変遷を経て1952年（昭和27年）に児童相談所組織に組み込まれ、児童相談所の職員となった。そこで、児童福祉法制定初期における児童福祉司制度の創設とその変遷について、「最新児童福祉法の解説」（1999,時事通信社）を引用する形で紹介したい。以下のとおりである。

*

児童福祉法のうち児童福祉司に関する規定は、昭和23年1月1日から施行され、当初の児童福祉司の定数は、全国で372人であった。法施行当初は、児童福祉司を、他の専門機関に結びつかない独立の機関として、独自に活動させるため都道府県本庁の職員とした。ただし、「児童相談所を職務執行の拠点とし、その担当区域に児童相談所がないときは、地方事務所、支庁、市区町村役場または適当な児童福祉施設とする」「事業第一線の現場において、ケース・ワークに当たるもの」とされていた（昭23・3・31発見第20号通知・第3）。

その後社会福祉事業法の制定に伴って行われた児童福祉法の第五次改正（昭26年6月）において、身分は従前どおり都道府県本庁の職員としたままで「その職務にかんしては児童相談所長の指揮監督を受ける」と改められた。この改正によって、「児童福祉司は、都道府県本庁の職員であって、都道府県知事の定める担当区域によりその職務をおこなうものであるが、この場合、職務執行の拠点は、原則として児童相談所とし、職務執行上多大の不便のあるときは福祉事務所とすること。ただし、児童福祉司の本質にかんがみ、児童相談所の職員とすることは差し支えないこと」とし（昭26・11・8発見第69号）、社会福祉事業法の制定により新たにできた福祉事務所と児童福祉司との関係を明確にしたわけである。

この改正によって、児童福祉司は、福祉事務所のほうへではなく児童相談所のほうへ一歩近づけられたのであるが、一年後の昭和27年7月に行われた児童福祉法の第七次改正に際し、さらにこの制度に検討が加えられ、ついに現行のように、児童相談所の機構のなかに組み入れられることとなった。昭和26年6月の第五次改正の際、試案としてはこのような案も考えられてはいたが、当時の児童相談所の現況から不適当であるとの反対の声が強かったため、その案がとりやめとなり、前記第五次改正の通知に但書きとして「児童相談所の職員とすることは差し支えない」と加えられ、その成り行きを見守ることとしたのであるが、その後の状況を見ると、このような変則的制度は種々の問題を生じ、たんに職務執行の円滑を欠くのみでなく、当時は機構改革が強行されつつあり、児童福祉司がその対象となるおそれも強かった等の理由により、一年余にして再び改正が加えられ児童相談所の機構のなかに入れられて現在に至っている。

○混血児問題対策に関する通知を發出（1953.8.19）

厚生省の「児童福祉十年の歩み」によると、「混血児が社会の深刻な問題となったのは、戦後、わが国に進駐した連合国軍隊の将兵と日本婦人との間に多くの混血児が生れたことにはじまった」のであり、「混血児は、その全部が養護に欠ける児童ではないが、相手方の帰国により生活能力のない母の手に残された混血児、または当初から両親に見はなされた混血棄子等は、養護に欠ける児童としてその対策が問題となり、その数も一〇万ないし二〇万と伝えられ、一時は大きい社会問題として取り上げられた」という。

厚生省は1953年（昭和28年）に実態調査を行い、その結果、当時の混血児は3,490人（他に児童福祉施設収容中のもの482人、合計3,972人）で、その84%が白人系、11%が黒人系であることを明らかにした。

こうした結果をふまえて厚生大臣は中央社会福祉審議会に諮問を行い、大要次の答申を得た。すなわち、(1) 混血児が一般児童と差別されないよう、児童憲章の精神にもとづきすべての児童と平等に育てられるべきこと、(2) 混血児およびその家庭に対しては、その特殊な事情からとくに、児童福祉司、児童委員等による実情の把握、指導等を十分に行い、施設入所の措置、家庭援護の万全を期すること、(3) 混血児問題に関する一般人の啓蒙を行い、偏見の除去につとめること、(4) 政府は、積極的に海外諸国と連絡をとり、海外民間団体・篤志家の協力を求めるよう努力すること等である。

本通知は、この答申にもとづいて出されたものだが、「これよりさき、主として宗教関係等の篤志家の手によって、個々に混血児と外国人との間の養子縁組のあっ旋等も行われていた」とのことで、宮城県中央児童相談所で児童福祉司をしていた板橋登美は、「私は米軍人と日本人女性の間に生まれた子どもとアメリカ人夫婦の養子縁組を50組ぐらいしているんです」と話している（「そだちと臨床」Vol.11）。

児童福祉行政関連

1954年 (昭和29年)	児相	1月27日	厚生省、「児童相談所運営の改善について」通知（児童福祉司、判定職員、一時保護所の充足や研修の充実など）。〈③、⑤〉
		11月-日	全国児童福祉司会発足（会長・銭目長次郎）。〈②〉
	児福	3月31日	児童福祉法第11次改正。身体障害児のための育成医療の給付が制度化 〈①、③、⑤、⑦、⑧、⑱〉
		3月-日	厚生省児童局長、同会計課長より各都道府県知事宛「54年度における保育所運営の指導方針について」通知（保育所費用徴収の全国一律基準設定、保育所入所措置の要否に関して厳格な指導監督）。〈⑦、⑱〉
		4月1日	保育所入所児童に要する措置費の全国画一の徴収基準設定。〈⑦〉
		4月2日	厚生省児童局、母子衛生を主とした地域組織育成について通知。〈⑦〉
		4月30日	厚生省、「精神薄弱児施設運営要領」作成。〈⑦、⑱〉
		5月13日	児童福祉法第12次改正。〈⑱〉
		6月1日	児童福祉法第13次改正。〈⑱〉
		8月1日	厚生省児童局保育課、「母子福祉課」と改称。〈⑦、⑱〉
10月1日		厚生省「養護施設運営要領」刊行。〈⑦、⑱〉	
1955年 (昭和30年)	児福	11月26日	中央児童福祉審議会、児童に有害な映画及び出版物の悪影響防止方策に関し決議（翌年3月同審議会委員長より各都道府県審議委員長あて通知）。〈①、⑦、⑱〉
		11月-日	厚生省「里親制度の実態」について調査実施。〈⑦〉
		11月-日	厚生省、第1回手足の不自由な子どもを育てる運動実施。〈⑦〉
		4月-日	厚生省、児童保護措置費の事務費を現員現給による限度額設定方式で実施、支弁方式は現員払い方式から定員払い方式に改める。〈⑤、⑦、⑱〉
		8月-日	保育所入所児童の措置費の徴収基準改定。〈⑦〉
1956年 (昭和31年)	児福	12月-日	中央児童福祉審議会、要教護児童対策について意見具申。〈⑦、⑱〉
		12月-日	保育所の認可について通知（知事の認可前に厚生省への内議を必要とする。既設の保育所での自由契約児が定員の過半数を占めている私立保育所には、事業の停止や認可の取り消し等の行政処分を積極的に行う）。〈⑦、⑱〉
		12月-日	児童局長「保育所の措置費の適正実施について」通知（①措置費の徴収、②定員制、③入所措置、④現員現給制、⑤措置費経理事務の迅速、の適正な実施と⑥行政事務監査の重点的実施等について指示）。〈⑦〉
		11月1日	政令指定都市に児童相談所の設置が義務づけられる 〈②〉
		1月-日	国際児童福祉連合に厚生省児童局加盟。〈⑦、⑱〉
		4月-日	養護施設児童の飲食物費は「野犬なみ」といわれたが、10円値上げの要求は4円62銭におさえられ、61円68銭と決まった（昭和32年9月まで据え置き）。〈⑱〉
1956年 (昭和31年)	児福	5月2日	中央児童福祉審議会、児童福祉の諸問題に関する意見具申。内容は一般児童の健全育成施策、精神薄弱児施策、要保護児童施策、母子保健施策、身体障害児施策などであり、昭和30年代初期の児童福祉行政の推進のための大きな道しるべとなった。その他教護院の施設整備、要教護児の分類入所の促進など。〈①、⑤、⑦、⑱〉
		6月12日	「地方自治法」「児童福祉法」改正（第14次改正）（政令指定都市に事務の移譲）。〈③、⑤、⑱〉
		8月1日	厚生省、全国母子世帯調査を実施（全国の母子世帯数115万、うち3万は母でない者が子女を養育）〈①〉
		11月-日	初の『厚生白書』発行。〈⑦〉

○厚生省「児童相談所運営の改善について」を發出（1954.1.27）

通知発出の理由として、前文には次の点が述べられている。

「児童相談所は、従来児童を施設に収容保護する場合、その処遇方法につき科学性を高め、その措置の効果を一層大ならしめるため、その機能を総合的に発揮するとともに、児童を施設以外の場所において保護することについても、同様尽力して来たことは広く認められているところであるが、後者の分野においても児童相談所の機能が十分発揮されることは、児童相談所の本来の任務から考えて最も肝要なことであるのでその実施については、左記の諸点に留意して一層の進展を期せられたい」

具体的には、まず最初に、以下に述べる職員の充足が指摘されていた。

- ① 児童福祉司の充足。ここでは、「少くとも福祉事務所の管轄区域毎に一名は必要」「児童福祉司が児童相談所長、児童相談所措置部長等に任用されることその他の事情により生じた欠員は直ちに充足すること」などと述べられている。
- ② 判定指導部職員の充足。ここでいう判定指導部は心理職だけでなく精神科医も含まれており、「判定員特に精神科医の充足につとめることが肝要」とされている。
- ③ 一時保護施設職員の充足。ここでは、1953年（昭和28年）10月に発出された「児童相談所の業務に従事する職員の定数について」により、その実現をはかることとされている。そこで、1953年の通知をみると、「特に一時保護部の定員の充足は甚だ遺憾な点が多く、これは終戦直後巷間に溢れていた浮浪児、孤児等が社会状態の安定とともにその数が漸減しつつあることにもよると思うが」との一節があり、当時の社会状況が戦後の混乱期から変化しつつあることが示唆されていた。

次に、職員の研修についても言及しており、「児童相談所の機能を十分発揮するためには、職員の研修を強化

社会の動向

1954年 (昭和29年)	行政等	1月-日	未熟児保育器がWHOより世田谷乳児院と日赤病院に贈られ、わが国未熟児保育始まる〈①〉。
		6月3日	教育二法成立、学校給食法施行。〈⑱〉
		9月12日	孤児等の職業援護強化を指示。〈⑦〉
		11月12日	孤児、母子家庭児童等の就職援護に関する対策要綱実施。〈⑦、⑱〉
	社会	5月9日	母子家庭を明るくする運動を展開。〈⑦〉
		10月-日	第1回里親委託促進月間実施。〈⑦〉
		11月1日	全国里親連合会発足。〈⑧〉
		-月-日	この年の親子心中件数全国で281件、このうち「母と子」は204件（警察庁調査）、長欠児童全国で276,000人、炭鉱地帯での増が目立った。〈⑤、⑱〉
		-月-日	集団就職列車開始。〈⑥〉
1955年 (昭和30年)	行政等	7月8日	厚生省、『売春白書』発表（全国で公娼50万人と推定）〈①〉
		9月30日	文部、厚生、労働事務次官通達、義務教育諸学校における不就学および長期欠席児童対策要綱を通知。〈①〉
		10月1日	政府、児童委員活動の強化推進要綱実施。〈⑤〉
		12月23日	両親または片親を欠く児童の就職援護対策実施（厚生省、労働省）。〈⑱〉
	社会	2月-日	東京都児童福祉危機打開緊急大会、保育、児童、婦人の3部会が共催。〈⑦〉
		3月-日	全電通、全国5か所の「試行」保育所を獲得。〈⑦〉
		3月-日	職場保育所づくりの第2次運動おこる。〈⑦〉
		4月-日	社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会、社会福祉法人全国社会福祉協議会と改称〈①〉。
		4月-日	社会福祉予算全国代表者緊急大会開催。〈⑦〉
		6月7日	第1回日本母親大会開催（～9日）。〈⑦、⑱〉
		6月23日	岡山県で粉ミルクによる中毒患者が発生（森永ヒ素ミルク事件）。当初は赤ちゃんの奇病と見られていたが、被害は全国にわたり、1956年（昭和31年）当時の厚生省の発表によると、ヒ素の摂取による中毒症状（神経障害、臓器障害など）が出た被害者は12,344人、うち死亡者130名とされている。〈⑤、⑥、⑦、⑳〉
		-月-日	子ども（15歳未満）の人口ピーク（3,012万人）。〈⑥〉
		-月-日	この頃夜間中学校は全国に71校、生徒数は3,000名。下期より57年上期まで神武景気。〈⑱〉
1956年 (昭和31年)	行政等	4月1日	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の補助に関する法律施行。〈⑦、⑱〉
		6月-日	京都に初めての夜間保育所開設。〈⑱〉
	社会	2月22日	「孤児のための全国親探し運動」始まる。戦中・戦後の混乱期に親と離れた子どもたちのために、1946年末に同胞援護会が開始したもので、1947年2月の全国知事懇談会で全国的な親探し運動が提案され、朝日新聞が2月25日に取り上げた。朝日新聞に写真を掲載された児童は合計3802人、親子と対面又は連絡がついた児童は336人。（「児童福祉十年の歩み」から）〈①、⑦、⑱、㉑〉
		5月1日	精薄児の通園施設・小金井児童学園（東京都小金井町）開設（全国の先駆となる）〈①〉。
		7月17日	昭和31年の経済白書発行。「もはや戦後ではない」と銘打つ。安保騒動後の池田内閣は所得倍増政策を打ち出してその後十余年間の高度経済成長を招来した。高度経済成長は、工業化を進展させ、都市部への人口移動・集中を引き起こし、一方、農村では過疎問題が発生した。このような社会の構造変化は、その後の社会福祉、児童福祉に大きな影響を与えた。例えば、都会における児童の遊び場の喪失、交通事故の増加、女性就労の増加や家族構成の変化による保育需要の増加などである。〈⑧〉

することが必要である」として、中央だけでなく地方別単位での研修への参加や、「精神医学会、心理学会等の行う研究発表会に参加」することを勧め、「児童相談所所在地近辺の大学の関係教室の指導力の活用するよう工夫すること」も求めていた。

第三は、関係機関との連絡の緊密化について、第四は、児童相談所における児童問題の調査研究について触れ、「児童相談所による調査研究の計画、実施については特に留意すること」とされていた。

○政令指定都市における児童相談所の設置（1956.11.1）

政令指定都市に児童相談所の設置が義務づけられたのは、1956年（昭和31年）11月1日からである。その際に発出された「指定都市における児童福祉に関する事務処理の特例について」から、児童相談所関連部分を抜粋する。

3 児童相談所に関する事項

- (1) 指定都市は、11月1日以後児童相談所設置の義務を負うこと。
- (2) 府県立児童相談所で指定都市の区域をその管轄区域にもつものは、11月1日以後その指定都市の区域を管轄できないこと。しかしながら、当該児童相談所が指定都市の区域内に設けられていることは差し支えないものであること。
- (3) 管轄区域、取扱児童数等からみて、もっぱら指定都市の区域内の児童の相談、調査等に当たってきたと目される府県立児童相談所は、事務移譲に際し、府県及び指定都市の協議により移管されることも差し支えないこと。なお、移管される児童相談所が中央児童相談所であるときには、府県知事はその管理に属する他の児童相談所のうち一を中央児童相談所に指定するとともに、その判定機能等について、従前の水準をおとさないよう格段の配慮をすること。
- (4) 府県立児童相談所が指定都市へ移管されることとなったときは、11月1日現在同所に勤務する職員は、特に指定都市の区域外の事務の処理に従事している者でない限り、すべて指定都市の職員として身分が引き継がれるものであること。（以下略）

3. 「児童相談所執務必携」以後（1957年3月～1964年1月）

児童福祉行政関連

1957年 (昭和32年)	児相	3月30日	厚生省、『児童相談所執務必携』刊行。〈④、③、⑤〉
		6月3日	児童福祉法施行令の一部を改正する政令の公布。児童福祉司の担当区域を、「要保護児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね10万から13万までを標準として」初めて定める。〈⑨、⑫〉
	児福	1月-日	'57年度予算大蔵原案は保育所入所児童の80%（生活保護階層9.3%、ボーダーライン階層10.7%を除く）を5割補助とする。補助率8割を還元し、新規に6%の給与を引き上げと年額2千円の超勤手当が予算計上されたが、徴収強化による2億円が削減され、保育所措置費予算は前年比7500万円増の24億8361万7千円にとどまる。〈⑦、⑮〉
		4月25日	児童福祉法改正（①児童福祉施設に精神薄弱児通園施設を追加、②児童福祉司の担当区域設定基準を政令で定める、③国立精神薄弱児施設在所児童の年齢を「社会生活に順応」しうるまでに延長）。〈⑤、⑮、⑦〉
		5月1日	中央児童福祉審議会、児童福祉行政の欠陥、今後の方向について意見具申。〈⑤、⑦〉
		5月13日	厚生省、各都道府県に全額国庫負担の児童福祉行政指導職員設置。〈⑤、⑦、⑮〉
		5月-日	厚生事務次官、季節保育所の設置について通知。〈⑦〉
		6月-日	「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」通知。〈①〉
		8月-日	厚生省児童局に児童保護監査制度設置。〈⑦〉
9月1日	児童福祉法第15次改正（精神薄弱児通園施設の設置、児童福祉司の配置適正化など）。〈③〉		
1958年 (昭和33年)	児相	4月21日	厚生省、「児童相談所の業務改善について」通知（児童福祉司の充足を再度指導、教育相談を健全育成相談とするなど）〈③、⑤〉
		12月8日	キャロル女史、宮城県中央児童相談所の事例研究会議に出席（～9日）。〈⑫〉
		12月10日	キャロル女史、東北・北海道地区児童福祉関係者研修会で記念講演。〈⑫〉
	児福	12月-日	キャロル女史、福岡県中央児童相談所・大阪市中央児童相談所などを訪問。〈⑫〉
		1月-日	'58年度予算大蔵案は行政管理庁、会計検査院の「家庭負担保育料の不適正」の指摘を理由に、前年度予算に比し6億5千万円を削減、18億円（厚生省要求予算額36億円）に査定。〈⑦、⑮〉
		3月-日	「保育所措置費改善案」発表。〈⑦〉
		5月1日	児童福祉法第16次改正（未熟児出生の届出と訪問指導の対策など）。〈③、⑤、⑦、⑮〉
		7月-日	厚生省、保育所措置費の保護単価制導入。〈⑦、⑮〉
		9月-日	厚生省「未熟児養育事業の実施について」通知。〈⑦〉
1959年 (昭和34年)	児福	1月-日	生活保護基準改正で世帯を分離し高校進学を認める。〈⑮〉
		2月10日	児童福祉法17次改正（深夜喫茶に満15歳未満児童の立入りを禁止）。〈⑤、⑦、⑮〉
		3月28日	児童福祉法18次改正（骨関節結核児童の療育給付を開始）。〈⑤、⑦、⑮〉
		4月-日	児童福祉法19次改正（育成医療などの徴収金の先取特権の順位）。〈⑦、⑮〉
		7月1日	厚生省、精神薄弱児実態調査を実施（児童100人中3.3人、要収容保護者3万8000人）〈①〉
		12月5日	厚生省児童局編「児童福祉十年の歩み」発行。〈④〉
		-月-日	中央児童福祉審議会、国連総会による児童権利宣言の採択を契機にして、（1）人口の質的向上対策、（2）要保護児童対策の積極化と近代化、（3）母子福祉対策の強化、（4）児童福祉行政機関の強化の4項目の答申を行う。〈⑧〉（注：⑧の8ページに記載、正確な年月日は不明）
		-月-日	厚生省児童局長より夏季における児童の健全育成対策についての通知が毎年出されることになる〈①〉
		-月-日	この年、第1回全国家族計画大会開催。〈①〉
1960年 (昭和35年)	児福	3月31日	児童福祉法第20次改正（精神薄弱者福祉司による指導が加えられたことに伴う改正）。〈⑧、⑮〉
		4月22日	厚生省次官通達「母子福祉センターの設置について」通知。〈⑧、⑮〉
		8月4日	中央児童福祉審議会、「児童福祉行政の刷新強化に関する意見」答申（児童福祉施設最低基準の改善、徴収基準に含む事務費を公費負担とする等）。〈③、⑤、⑦、⑧、⑮〉
		11月1日	栃木県氏家町に、国立きぬ川学院設置。〈①〉

○『児童相談所執務必携』刊行（1957.3.30）

厚生省児童局長の手になる「序」には、「昭和二十三年一月一日児童福祉法による児童相談所が正式にその活動を開始して以来、児童相談所運営のための参考資料、指針等は、数次にわたって児童局から発行されて来ているのであるが、その最近版である昭和二十七年の『児童福祉必携』から数えても丁度五年の歳月が経っている。その間、児童福祉法の一部改正も行われており、又児童相談所の業務自体についても多くの貴重な体験が積み重ねられて来ているので、それらに照してここに新たに児童相談所執務必携を編集し関係者に配付することとした」と記載されている。

本必携は、国の運営指針として初めて表題に「児童相談所」を掲げたものであり、いわば、現在の児童相談所運営指針の出発点となっているとも言えよう。

なお、本執務必携は、厚生省児童局企画課長を編集委員長として、学識経験者等に加え、東京都中央、神奈川県中央、宮城県中央、徳島県の各児童相談所長をはじめとして多くの児童相談所職員が編集委員となって協働作業を行い、編集されたものであった。

社会の動向

1957年 (昭和32年)	行政等	4月1日	厚生省、熊本件水俣市の水俣病の調査に着手。〈①〉
		6月-日	行政管理庁「児童及び母子等に関する行政監察報告」発表。〈⑦〉
	社会	1月-日	国庫負担率5割への引き下げに反対する保育所危機突破運動全国的に展開。母の「童謡デモ」世論動かす。〈⑦〉
1958年 (昭和33年)	行政等	6月5日	国立精神薄弱児施設・秩父学園、所沢市に開設（昭和38年10月1日、国立秩父学園に改称）〈①〉
		6月6日	厚生省、児童遊園設置要綱実施〈①〉。
		8月21日	小児マヒ患者2000名を越す（厚生省、全国に防疫対策指示）〈①〉。 この年、未熟児に対する訪問指導、養育医療制度実施〈①〉。
	社会	1月13日	社会福祉予算確保緊急全国大会。〈⑦、⑱〉
		3月25日	日本社会事業大学開設（日本社会事業短期大学から4年制大学となる）〈①〉
		6月15日	足立区のバタ屋部落で16歳と13歳の姉妹が、酒乱で暴れる父親を殺害、5歳の弟を連れて自首。〈⑱、⑳〉
		11月-日	国際児童福祉会議と第9回国際社会事業会議を開催（東京）〈⑦、⑱〉 養護施設数554/在籍数34,682人 里親委託数9,618件でピークを迎える。〈⑥〉
1959年 (昭和34年)	行政等	5月-日	児童福祉週間の実施。〈⑤〉
		11月20日	国連総会、「児童権利宣言」を決議。〈③、⑤、⑥、⑱〉
	社会	5月20日	第1回児童福祉文化賞贈呈〈①〉
1960年 (昭和35年)	社会	9月26日	伊勢湾台風潮岬上陸。死者、行方不明者5,000人を超える。〈⑱、⑳〉
		9月10日	炭鉱失業者救済の黒い羽根募金、福岡で開始（東京事務局は9月15日発足）。不就学、長欠、欠食児童が増加。土門拳『筑豊の子どもたち』写真展は現地の惨状を生々しく訴えた。〈⑱、⑳〉
1960年 (昭和35年)	行政等	6月17日	厚生省社会局長、精神薄弱者更生相談所の設置及び運営、精神薄弱者職親委託制度の運営について通知〈①〉
		この年、児童健全育成事業費補助金制度創設〈①〉	
	社会	この年、電気冷蔵庫普及、3種の神器（テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫）流行〈①〉 即席ラーメン、インスタントコーヒーなどインスタント時代〈①〉	

○国連総会、「児童権利宣言」を決議（1959.11.20）

1924年（大正13年）、国際連盟において「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が採択された。本宣言では、前文において「全ての国の男女は、人類が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負う」ことが宣言され、児童の発達保障、要保護児童の援助、危機時の児童最優先の援助、自活支援・搾取からの保護、児童の育成目標等について論及された。

ところが、1939年（昭和14年）9月のドイツ軍によるポーランド侵攻を契機に第二次世界大戦の口火が切られ、世界の子どもたちは再び戦争に巻き込まれることとなった。この大戦での児童の被害は大きく、1300万人の児童が死亡したと言われる。

第二次世界大戦が終わった1945年（昭和20年）、国際連合が結成された。そして、1948年（昭和23年）12月に開催された第3回国際連合総会では「世界人権宣言」が採択され、すべての人民とすべての国民に基本的人権があることが確認されるとともに、以後に続くさまざまな人権条約の基礎として位置づけられることとなった。

これらの経緯を経て、1959年（昭和34年）11月に開催された第14回国際連合総会において、「児童の権利に関する宣言」が採択された。本宣言は、前文および10条の条文から構成されている。

前文では、「身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつケアすることが必要」であるとの認識の下に、「児童が、幸福な生活を送り、かつ自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有できるようにする」という目的で本宣言が採択されたことが記されている。

また本文では、第1条に、児童には本宣言に掲げるすべての権利を有することが記され、差別の禁止、児童の最善の利益への配慮、姓名および国籍を持つ権利、社会保障や教育を受ける権利等について論及されている。

この後、「宣言」以上の効力を持った「条約」の必要性が議論され、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約」という形で結実していくこととなる。

○国立きぬ川学院の設置（1960.11.1）

国立教護院の武蔵野学院は、「国立感化院令」を受けて1918年（大正7年）2月に設置され、戦後は児童福祉法制定に伴い、教護院となったが、「特に昭和30年頃から非行児童の増加、非行児童の低年齢化、非行内容の悪質化とともに、女子非行児童数の増加が社会問題化し、女子児童のみを収容する国立教護院の設立が強く要請されるように」なり、「昭和34年4月に厚生省児童局内に設立準備委員会が置かれ、設置場所の選定に当たり、昭和35年5月に所在地の栃木県塩谷郡氏家町（注：現在のさくら市）に決定し、院舎建築の準備が進められた」（厚生省五十年史から）。設置は1960年11月1日とされているが、院舎の完成は1961年3月、開院式が4月24日に行われている。

児童福祉行政関連

1961年 (昭和36年)	児相	1月12日	厚生省、「相談種別区分の記載について」通知（相談種別が変更され長欠・不就学、しつけ相談など追加）。〈③〉
		1月12日	厚生省、「児童相談所における児童記録票の記載方について」通知（健全育成相談が細分化され、長欠不就学・適正・しつけ相談等が加わり、現在の相談種別の原型ができる）。〈⑤〉
		6月19日	児童福祉法第21次改正（3歳児健診と新生児訪問指導の創設、情緒障害児短期治療施設の設置（静岡県など3か所）、虐待の場合の措置強化など）。〈①、③、⑤、⑧、⑱〉
		6月30日	「児童福祉法の一部を改正する法律〔第21次改正〕等の施行について」通知〈⑫〉
	児福	2月20日	保育所入所措置基準について児童局長通知。〈⑧、⑱〉
		8月14日	厚生省、「三歳児健康診査の実施について」通知。〈③〉
9月-日		厚生省、「児童健全育成要綱」制定。〈⑤〉	
	11月29日	「児童扶養手当法」公布（37年1月1日）。〈⑤、⑥〉	
	-月-日	この年における全国市町村報告によれば、要保育児は193万人、これに対し、とりあえず保育所入所を必要とする児童数は118万6,000人。既設保育所定員数は74万3,000人となっている。〈⑱〉	
1962年 (昭和37年)	児相	2月15日	全児童福祉施設、一時保護所等における保母、寮母、看護婦及び児童指導員の産休代替え職員制度が発足。〈⑤〉
		-月-日	厚生省、各児童相談所への国の個別指導が正式に行われる。〈⑤〉
	児福	2月16日	厚生省、「児童記録票の保存期間について」通知（記録票の保存基準が確立された）。〈③、⑤〉
		7月23日	中央児童福祉審議会、「児童の健全育成と能力開発による資質向上」を答申。昭和37年3月の厚生大臣の諮問に対し、家庭対策や妊産婦・乳幼児の保護サービス制度の確立、事故防止対策の普及、地域における児童福祉活動の強化、児童をめぐる社会環境の整備と向上、児童の保健福祉の専門家・専従職員の養成と児童問題研究の推進等が述べられた答申が行われ、一般児童を対象とする健全育成対策の重要性が改めて指摘された。〈③、⑤、⑧、⑱〉
		9月15日	児童福祉法第22次改正（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律）による改正。〈⑤、⑧、⑱〉
	12月4日	厚生省、改訂「児童委員活動要領について」通知。〈⑤、⑦〉	
1963年 (昭和38年)	児相	2月4日	厚生省、「児童相談所巡回相談実施要領」施行。〈③、⑤〉
		4月5日	厚生省、「3歳児健診の強化について」通知（精密健診が導入され、精神発達異常・情緒障害等に関する場合は、児童相談所に依頼されることとなる）。〈③、⑤〉
		-月-日	この年、東京都内児童相談所が養護施設に措置した児童のうち幼児が53%を占めるにいたった。〈⑱〉
	児福	5月20日	厚生省、児童福祉法施行15周年記念として、初の『児童福祉白書』刊行。〈③、⑤、⑥、⑦〉
		5月30日	児童福祉法施行15周年記念「全国児童福祉会議」開催（～31日。厚生省・全国社会福祉協議会主催）。〈③〉
		7月1日	厚生省、全国家庭児童実態調査実施（児童2人の家庭が38%、児童のいる家庭の6%が母子家庭）。〈⑤〉
		7月24日	厚生省、児童館の設置運営に対する国庫補助制度創設〈①〉
		7月-日	中央児童審議会保育特別部会中間報告「保育問題をこう考える」（保育7原則）を具申（児童保育のあるべき姿もまとめる）〈①〉
		8月9日	中央児童福祉審議会、「家庭対策に関する中間報告」が出され、児童福祉の基本ともいえるべき家庭の持つ機能を再確認し、児童と家庭を一体として把握するという方向が示された。〈⑧〉
		10月28日	厚生・文部両省から共同局長通知「幼稚園と保育所の関係について」が出され、両施設の目的、機能が異なるものとした上で、①保育所の機能のうち教育に関するものは幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと、②両者が十分連絡の上、計画的な適正配置を行うことなどが示された。〈⑧〉

○「児童福祉法の一部を改正する法律〔第21次改正〕等の施行について」通知（1961.6.30）

ここでは、児童福祉法の一部改正（6月19日）に伴って出された通知の中から、以下の3点について紹介する。

①28条の対象範囲の拡大

「改正前の児童福祉法第28条の規定においては、保護者が児童を虐待し、又は著しく監護を怠り、これによって刑罰法令に触れ、又は、触れるおそれのある場合に家庭裁判所の承認を得て児童の親権を行なう者又は後見人の意に反して児童福祉施設への入所等の措置をとり得たのであるが、保護者が刑罰法令に触れ又は触れるおそれのない場合であっても児童の福祉が害される事例が多いと考えられるので、保護者が児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合には、これらの措置をとり得るようにし、児童の福祉の措置の強化を図ったものであること（法第28条）」とされた。

②一時保護における保護者の同意

「なお、これと関連して、法第33条に規定する一時保護は、児童の親権を行なう者又は後見人の同意が得られない場合にも行ない得るものであるので留意されたいこと」

一時保護において保護者の同意が必要か否かについては、厚生省児童局長高田正巳（1951）「児童福祉法の解説と運用」（時事通信社）には、「一時保護のうちには、巷に浮浪している児童を、児童相談所の一時保護施設までつれてくることもふくまれる。そして一時保護は必要におうじ、児童にたいして強制力をもっておこなうことができる（中略）。しかしこのばあいも、児童の親権者または後見人が反対の意思を表示しているときは、一時保護はとれないものと解すべきであろう」とあるので、本通知によってその解釈が変更（もしくは明確化）され、一時保護に保護者の同意が必要ないことが明らかにされたものと言えよう。

社会の動向

1961年 (昭和36年)	行政等	10月1日	厚生省、精神薄弱者実態調査実施（重度5万5000人、中度12万人、軽度16万8000人、計34万3000人と推計）〈①〉。
	社会	-月-日	この年、少年少女の睡眠薬遊び流行。〈⑱〉
1962年 (昭和37年)	行政等		この年、妊産婦の訪問指導制度創設 〈①〉。
	社会	7月7日	小児科医(米国) ケンプ (C.H.kempe) らが、論文「被虐待児症候群 (The Battered child syndrome)」を発表。〈⑩、⑳〉 この年、妊産婦の訪問指導制度創設 〈①〉。
1963年 (昭和38年)	行政等	3月29日	厚生省、母子休養ホームの設置について通知 〈①〉
		5月27日	総理大臣は首相官邸で第3回人づくり懇談会を開き「児童づくり」について意見を求める。〈⑧〉
		7月26日	厚生事務次官、重症心身障害児療育実施要綱を通知 〈①〉。
		-月-日	この年、厚生省児童局、保母試験実施要領通知 〈①〉
	社会	5月-日	作家水上勉氏「拝啓池田総理大臣殿」を中央公論（6月号）に発表。重症心身障害児をもつ親の悲しさ、対策の貧困を訴える。〈①、⑧、⑱〉
		8月-日	全国言語障害児をもつ親の会発足 〈①〉

③情緒障害児短期治療施設の設置

通知は、次のように言う。すなわち「近年少年非行特に年少者の非行の増加の傾向は著しいものがあるので、この予防対策の一環として新たに情緒障害児短期治療施設を設け、短期間に治療し得る軽度の情緒障害を有するおむね一二歳未満の児童を収容し、又は保護者のもとから通わせて心理学的治療を中心とした治療及び生活指導を行うこととしたこと」

設置当初と比べると、情緒障害児短期治療施設の入所児童の状況は変わり、児童福祉施設の役割も大きく変化していることが感じられる。

○米国の小児科医ケンプ（Kempe, C. H.）らが、論文「被虐待児症候群」を発表（1962.7.7）

筆頭執筆者であるヘンリー・ケンプと、シルバーマン、スティール、ドロゲミューラー、シルバー、の5名の医師は、1962年（昭和37年）に「被虐待児症候群（The Battered child syndrome）」という論文を『Journal of the American Medical Association』に発表した。

本論文においてケンプらは、深刻な怪我やあるいは死に至る身体的虐待のケースを「被虐待児症候群」として児童虐待を医学的な症候群として定義することを初めて提案した。

○厚生省、「三歳児健診の強化について」通知（1963.4.5）

児童福祉法第21次改正改正（1961年）を受けて、幼児の健全育成の一環として全国の保健所で3歳児健康診査が実施されるようになり、3歳の幼児に対して、毎年健康診査を行い、必要な指導を行うこととされた。1963年には精密検診が導入され、精神発達面や情緒・行動面を含め、障害の早期発見やそれに対応しての治療・訓練等に向けて適切な指導を行うこととなった。

なお、1969年（昭和44年）からは、3歳児精神発達精密検診が児童相談所を中心として実施されるようになり、充実が図られている。

○厚生省、児童福祉法施行15周年を記念して『児童福祉白書』刊行（1963.5.20）

この点については、資料5「児童相談所小史」から、以下に当該部分を抜粋、引用して解説に代える。

戦後復興が進み、日本社会はようやく落ち着きを見せ始め、1950年代後半からいわゆる高度経済成長政策がとられ、国民生活は豊かさを取り戻し始めた。しかし半面では、都市への人口の過剰集中、自然破壊（公害の多発）、能力主義の教育など、新しいひずみが拡大しつつあった。

この時期、日本の児童問題はどうか認識されていたかを示す文書が公表された。『児童福祉白書』である。白書は、1962年（昭和37年）の秋に開催された国際児童福祉連合の総会に出席し帰国した代表の報告が次のような「一つの新しい認識」を示し注目されたとしている。

「それは高い経済成長率を示しつつある国々の児童は、今や危機的段階におかれているという驚くべき反省であり、なかでもわが国の児童は先進諸国の実態との対比において特にその程度が高いという、いうならばわが国の児童福祉問題に対する厳しい反省によって到達した、新しい認識であり結論であるとしたものである」（中略）

これは鋭い問題提起（児童の現況に対する危機感）であるが、その後厚生省から『児童福祉白書』が刊行されることはなく、この貴重な認識も時の彼方に押し流されてしまったのは残念なことである。

4. 「児童相談所執務必携（昭和39年改訂）」以後（1964年2月～1976年2月）

児童福祉行政関連

年次	種別	日付	内容
1964年 (昭和39年)	児相	2月20日	厚生省、「児童相談所執務必携（昭和39年改訂版）」発行。〈④、③、⑤〉
		-月-日	秋田中央児童相談所で出稼ぎによる家庭崩壊のための施設に収容した児童は、36年に10人、37年に13人、38年に20人、39年は32人と発表。〈⑱〉
	児福	4月22日	厚生省、「家庭児童相談室の設置運営について」通知（福祉事務所内に家庭児童相談室の設置）。〈③、⑤、⑳〉
		5月1日	厚生省に児童手当調査委員会を設置。〈①〉
		7月1日	昭和38年8月の中央児童福祉審議会の中間報告を受けて、厚生省は児童局を児童家庭局と改称し、家庭を重視する姿勢を明らかにするとともに、第一線の家庭児童相談指導機関の一層の充実強化を図る観点から、福祉事務所に家庭児童相談室を設けることとした。〈③、⑥、⑦、⑧、⑱〉
		7月1日	母子家庭の福祉のための基本法である「母子福祉法」が公布、施行され、住宅の確保、職場の開拓、雇用の促進、課税の特例など各種の福祉措置が規定され、母子家庭対策の体系化が図られた。〈①、⑤、⑥、⑧〉
		7月11日	児童福祉法第23次改正（地方自治法等の改正に伴い東京都知事の権限を特別区の区長に委譲）〈⑧、⑱〉
		11月29日	「児童扶養手当法」公布（37年1月1日施行。離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進）。〈①、⑤、⑥〉
1965年 (昭和40年)	児相	3月-日	第1回全国児童相談所スーパーバイザー研修会が宮城県で開催される。〈③、⑤、㉑〉
		12月2日	山口県中央児童相談所で宿直中の児童福祉司刺殺事件が起こる。〈③、⑤〉
	児福	6月1日	厚生省社会局の精神薄弱者対策を児童家庭局に移管。児童から成人まで一元的に取り扱う（厚生省設置法改正）〈①〉
		7月16日	中央児童福祉審議会「児童の事故を防止するための具体的方策について」答申。安全な施設設備の促進、安全教育、事故対応訓練など〈③、①、⑤〉
		8月18日	児童福祉法第24次改正（母子保健法の公布に伴う改正。児童福祉施策の一部であった母子保健施策を総合的、体系的に整備）。〈①、⑧、⑱〉
		8月24日	厚生省、肢体不自由児施設における母子入園による療育を実施。〈①〉
		12月17日	厚生省、児童手当制度の創設につき昭和41年度から再検討を決定。〈①〉
		12月22日	心身障害者の村（コロニー）懇談会、重症心身障害児（者）の総合施設プランの意見書を厚相に提出。〈①〉
1966年 (昭和41年)	児相	1月9日	愛媛県南予児童相談所で宿直中の心理判定員が少年にバットで殺害される。〈③、⑤〉
	児福	4月1日	厚生省、家庭児童対策モデル地区組織の育成事業創設。〈①〉
		7月15日	「特別児童扶養手当法」公布（「重度精神薄弱児扶養手当法の改正・改題。支給対象を重度の身体障害児に拡大）。〈⑤、⑱〉
		8月1日	厚生省児童家庭局、精神薄弱者（児）実態調査実施（在宅精薄者48万4700人、施設入所者2万400人、計50万5100人。人口1000人あたり4.9人）〈①〉
		12月8日	中央児童福祉審議会「児童福祉施設最低基準の一部改正について」答申。〈⑧、⑱〉
		12月23日	中央児童福祉審議会「児童福祉施策の推進に関する意見具申」（重症心身障害児施設を児童施設に位置付け）〈③、⑱〉

○『児童相談所執務必携（昭和39年改訂）』刊行（1964.2.20）：その特徴『32年版必携』との違い

「序」には、「今や単に経済的に困っている児童、問題のある児童だけを取り扱うだけではなく一般の児童のしつけ、性向、適性に至るまで、あまねく児童全般の問題に対処して、児童相談所は地味ではあるが果敢な歩みをつづけているのである」とうたい、「昭和32年以来使用されてきた児童相談所執務必携を若干改訂したものであり、児童相談所の機構、職員構成、各職員の職責、所内各業務部門における業務手続き、設備などについてできるだけ具体的にその標準を示したものである」とし、（児童相談所執務必携の言葉を引き継ぎ）「これは、いわば児童相談所運営についての最低基準であり、（中略）さらに諸般の事情の許す限り、これ以上の規模と構成とをもって、より一層意欲的に運営されることが望まれる次第である」とも述べている。

職員配置の点では、児童福祉司の配置が、執務必携の「概ね人口10万人について一人の割合で設置しうよう地方交付税交付金に見込まれているので、この基準によって任命されるべきである」から「概ね人口10万人から13万人につき一人の割合で設置しうよう地方交付税交付金に見込まれているので、少なくともこの基準によって任命されるべきである」に改められている。

内部機構については、執務必携では、「A級児童相談所は、相談調査課、判定指導課、一時保護課、児童福祉司室（課と同格とする）の3課1室」とされていたものが、執務必携（改訂版）では、「A級児童相談所は、庶務課、相談課、措置課、判定課、一時保護課の5課」とされている。児童相談所職員構成表を見ると、児童福祉司は、相談課に配置されており、さらに、「児童福祉司6名につき1名」のスーパーバイザーの配置とされている。

（主な参考文献：厚生省児童家庭局編『児童相談所執務必携（昭和39年改訂）』日本児童福祉協会、1964年）

○「家庭児童相談室の設置運営について」通知（1964.4.22）

本通知は、「近年、社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関し、種々複雑な問題が発生している現状である。よって今般、家庭における児童の福祉の向上を図る施策の一環として、本年度より新たに福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、家庭児童福祉に関する専門的な相談指導の強化を図る」こととし

社会の動向

1964年 (昭和39年)	行政等	-月-日	要保護・準要保護児童は約164万人で全児童生徒の10%と文部省発表。厚生省は出稼ぎ家庭は全国で32万、欠損家庭は126万と報告。〈18〉
	社会	5月-日	日本子どもを守る会、子ども白書を発表。〈18〉
			この年、公害問題顕在化 〈1〉。 この年、戦後非行の第2のピークを迎える。〈21〉
1965年 (昭和40年)	行政等	7月26日	厚生省、低所得者層の妊産婦、乳幼児に1日1本の牛乳の無償支給を通知。〈8〉
		11月30日	厚生省、進行性筋萎縮症にかかっている児童に対する療育制度を実施 〈1〉
	社会	4月-日	中学卒業者の高校進学率全国平均70%を越える。〈5〉
		-月-日	岩手県下約半数の児童のうち小学校で15%中学校で19%が弁当をもってこない。このうち全くの昼食ぬきが4%と岩手県教委が調査報告。〈18〉
		-月-日	全社協遊び場実態調査。子ども一人の遊び場は4坪にたりない。〈18〉
1966年 (昭和41年)	行政等	9月5日	行政管理庁、社会福祉事業の運営改善について厚生省に勧告。〈8〉
	社会		

たと述べている。「家庭児童相談室設置運営要綱」では、「福祉事務所が行なう家庭児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行なう」「相談指導業務を円滑に行なうために必要な相談室、待合室等の設備及び備品を設けること」などとされていた。

○第1回スーパーバイザー研修会、宮城県中央児童相談所において開催される（1965.3）

小松啓・窪田暁子（1998）「わが国の児童相談所における心理・社会的アプローチの実践とスーパービジョンの展開」によれば、プログラムは次のとおりであった。第1日「児童相談所の現状と将来」「児童相談機構におけるスーパーバイザーの役割」、第2日「スーパービジョンの原理」「精神科医の役割」「発達と家族関係」「親の治療的取扱」「判定における心理検査の問題点」、第3日「宮城県児童相談所におけるスーパービジョンの現況」「児童の心理療法」「個別スーパービジョンの録音による検討（グループ討議）」、第4日「スーパービジョンの諸問題（協議会）」「判定措置会議実演（3ケース）」、第5日「社会診断と臨床診断の統合について（協議会）」、第6日「自己覚知について（協議会）」、第7日「児童精神衛生活動における児童相談所の役割」。

○山口県中央児童相談所において一時保護所で宿直中の児童福祉司が侵入した者によって殺害される（1965.12.2）

12月2日午前4時頃、保護中の女兒（中1）を連れ出そうと、便所の窓ガラスを破って侵入した男（33）によって、宿直中の職員が胸など7か所をはさみで刺されて殺害される事件が発生した。男は、以前にこの女兒と同棲しており、児童相談所が女兒を保護した11月29日の直後から児童相談所にやって来て、「早く出してやれ、出さないとお前らをバラすぞ」などと脅していたという。

殺害されたのは、当時55歳の男性児童福祉司。新聞報道によれば、当時の所長は「（男が）保護所の周辺をうろついている様子なので注意していたが、まさかこんなことになるとは思わなかった」「宿直2人制を県に要望していたが、予算の関係で実現しなかった」と話している。

なお、山口県児童相談所が1979年に発行した「児童相談所30年の歩み」には、事件に関して次のような振り返りがなされている。「この事件を契機に、下関、徳山、萩の3児童相談所一時保護業務が廃止され、中央児童相談所に統合、集中管理方式が採られた。この善し悪しは別として、中央児童相談所の一時保護職員が施設並みに充足されたことと、縁の下の力持的存在の一時保護業務の重要性が世間一般から見直されたことが当時の感激として記憶に新しい」

○愛媛県南予児童相談所で宿直中の心理判定員が少年にバットで殺害される（1966.1.9）

山口県で、一時保護所の宿直中に児童福祉司が殺害される事件があったから約1か月後、今度は愛媛県南予児童相談所で、やはり一時保護所で宿直をしていた男性心理判定員（32）が、保護児童によって殺害される事件が発生した。加害者となったのは3人の男児（A：17歳、B：14歳、C：11歳）。AとBは、事件の5日前にも一時保護所を無断外出しており、オートバイを盗んでひたくりをして連れ戻されていた。その後、少年院送りになることをおそれて脱走を考え、金がないことから犯行を計画、Cが職員を呼び出したところをAがバットで十数回殴りつけて現金を強奪した。さらに、職員がうめき声を上げているのに気づいたAが、Bに再度バットで殴るよう命じ、Bはバットが割れるまで殴って殺害し、3人で逃走したもの。

Aの家族は生活が苦しく、Aは集金した新聞代金を着服するなどして少年院入院歴があった。またBも、出稼ぎに出ている父からの送金がなくて家族は困窮しており、自分が漁船に乗って小遣いを稼ぐような生活で、学校は長期欠席となっていたという。

児童福祉行政関連

1967年 (昭和42年)	児相	12月4日	厚生省児童家庭局企画課長通知「いわゆる『総合的相談機構』について」通知（児童相談所のセンター化の問題が出てくる）。〈②、③、⑤〉
	児福	2月13日	厚生省、「在宅重度心身障害児（者）に対する訪問指導について」通知。〈③、⑤〉
		5月24日	厚生省、「児童福祉施設退所児童に対する指導の強化について」通知。〈③〉
		8月26日	厚生省、「在宅重度心身障害児（者）に対する特殊寝台の貸与について」通知。〈③〉
		8月1日	児童福祉法第25次改正（重症心身障害児施設を新設。知事は肢体不自由児、重症心身障害児の入所と治療を国立療養所に委託できること。肢体不自由児及び重症心身障害児の施設在所年齢の延長）。〈⑧、⑨、⑬〉
		8月1日	児童福祉法第26次改正（15歳以上の身障児を身体障害者厚生援護施設へ入所可能とした）。〈⑬〉
		8月19日	児童福祉法第27次改正（精神薄弱者福祉法の改正により精神薄弱児・者一元化に則った改正）。〈⑧〉
		12月8日	中央児童福祉審議会「児童福祉に関する当面の推進について ①情緒障害児短期治療施設の運営について ②精神薄弱者福祉審議会の『当面推進すべき精神薄弱者対策に関する意見』について」意見具申。〈⑧〉
		-月-日	この年、養護施設等の児童福祉施設退所児童に対する指導事業の創設 ①
1968年 (昭和43年)	児相	6月-日	宮城県総合福祉センター開所。これにより児童相談所の総合福祉センター化の動きが始まる。〈③〉
	児福	5月10日	厚生省、児童家庭局に障害福祉課を新設。児童家庭局養護課を廃止し、育成課および障害福祉課を設置（政令第118号）。〈⑤、⑧〉
		12月17日	厚生省、全国要保育児童の実態調査結果発表（要保護児童148万4100人）。〈①、⑥、⑬〉
		12月20日	厚生省、「青少年のシンナー等の乱用防止について」通知。〈①、③〉
		12月20日	中央児童福祉審議会、当面直面すべき児童福祉施策について意見具申（乳幼児、母子保健対策の推進）〈①〉
		4月-日	厚生省、「児童福祉施設の定員と現員との格差是正措置」を通達。〈⑬〉
1969年 (昭和44年)	児相	4月15日	厚生省、「三歳児の精神発達精密検診の実施について」通知（精神薄弱児の早期発見、治療のために3歳児健康診査と連携し、児童相談所が行うこととなる）。〈③〉
		8月10日	『児童のケースワーク事例集』を改題して、『児童相談事例集』が発行される。〈⑫〉
		-月-日	東京都中央児童相談所の一時保護所で児童が感染症により死亡 ⑫
	児福	4月23日	厚生省、精神薄弱や自閉症など子どもの精神障害の早期発見、治療のため、精神面の健康診断実施を通知 ①
		6月25日	児童福祉法第28次改正（精神薄弱者福祉審議会を廃止し児童福祉審議会に統合）。〈⑧〉
		9月29日	自閉症児療育事業実施要綱施行。〈⑧〉
		10月1日	全国家庭児童調査実施。〈⑧〉
		-日-日	厚生省、共稼ぎ世帯の児童は1,372万人、欠損家庭児童は138万人、カギっ子は483万人と発表。〈⑬〉

○いわゆる「総合相談機構」について（1967.12.4）

本通知は、次のように指摘している。

「最近、若干の県において、中央児童相談所をはじめとする各種の相談所を1か所に集中し、総合相談機構として業務を遂行しようとする動きをみるところであるが、総合相談機構を設置する場合には、次の点に十分配慮の上計画をされたい。（中略）

1. 児童相談所・精神薄弱者更生相談所とはそれぞれの機能を持ち、それが法定のものである関係から、たとえ相談の場所だけを集中することはあり得ても、内容の一元化はあり得ないことを十分考慮されたいこと。
2. 児童相談所の機構及び職員構成については、行政機関の長としての所長、以下『児童相談所執務必携』に示された機構及び専任の職員を置くことを前提とされたいこと。（以下略）」

この時代、「児童相談所センター化」（総合相談機構化）といわれる動きについて厚生省が慎重姿勢を採り、「たとえ相談の場所だけを集中することはあり得ても、内容の一元化はあり得ない」「『児童相談所執務必携』に示された機構及び専任の職員を置くこと」と指摘していることは注目に値する。上記通知後の厚生省の方針の変化としては、1985年（昭和60年）7月12日の厚生省児童家庭局長通知「児童相談所の設置形態等について」などを参照されたい。（主な参考文献：竹中哲夫『現代児童相談所論』三和書房、2000年）

○宮城県総合福祉センター開所：その内容・歴史的位置づけ（1968.6）

宮城県では、1968年（昭和43年）6月に、各種相談機関が統合され、宮城県総合福祉センターがスタートした。1970年度（昭和45年度）に全国12の児童相談所を訪問調査した松本武子（当時日本女子大学教授）の書には「（宮城県）中央児童相談所は、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、婦人相談所、精神衛生センター、中央優生保護相談所、同診断所との総合庁舎となった」「宮城県総合福祉センターの一部となった本児童相談所の今後の活動は、従来の形態とまったく同一であることはあり得ない」「したがって総合福祉センター児童部としての機構と運営によって、これまで単一機関として積み重ねられた成果が今後いかなる変容を伴って進展するかは注目されるであろう」と記されている。

宮城県児童相談所で児童福祉司・監督福祉司、相談調査課長などを歴任した筑前甚七は、「国内の各県にもこのような総合的な福祉センターが続々と開設され、宮城県総合福祉センターは、県内の福祉関係のレベルの向上に大きな役割を果たしたことは見逃せない」としつつも、「しかし、調査研究の体制を可能にするという点に関しては、むしろ困難にしたというべきである。各相談機関をまとめその調整連絡をすることと、県のそれぞれの主管課との予算の折衝等をたずさわる事務局の発言は強くなり、専門性の基本となるべき調査研究に背を向け、その具体的な例として児童相談所紀要の発行が昭和45年7号で終わる」など総合福祉センター化に伴い管理部門の力が強まったことを指摘している。（主な参考文献：松本武子『児童福祉の実証的研究』誠信書房、1972年）

社会の動向

1967年 (昭和42年)	行政等	10月1日	東京都、朝夕2時間ずつの長時間保育実施を決定（7：00-18：00）〈①〉 この年、厚生省に大臣の諮問機関として児童手当懇談会設置〈①〉
		2月26日	自閉症児親の会全国協議会発足〈①〉
	社会	-月-日	「核家族」という言葉が普及する。〈⑤、⑥〉
		-月-日	42年4月から43年3月まで朝日新聞全国版に報道された心中・虐待等の児童事件は68件(全養協調べ)。〈⑤、⑱〉
		11月27日	岩手県の開拓部落玉山村で両親が家出、残された子ども（兄3歳、妹1歳）が寒さと飢えて死亡。〈⑱〉
行政等	5月15日	母子福祉法第1次改正。〈⑧〉	
	10月-日	東京都、無認可保育所への助成措置決定。〈⑱〉	
1968年 (昭和43年)	社会	11月20日	第23回国連総会「児童権利憲章」採択。〈⑤〉
		-月-日	「母子心中」、「幼児虐待」、「捨て子」などマスコミに突然登場し始める。〈⑥〉
1969年 (昭和44年)	行政等	3月24日	総理府、青少年出稼ぎ者および学齢児童生徒をもつ出稼ぎ者に関する調査結果発表。〈⑧〉
		3月-日	全国養護施設でこの年中学を卒業した児童のうち全日制高校進学は9%、就職児童の43%は30人未満の企業に住み込みで就職。〈⑱〉
		6月9日	妊婦健康診査（医療機関委託）制度創設〈①〉
	社会	3月4日	小6時の1967年3月3日、視覚障害の母に付き添って受け取った生活保護費をひったくられたと報道された少女が、1968年5月12日、13歳で縊死したことがわかる（大分）。その当時、ひったくられて一家心中を画ろうとした矢先、報道を見た善意の寄付が届けられ、一時は元気を取り戻したが、寄付が収入認定されて保護廃止。結核と聴覚障害の父に代わって母の看病、家計のやりくりをしていたものの、「私はもう疲れました」と書き置きしての自殺。同年12月、母も他界。父は「私たち日陰に咲くものは、あの世に行かない限り幸せは得られないのですか」と訴えた。〈⑱、⑳〉
		4月6日	連続ピストル射殺魔「一〇八号事件」の犯人19歳の永山則夫が逮捕される。〈㉑〉
		7月-日	千葉県柏市で赤ちゃんが窒息死（四畳半に一家7人の生活）。〈⑱〉
		-月-日	この年、朝日新聞全国版に報道された心中虐待等の児童事件は97件（全養協調べ）。〈⑤、⑱〉
		-月-日	ゼロ歳児保育開始、高校進学率女性が男性を上回る。〈⑥〉
		-月-日	嬰兒殺し132人、乳幼児虐待・殺人が急増。〈⑥〉
		-月-日	

筑前甚七『児童福祉の潮流と児童相談所の変遷』啓生園印刷部、1997年)

○『児童のケースワーク事例集』を改題して『児童相談事例集』が発行される（1969.8.10）

厚生省児童家庭局監修の「児童相談事例集」は、それまで20号発行された「児童のケースワーク事例集」を改題して出されたものである。改題の趣旨については、「各事例が単に『ケースワーク』だけでなく、調査・判定・指導全般にわたるものとなっており、事実上とくに長期にわたる事例ではケースワーカー（児童福祉司、相談員）だけでなく、心理判定員、医師、一時保護所職員等によるチームアプローチが目立ってきている」ことから「本来的な表現とするため」（第1集）と述べられている。

この事例集は、以後30年間毎年刊行され、1999年（平成11年）1月発行の第30集が最後となっている。なお、各巻ごとに、その時点で重要と考えられたテーマなどが特集として設定されており、全国の児童相談所職員が事例を執筆している。全巻の特集テーマ及び事例タイトルを、資料2として末尾に添付した。

○永山則夫事件（1969）

1968年秋に、東京、京都、北海道、名古屋の4か所で4人が射殺される事件が起きた。犯人である永山則夫（当時19歳）は北海道生まれ。幼少期から貧しい生活を送り、父親が家を出た後、母子で暮らすことになるが、一時母親がいなくなって子どもだけで生活し、命の危険に陥ったこともある。また、きょうだいからの頻繁な暴力を受け、永山本人の回想によると、殺されかけたこともあるという。その後、集団就職で上京するも転職を繰り返し、窃盗未遂で逮捕され保護観察になるなど不安定な生活を送り、自殺を図ったこともある。当時、高度経済成長期の陰に隠れた経済的貧困が表面化した事件とも報道された。

裁判の争点になったのは、事実関係や犯行時の心神状態というより、貧しい生い立ち、精神年齢など情状酌量に関わる部分であった。一審で、19歳では異例の死刑判決が下されたが、二審では無期懲役となり、最高裁で死刑が確定した。この最高裁判決は、以後『永山基準』とも呼ばれ、少年の重大事件が起きた際に引き合いにだされることが多い。永山の死刑執行は、神戸少年連続殺人事件発生直後の1997年8月に行われたが、神戸の事件などとも相俟って、少年事件に対する厳罰化の議論が活性化した。

永山が目されたのは、獄中での字の練習に始まる驚異的な学習や、永山のアイデンティティの模索過程が記された獄中ノート『無知の涙』がベストセラーになったことによる。永山はその後執筆を続け、1980年代には、小説『木橋』で新日本文学賞を授与。その後の『捨て子ごっこ』なども含め、小説には永山本人の生育歴と思われるものが描写されている。死刑確定後に執筆を開始した小説『華』は未完のまま、刑が執行された。この事件は、当時の時代を象徴する事件であるとともに、貧困と虐待の末に起きた事件としても記憶されるべきであろう。現代においても、重大な少年犯罪の中には虐待の影響が色濃いものが多く、こうした重大少年事件を防止することは、現在の大きな課題の一つである。

児童福祉行政関連

1970年 (昭和45年)	児相	9月10日	厚生省、『児童相談専門職員の執務分析—児童相談所職員の専門性と体系化に関する研究』刊行。〈③、⑤〉
		3月9日	厚生省、「青少年のシンナー等の乱用防止について」通知（シンナー乱用が激増し、改めて通知）。〈③〉
	児福	8月10日	厚生省、「心身障害児家庭奉仕員派遣事業の実施について」通知。〈③〉
		5月6日	児童家庭局障害福祉課に心身障害者福祉協会設立準備室設置。〈⑧〉
1971年 (昭和46年)	児相	2月-日	第1回全国児童相談所心理判定セミナー、大阪で開催される。〈③〉
		4月-日	厚生省、児童相談所職員等災害見舞金制度創設。〈⑤〉
		-月-日	相談種別の分類に自閉症相談入る。〈⑤〉
	児福	4月-日	厚生省は児童収容施設において、1970年度における児童定員充足率が80%以下の場合、定員縮小、または暫定定員を設けて事務費を支払うことを通知（開差是正措置）。〈⑱〉
		5月27日	「児童手当法」公布。〈⑤、⑱〉
7月1日		児童家庭局に児童手当課を新設（政令第227号）。〈⑧〉	
1972年 (昭和47年)	児相	10月-日	中央児童福祉審議会、「児童と精神薄弱者の福祉に関する総合的、基本的方策について」厚相より諮問、特別部会を設置。①児童福祉職員の身分制度、長期的養成・確保・現任訓練。②施設体系のあり方（児童福祉施設の種類の再検討など）、最低基準の再検討。③児童相談所の設置基準・機能・職員の専門性確保。〈⑤、⑱〉
		1月1日	児童手当制度発足。〈⑤、⑱〉
	児福	8月15日	厚生省、「重度障害児に対する日常生活用具の給付について」通知。〈③〉
		8月23日	厚生省、「心身障害児通園事業について」通知。〈③〉
		9月20日	神戸地裁、児童扶養手当と障害福祉年金の併給禁止は違憲とする判決（堀木訴訟）。厚相は、閣議で現行規定を憲法上とは別に福祉行政の充実の意味から再検討したいと報告。〈⑧、⑱、㉑〉
1973年 (昭和48年)	児相	9月27日	厚生省、「療育手帳制度要綱」施行。児童相談所及び精神薄弱者更生相談所が障害の判定機関となる。〈③、⑤〉
		9月-日	全国児童相談所長会、「児童相談所業務の社会的要請と開発目標についての調査研究-児相からみた問題点と改善意見」をまとめる。児童相談所の活動と体制の強化、一時保護機能の充実と設置基準の策定、関係機関との協業について提言。〈③〉
		-月-日	児童相談所における主な相談内容について、心身障害児相談件数が育成相談件数を上回ったのは1973年度（昭和48年度）である。〈②〉
	児福	4月21日	厚生省、「国庫補助による母親クラブ活動の運用について」通知。〈③〉
		5月1日	厚生省、養護施設入所児童の高校進学を認める。〈①、②、⑬〉
		5月12日	厚生省、「3歳児精神発達精密検診事後指導の実施について」通知。〈③〉
		7月27日	児童福祉法第29次改正（国有財産特別措置法の改正により、社会福祉法人に対して普通財産を無償で貸し付けることができることとされたことに伴う改正）。〈⑧〉
		7月16日	横浜市に乳幼児家庭教育センターが開設される。〈⑪〉
		8月-日	重症心身障害児施設「びわこ学園」で、職員の腰痛による人手不足のため、入所児の3分の1の退園が決定。〈⑪〉
		8月1日	厚生省、母子世帯等実態調査実施（母子世帯62万6200世帯と増加傾向）。〈⑬〉
		9月19日	厚生省、無認可保育所の将来問題についての方針を決定（補助金の支給、家庭保育室の設置、専門職員巡回など）。〈①〉
		9月26日	児童扶養手当法および特別児童扶養手当改正法公布（10月1日施行。手当の額を4,300円から6,500円に引き上げ、福祉年金との併給を認める）。〈①〉
		10月-日	東京都で「養育家庭制度」発足（養子縁組を目的としないで、一定の期間実親に代わって子どもを育てる里親制度）。〈⑬〉
11月27日	中央児童福祉審議会、当面推進すべき児童福祉対策で中間答申（心身障害児対策および母子健康診査、母子保健指導の充実、地域組織活動の推進、総合保健センターの設置など）。〈①〉		

○厚生省児童家庭局企画課編『児童相談専門職員の執務分析』刊行（1970.9.10）

本冊子は、1967年度（昭和42年度）厚生科学研究として、東京大学沢田慶輔教授が、「東大争議の中を寸暇をさいて研究の総括」（厚生省下平技官）に当たったもので、基礎的資料は、大阪府中央、宮城県中央、大阪市中央の3か所の児童相談所から提供されている。これらの児童相談所は、全国138か所（当時）の児童相談所の中でも、「比較的水準の高いところとされて」（下平）いた。

本冊子は、1967年度（昭和42年度）厚生科学研究「児童相談所職員の専門化に関する研究」として、東京大学沢田慶輔教授が、「東大争議の中を寸暇をさいて研究の総括」（厚生省下平技官）に当たったもので、基礎的資料は、大阪府中央、宮城県中央、大阪市中央の3か所の児童相談所から提供されている。これらの児童相談所は、全国138か所（当時）の児童相談所の中でも、「比較的水準の高いところとされて」（下平）いた。

研究が実施されたのは、児童相談所が設置されて20年を経ていた時であったが、児童相談所は「深刻化しつつある児童問題の解決のためには、高度の各種専門的知識が要請されているにもかかわらず、十分な知識を有する専門職員に乏しい上に、その専門性を遂行する為の業務の分化・統合が十分に行なわれていない」「厚生省の『児童相談所執務必携』によれば、児童相談所職員として精神科医、小児科医、臨床心理判定員、児童福祉司、心理治療者、保健婦、脳波技師、児童指導員、保母などがあげられているが、かかる職員配置が十分になされているところはまったくないといってよい」「各専門職員間の児童処遇における協力関係（team work）とケースの進行を援助するスーパービジョン体制の確立は、児童相談における国際的な原則となっており、執務必携にも明白

社会の動向

1970年 (昭和45年)	行政等	7月1日	養護児童実態調査実施。〈⑧〉
	社会	-月-日	子どもの「三無主義」(無気力、無関心、無責任)という用語が流行する。〈⑤、⑥〉
		2月3日	東京都渋谷区の東急デパート内コインロッカーで嬰兒死体が発見される。〈⑥、⑳〉
-月-日	1979年 国際児童年 〈⑩〉		
1971年 (昭和46年)	行政等		
	社会	-月-日	「未婚の母」問題化。〈⑥〉
-月-日	コインロッカーベビー事件3件。72年8件、73年46件と増加。〈⑥〉		
1972年 (昭和47年)	行政等		
	社会	10月-日	子捨て、子殺しの新聞報道激増。〈⑤〉
-月-日	東京で捨て子ラッシュ(90人)。〈⑥〉		
1973年 (昭和48年)	行政等	5月10日	鹿児島県で障害児発見のため、全国初の巡回児童相談車が登場。〈⑪〉
		7月-日	文部省初等教育長通知、養護施設から幼稚園に通園している幼児の保育料等の減免(幼稚園就園奨励費補助の対象として保育料の減免)。〈⑦〉
		8月4日	文部省、初の「就学猶予・免除児童の実態調査」で、その数9263人(6、7歳児)と発表。〈⑬〉
		9月29日	学校教育法一部改正により、盲・聾・養護学校に寄宿舎と寮母の設置が義務付けられる。〈⑫〉
		10月-日	東京都で「養育家庭制度」発足(養子縁組を目的としないで、一定の期間実親に代わって子どもを育てる里親制度)。〈⑬〉
		12月1日	京都市に全国初の知的障害児専門の「むくのき学園」が開設される。〈⑪〉
	-月-日	この年、「福祉元年」といわれる。〈⑤〉	
	社会	4月1日	大学進学率が30%を超す。高校進学率は90%。〈⑪〉
		4月4日	最高裁、尊属殺人を定めた刑法200条は違憲である、との判断を示す。〈㉑〉
		4月20日	菊田昇医師による赤ちゃん斃命事件明るみに。〈③、①、⑤、⑥〉
5月4日		全国社会福祉協議会の調査で、昭和47年に全国の乳児院に収容された赤ちゃん計3,763人のうち316人が未婚の母と判明。〈⑪〉	
5月5日	国鉄大阪駅構内のコインロッカーで生後10日の男児死体が発見される(前年大阪府内で起きた嬰兒死体遺棄事件は37件、うちコインロッカーを利用したものは8件)。〈⑫〉		
12月7日	茨城県鹿島町で小学6年3人が薬局で買った精神安定剤を飲み、コーモリ傘を開いて校舎の3階から飛び降り大ケガ。〈⑬、㉑〉		
12月25日	警察庁『少年犯罪白書』を発表。「遊び型非行」と低年齢化が進行と指摘。〈⑪〉		
-月-日	アメリカの重症な被虐待児の回復過程をつづったノンフィクション『ローラ、叫んでごらん-フライパンで焼かれた少女の物語』(サイマル出版会)が出版され、翌1974年のベストセラーとなる。〈②〉		

にうたわれていることでもある。しかしながら、わが国の実状においてはかかる体制がきわめて不十分である上に、児童相談に携わる専門職員のうち、医師を除いてはその専門性に関する法的、社会的位置づけが(養成訓練、身分、資格等の問題をも含めて)明確になされておらず、児童相談業務の発展向上のあい路ともなっている」といった現状認識に立ち、「わが国の児童相談所における相談業務の推進をはかるためには、各専門職員はいかにあるべきか、またいかに協調すべきかを実態に即して考究」することを目的にして実施された。

具体的には、第一部として、タイムスタディによる専門職別職務内容の分析、ケース別職務内容の分析がなされている。職務内容の分類項目は、「面接、記録、文書(作成)、会議、連絡、心理検査、医学的検査、交通、研修、講師、掃除、食事、休憩、その他(記録探し、記録読み、来客応対、自己研修、企画、お茶くみ、予定の黒板書き等)、スーパービジョン」とされていた。児童相談所のこうした分析は、おそらくこれが初めてではないかと思われる。

また、第二部として、上記3つの児童相談所が分担して、「児童相談所におけるチームの中のケースワーカーとスーパーバイザー」(宮城県)、「児童相談所における精神科医の機能」(大阪府中央)、「児童相談所の専門性と体系化-臨床心理判定員の機能」(大阪市中央)について論じている。

○コインロッカーベビー事件(1970)

コインロッカーがいつ頃から設置されるようになったのか、正確な事実を把握することはできなかったが、インターネットでは、「1964年、新宿駅に日本で始めてコインロッカーが設置されました。ちなみに、コインロッカーという名前は、商品名でしたが、これがそのまま一般的に使われるようになりました」といった記述や「鉄道弘済会によるとコインロッカーは1969年10月に名古屋駅に出来たのが最初です。続いて翌年、東京駅に出来てから全国に普及しています」といった記述が見られた。

このコインロッカーに嬰兒の死体が捨てられ、社会的な問題となったのは、1970年頃からである。1970年2月、東京都渋谷区の東急デパートに設置されたコインロッカーに生後間もない女児の死体が発見される(新聞報道によれば、本件の容疑者は、遺留品などから別件で指名手配されていた21歳の女性とされている)。また、7月には、東武鉄道浅草駅のコインロッカーでも風呂敷に包まれた男児の嬰兒死体が発見され、以後、同様の事件が71年3

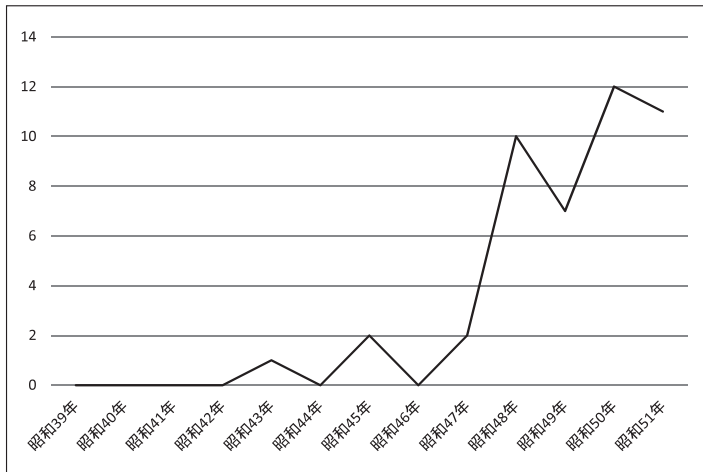


図 4-1 コインロッカーへの嬰兒死体遺棄件数
(吉村他1979より作成)

件、72年 8 件、73年46件と急増し（保坂編「日本の子ども虐待」による）、社会問題化する。

なお、コインロッカーへの遺棄件数がどのような推移をたどっているのかについて、「東京都監察医務院の死胎検案書および検察案調書によって、昭和39年（1964年）から昭和51年（1976年）までの13年間にわたる東京23区内の嬰兒変死729例を調査」した吉村他（1979）「嬰兒変死体の法医学的検討－特に最近の嬰兒殺について－」を見ると、社会問題化した1970年よりも早い1968年（昭和43年）には、東京都区内においてすでにコインロッカーへの死体遺棄が行われていたことがわかる（図 4-1 は、吉村他の研究をもとに作図）。

○第 1 回全国児童相談所心理判定セミナー開催される（1971.2）

本セミナーについては、「21世紀の子どもと家庭へのメッセージ－大阪の児童福祉・戦後50年記念誌」に、当時の厚生省児童家庭局企画課主席児童福祉専門官である栃尾勲氏が、「心理判定セミナーと大阪府」と題して寄稿しているので、その中から当該部分を以下に引用する。

「ところで、心理判定セミナーについては、奇しくも昭和45年に記念すべき第一回が大阪府との共催で行われており、その時のテーマは『心理判定における面接の意味』というごくオーソドックスな名称が付けられている。当時の報告書を見ると、日本の児童相談所の大御所である稲浦康稔先生、林脩三先生をはじめ錚錚たる児童相談所のメンバーや河合隼雄先生、鑑幹八郎先生、武田建先生など高名な大学の先生の名前が並んでおり、また、参加者も所長などを歴任した（現役の方も含む）人達が名を連ねている。なお、当時は女性の参加者が少なく全体の2割にも満たない状況であったが……」

なお、開催時期について③と⑤とで相違があったが、ここでは⑤を採用した。

○堀木訴訟とは（1972）

全盲のため障害福祉年金を受給していた女性（堀木さん）が、夫と離婚後、母子家庭であるとして兵庫県に児童扶養手当を申請したところ、当時の児童扶養手当制度に公的年金の併給禁止の規定があったことから、知事は障害福祉年金の受給を理由に却下した。この処分を不服として提訴されたのが、いわゆる「堀木訴訟」である。

一審の神戸地裁は、併給禁止規定は憲法第14条（すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない）に違反するとし、憲法第25条第2項の規定（国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない）による社会保障施策において差別的な取扱いをしてはならないとして原告を勝訴させた。しかし控訴審の大阪高裁は、憲法第25条第2項の規定は、第1項における「健康で文化的な最低限度の生活」を保障したものではなく、第2項による国の政策については、財政状況などから立法の裁量が認められ違憲ではないとして、原告敗訴とした。また、上告審の最高裁判所でも、控訴審の判決が支持され原告の敗訴が確定している。

○療育手帳制度について（1973）

知的障害児（者）に対して一貫した指導・援助を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として、療育手帳制度が実施された。他の手帳制度（心身障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）が、それぞれ法律に記述されているのに対し、療育手帳は厚生省通知「療育手帳制度について」「療育手帳制度の実施について」（1973年）に基づいて実施された経過がある。

後に地方自治法の改正により、機関委任事務が廃止されたことにともない、上記通知は法的効力を失っており、この制度は各自治体独自の政策となっている。

療育手帳は、各都道府県知事（政令指定都市の長）が、知的障害と判定した者に発行しているが、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所が判定を行っている。

法に定められた制度ではなく、各自治体が独自に発行しているため、手帳の名称は様々であり（東京都：「愛の手帳」、埼玉県「みどりの手帳」、名古屋市：「愛護手帳」等）、また障害の程度区分も、自治体により異なっている。

障害程度区分が各自治体により異なることで、障害児（者）が転居するなどして別の自治体で福祉サービスを利用しようとする場合には、すでに所持している手帳が利用できないことがある等の不都合が生じている。また、手帳の判定基準も異なるため、ある自治体では障害児（者）と判定されたのに、他の自治体では障害児（者）と

判定されないことや、障害程度区分が変わってしまうということも生じている。

○最高裁、尊属殺人を定めた刑法200条は違憲である、との判断を示す（1973.4.4）

本件をここで紹介するのは、児童期から長年にわたって実父から性的虐待を受けていた女性が、虐待の加害者である父を殺害した事件が裁かれたことによる。判決によると、事件は概ね以下のとおり。

被告となった女性は、中学2年の頃から父による性虐待を受け、母に訴えた後にも父の行為は止むことがなかった。被告人は母や親族の協力を得て何度も脱出を図ったが、その都度失敗して連れ戻されている。一方、父母はこうした事情がもとで紛争が絶えず、家出した母も見つかって連れ戻されるなどして、ついには父が被告人と妹を連れて転居する。そして被告人は、17歳にして実の父の子を出産したため逃げ出すことを諦めて子どもの養育にあたり、結局は5人の子どもを出産する（うち2人は生後死亡）。

しかし、被告人が就労するようになると、社会的視野が広がり、交際男性が現れて結婚を約束する。そこで被告人は1970年（昭和45年）9月25日、父に対して結婚の了解を求めたところ、父は飲酒の上あれこれ難癖をつけ、「一生苦しめてやる」「（相手を）ぶっ殺してやる」などと怒鳴りだした。その日は事なきを得たが、以後は外出、出勤を許さず、夜は性交を強要した。そのため被告人は独り懊悩し、食欲減退、睡眠不足などに陥った。

そして10月5日午後9時30分頃、飲酒した父が「3人の子どもは始末してやる」「おめえはのろい殺してやる」等と暴言を吐き、被告人の両肩に両手でしがみつこうとした。ここに至って被告人は、父に味わわされた辛酸苦悩を思い、父の無情身勝手な態度に憤激し、父との関係を絶つことも世間並みに結婚することも到底不可能であると思い、窮境から脱して自由を得るためには、もはや父を殺害するよりほかないと考え、飲酒により抵抗力を失っていた父にひもを巻き付けて窒息死させた。

この事件に対して、一審は「刑を免除する」とした。その理由として、まずは刑法200条の尊属殺人規定（自己又は配偶者の直系尊属を殺したる者は、死刑又は、無期懲役に処する）を、憲法14条に違反する無効の規定であるとしてその適用を排除した上で、犯行時の被告が心神耗弱であったこと、犯行後、直ちに自首したこと等を挙げている。これを不服とした検察側が控訴したため、事件は高裁に持ち込まれたが、高裁は、過去の判例などもふまえ、刑法200条は憲法に違反していないとの見解を示してこの判決を破棄し、被告に懲役3年6か月を科した。なお「死刑または無期懲役」という法定刑は、あらゆる減刑事由をあてはめても、3年6か月の懲役にしか縮まらず、執行猶予がつけられるのは懲役3年までのため、尊属殺人罪を認めるならば、実刑は免れない。

弁護側は上告し、事件は最高裁で争われることとなったが、結果は、原判決の破棄と懲役2年6か月の執行猶予つき判決となった。最高裁は、従来の判例を変更して尊属殺を憲法違反として退けたからである。性的虐待の深刻な被害者が犯した犯罪が、刑法を改正する契機となった点は、記憶しておいてよいことだろう。なお、刑法200条は1995年（平成7年）の刑法改正で削除されている。

○菊田昇医師による赤ちゃん斡旋事件明るみに（1973.4.20）

石巻市で産婦人科を開業していた菊田昇医師は、事情を抱えて出産を望まず、人工妊娠中絶を求める女性に中絶手術を行った経験があるものの、生まれてくるはずの命を失わせることに悩み、ある決断をする。その背景には、妊娠に悩む女性との間で以下のようなやり取りがあった（菊田医師著『この赤ちゃんにもしあわせを』から引用）。

「その日婦人に私は、『ここでおろすことは赤ちゃんを完全に死なすことになる。あと二、三ヶ月、お腹に入れてから産んでも、費用も産後の休養期間もほとんど変わらない。どうだろう。丈夫な赤ちゃんを産んでもらうわけにはいかないだろうか』と説得した。彼女はもし子供を中絶したのと同様にしてくれるなら、つまり入籍しないで赤ちゃんあっせんをしてくれるなら産んでもよい。そうでないのちのち、子供とかかわりあいが生じて、いつも安心して暮らすことができない。しかし、もし<籍ごと>赤ちゃんを他人に渡してくれると約束するなら、先生の言う通り丈夫な赤ちゃんを産むことにして、よそでも中絶をしないことを約束すると答えた」

当時は妊娠7か月まで人工妊娠中絶が可能だったが、このようにして菊田医師は、中絶を求める女性を説得して出産させる一方、地元紙に「赤ちゃん斡旋」の広告を出し、子宝に恵まれないことなどを理由として連絡してきた夫婦の実子として出生証明書を書き、無報酬で斡旋した。

菊田医師は、このような方法で100人以上の子どもを斡旋していたが、広告を見た新聞記者が取材の連絡してきたことをきっかけに、「もし、あなたがたが、この問題を全国の世論を喚起する規模で報道して、法改正のきっかけをつくる場を提供するならば、この広告の真相を包み隠さずお話ししたい」と前置きした上で、1973年（昭和48年）4月19日、ことの真相を話した。これを受けてマスコミは翌日から大きく報道し、菊田医師は国会にも参考人と呼ばれて説明するなど社会的に大きな問題となった。菊田医師は「実子特例法」を求めていたが、後の1987年（昭和62年）には、特別養子制度の形で新たな制度が誕生した。

なお、菊田医師は、出生証明書偽造で罰金20万円の略式命令を受け、厚生省からは医業停止6か月の行政処分を受けた。また所属関係学会を除名され、優生保護法指定医も剥奪されて最高裁まで争ったが敗訴した。

一方で、生命重視の功績により国際生命尊重連盟国際会議から「世界生命賞」が贈られ、菊田医師を支援してきた人々と、菊田静江夫人たちのボランティア・グループによって、「赤ちゃんを救う会」が組織されている。

児童福祉行政関連

1974年 (昭和49年)	児相	4月1日	京都市、「愛の手帳」にかえて、療育手帳の交付制度を発足させる。〈⑫〉
		4月-日	大阪府、一時保護所の指導員・保母が増員され、当直制から夜勤制に移行。〈⑤〉
	児福	4月4日	厚生省、「在宅障害児指導事業（巡回バス）について」通知。〈③〉
		4月4日	厚生省児童家庭局長、精神薄弱児通園施設に関する通知の改正について通知。〈①〉 これ以降、「満6歳以上、就学猶予・免除を受けた者」の条件が撤廃され、通園施設が幼児化する。〈③〉
		6月20日	児童福祉法第30次改正（育成医療、補装具交付に対する国庫負担の明確化。指定育成医療機関の診療報酬の審査機関として国民健康保険診療報酬審査会等を加えたこと等）。〈③、⑧〉
		9月17日	厚生省児童家庭局長、短期里親制度の運用を通知。〈①〉 厚生省「短期里親制度」を実施。保護者が疾病等で入院したときに児童を1ヵ月～1年間預かる制度。
		9月-日	厚生省、児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査を実施。〈⑫〉
		12月1日	京都市、在宅重症心身障害児（者）巡回訪問指導事業を開始。〈⑫〉
12月13日	厚生省、「障害児保育事業実施要綱」施行。〈⑧〉		
12月28日	中央児童福祉審議会「今後推進すべき児童福祉対策について」答申。〈⑧〉		
1975年 (昭和50年)	児相	2月22日	児童相談所職員による自主的な第1回児童相談所問題研究セミナーが東京で開催される。以後、毎年開催（～23日）。〈③〉
		3月-日	東京都児童相談センターが発足。〈②〉
児福	4月-日	熊本県の養護施設出身の青年が殉職したが、施設が法的に労災保険弔慰金の受給資格者として認められず全く支払われないという事件起こる。〈⑬〉	
	-月-日	厚生省、社会福祉施設における職員の勤務体制の改善について指示。夜間業務処理体制として、養護施設は、二直変則二交替制が示される。〈⑬〉	
1976年 (昭和51年)	児相	2月27日	「宇都宮市立姿川中学校で放火事件発生（本件に関して児童相談所が決定した「面接指導」の取り消しを求める訴えが提起され、児童相談所の処遇の性格が争われる）。〈⑭〉
		-月-日	大阪府、児童相談所紀要第2号発行。児童相談所ビジョン及び児童虐待についての調査研究掲載。〈⑤、⑥〉
	児福	5月10日	児童家庭局企画課に児童福祉監査指導室設置（厚生省令第16号）。〈⑧〉
		7月30日	厚生省、「都市児童健全育成事業について」通知。〈③、⑤〉
9月1日	厚生省、「在宅重度心身障害児（者）緊急保護事業の取扱い事項について」通知。〈③、⑤〉		
12月25日	厚生省、「児童の非行対策の強化について」通知（非行が増加し、悪質な非行、性非行などが増える）。〈③〉		

○厚生省、児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査を実施（1974）

1970年代の初め頃から社会問題化したコインロッカーベビー事件などが背景にあったのことだろう、厚生省は、「全国の児童相談所で把握した児童の虐待、遺棄、殺害事件（未遂を含む。）の状況を調査し、児童福祉行政に資することを目的」として、「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」を実施した。具体的には、1973年度（昭和48年度）中に児童相談所が受理した3歳未満児に対する虐待、遺棄のケース並びに3歳未満児の殺害事件を対象としている。ただし、本調査は単年度のみの集計であり、経年的な変化を追うことはできない。結果の一例として、被害児の年齢別の実情を表4-1に掲載する。

表4-1 被害児の年齢

	総数		出産直後 (1日以内)		0ヶ月		1～6ヶ月		7～12ヶ月		1～2歳未満		2歳以上		不明		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
虐待	24	100%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	3	12.5%	6	25.0%	14	58.3%	0	0.0%	
遺棄	126	100%	22	17.5%	34	27.0%	28	22.2%	12	9.5%	17	13.5%	12	9.5%	1	0.8%	
殺害事件	殺害遺棄	135	100%	117	86.7%	7	5.2%	6	4.4%	5	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	殺害	51	100%	14	27.5%	5	9.8%	9	17.6%	4	7.8%	11	21.6%	8	15.7%	0	0.0%
	心中	65	100%	0	0.0%	0	0.0%	9	13.8%	16	24.6%	20	30.8%	20	30.8%	0	0.0%
合計	401	100%	153	38.2%	46	11.5%	53	13.2%	40	10.0%	54	13.5%	54	13.5%	1	0.2%	

* 網掛け部分は、原著では9.9%とされているが、切り上げると10.0%となるので修正した。

○第1回児相研セミナー開催される（東京）：その概要・意義（1975.2.22～23）

1975年（昭和50年）2月22日、23日に、東京都豊島区民センターおよび豊島振興会館において、第1回児童相談所問題研究セミナーが、関東、甲信越、静岡などの児童相談所に働いている人たちを中心に（その他の地域の人を含めて）、参加者103名で開催された。

このセミナーの「参加の呼びかけ」（1975年1月）には以下の4つの原則が示されていた。①児童相談所に働く者が中心になり、そこで働くあらゆる職種の人に参加できるようにしたい。②働いている者が自主的に開催する。③単に、ぐちをこぼしあったり、情報を交換しあったりするだけではなく、現状をどう変えていったらいいのか、どういうことに結びつき、その方向や基本的な考え方を打出すことができるようにしたい。④子どもや、その周囲の人たち、児童相談所に働いている者たち、などがかかえているいろいろの問題を権利保障の立場からみなおす。また、会の名称を「児童相談所問題研究全国連絡会」とした。

大会実行委員長の鷲谷善教は、開会あいさつの中で「子どもの権利の回復と権利の保障について児相は今までの様に機能してきたのか。又、いわゆる専門性によって、問題解決にどのように成果を上げてきたのか。そしてもしそのような基本的な任務を充分果たすことができなかつたとするならば、それは一体、何に原因している

社会の動向

1974年 (昭和49年)	行政等	4月3日	東京都教育委員会、昭和51年から小・中学校段階に就学希望の心身障害児全員の入学を決定（全国で最初）。〈⑬〉
		4月19日	京都市特殊教育研究協議会、特殊教育の基本理念と今後の施策についての報告書をまとめる（従来の健常児を対象とする教育から障害児を含めたすべての児童・生徒の教育への発想の転換を提言）。〈⑫〉
		11月22日	文部省の調べで、高校進学率が初めて90%を突破し90.1%、大学、短大進学率は34.7%。中学卒就職率は7.7%、高校卒就職率48%。〈⑪〉
	社会	-月-日	集団就職列車姿消す。〈⑤〉
		-月-日	高校進学率90%超す。〈⑤、⑥〉
		3月17日	大阪・近鉄デパートで時限爆弾爆発。4月14日にもデパートに不審物があり、調査中の警官6人が重軽傷。「ウルトラ山田」名で脅迫文も出した犯人は、不登校の中2（14歳）男児だった。〈⑬、⑲〉
5月20日		東京練馬区で19歳の父、夜泣きの赤子を踏み殺す。〈⑬〉	
社会	8月15日	俳優津川雅彦・浅丘雪路夫妻の長女（5か月）誘拐される。犯人の男（23歳）が深夜自宅に侵入、長女を誘拐（傍にいた看護婦は父と間違えて当初気づかず）。普及が始まっていたATMの仮名口座に身代金を振り込ませて逮捕されたことでも注目された。男は幼少時に父母離婚、貧困の中で中学時代は登校せずアルバイト、窃盗事件も起こす。中卒後は集団就職、万引きなどを重ねていた。長女は無事保護されている。〈⑬、⑲〉	
	8月28日	神奈川県平塚市の県営団地で、「ピアノの音がうるさい」と、主婦（34歳）と女兒2人（8歳と4歳）が上の階に住む男（46歳）に殺される。31日、自首、52年4月死刑確定。ピアノ殺人事件。〈⑪〉	
1975年 (昭和50年)	行政等	4月1日	「社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」公布。〈⑤〉
		4月1日	義務教育諸学校等の母子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（法律第62号）公布（昭和51年4月1日施行）。〈⑧〉
1976年 (昭和51年)	社会	5月-日	宮城県産科医菊田医師、実子特例法の早期制定を法相に陳情。〈⑮〉
		12月16日	第31回国連総会、児童権利宣言採択20周年を記念して1979年を「国際児童年」と、及び1981年を「国際障害者年」とすることを決議。〈⑤、⑮〉

のか、その原因を除去するためには、どうあるべきか」と述べている。

また、実行委員会事務局長の鈴木政夫は「現在の児相の状況を見ると、相談は複雑化し、広範にわたり、その内容も深刻で難しくなっています。相談を受ける児相の状況は都道府県でバラバラ、各都府県の中でも児相によってバラバラ、各児相の中でも職種により考え方、やり方がバラバラ、同じ児相の同じ職種の中でも人によりバラバラ、という状況が実態だろうと思います。いわばバラバラ事件が日常的に行われているといえるでしょう」と述べている。なおこのセミナーでは東京都の児童相談所の状況や児童相談センター構想などについて詳しい報告と討論があった。

児童相談所をめぐる諸課題を、権利保障の立場から、また都府県を越えて（後に全国的規模で）、現場で働く者を中心に学び議論するという当時としては画期的な取り組みが始まった意義は小さくないであろう。なお、児童相談所問題研究セミナーは、現在も全国児童相談研究セミナーとして引き継がれており、2012年11月には第38回セミナーが名古屋で開催された。現在会の正式名称は「全国児童相談研究会」。会員数は400人を超えるに至っている。（参考文献：児童相談所問題研究セミナー実行委員会『児童相談所問題研究セミナー報告書』1975年）

○姿川中学校放火事件（1976.2.27）

本事件は、児童相談所の行う処遇（援助）とはどのような性格であるのかが問われた事件である。経過は以下のとおりである。

1976年（昭和51年）2月27日及び同年4月26日、宇都宮市立姿川中学校々舎で放火事件が発生した。宇都宮中央警察署は、在学中の児童が犯人であるとして、児童福祉法第25条の規定に基づき、栃木県中央児童相談所に触法少年として通告した。児童相談所は、同年8月30日、母子を来所させて面接し、中学校と連絡協議した上で、1977年（昭和52年）2月10日、同中学校へ電話をして児童の生活状態等を照会し、同日をもって本件はすべて終結したのものとして、面接指導（現在の「助言指導」に相当）とした。

この対応について、児童とその保護者は、放火事件の犯人ではないのに指導を受ける理由はないとして、児童相談所の「面接指導」という決定を取り消すよう訴えた。宇都宮地方裁判所は、「右の指導は、（中略）単なる事実行為にすぎないといわざるを得ない。してみると、原告主張の面接指導処分は、行政事件訴訟法3条に規定する行政訴訟の対象となる行政処分とはいいがたいから、この点において、原告の本件訴えは不適法であるといわなければならない」として訴えを退けた。原告は控訴したが棄却された。

これにより、児童福祉司指導などの措置は行政処分として不服申し立てが可能だが、面接指導（現在の「助言指導」や「継続指導」）は、事実行為であって取り消しができないことが明確になった。

5. 「児童相談所執務提要」以後（1977年3月～1990年2月）

児童福祉行政関連

1977年 (昭和52年)	児相	4月30日	厚生省、『児童相談所執務提要』刊行。〈②、③、④、⑤、⑧、⑮〉
	児福	3月15日	いわゆる「保父制度」発足。〈⑧〉
		3月18日	男性に対し保育職員となる途を開く（児童福祉法施行令の一部改正）。〈⑧〉
		6月24日	厚生省、「1歳6か月児健康診査の実施について」通知（市町村において1歳6か月児の健診を実施することとした）。〈③、⑤〉
1978年 (昭和53年)	児相		
	児福	5月23日	児童福祉法第31次・32次改正（「許可、認可等の整理に関する法律」により指定療育機関の指定は都道府県知事が行うこと、「審議会等の整理等に関する法律」により児童福祉審議会の委員から関係行政機関職員を除外すること）。〈⑧〉
		9月-日	中央児童福祉審議会、当面する心身障害児福祉施策をまとめる（地域社会在宅での福祉重視と施設入所児童への医療を強調）。〈③〉
1979年 (昭和54年)	児相		
	児福	4月2日	厚生省、「精神薄弱児施設等、入所児童の処遇と就学機会の確保について」通知。〈③〉
		4月23日	厚生省、「障害児保育の国庫補助について」通知。〈③〉
		3月-日	全社協、母子寮協議会「あるべき母子寮のすがた」報告。〈⑮〉
			全社協、「父子福祉対策要綱」策定。〈⑮〉
1980年 (昭和55年)	児相		
	児福	1月-日	厚生省、3歳児の親への「健全育成調査」まとめる。〈⑩〉
		2月22日	厚生省、「保育所における障害児の受入れについて」通知。〈③、⑤、⑮〉
		3月31日	児童福祉施設最低基準改正（自閉症児施設新設）〈⑧、⑩〉
		7月26日	厚生省、「心身障害児（者）施設地域療育事業の実施について」通知（短期療育・巡回療育相談・緊急一時保護等が位置づけられた）。〈③〉
		9月2日	松山市で発生した認可外保育施設で乳児死亡事故。本事件なども契機となって、ベビーホテル問題がしばしばマスコミで取り上げられるようになり、大きな社会的関心を呼んだ。この問題は国会でも審議され、昭和56年の認可外保育所等への立ち入り調査等を内容とする児童福祉法改正につながっていった。〈⑧〉
	11月-日	厚生省、ベビーホテル実態調査実施。「報告」は昭和56年1月22日。〈③、⑤、⑩〉	

○『児童相談所執務提要』刊行（1977.4.30）

「児童相談所執務必携（昭和39年版）」の改訂作業については、早くも1967年（昭和42年）頃からその原案作成が試みられてきたという。ただし、基本的な方針としては、執務必携の方向転換をはかるのではなく、①当分の間、措置機能、判定機能、一時保護機能を併せ持つ、②所長はじめ職員の専門性を早急に高める、③在宅指導や通所指導の強化をはかること、などの基本体制の推進が強く期待されていた。

「これらの動きと平行して、厚生科学研究として、昭和42年度『児童相談所職員の専門性と体系化に関する研究』、昭和47年度『児童相談所の機能分析と運営方法に関する研究』、昭和48年度『一時保護所の運営基準の設立に関する研究』、昭和49年度『児童相談所における判定の機能及び基準に関する研究』と児童相談所の内容改善を志向して、学識経験者を中心として研究が重ねられ「それらをふまえて、昭和51年4月執務必携改訂案（企画課作成）が、全国児童相談所長会議で示され」（以上は「後記」から引用）たのであった。

本提要は、「序」において、「現時点における児童相談所運営の最低基準であり、この内容を軸とした児童相談所の発展が、今後望まれる」と記されており、新しい内容として、「（1）指導指針の明確化にかかわる事項、（2）療育手帳にかかわる事項、（3）三歳児の精神発達精密検診並びに事後指導にかかわる事項など」（後記）が加えられた。

「なお、執務必携（昭和39年版）と今回の提要との大きな相違は、前者中の第二篇運営技術にかかわる事項を簡略化し、参考資料としたことにある」（後記）という。その理由として、「児童相談所の技術内容は幅広いが、すでにその骨格は定着した」といった表現があり、児童福祉法施行後四半世紀を経て、一定の安定期を迎えた児童相談所の指針という性格が垣間見えるのではないだろうか。なお、この提要は、1990年（平成2年）3月の「児童相談所運営指針」策定までの13年間、児童相談所運営の基本として活用された。

○松山市で発生した乳児死亡事故（1980.9.2）とベビーホテル対策

新聞報道によれば、9月2日午後5時頃、無認可の託児所が送迎バスで生後3か月の乳児を迎えに行ったところ、母親に「1日の夕方から預けてあるはず」と言われてバスの中を探してみると、本児が後部座席にうずくまっており、病院に運んだものの死亡していた。死因は、預かった子どもらを2日午前バスで送って行った際に本児宅に立ち寄るのを忘れ、約9時間もの間、炎天下の車中に放置されたことによるものであった。このような事

社会の動向

1977年 (昭和52年)	行政等	4月-日	文部省、学習塾について初調査。小中学生の5人に1人が通っている「乱塾時代」。塾は5万、現職の教員が17%も塾で教えている。〈15〉
		-月-日	昭和52年未成年自殺白書によると、小学生の自殺が急増、9歳から14歳の自殺者は92人で40年の2倍、9歳以下が4人、その動機では教育問題が4分の1で内訳をみると、入試よりも学業不振、学校ざらいの方が多。〈15、21〉
	社会	4月13日	東京高島平で父子心中(長男9歳、二男6歳)。父の所持金は10円で数年前に母は家出。子どもの「天国からお母さんをうらむよ」の遺書をめぐって反響をよぶ。〈15、21〉
		10月30日	東京・北区に住む飲食店経営の父(47歳)が、進学校として知られる開成高校2年生の長男(16歳)の首を絞めて殺害(開成高校生殺害事件)。父は心中を図ろうとして妻と2人で浜名湖に行くが、果たせず31日に自首した。長男は開成中学には上位で合格、両親も「東大も夢ではない」と期待していたが、高校に入ってからはほとんど最下位に近い成績で、激しい家庭内暴力を苦にしている。懲役3年・執行猶予4年の刑が確定。〈15、21〉
-月-日	小学生の自殺あいつぐ。警察庁の調べによると、1977年の20歳未満の自殺は784人。うち小学生は、9歳の4人を含めて13人。〈3、21〉		
1978年 (昭和53年)	行政等		
	社会	10月31日	東京府中市の小学校の教室内で小4女児(9歳)が自殺。同級生の男の子たちとささいなことから口論、先生に注意された直後のことだった。警視庁統計では最も低い年齢。〈15、21〉
1979年 (昭和54年)	行政等	4月-日	警視庁の少年少女保護「遊び型」家出増える。〈15〉
		5月-日	厚生省「麻薬白書」発表。覚せい剤未成年者層に広がる。〈15〉
		7月-日	春の高校進学率94%で史上最高と文部省調査。〈15〉
	社会	1月14日	東京・世田谷区で、私立高校1年の男児(16歳)が祖母(67歳)を殺害。自身も14階建てのビルから飛び降り自殺した。父は大学教授、祖父も東大卒のフランス文学者という学者一家だったこと、男児が大学ノート40ページにわたって、「大衆・劣等生のいやらしさ」などを書き込んだ遺書を残したことなどで社会的な話題となった。〈21〉
		9月-日	全養協、「養護施設入所児童の33%が被虐待児・過度の放任」との全国調査結果を発表。〈5〉
		10月20日 11月20日	国際児童年記念「児童福祉シンポジウム」、愛知県で開催。〈1、8〉 国際児童年日本大会開催。日本子どもを守る会会長・羽仁説子氏が記念講演。〈5、6、10、21〉
1980年 (昭和55年)	行政等	3月-日	総理府、6か国子ども調査の結果報告。日本の子どもは社会の将来に悲観的。〈15〉
	社会	3月-日	ベビーホテル問題がマスコミでとりあげられる。〈5、6〉
		3月26日	TBS、ベビーホテル問題放送開始。〈8〉
		11月29日	川崎市で、当時2浪していた予備校生の男(20歳)が、金属バットで両親を撲殺。キャッシュカードから金を引き出したことや飲酒を父に咎められての犯行だった。父は東大卒のエリート。男は「大学も行けないくせに」などと言われていたという。懲役13年の刑が確定している。〈6、21〉
		-月-日	子どもの「五無主義」(無気力、無責任、無関心、無感動、無作法)という言葉が流行する。〈5〉
		-月-日	校内暴力、家庭内暴力が社会問題となる。〈5〉
		-月-日	ベビーホテル急成長。チェーン店をはじめるところも。都内だけでも300か所。〈15〉

件もあって、「ベビーホテル問題」は社会の大きな話題となった。

厚生省は、ベビーホテルの一斉点検を行い、1981年(昭和56年)4月には「ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用について」(児発第330号)を发出し、1か月未満という期間でも乳児院に措置することができることとした。また国会も、5月には衆議院で、6月には参議院で特別決議を採択し、「ベビーホテルに24時間、かつ、長期間入所している児童については、乳児院又は養護施設に入所し得るよう措置手続の簡素化等を図ること」などを盛り込んでいる。

なお、上記330号の通知は、2001年に发出された通知「ベビーホテル問題への積極的な取組について」(雇児発第178号)に伴い廃止されているが、新たな通知では、「児童相談所は、(中略)児童の保護者から長期間ベビーホテルに預けている事情等家庭の状況を調査すること」とされ、乳児院における短期入所措置(入所期間が1か月に満たないもの)について、「保護者が出産、傷病、病氣看護等緊急の事情又は出張等の勤務上の都合など特別の事情により保護者のもとで養育できないことが止むを得ないものを広く対象とする」と述べられるなど、ベビーホテル問題及びそれを生み出す社会状況は、その後も引き続いて課題となっていることが示唆されている。

児童福祉行政関連

1981年 (昭和56年)	児相	11月30日	厚生省、『児童相談事例集 第13集』刊行。「保護者による虐待等の事例」を特集。〈21〉
	児福	1月22日	「ベビーホテル調査結果概要」発表。〈8〉
		2月27日	ベビーホテルの事故多発化に当たり、都道府県に一齐点検を指示。〈8〉
		3月6日	自民党社会部会「ベビーホテル問題についての対策試案」発表。〈8〉
		4月24日	厚生省、「ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用等について」通知。〈3、5、8、10〉
		6月11日	「母子福祉法」改正（「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」と改称）。〈5〉
		6月15日	児童福祉法第33次改正 無認可児童福祉施設に対する報告徴収・立入調査の権限を設けたこと等（ベビーホテルの規制強化）。〈1、3、8、10〉
		7月27日	厚生省、「夜間保育の実施について」通知。〈3、10〉
		7月-日	厚生省 無認可保育施設に対する指導基準を設定 〈10〉
12月18日	中央児童福祉審議会、「今後のわが国児童家庭福祉の方向について」意見具申。〈5、8〉		
1982年 (昭和57年)	児相	5月-日	東京都非行問題専門相談室設置（東京都児童相談センター。1989年4月に児童問題専門相談室に改称）〈10〉
		9月-日	東京都、非行問題検討委員会PT発足（東京都児童相談センター）〈10〉
		10月-日	警視庁、少年非行総合対策委員会を設置（東京都）〈10〉
	児福	3月1日	児童環境調査実施。〈8〉
		7月16日	児童福祉法第34次改正（国際障害者年に当たり、不適切用語を改めた。「不具奇形」を「身体に障害又は形態上の異常がある」に置き換え）。〈8、9〉
		9月8日	厚生省、「心身障害児家庭奉仕員の派遣事業について」通知。〈5〉
		10月1日	厚生省、「父子家庭介護人派遣事業」創設（父子家庭対策の最初）。〈5〉
12月-日	「教護院における事故防止について」通知 〈10〉		
1983年 (昭和58年)	児相	12月-日	厚生白書「児童相談所における相談件数」の記載（相談内容受付件数：養護相談とは保護者の病気、既婚等による養育困難児、棄児、被虐待児等養育環境上問題のある児童に関する相談を言う）1983年-1988年まで記載。〈10〉
	児福	3月1日	厚生省、「養護児童等実態調査」（乳児院入所児童に未婚の母の子急増、養護施設入所児童の在所期間長期化など）。〈5、8、15〉
		12月2日	児童福祉法第35次改正（国家行政組織法の改正に伴い国立児童福祉施設に関する規定の整理）。〈8〉
		12月14日	厚生省、「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」通知。〈3、5〉
		3月-日	厚生省「ベビーホテルの現状調べ」実施（7月報告）。〈15〉

○『児童相談事例集（第13集）』、「保護者による虐待等の事例」を特集する（1981.11）

虐待事例については、それまでの『児童相談事例集』のいくつかの号においても何例か執筆されていたが、それらはいずれも散発的なものでしかなかった。したがって、事例集第13集は、初めて虐待の特集が組まれたものとして意義深いと言えよう。ここでは、「保護者による虐待等の事例」6事例が提出されているが、それだけでなく、「養育拒否等の事例」「父子家庭・未婚の母の場合」も合わせて特集されており、それぞれ6事例、7事例が掲載されている。もちろん、今日的な観点にたてば、「養育拒否事例」や「父子家庭・未婚の母の場合」などにも数多くの虐待事例が含まれている。

監修後記は、このテーマを選んだ背景について、「（養護相談の）内容のほとんどは、棄児、保護者の失踪、死亡、傷病、離婚などであるが、最近では夫婦関係の不和がわずかではあるが増してきており、一方、保護者自身が自分の子供を虐待、放任するといったケースも後を絶たず、児童福祉関係者は児童の基本的な人権という角度から出々しい問題であると心痛を重ねているのが実態である。本事例集は、そうした養護問題のうち、極めて困難なケースを特集した」と述べている。事実、「児童相談所から家庭裁判所に出された親権喪失宣告の請求が承認されたという極めてまれな事例」も収録されていると、監修後記はわざわざ述べている

本事例集は、歴史的に見ても先駆的なものであり、たとえば1989年（平成元年）に出された「大阪市中央児童相談所紀要」は、「児童虐待の処遇について」を特集する中で、本事例集を詳細に分析、検討し、その後の実践に役立てている。

○横浜「浮浪者」殺傷事件（1983）

1983年（昭和58年）の1月から2月にかけて、横浜市の路上で就寝中の「浮浪者」が次々と襲われ、殴る蹴るの暴行の末に3人の死者が出た。死亡した「浮浪者」の一人、須藤さんは、出身地の青森県において夫婦2人でもち菓子屋を営んでいたところ、過労で妻を失い、子どもがいなかったこともあって単身上京、仕事を転々とするうちに日雇い労働者となり、山谷から寿町に移動、高齢で喘息や痔を煩い野宿生活が始まったという。須藤さんは2月5日、突然10数人の集団に襲われ、肋骨骨折、内臓破裂、瀕死の状態でごみかごに押し込められ、引きずり回して放置されたところを歩行者が気づいて病院に運ばれたものの、2月7日に死亡している。この須藤さん殺害で逮捕されたのが、中学生5人を含む10代の少年10人だったため、事件は衝撃的なニュースとして全国に

社会の動向

1981年 (昭和56年)	行政等	1月29日	警察庁、昨年一年間の刑法犯で検挙補導された少年は166,073人で史上最悪と発表。警察庁、卒業期を前に校内暴力の多発を恐れ、各警察に未然防止の異例通知。〈15〉、〈21〉
		4月-日	文部省「校内暴力事件についての事例集」作成。〈15〉
	社会	3月-日	東京・横浜・名古屋のベビーホテルで赤ちゃん死亡相づく。〈15〉
1982年 (昭和57年)	行政等	7月-日	行政管理庁「ベビーホテル対策に関する調査」実施（昭和58年8月報告）。〈10〉、〈15〉
	社会	8月-日	戸塚ヨットスクール訓練生2名（いずれも15歳）が、校長・コーチ陣からの体罰を恐れフェリーから太平洋にとびこみ行方不明に。また、12月12日には、中1男児（13歳）が角材などで殴られ死亡。〈3〉、〈5〉、〈10〉
		10月-日	「父子家庭介護人派遣事業」を創設（母子家庭を対象の介護人派遣事業を父子家庭に拡大）〈10〉
		-月-日	乳児死亡率が世界最低となる（出生1,000人当たり6.6人）。〈6〉
		-月-日	父子家庭の互助組織づくり各地に広がる。〈15〉
		12月-日	ベトナム難民の少年、全国ではじめて児童福祉法の定める里子として認められる。〈15〉
	-月-日	東京都、養護児童グループホーム事業開始。〈10〉	
1983年 (昭和58年)	行政等	8月16日	行政管理庁、厚生省に対し「ベビーホテル対策に関する調査結果報告書」を提出、改善意見を勧告。〈8〉、〈10〉
		6月2日	文部省はじめて「荒れる教室」の全国実態調査まとめる。〈15〉
	社会	1月-日	中学生ホームレス襲撃事件。横浜で少年10人、浮浪者を襲撃し死亡させる。〈6〉、〈15〉
		2月15日	東京町田の公立中学で、待ち伏せして暴力をふるった生徒を教師がナイフで刺す（10日間の怪我）。〈3〉、〈15〉、〈21〉
		4月-日	全養協、親の離婚と子どもの事件についての調査結果を発表、深刻さが露呈される。〈5〉
		4月27日	東京練馬で19歳の少年が女子大生を殺害。乳児院・養護施設で育った者による犯行と判明。本件は、のちに『荒廃のカルテ』として新聞に連載され大きな反響を呼んだ。〈15〉
		5月-日	全国児童養護施設協議会「親の離婚と子どもの人権についての調査」（深刻さが露呈される）〈10〉
		6月13日	戸塚ヨットスクール校長、傷害致死容疑で逮捕（その後、実刑確定）。〈21〉
		-月-日	サラ金借金苦による親子心中相次ぐ。サラ金孤児（サラ金業者からの厳しい取り立てから逃れるため親が子を置き去りにして蒸発、残された子どもが養護施設に入所することが問題化）。〈5〉、〈15〉

報道された。しかも、逮捕された少年が、「ブー太郎退治をやっただけ」「スカッとした」などと供述しており反省や罪悪感がないと報道されたことから、少年たちの心の荒廃が浮き彫りになり、あらためて大きな問題となった。少年たちは、1人が教護院へ、他の9人は少年院へ送致されたが、この事件は児童問題に関わる者として見過ごせないとして「横浜児童問題連絡会」が結成され、少年やその家族の置かれている過酷な現実を含めて、事件の背景などが詳しく分析されている。連絡会は、事件後1年あまり経た1984年11月、横浜で開かれた「第10回全国児相研セミナー」で、事件の概要と問題点、課題などを報告した。（引用・参考文献『1984年日本の子どもと児童相談所』（編集／児童相談所問題研究セミナー実行委員会）

（以下は、1984年のトピックス）

○日本児童問題調査会、「昭和58年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査」を実施する（1984）

本調査は、厚生省が実施した「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」から10年を経て児童虐待の実態がどのような状況となっており、どのような対応がなされているのかを明らかにする目的で行われた。調査は、10年前と同様、1983年（昭和58年）4月1日から1984年（昭和59年）3月31日までに全国164の児童相談所（当時）が受理した事例について、担当した児童相談所職員が記入する形で実施されている。なお、対象は、10年前の厚生省調査と異なり、18歳未満の全ての児童としている。また回収合計は416票であった。調査の内容は詳細にわたっているが、ここでは、虐待の種類及び加害者の虐待についての認識の2つを、図5-1、図5-2として紹介しておく。

本調査結果は、日本児童問題調査会から1985年1月「委託調査研究報告・児童虐待」として刊行されている。

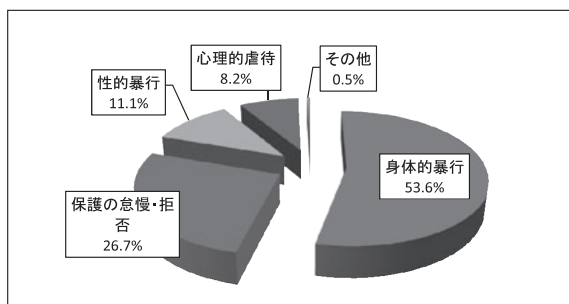


図5-1 虐待の種類
昭和58年度（日本児童問題調査会）

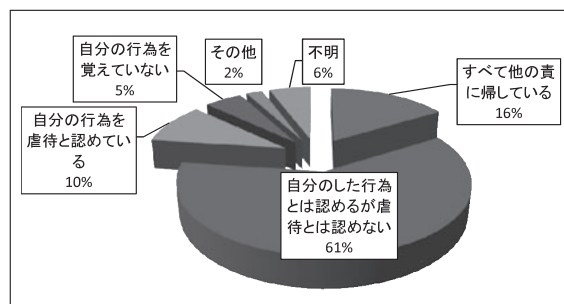


図5-2 加害者の虐待についての認識
昭和58年度（日本児童問題調査会）

児童福祉行政関連

1984年 (昭和59年)	児相	7月12日	「児童相談所の設置形態等について」(厚生省家庭児童局長通知)〈②〉
		-月-日	養護相談の3割がサラ金苦に。サラ金苦から子どもの仮入学の申請増える。〈⑮〉
	児福	-月-日	日本児童問題調査会、「児童虐待-58年度全国児童相談所における家族内児童虐待調査」を実施。〈⑮〉
		4月11日	児童家庭局企画課に施設調整室新設。〈⑧〉
		5月14日	厚生省、子ども家庭相談事業創設(子育て相談室の設置等)。〈⑤〉
		6月14日	子ども家庭相談事業創設(児童センター等)。〈⑧、⑩〉
8月7日	児童福祉法第36次改正(身体障害者福祉法の改正により「入所又は通所」を「入所」と改めたことに伴う改正)。〈⑧〉		
9月1日	厚生省、全国家庭児童調査実施(離婚などにより親子の別居増える傾向)。〈⑤〉		
9月20日	中央児童福祉審議会、「家庭における児童養育のあり方と、これを支える地域の役割」について意見具申。〈⑤、⑧〉		
1985年 (昭和60年)	児相	2月27日	名古屋市児童相談所一時保護所保母が、女子中学生2名に殺害される。〈③、⑤、⑩、⑮〉
		1月-日	厚生省、「養護児童等実態調査」まとめる。〈⑮〉
	児福	4月10日	「家庭児童相談室の設置・運営について」通知〈⑩〉
		5月18日	児童福祉法第38次改正(「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」による昭和60年度の国庫負担率の引き下げ、児童相談所で行う相談、判定等に要する費用を一般財源化する等)。〈①、⑧〉
		6月7日	児童扶養手当法改正。離婚時の父の所得が一定額以上のときに手当を支給しないこととした。〈①、⑩、⑮〉
		7月12日	児童福祉法第39次改正「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律」による。〈③、⑤、⑧、⑩〉
		10月-日	厚生省、離婚制度等研究会報告書公表〈⑩〉
		11月15日	厚生省、「児童の『いじめ』問題に関する相談活動の充実について」通知。〈③、⑤〉
-月-日	厚生省、未熟児(2,500グラム以下)出生増加。5.7%(85年)→7%(93年)厚生省調査。〈⑥〉		
1986年 (昭和61年)	児相	12月26日	児童福祉法第42次改正(昭和62年4月1日施行、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」(行革一括法)による。機関委任事務の一部団体事務化。)児童相談所業務も含まれている。〈⑨、⑩〉
		2月19日	中央児童福祉審議会、「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設への入所措置事務等の団体委任事務」について答申。〈⑤〉
	児福	4月30日	児童扶養手当及び特別児童扶養手当等支給法の一部改正(支給額の引き上げ)。〈⑮〉
		4月-日	大阪の養護施設で児童事故死。全養協人権委と調研部合同会議にて、体罰禁止の再確認等を行い、全施設に連絡。〈⑮〉
		4月-日	子どものためのショートステイホーム事業開始:夏、冬休み等を養育家庭で過ごす(東京都)〈⑩〉
		5月8日	児童福祉法第40次改正(昭和61年度から昭和63年度までの間の地方公共団体に対する国の負担割合の引き下げ等)。〈⑧〉
		5月20日	児童福祉法第41次改正(肢体不自由児等の治療を委託する医療機関を政令で追加)。〈⑧〉
		5月-日	「国の補助金等の臨時特例等に関する法律=補助金一括法」の成立。61年度から63年度の社会福祉関係の国の負担割合は10分の5に。〈⑮〉
		8月-日	厚生省、児童家庭局長、「児童福祉事業適正化対策特別事業について」通知。〈⑩〉
9月20日	厚生省、地域児童健全育成推進事業を創設〈①〉		

○「児童相談所の設置形態等について」(厚生省児童家庭局長通知)(1984.7.12)

本通知は、1984年(昭和59年)12月の閣議決定「行政改革の推進に関する当面の実施方針」に基づいて発出されたもので、児童相談所の「効率的かつ弾力的運営が求められる」として2点について述べている。

その第一は、児童相談所の設置形態について。ここでは、「児童相談所の運営については、今後ともその専門的機能を維持する必要がある」としつつ、「同時にその効率的な運営を図ることが要請されている」として「児童相談所の機能が十分発揮されるよう留意しつつ、他の関連する相談所等と併設することも差し支えない」とした。

この通知を受けて、児童相談所と知的障害者更生相談所や身体障害者更生相談所、また婦人相談所などが統合された機関が多く設置されることとなった。

第二は、児童相談所の職員構成の標準について。職員構成は「児童相談所執務提要」で定められていたが、それまで標準とされていた受付相談員や書記などが記載からなくなり、「業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所と兼務することも差し支えない」とされた。

○名古屋市児童相談所一時保護所における保母殺害事件(1985.2.27)

1985年(昭和60年)2月27日午前3時20分頃、名古屋市児童相談所一時保護所女子居室内において、A子(中学2年)・B子(中学2年)の2人が、夜勤中であった保母(36歳)の首を絞めて殺害し、マスターキーを奪い、

社会の動向

1984年 (昭和59年)	行政等	4月-日	文部省、小学校でのいじめについてはじめての教師用手引書「児童の友人関係をめぐる指導上の諸問題」を作成〈⑩〉
		4月-日	警視庁、初のいじめ実態調査を報告、前年の小・中・高校におけるいじめ事件は531件・被補導者1920人・自殺者7人とわかる（東京都）〈⑩〉
	社会	1月20日	千葉の母子家庭の母（23歳）が実家の援助を断られ、2人の幼児（3歳、1歳）を養護施設前の路上に置き去りにし、「お願いします。23日に引き取りに来ます」とのメモを持たせてスキーに。〈⑮、⑳〉
1985年 (昭和60年)	行政等	-月-日	いじめと学校での体罰が社会問題となる。初の「いじめ白書」（警察庁）。〈⑤〉
		4月-日	文部省、いじめの実態を把握するため「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を発足〈⑩〉
		5月-日	警視庁、少年相談室や都内の少年センターに「いじめ相談コーナー」を開設（東京都）。〈⑩、⑮〉
		12月-日	法務省「いじめ」の実態まとめる。〈⑮〉
		11月-日	法務省、特別養子制度新設を盛り込んだ「養子制度の改正に関する中間試案」を作成し、関係各界に意見を照会。〈⑮〉
		10月-日	『「いじめ」の問題に関する臨時教育審議会会長談話』が発表される〈⑩〉
	社会	1月30日	日本児童問題調査会が『児童虐待』を刊行（昭和58年度全国児童相談所における家族内虐待調査の結果）。〈⑥〉
		6月6日	川崎市でダンブにはねられた児童（10歳）が、信仰上の理由で両親から輸血を拒否され死亡、社会的な反響を呼ぶ。報道に投書が殺到、両親は取材に応じて心情を話し、治療した病院は、人命尊重の立場から今後は手術を強行することを検討、県は「行政として手術強行を求められないが、緊急時の対策を考える必要がある」とする。医療ネグレクト問題を浮上させた事件。〈⑩、⑳〉
		7月-日	埼玉県が養護施設「光の子どもの家」認可後、「施設の子が入学すると教育環境が悪化する」との地元住民の声に、町当局が入所児童の住民登録手続き拒否の方針を打ち出し、全養協人権委員長が現地調査。その後、受け入れが認められる。〈⑮、⑳〉
		10月19日	日本弁護士連合会第28回人権擁護大会で「学校生活と子どもの人権に関する宣言」を採択〈⑩〉
1986年 (昭和61年)	行政等	12月26日	「行革一括法」公布。〈⑤〉
		12月-日	法務省、「いじめなお増加、言葉によるもの34%、暴力29%」と発表。〈⑩〉
	社会	2月1日	東京・中野区の中学生「俺だってまだ死にたくない。だけどこのままじゃ生き地獄になっちゃう」と遺書を残し首つり自殺（その後校内でいじめの実態が明らかに、葬式ごっこに先生も寄せ書きをする）。〈⑩、⑮〉
		12月-日	国連総会「国内及び国際間の里親委託と養子縁組に特に関係ある子の保護と福祉についての社会的及び法律的諸原則に関する宣言」採択。〈⑩〉
		-月-日	女子中高生のテレクラ利用激増。〈⑥〉

さらに事務室から現金17,950円とキャッシュカードを盗んで逃走した事件。

警察発表では、A子の動機は「教護院に入れられるのがいや、男友だちに会いたい」。B子は「規則正しい生活がだんだんいやになる。児童福祉施設に入れられるのが不安」というもので、「他児と脱走を計画。いったん決めたことは実行しないとコケにされる。鍵を奪うためには殺すしかない」と考えたのだという。

事件は、名古屋市児童相談所だけでなく、全国の児童相談所職員をはじめ、多くの人にショックをあたえ、児童相談所問題研究全国連絡会（児相研）は、同年5月11～12日に緊急集会を開き、そこでの討議をふまえて、6月1日、全国運営委員会名で「緊急アピール」を発表、その年の11月に京都で開催された第11回全国児相研セミナーでは、名古屋市児童相談所の職員が特別報告を行い、事件の概要とその後の児童相談所の取り組みなどを報告している。

これらは、「1985年日本の子どもと児童相談所」に収録されているが、それによると、当時の名古屋市児童相談所一時保護所では、「集団の中でのいじめを防ぐ」「愛情に飢えている子どもに添い寝してやる」（特別報告）ことなどから、児童集団が安定していれば、夜勤職員が児童居室で仮眠をとることが行われており、同時に「不十分な職員体制の中で、一時保護所に『無断外出防止のための施錠』が行われていた」（緊急アピール）という事情があった。

名古屋市では、事件を受けて、一時保護職員をはじめとして7名の職員の増員がおこなわれ、亡くなった職員の追悼と事件を風化させないため、長年にわたって命日に忍ぶ会が催されたという。

○児童福祉法第42次改正（機関委任事務から団体事務へ）（1986.12.26）

1986年（昭和61年）12月19日に可決・成立し、同年12月26日に公布された「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」（法律第109号）による改正。本法は全体で43の法律に及んだため「行革一括法」とも呼ばれ、「国・地方を通ずる行政改革の一環として、国と地方の機能分担を見直し、地方の自主性、自律性の強化を図るため、機関委任事務の整理合理化と地方への権限委譲を行うことを内容とするもの」（時事通信社「最新児童福祉法の解説」）であった。

この中で、国の機関委任事務から団体事務化されたものの中には、「児童福祉施設（助産施設、母子寮、保育所を除く）等への入所措置に関する事務」「児童福祉施設への入所措置等に係る費用徴収等に関する事務」等が含まれていた。

児童福祉行政関連

1987年 (昭和62年)	児相	5月10日	青森県中央児童相談所一時保護所当直職員殺害事件が起こる。〈③、⑤〉
	児福	3月9日	厚生省、「児童福祉施設最低基準等の一部改正」(省令)公布。〈③〉
		5月20日	「児童福祉施設等における施設機能(保育所機能)強化推進費について」通知〈⑩〉
		5月20日	「養護施設および虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」通知〈⑩〉
		8月-日	厚生省、全国各地に児童健全総合育成センター設置を決定。〈⑤〉
		9月26日	児童福祉法第43次改正(精神衛生法を精神保健法に改めたことに伴い、精神衛生を精神保健に改正)。〈⑧〉
		10月1日	厚生省、養護児童等実態調査実施(入所理由は虐待・放任が約1割と増加傾向)。〈⑤〉
		10月31日	厚生省、「里親等家庭養育の運営について」通知。「里親等家庭養育運営要綱」(里親家庭における養育児童の基本的な生活習慣を確立し健全な身体及び豊かな情操と社会性をもった人間となるよう、必要な監護教育等を行い、誠実に養育すること)〈③、⑤、⑩〉
		10月31日	「養子縁組あっせん事業の指導について」通知〈⑩〉
		11月12日	児童福祉法制定40周年記念「全国児童福祉会議」が厚生省・全国社会福祉協議会共催で開催される。〈③、⑧〉
		11月-日	「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」通知〈⑩〉
12月3日	牧の原学園体罰死事件発生。〈⑫〉		
1988年 (昭和63年)	児相	1月1日	特別養子縁組制度実施。〈⑤、⑥、⑩〉
	児福	3月29日	「養護施設入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」通知〈⑩〉
		5月20日	自立相談援助事業の実施について通知。〈⑧〉
		7月14日	厚生大臣の懇談会である「これからの家庭と子育てに関する懇談会」設置し、初会合を開催(以後、香川、北海道、大分、富山で地方版これから懇を開催)。〈⑧〉
		10月-日	大阪府の委託を受けて大阪児童虐待調査研究会発足〈⑩〉
11月1日	子どもと家庭に関する実態調査実施。〈⑧〉		
1989年 (平成元年)	児相	6月9日	全国児童相談所長会、「子どもの人権侵害調査結果」発表。〈⑤〉
	児福	6月-日	大阪市中央児童相談所『紀要1989』で「児童虐待の処遇について」を特集〈⑩、⑫〉
		9月25日	『児童相談事例集(第21集)』『児童の権利擁護』を特集する。〈⑫〉
		2月-日	養護施設全児童の実態調査発表(入所理由は虐待・放任が約1割と増加傾向)〈⑩〉
		3月-日	「被虐待児のケアに関する調査報告書」発行(大阪児童虐待調査研究会)。〈⑩〉
		3月-日	「長寿社会における子ども・家庭・地域」と題する「平成元年版厚生白書」発行(出生率の低下や家庭の子育て機能低下を踏まえ行政の支援強化を打ち出す)。〈⑩〉
		4月10日	児童福祉法第44次改正(「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」による。平成元年度以降の地方公共団体に対する国の負担割合の引き下げ)。〈⑧〉
		4月-日	「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」通知〈⑩〉
		4月-日	「教護院入所児童の高等学校進学の取り扱いについて」通知〈⑩〉
		5月29日	厚生省、母子家庭等生活指導強化事業を実施。〈⑤、⑧〉
		5月29日	厚生省、家庭支援相談等事業を実施。〈⑤、⑧〉
		10月-日	児童虐待対策検討会議設置(大阪府)〈⑩〉
		11月-日	「教護院入所児童の処遇計画の作成について」通知〈⑩〉
		12月1日	厚生省、「新しい児童の母子保健を考える研究会」報告書発行〈⑩〉
-月-日	厚生省、子ども・家庭110番電話相談事業実施。〈⑤〉		

○青森県中央児童相談所における一時保護所専任宿直員殺害事件(1987.5.10)

1987年(昭和62年)5月10日、青森県中央児童相談所において、一時保護中の女兒を連れ出して遊ぼうとした3人の少年(16歳、16歳、17歳)によって、男性の専任宿直員(68歳)が殺害されるという事件が起こった。

少年3人は、いずれも過去に一時保護所入所の経験を持っており、この日の午前1時30分頃、児童相談所内に侵入して女兒室の窓を叩き、ガラスを割って女兒を連れ出そうとしたが、それを発見して制止しようとした専任宿直員が戸外まで追跡、そのため2人の少年は宿直員に暴行を加え、宿直員は病院に運ばれたものの、午前4時37分に死亡した。

この事件については、この年愛知県で開催された第13回全国児相研セミナーの一時保護所問題分科会で経過等が報告されている。そこでは、「児童の状況が変化しており、個人的にはおとなしいが、集団化すると勢いづく。罪の意識がない」「非常勤職員(当直員)が高齢であった。非常勤職員は教職経験等で、教育のベテランであっても、最近の非行児は、特に処遇が困難」と指摘され、それまでに入所児の無断外出が続いていたことなどもふまえて、「今回の事件は、偶然に運が悪く発生したのではなく、今までの勤務体制等の問題から必然的に出てきたものと思われる」と振り返り、一時保護所のあり方について、「児童が求めているのは、ふれあいと生きる目あてであり、それを保障することにより、はじめて意欲と自尊心と信頼感をつくりあげていくことが出来る」とされていた。(引用・参考文献『第13回児童相談所問題研究セミナー報告書』(編集/児童相談所問題研究セミナー実行委員会))

社会の動向

1987年 (昭和62年)	行政等	5月-日	「社会福祉士及び介護福祉士法」成立。〈⑩〉
		9月-日	教育庁、「児童・生徒のいじめ実態調査」結果発表 〈⑩〉
	社会	2月-日	Child Abuse研究会発足。保健・医療・福祉関係者を中心に現場における実践のための研究活動を行う。研究会は1994年に児童虐待防止協会の事業の一つとして位置（合併）づけられる。〈⑩〉
		3月-日	日本弁護士連合会『子どもの人権救済の手引き』を刊行（体罰、いじめ、登校拒否、校則などの問題をとりあげる）。〈⑩〉
		8月-日	学者と弁護士等による「子どもの人権」研究会発足。〈⑩〉
1988年 (昭和63年)	行政等	5月4日	総務庁、子どもの人口が20%を割ったと発表。〈⑤、⑥〉
		5月25日	全国社会福祉協議会、児童家庭福祉懇談会の設置、児童家庭問題に取り組む。〈⑤〉
	社会	7月17日	巣鴨子ども置き去り事件発覚。〈⑥、⑩〉
1989年 (平成元年)	行政等	1月-日	初の大学入試センター試験、実施。〈⑪〉
		2月16日	「提言 新たな『児童家庭福祉』の推進をめざして」発表（児童家庭福祉懇談会・全国社会福祉協議会）。〈⑩〉
	社会	4月1日	消費税スタート（税率3%）。〈⑤〉
		3月30日	東京で女子高校生コンクリート詰め殺人事件がおこる。〈⑤、⑥〉
		7月23日	幼女連続誘拐殺人事件の犯人宮崎勤逮捕（4-7歳の女児4人の殺害により死刑判決）。〈⑥〉
		11月20日	国連総会「児童の権利に関する条約」採択 〈⑩〉

○牧ノ原学園体罰死事件（1987.12.3）

1987年（昭和62年）12月3日、教護院（現在の児童自立支援施設）鹿児島県立牧ノ原学園において、入所していた13歳の男児が職員らの集団体罰を受け、外傷性ショック死した。

児童はこの年10月1日に入所した後、2か月間で5回の無断外出を繰り返し、5回目の無外から連れ戻された12月3日、午後5時半から7時半頃まで、7人の職員によって棒で殴る、投げ飛ばす、屈伸運動をさせるなどの体罰、暴行が断続的に行われた。ところが午後8時半頃、瞳孔が開くなどの異変が起こり、気づいた職員が足をさすり、マウスツーマウスで人工呼吸を施し、救急車を手配して病院に運んだものの死亡。翌午前1時40分、職員7人が傷害致死容疑で逮捕され、2月に懲戒免職、6月には全員が有罪判決を受けている。

この事件を取材した南日本新聞の山崎記者は、大阪での第14回児相研セミナーでその概要を報告し、体罰が長年続けられてきた伝統であるとした上で、「ここでは新しく入ってきた職員を否応なく集団体罰へ組み入れていく、日本的な仕組み」があり、公判で被告が「経験的・慣例的に行われていることを突き破る勇気がなかった」等と証言していることなどにも触れつつ、「集団に入り、依存することで体罰を正当化し、罪の意識を軽くするといった心理的な動きも読み取れる」と報告している。

また、「教護院やそこに入っている子供への社会的な差別があり」「事件の直接的な背景として、教職員の素人性がある」とも述べている。当時の牧ノ原学園は、「ごく一部を除いて大部分が一般行政職」であり、「知識も経験もない人たちが、これまで慣例となっていたことを踏襲しても無理はありません」と述べ、教護専門職の配置を求めている。

（引用・参考文献 『日本の子供と児童相談所 1988年（第14回）児相研セミナー報告書』（編集／児童相談所問題研究セミナー実行委員会）

○巣鴨子ども置き去り事件発覚（1988.7.17）

1988年（昭和63年）7月17日、東京都豊島区で発覚した保護責任者遺棄事件。父親蒸発後の1987年秋頃、母親は恋人と同棲するためにきょうだいの世話を長男に任せ、子ども4人をおいて家を出る。現金書留で数万円を送金したり、時々長男に会いにきていたというが、実際は育児放棄の状態になっていた。マンションの大家から通報を受けて警察が赴いた時、保護者の姿はなく、推定14歳の長男、同7歳の長女、同3歳の次女の3人が発見された。汗とホコリと糞尿が入り混じったような強烈な悪臭が漂っていたという。発見時、きょうだい3人とも栄養失調に陥っており、長女、次女は衰弱していたため、翌18日、児童相談所に保護された。

保護された子どもの話から、他にも子どもがいることがわかって家宅捜索をしたところ、白骨化した乳児の遺体が派遣された。ただしこの遺体は次男であり、次男は母が家出する前の1985年頃に死亡し、転居の際も母が持ち運んでいたという。結局、行方がわからなくなっていたのは次男ではなく2歳の三女であり、三女は、発見される直前の4月頃、長男の友人と長男から暴行を受けて死亡し、2人がボストンバッグで埼玉県の雑木林に運び、埋葬していた（その後の調べで、長男は何度も三女に会いに行っていたという）。

また、5人の子どもは、全員出生届が出されておらず、長男、長女は就学していなかった。

7月23日、テレビのニュースで事件を知った母親が出頭。8月、母親が保護責任者遺棄致死の罪で起訴され、懲役3年執行猶予4年の判決をうける。長男は三女の死にかかわっていたとされ、傷害致死ならびに死体遺棄で家庭裁判所の審判を受けるが、状況を考慮されて教護院に入所した。その後、長女と次女は母親に引き取られたが、長男の動向は不明である。

本事件は、2004年に公開された映画『誰も知らない』（是枝裕和監督）のモチーフとして用いられたことから、改めて社会の中で記憶を呼び覚まされた。

○全国児童相談所長会「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」の結果を発表（1989.6.9）

全国児童相談所長会は、子どもや家族の現状だとか児童相談所が直面している課題等に応じてさまざまな調査・研究活動を行っているが、1989年度（平成元年度）全体協議会のテーマは、前年度に引き続き「子どもの人権」であった。この点をふまえ、表題の調査を実施したが、ここでは、以下の事例が対象となった。

「昭和63年4月1日から9月30日までの間に、原則として新規に受理したケースで人権侵害が認められたケース、又は、人権侵害が疑われたケースの件数。ただし、継続中のケースであっても、この期間中に人権侵害の事実が判明したものを含む」

1989年（平成元年）1月末を提出期限として行われた本調査には、当時全国167か所だった児童相談所のすべてが回答し（回答率100%）、半年という対象期間に該当事例がなかった児童相談所は13か所、残りの154児童相談所から1979件の報告があった。その中で、「親または親にかわる保護者による虐待事例」については、期間内に該当事例がなかった22か所の児童相談所を除く145か所の児童相談所から1～34例の報告があり、合計1039件を数えている。

この人権侵害調査は、新聞等でも大きく報道され、注目を集めた。そこで、簡単にその概要を紹介する。まず、児童虐待の定義について、本調査では現在の区分と違って6分類しており、以下のとおりとなる。

- 1 身体的暴行：外傷の残る暴行、あるいは生命に危険のある暴行。（外傷としては、打撲傷、あざく内出血、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。生命に危険のある暴行とは、首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、毒物を飲ませる、食事を与えない、冬 戸外にしめ出す、一室に拘禁するなど）
- 2 棄児・置き去り
- 3 保護の怠慢ないし拒否：衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（健康状態を損なう放置とは、栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生など）
- 4 性的暴行：親による近親相姦、または、親に代わる保護者による性的暴行
- 5 心理的虐待：極端な心理的外傷を与えたと思われる行為（心理的外傷とは、児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れているものに限る）
- 6 登校禁止（家への閉じ込め）

件数について、半年間で1039件という結果をふまえ、「年間2000件」と報じた新聞もあった。この当時、虐待についての統計は取られておらず、相談種別としては養護相談が多いものの、障害相談や非行相談の中にも虐待事例が発見されている（図5-3）。

虐待の種類では、「保護の怠慢」が多い（図5-4）。また被害児童の年齢は図5-5のとおりだが、乳児は10%、幼児25%、小学生37%、中学生以上28%であり、最近の傾向と比べると乳幼児は相対的に少なく、その分を中学生以上が占めているように思われる。次に主たる虐待者を見ると、この当時も実母の割合が最も高く（ただし約

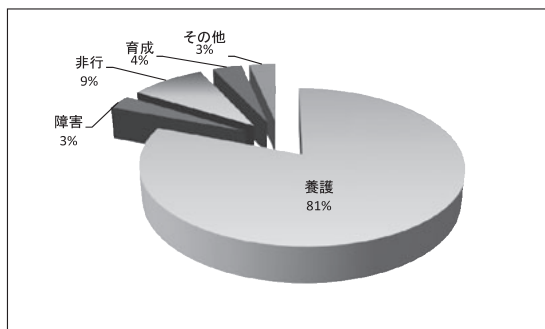


図5-3 相談種別

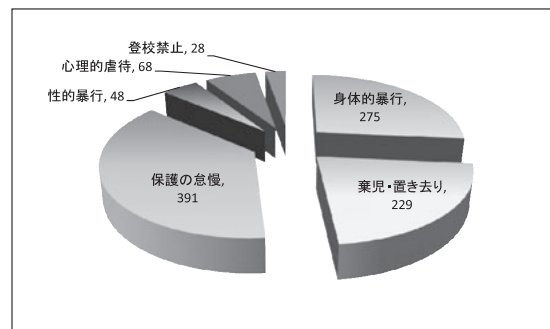


図5-4 虐待の種類

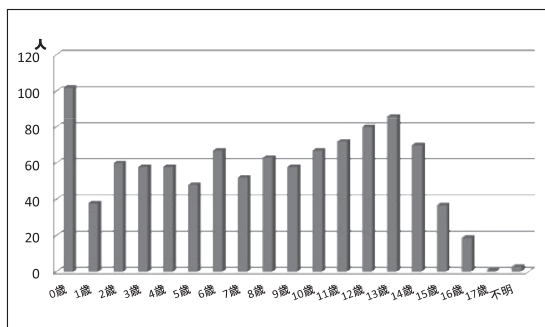


図5-5 被虐待児の年齢

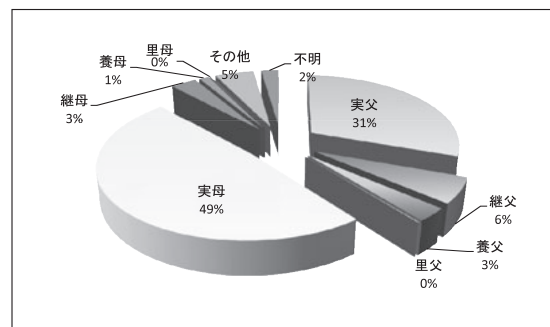


図5-6 主たる虐待者

5割であり、現在よりはその比率がやや低い、それに実父が続くのは現在と共通すると言えよう（図5-6）。

調査では、虐待行為に対する保護者の認識についても尋ねているが、図5-7をみると、虐待行為を認めない保護者（「すべて他の責に帰している」「自分のした行為とは認めるが虐待とは認めない」の合計）は、3分の2にのぼる（図5）。このような質問は、5年前の日本児童問題調査会「昭和58度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査」でも実施しており（図5-2参照）、そのときには約77%に及んでいた。

なお、2008年度（平成20年度）に国児童相談所長会が実施した「虐待相談のケース分析等に関する調査」では、虐待を否認する者が約46%となっていて、経年的に見れば減少しているとはいうものの、虐待者が虐待を認めようとししないのは、一貫した傾向であることが示唆される。

次に、こうした虐待に対する児童相談所の対応状況を見て見よう。一時保護の有無は図5-8に示したが、6割が保護されている。また援助方針（処理状況）は図5-9のとおりであり、施設入所等が6割を超えている。現在では児童虐待相談における施設入所や里親委託を合計した割合が概ね1割程度とされていることを考えると、ここで挙げられた事例は、いずれもかなり深刻なものであった可能性があろう。ただし、当時の全国児童相談所長会の会長であった上出弘之氏は、次のように述べる。

「これらの措置を進めるに当たって、親権者である親の意に反しては行うことができない。このため、当然親から離して処理すべきと考えても、同意が簡単に得られないものが半数近くあり、その三割はなお同意が得られないまま推移している」

そして、このような場合の28条申立てについても、「本条を適用しての措置入所はもっと活用すべきではないかとの意見があるにもかかわらず、本条申し立ての事例は意外と少なく、本調査でもわずか一〇例に過ぎなかった」「思うに、本条の承認入所が認められても、実際に児童を親もとから離して入所させる手段がないこと、入所の承認はえられても、強引な引き取りへの対抗のすべがないことなどで、児童相談所としても活用をためらっているというのが現状である」（「子どもと家庭」平成元年12月号）

当時の事情を彷彿とさせるコメントであろう。なお、本調査の結果は、全児相通巻第47号（平成元年3月）に掲載されている。

○大阪市中央児童相談所『紀要1989』が「児童虐待の処遇について」を特集する（1989.6）

本紀要では、『児童相談事例集（第13集）』を詳細に検討するとともに、「昭和44年度から昭和63年度に至る20年間に、大阪市の児相から家裁へ法28条の申立てを行ったケース13件の事例検討」を試み、さらに「不幸にして死亡に至る場合がある」として「このようなケースを勇気をもって提示し、個々の事例の背景や具体的対処の実情、あるいはその問題点等」を振りかえり、文献による検討なども行った上で、「児童虐待ケース処遇における検討課題」を提示している。児童相談所のみならず、わが国の児童虐待対応を総括していく上で、歴史的にも貴重な文献となっている。

○『児童相談事例集（第21集）』が「児童の権利擁護」を特集する（1989.9.25）

『児童相談事例集（第13集）』が、「保護者による虐待等の事例」を特集したことはすでに述べたが、この第21集では、「児童の権利擁護」をテーマに、被虐待と思われる事例16編、それ以外の児童の権利侵害ケース6編を掲載している。本テーマを特集した背景としては、すでに述べたように、全国167か所の児童相談所が受理した「子どもの人権侵害ケース」についての調査がある。本事例集の序には「我が国においても、全国児童相談所長会が児童の権利侵害、被虐待児童に関する調査を公表するなど、近年児童の権利に対する議論が高まってきております」「ここに刊行する『児童相談事例集』第21集は『児童の権利擁護のための援助事例』を特集し、被虐待、体罰、いじめその他児童の有する諸権利が侵害されている事例を取り上げ、権利擁護に向けての援助活動がどのように展開されているかを紹介することといたしました」と記されている。

厚生省は、本事例集が出された翌年の1990年度（平成2年度）から児童相談所における児童虐待処理件数（対応件数）の統計を取り始めている。

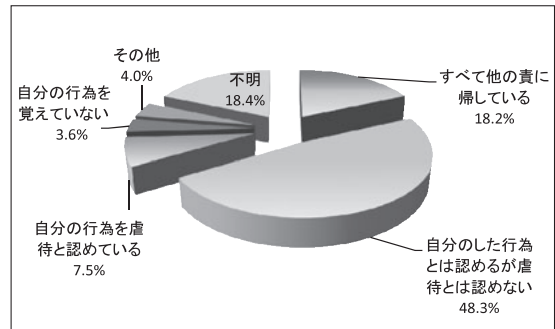


図5-7 虐待者の虐待行為についての考え方

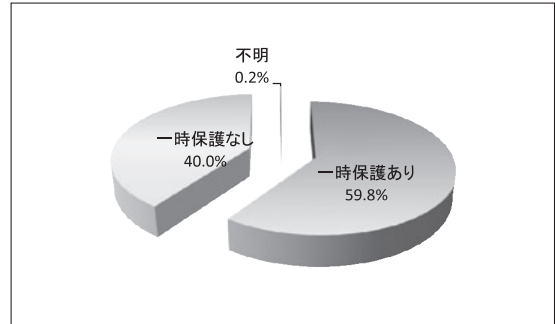


図5-8 一時保護の有無

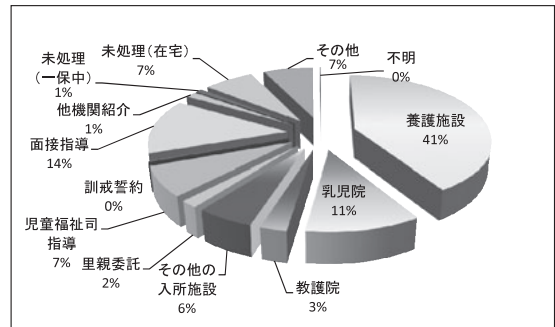


図5-9 処理状況

6. 児童相談所運営指針以後（児童虐待防止法施行まで）（1990年3月～2000年10月）

児童福祉行政関連

1990年 (平成2年)	児相	3月5日	厚生省、「児童相談所運営指針」発行。〈⑤、⑩〉
		3月-日	大阪府児童相談所事務取扱要領として「被虐待児処遇マニュアル」作成 〈⑤、⑩〉
		11月-日	大阪府7児童相談所で被虐待児地域処遇モデル化事業開始 〈⑤、⑩〉
	児福	1月31日	厚生省、これからの家庭と子育てに関する懇談会が提言。〈⑤〉
		3月-日	厚生省、昭和63年度「全国母子世帯等調査」発表。母子世帯は5年前より18.3%増え、4割が子どもの教育に悩んでいると報告。〈⑩〉
		4月-日	児童虐待防止協会設立、同時に「子どもの虐待ホットライン」開設（大阪）。〈⑤、⑥、⑩〉
		6月7日	「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）処遇特別加算費について」通知〈⑩〉
6月29日		児童福祉法第45次改正（心身障害児（者）短期入所（ショートステイ）事業、児童デイサービス事業、心身障害児（者）訪問介護人派遣（ホームヘルプサービス）を法定化するとともに、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームを精神薄弱者援護施設に位置付け）。〈⑤、⑧〉	
11月-日	大阪府児童虐待対策検討会議、「被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル」を作成。〈⑤、⑩〉		
1991年 (平成3年)	児相		
	児福	3月11日	「養護施設における不登校児童の指導の強化について」通知。〈⑧〉
		5月2日	「児童手当法」改正（支給対象第1子以降、支給期間を段階的に3才未満など）。〈⑤〉
児福	5月20日	子どもの虐待防止センターが電話相談「子どもの虐待110番」を開始（東京）。〈⑤、⑥、⑩〉	
	5月-日	「地域における子育て家庭支援活動の展開-児童家庭福祉の新たな推進に向けて」公表（児童家庭福祉委員会・全国社会福祉協議会）〈⑩〉	
1992年 (平成4年)	児相	10月26日	全国児童相談所長会、登校拒否（不登校）児童・生徒に関する実態調査で、学校嫌いの初期症状が浮かび上がる。〈⑤〉
	児福	1月～2月	児童関連サービス実態調査の実施。〈⑧〉
		3月5日	年度途中入所円滑化事業の創設。〈⑧〉
		12月1日	養護児童等実態調査実施。〈⑧〉
12月1日	児童関連サービス実態調査の実施（～14日まで）。〈⑧〉		

○「児童相談所運営指針」発行（1990.3.5）

1990年、児童相談所執務提要は、児童相談所運営指針へと一新された。策定の視点としては、専門性の確保、住民への浸透性の確保、関係機関との連携の強化、児童・保護者の人権の配慮、来談者サイドからみた業務執行体制の5つを挙げることができる。

運営指針では、児童相談所の相談援助活動の理念として、「すべての児童が心身共に健やかに育ち、そのもてる力を最大限に発揮できるよう援助することが目的であり」、そのために「常に児童の最善の利益を考慮」することが必要であるとうたっている。この目的達成のために、児童相談所は、①児童福祉に関する高い専門性を有していること、②地域に浸透した機関であること、③児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分図られていること、の3条件を満たしていることが必要であるとされている。

児童相談所運営指針の理念として上記のような内容が盛り込まれた背景としては、少子化が顕著になり、家族と地域社会も変化してきたことや、前年に国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されたことも影響しているとみられる。

このような理念に基づき、児童相談所は相談機能・一時保護機能・措置機能等を十分に発揮して任務を果たすことや、関係機関との連携を図りつつ援助活動を展開していくことが必要と規定されている。

○民間の児童虐待防止団体が相次いで設立され、活動を始める（1990、1991）

児童虐待防止協会は、1990年日本で初めて児童虐待を防止するために、大阪で創設された民間の団体（2002年にNPO法人となる）であり、子どもの虐待防止センター（CCAP）は、子どもの虐待を早期に発見し、虐待防止を援助するために、1991年に東京で設立された民間の団体（1997年社会福祉法人として認可）である。両者はいずれも立ち上げの時期から電話相談を行い、虐待問題が社会的に大きな話題になる前から子ども虐待の相談に応じ、日本の子ども虐待防止に少なからず寄与している。

○1.57ショックとは（1990）

厚生省（当時）による「1989年の人口動態統計の概況」が発表され、わが国の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）が過去最低の1.57となったことを指して、「1.57ショック」呼ばれている。合計特殊出生率の算出が始まって以後、それまでの最低記録は「丙午（ひのえうま）」にあたる1966年（昭和41年）の1.58であった。それをさらに下回ったことから、少子化の進行が浮き彫りとなり、社会に衝撃を与えたもの。

注：1966年「丙午」の年に出生数が極端に下がったのは、放火の罪で捕縛され、火あぶりに処されたという「八百

社会の動向

1990年 (平成2年)	行政等	8月9日	政府、14省庁、健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議設置。〈⑤、⑩〉
		9月21日	政府、「児童の権利に関する条約」に署名。〈①、⑩〉
		12月19日	社会保障審議会、「新しい時代をになう子どもたちのために」と題する申入れを首相に提出。〈⑤〉
		12月-日	文部省「学校不適応対策調査研究協力者会議」の中間報告（これまで個人や家庭の問題としてとらえがちだった登校拒否について、初めて「特定の子どもの問題ではなく、学校、家庭、社会全体のあり方にかかわる問題とし、どの子にもおこりうる問題」との見方を打ち出す）。〈⑩〉
	社会	3月-日	児童虐待防止制度研究会発足（大阪弁護士会）〈⑩〉
6月9日		厚生省「1989年の人口動態統計の概況」を発表。女性一人あたりの平均出産数（合計特殊出生率）がこれまでで最低の1.57と発表（1.57ショック）。〈⑤、⑥、⑩〉	
7月6日		女子高生校門圧死事件。〈⑥〉	
9月29日		子どものための世界サミット開催（子どもの栄養不足の大幅改善など）。〈⑤、⑩〉	
1991年 (平成3年)	行政等	1月23日	14省庁からなる健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議開催。〈⑤〉
		3月11日	ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業の実施について通知。〈⑧〉
		5月-日	「育児休業法」成立。〈⑩〉
		9月20日	児童環境調査実施。〈⑧〉
	社会	7月29日	風の子学園事件発生（少年少女2人が監禁によって死亡）。〈⑤、⑩〉
1992年 (平成4年)	行政等	1月-日	児童手当制度改正（支給対象を第1子に拡大、支給期間は3歳未満）。〈⑩〉
		3月-日	厚生省、育児休業中も上の子の保育所への継続通所を認める等の施策改善を発表。〈⑩〉
		4月1日	育児休業法施行。〈⑧〉
		5月18日	都道府県児童環境づくり対策事業の創設。〈⑧〉
		9月12日	この日から学校週五日制がスタート。当初は月1回のペースだったが、1995年（平成7）年4月からは月2回となり、2002年度から完全学校週五日制が実施されている。〈⑤、⑥、⑩、⑳〉
	社会		

屋お七」が丙午の生まれとされる伝承があり、「その年に生まれた女の子は気性が激しく夫を殺す」という江戸時代からの迷信を危惧してのことと言われている。

○風の子学園事件（1991.7.29）

広島県三原市の小佐木島にあった民間の「教育」施設（風の子学園）で、1991年に発生した監禁致死事件。死亡したのは、姫路市の会社員の長男（14歳）と三原市の自営業の長女（16歳）。2人は喫煙したことを咎められ、罰として7月28日に鉄製コンテナに手錠でつながれて監禁され、翌29日に、熱射病で死亡している。

事件の発生した施設は、「非行・不登校・情緒障害」などの問題を抱えた児童の更生を目的にしていたとされているが、実態は「教育」の名の下に日常的に虐待が行われていた。死亡した少年は、これ以前にもコンテナに閉じこめられたり、鎖につながれて飼料小屋に監禁されており、その間、食事も制限されていた。

この事件では、施設内での虐待が問題とされるとともに、姫路市の少年が施設に入所するまでの経過も問題となった。少年が在籍していた中学でクラスの積立金の紛失事故があり、疑われた少年が担任教諭を殴打する事件を起こした。この後学校の対応が厳しくなり、生徒指導担当教諭からは風の子学園への入所を勧められた。さらに、姫路市立少年愛護センターの指導主事にも入所を勧められ、施設見学を経て入所を決めている。

学校は、生徒指導の研究モデル校に指定されていたこともあってか、問題があるとされた生徒は、施設に入れて排除することに熱心だったようである。両親が少年を退園させようとして相談しても、学校や愛護センターは退園を思いとどまらせようとしていた。

こういった経過を踏まえて、少年の両親は、教育委員会の責任を民事訴訟で追及し、認められている。

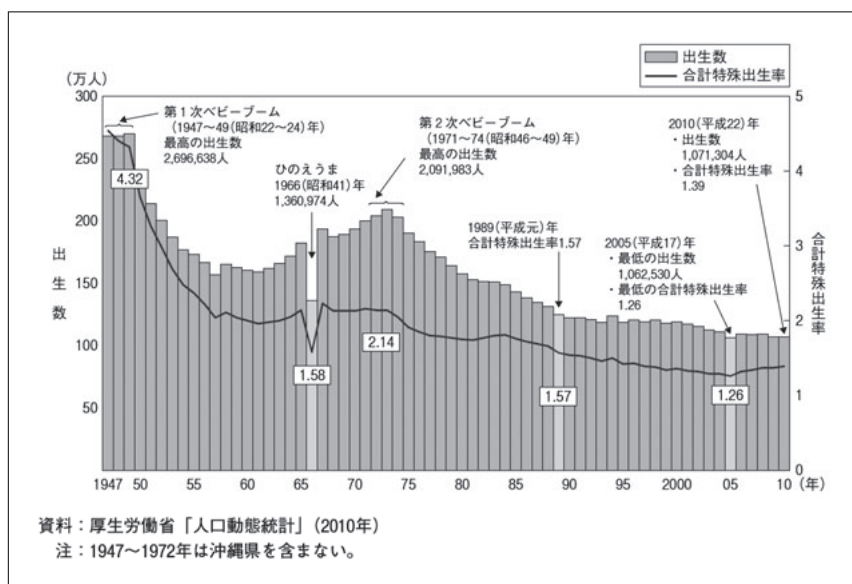


図 6-1 わが国の出生数と合計特殊出生率の推移
（「平成23年版子ども・子育て白書」から引用）

児童福祉行政関連

1993年 (平成5年)	児相		
	児福	2月-日	「目で見える児童虐待発見の手引き」発行（児童虐待防止協会）。〈⑩〉
		3月31日	主任児童委員制度の創設「主任児童委員設置運営要綱」。〈⑧、⑩〉
		6月-日	厚生省、子どもと家庭フォーラムの開催。〈⑤〉
		7月29日	厚生省、子ども未来21プラン研究会、要保護児童や母子家庭対策が中心だった児童福祉施策をすべての子どもの健全育成や家庭の支援へと転換すべきとの報告書を発表。〈⑤〉
		11月12日	児童福祉法第46次改正。同日公布された「行政手続法」に伴い、児童福祉法においては措置の解除に関する規定が整備された〈⑧、⑨〉
1994年 (平成6年)	児相		
	児福	1月-日	厚生省、主任児童委員設置運営要綱通知（主任児童委員制度発足）。〈⑤、⑩〉
		2月16日	中央児童福祉審議会、児童の健全育成に関する意見具申。〈⑤〉
		6月29日	児童福祉法第47次改正（育成医療における取容を入院等に改めたこと等）。〈⑧〉
		6月29日	児童福祉法第48次改正（中核市制度の創設に伴う改正）。〈⑧〉
		7月1日	児童福祉法第49次改正（保健所の業務に長期にわたり療養を必要とする児童の療育についての指導を加えたこと等）。〈⑧〉
		7月1日	厚生省組織令の改正。育成課を家庭福祉課に、児童手当課を育成環境課に、母子福祉課を保育課に、母子衛生課を母子保健課にそれぞれ名称変更。〈⑧〉
		12月16日	「いじめ」問題における児童福祉行政の対応について（厚生省児童家庭局長通知）。〈⑧、⑩〉
1995年 (平成7年)	児相		
	児相	1月17日	阪神・淡路大震災発生。未曾有の被害をもたらしたが、これを機にPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する心のケアの必要性が叫ばれ、児童相談所が巡回等により心のケア事業を実施した。〈⑧〉
		4月14日	山梨県上九一色村のオウム教団施設で集団生活していた信者の子ども多数を児童相談所等で保護。〈⑤、⑧〉
	児福		
7月-日	「児童養護施設入所児童早期家庭復帰促進事業の実施について」（厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）。〈⑩〉		
		8月23日	千葉県の養護施設「恩寵園」での施設内虐待事件が明らかになる。〈⑫〉
1996年 (平成8年)	児相		
	児相	4月-日	「全国児童相談所における家庭内虐待調査」実施（平成8年4月～9月で全国175か所の児童相談所から2061例を集約、分析）。〈⑫〉
		5月15日	「児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について」通知。（県レベルでの虐待防止関連機関の連携－8つの都道府県・指定都市対象）（厚生省）。〈⑧、⑩〉
		11月11日	全国児童相談所心理判定セミナー（第24回）、研修主題を「児童虐待-Child Maltreatmentへの支援-」とし、大分県で開催される（～15日）。
		11月21日	「児童福祉司の任用資格の取り扱いについて」（厚生省児童家庭局企画課長通知）。〈⑩〉
	児福		
-月-日	厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉司の任用資格の取り扱いについて」〈④〉		
		9月20日	児童環境調査実施〈⑧〉
		12月3日	中央児童福祉審議会基本問題部会「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」（中間報告）。〈⑧〉

○山形いじめマット死事件（1993.1.13）

1993年1月、山形県の中学1年生男子生徒が、中学校体育館用具室で遺体となって発見された。遺体は、立てかけられた体育用マットに巻かれた状態で逆さ吊りになっていた。司法解剖の結果、死因は「胸部圧迫による窒息死」と判明した。

県警は傷害・監禁致死容疑で、死亡した生徒をいじめていた上級生（当時14歳）3人を逮捕、同級生（当時13歳）4人を補導した。警察の事情聴取に対し、7人の生徒たちは、はじめのうちは犯行を認めていたが、その後、1人を除き、弁護士との接見を境に自供を翻して犯行の否認に転じている。山形家庭裁判所は、逮捕された上級生3人については「非行なし」を理由とする不処分決定。一方、児童相談所から送致された同級生3人のうち2人には少年院送致、1人に教護院送致の決定をした。3人は、処分取り消しを求め仙台高等裁判所に特別抗告するが、抗告は棄却。さらに最高裁にも抗告しているが再び棄却されている（1994年に7人全員の保護処分が確定）。その後、死亡した少年の両親が損害賠償を求める民事訴訟を起こし、山形地裁では訴えが退けられているが、仙台高裁では少年7人に賠償金の支払いを命じる判決が下されている。この事件は、いじめ問題、少年犯罪、えん罪や加害者の人権、被害者の人権、警察の捜査手法、地域性などの様々の点で注目を集めた。この事件を受けて、文部省ではいじめ対策緊急会議が開催されている。

○主任児童委員制度創設（1993.3.31）

児童委員活動への期待が高まっていることを受けて、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度が創設された。本制度は2001年に法定化され、主任児童委員は児童委員のうちから、厚生労働大臣が指名する（児童福祉法第16条第3項）。主任児童委員の職務として、区域を担当する児童委員との連絡調整や児童委員の

社会の動向

1993年 (平成 5年)	行政等	7月30日	関係者省庁連絡会議、健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する施策の推進状況と今後の方向を発表。〈⑤〉
		8月-日	労働省、平成6年度から新たに地域内で育児の相互援助をすすめる「ファミリーサポートセンター(仮称)」を設立する。〈⑩〉
		12月-日	文部省「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策」発表。中学校でいじめが増え、校内暴力は中・高校合わせて5,260件に増加。〈⑩〉
	社会	3月-日	北海道女子高校生による嬰兒殺人・死体遺棄事件。〈⑩〉
		12月-日	今年生まれた子どもは118万人で月平均戦後初めて10万人を割った。〈⑤〉
1月13日		山形いじめマット死事件。〈⑥〉	
1994年 (平成 6年)	行政等	3月28日	21世紀福祉ビジョン発表。〈⑧〉
		4月22日	「児童の権利に関する条約」批准。〈⑤、⑥、⑩〉
		5月22日	「児童の権利に関する条約」日本において効力が発生。〈⑧〉
		8月-日	法務省が「子どもの人権専門委員(子どもオンブズマン)」制度を発足。〈⑩〉
		12月16日	文部・厚生・労働・建設の4大臣、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」を策定。〈⑤、⑥、⑧、⑩〉
		12月-日	文部省でいじめ対策緊急会議が開かれる。いじめ対策としてスクールカウンセラー派遣事業予算認められる。〈⑩〉
		12月-日	文部省「いじめの問題について当面緊急に対応すべき点について」を各都道府県等に通知。〈⑩〉
	社会	-月-日	国際家族年 〈⑤〉
-月-日		いじめで自殺相次ぐ。〈⑤、⑥〉	
1995年 (平成 7年)	行政等	6月-日	育児休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)成立(10月1日一部施行)育児休業法(1991年)が一部改正され、介護休業制度を導入した「育児・介護休業法」となる。〈⑩〉
		7月-日	文部省は全国154の小・中・高校に「スクールカウンセラー」を配置。〈⑩〉
		8月-日	文部省「学校基本調査」発表。学校嫌いを理由に前年度30日以上不登校の小・中学生は昨年度より約2,600人増加の77,000人になる。〈⑩〉
	社会	1月17日	阪神淡路大震災
3月20日		オウム真理教による地下鉄サリン事件発生	
1996年 (平成 8年)	行政等	7月19日	中央教育審議会、第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を公表。-子供に「生きる力」と「ゆとり」を-と謳い、学校週五日制の完全実施などを提示。〈⑩、⑳〉
		-月-日	覚せい剤の乱用が広まる。「おやじ狩り」が問題化。〈⑥〉
	社会	4月-日	日本子どもの虐待防止研究会(JaSPCAN)設立。〈⑥〉

活動に対する援助・協力等が規定されており、児童委員活動をサポートする役割が主になっていた。その後、主任児童委員を有効に活用するために、主任児童委員が個別活動を行うことを妨げない旨の入念規定がされている。

現在の役割としては、地域において児童や妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を主に担当し、児童相談所等の関係機関との連絡調整、区域を担当する児童委員に対する援助・協力をを行うこととされている。

子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域住民に最も身近な児童委員の活動が期待されている。特に主任児童委員は、全国的に児童虐待相談件数が増加し続けている状況の中で、その発生予防から早期発見に関して地域で中心的な役割を果たすことが求められているとともに、児童相談所や学校との連携、要保護児童対策地域協議会での活動においても、より積極的な役割を果たすことが期待されている。

○「児童の権利に関する条約」批准(1994.4.22)

「児童の権利に関する条約」は、1989年11月20日に第44回国連総会において採択された。日本は1994年4月22日に批准している。(5月22日発効)。

条文は、前文及び54か条からなり、児童(18歳未満)の権利を包括的に定めている。条約は、児童を「保護の対象」としてではなく、「権利の主体」としている点に特色がある。国際人権規約(文化権、経済権、社会権、自由権規約)で認められている権利を、児童についても広範に規定し、さらに意見表明権や遊び・余暇の権利などの条項を加え、児童の人権尊重や権利の保障に向けた詳細な事項を規定している。

日本が条約を批准するにあたっては、条約第37条C(自由を奪われた児童のとり扱い)を留保し、第9条(父母からの分離の手続き)と第10条(家族の再統合に対する配慮)に関する解釈宣言を付している。これらは、ハーグ条約との関連で問題となっている点でもあり、国連の「児童の権利に関する委員会」は撤回を勧告している。条約には報告審査義務が課されており、日本からの報告書に対して、委員会からは、親子関係の悪化に伴って児童の幸福に否定的な影響が及び、施設収容に至っている事態があることに懸念を表明している。

○いじめ自殺相次ぐ（1994）

山形いじめマツト死事件のあった翌年11月、愛知県西尾市でも、中学生のいじめ自殺事件が発生した。中学校2年の男児（13歳）が自宅裏庭の柿の木にロープをかけ首吊り自殺したもので、姿の見えなくなった息子を探していた母親が発見した。死後、遺書が見つかったが、そこには次のような内容が書かれていた。

「小学校6年生ぐらいからすこしだけいじめられ始めて、中1になったらハードになってお金を取られるようになった。中2になったら、もっとはげしくなって、休みの前にはいつも多いときで6万少ないときでも3万～4万、このごろでも4万。そして17日にも4万ようきゅうされました。だから…」 「それに自分にははずかしくてできないことをやらされたときもあった。そして強せいの、髪をそめられたことも」「あと、もっとつらかったのは僕が部屋にいるときに彼らがお母さんのネックレスなどを盗んでいることを知ったとき。

事件が報じられると、社会的にも大きな反響が生まれ、地元では「いじめと不登校に学ぶ会」や「西尾の教育を考える会」が結成され、1996年にはこの2つの団体と「あいち民研いじめ問題プロジェクト」の共催により「いじめ・自殺を考える公開シンポジウム」が西尾市で開催されている。

なお、いじめグループの4人は遺族に謝罪したが、3人は少年院に、1人は教護院に送致された。

○阪神淡路大震災（PTSDに対する心のケア）（1995.1.17）

1995年1月17日、淡路島北部を震源域とするマグニチュード7.3の地震が発生した。内陸直下型の地震で、最大震度は7を観測し、神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部で甚大な被害を受けた。

この災害による人的被害は、死者6,343名、行方不明者3名、負傷者43,792名という極めて深刻なものであった（2005年12月22日現在）。親を失った子どもも多く、震災孤児対策の必要性も叫ばれた。

住居・建造物についても20万棟以上が全・半壊する等の被害を被っている（住居被害：全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部損壊390,506棟）。そのため、多くの住民が住む家を失い、避難所等での生活を余儀なくされた。

道路交通網は寸断され、鉄道各線も長期にわたって不通となったため、物流は停滞し、緊急車両の通行にも支障が生じていた。ライフラインが壊滅的な被害を被ったことと合わせ、被災住民の日々の生活を著しく厳しい状況に追い込んだ。

震災後の生活では、被災者の生活を安全で快適なものにすることと並行し、心身両面にわたってのケアの必要性がクローズアップされていった。高齢者や障害者などの「生活弱者」に対するケアと共に、児童に対するケアの必要性が強調されていった。

親の死亡という喪失体験を抱えた子どもたちに限らず、地震に遭遇したことで心に傷を抱え込んでしまった子どもたちも多く見られた。「PTSD」が注目され、それに対する心のケアを行うための調査やケアのためのチームが編成され派遣されていった。

こうした状況の中で、厚生省（当時）は、全国の児童相談所に対して支援チームの派遣を要請し、2月11日の大阪からの派遣を第一陣として全都道府県市の児童相談所がスタッフを現地に派遣した。また神戸市児童相談所は、震災発生から5日後の1月22日、早くも「神戸市児童相談所阪神大震災通信」第1号を発行し、「全国の児童相談所のみなさんご心配ありがとうございます。想像を絶する大地震でしたが、何とか職員は元気でやっております」とのメッセージを発信した。この通信はFAXの転送に次ぐ転送が繰り返されて全国の児童相談所に届けられ、現地の情報を全国に伝える役割を果たすことになった（通信は3か月間に第7号まで発行され、1年後の第8号をもって終了した）。

○オウム真理教事件で保護児童が多数（1995.4.14）

1980年代末期から1990年代中期にかけてオウム真理教の教祖（松本智津夫）と信者が起こした事件。教祖である松本は、救済のためならば殺人も許されるという歪んだ教義で信者を支配し、銃や化学兵器による武装化を行い、教団に敵対する人物の殺害や無差別テロを実行した。一連の事件で29人が死亡し、負傷者は6000人を超えた。

特に注目される事件として、「坂本弁護士一家殺害事件（1989年）」「松本サリン事件（1994年）」「地下鉄サリン事件（1995年）」が挙げられ、これら3つの事件を合わせてオウム三大事件と呼ばれている。

事件後の強制捜査により教団の主要幹部は軒並み逮捕・起訴されたが、99年頃から再び活動が活発になり、各地で住民とのトラブルが相次いだ。こうした事態を受けて、事実上、教団を対象とした「団体活動規制法」が成立し、教団施設内に警察官等の立入調査を可能にした。

2004年2月に、東京地裁は松本被告に死刑を言い渡し、その後、控訴審を経て、2006年9月に死刑が確定している。2011年にはほぼ全ての刑事事件が終結し、189人が起訴され13人の死刑が確定している。

この事件が社会に与えた影響は大きく、地下鉄サリン事件の2か月前に発生した阪神・淡路大震災と合わせ、日本の安全神話が大きく揺らいだ年でもあった。

強制捜査の経過の中で、教団施設内には、多くの児童が隔離・収容されていたことが判明し、通告を受けた児童相談所は、職権によって児童の保護を行った。この点につき「平成8年警察白書」は、次のように説明している。

「山梨県警察では、上九一色村の教団施設内に、劣悪な環境に置かれ、保護を必要としている児童が多数いるとの情報を得ていたところ、平成7年4月14日、第10サティアンを他の事件の容疑で捜索した際に、この施設内に、適当な保護者がいないのではないかとみられる児童多数を発見した。施設内の児童は、ゴミ等が散乱し、異様な

臭いがする衛生状態の良くない部屋で、顔色が悪く、汚い服装をしており、中にはぐったりして横たわった者もいる状況であった」「警察では、児童福祉法第25条（要保護児童の通告義務）に規定される要保護児童であると判断し、山梨県中央児童相談所に通告し、同児童相談所長から一時保護の委託を受けたため、これらの児童53名（男28名、女25名）を一時保護し、同児童相談所に引き渡した」「なお、この山梨県での一時保護に引き続き、7年5月16日に、群馬県内の同教団施設内において31名、さらに東京都内の同教団施設内において10名の児童を一時保護するなど、現在までに1都1府6県において1歳から14歳まで（保護時の年齢）の児童、合計107名を警察で一時保護した」

児童相談所の一時的保護に対してオウム真理教信者である保護者からは、「人身保護法による申立て」「行政事件抗告訴訟」「行政不服審査法による審査請求」などがなされ、児童相談所も「児童福祉法第28条に基づく家事審判申立て」を行うなどして子どもの安全を確保するための取り組みがなされた。これらは意図せずして、後の児童虐待問題への対応の前触れとなっていた。

なお、オウム真理教にかかる子どもの保護にかかる取り組みは、教団名こそ伏せられているものの、「児童相談事例集（第28集）」に、阪神大震災への取り組みとあわせて「心のケア特集」として報告がなされている。

○養護施設「恩寵園」での施設内虐待事件が明らかになる（1995.8.23）

千葉県船橋市の養護施設（当時）・恩寵園において発生した、日本における代表的な施設内虐待事件である。

1995年8月23日に千葉県市川児童相談所に「子どもの手に火のついたティッシュを、そのまま押し付けた。子どもの手を剪定バサミで切りつけた。金属バットで子どもの顔を殴っている。麻袋に子どもを入れて一晩中木に吊したままにした。とにかく、殴る蹴るという範疇ではない体罰が行われている」という、具体的な施設内虐待の実態を通報する匿名の電話があった。これを受け、千葉県の児童相談所および千葉県児童家庭課が指導を行ったが施設内虐待は改善されなかった。

翌1996年4月3日から5日にかけて、恩寵園に措置されていた児童が集団で児童相談所に逃げるといふ事件が発生し、4月10日から11日に朝日新聞他が「児童ら13人が施設を逃走」と報道したため、事件は全国レベルで知られるようになった。児童相談所に逃げた子どもたちは、園長らと対立して子どもたちの側に立った保育士の辞職撤回や、園長らの虐待の実情を訴えたが、具体的な対応はほとんどなされない状態で施設に戻されることとなった。その後も施設運営は改善されることなく、1997年3月には園長に反対する職員が全員退職する事態に至った。

1997年10月に弁護士らが人件費返還の住民訴訟を起こし、2000年1月に請求は棄却されたものの、虐待の事実および千葉県が改善勧告を行わなかったことの違法性が認定された。その後、逮捕された元園長と元園長の次男である元職員が刑事告訴され、元園長は傷害罪で懲役8か月執行猶予3年、元園長の次男は強制猥褻罪で懲役4年の実刑と、それぞれ有罪が確定した。

元入所者による千葉県などに対する損害賠償訴訟は最高裁への上告にまで至ったが、2000年11月5日に上告棄却となり、千葉県に430万円の支払いを命じる東京高裁判決が確定した。

<参考文献>

小木曾宏（2010）「一時保護所論序説 第8回 恩寵園事件から考える」『そだちと臨床』vol.8:154-157

恩寵園の子どもたちを支える会編（2001）『養護施設の児童虐待—たちあがった子どもたち—』（明石書店）

○日本子どもの虐待防止研究会（JaSPCAN）発足（1996.4）

当時在日していたイギリスのD. ゴフ氏の尽力により、1994年の「第10回ISPCAN（国際子ども虐待防止学会クアラルンプール）」の直後、日本で国際シンポジウム「児童虐待への挑戦—アメリカ・イギリス・日本の経験—」が開催された。このシンポジウムの参加者が、日本における全国的学際的研究会の必要性を痛感し、大阪の児童虐待防止協会や東京の子どもの虐待防止センターの呼びかけで、関係領域から330人の発起人が集まり、1996年に大阪で大会を開催、会を発足させた。大会には1019人が集まって熱い議論がなされ、初代会長小林登氏、副会長池田由子・上出弘之・田中幹夫の各氏を選出した。なお、JaSPCANは1994年の国際シンポジウムを第1回大会と位置づけているが、正式な意味での会の発足は1996年とされている。また、2004年12月には名称が「日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）」に変更された。学会は毎年学術集会を各地で開き、学術雑誌を発行しており、2012年の会員数は約2600人。2014年には「第20回ISPCAN子ども虐待防止世界大会 名古屋」を開く。

○児童虐待ケースマネジメントモデル事業（1996）

1990年代に入り本格的な児童虐待防止対策が講じられていくが、1996年の「児童虐待ケースマネジメントモデル事業」は、虐待問題に特化された厚生省としての最初の対策と言える。

児童虐待に対する関係機関の連携を進めるためのネットワーク作りを求める通知（厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号）に基づいて「児童虐待ケースマネジメントモデル事業」が北海道、栃木県、神奈川県、愛知県、大阪府、山口県、香川県、北九州市の8道府県市において実施され、子ども虐待対応における機関連携やネットワークづくりが推進される契機となった。翌年3月には子ども虐待問題を分かり易く解説した冊子「子ども虐待防止の手引き」が作成されるなど、虐待防止に向けた施策が次々と展開されることになる。

児童福祉行政関連

1997年 (平成9年)	児相	3月31日	「子ども虐待防止の手引き」発行（厚生省児童家庭局）。〈⑩〉
		6月11日	児童福祉法第50次改正（施行は平成10年4月1日）。児童家庭支援センターが創設され、同時に児童相談所のバックアップ機関として都道府県児童福祉審議会が位置づけられた。〈②、⑥、⑧、⑩〉
		6月20日	「児童虐待に関する児童福祉法の適切な運用について」（厚生省児童家庭局長通知）。〈⑫〉
	児福	4月1日	母子愛育会の日本総合愛育研究所を全面改築し、日本子ども総合研究所に改める。〈⑧〉
		4月9日	養護施設等退所児童自立定着指導事業の実施について。〈⑧〉
		6月11日	母子寡婦福祉法第9次改正（関係機関の間の連携規定の整備）。〈⑧〉
6月20日		児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について通知。〈⑧、⑩〉	
		12月8日	「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」（厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）。〈⑩〉
1998年 (平成10年)	児相	3月31日	厚生省、「児童相談所運営指針」を改定。「児童相談所運営指針の改定について」（厚生省児童家庭局通知）では、児童相談所の設置基準を従来の「人口50万人に最低1か所程度が必要」を引き継いだ〈④、②、⑩〉
	児福	1月30日	中央児童福祉審議会総会「児童福祉施設最低基準の改正について」を答申。〈⑧〉
		2月1日	厚生省児童家庭局、養護施設入所児童等調査実施。〈⑧〉
		2月13日	保育所への入所の円滑について通知〈⑧〉
		2月18日	児童福祉法施行令改正。保育所における短時間勤務の保母の導入について保母を保育士に改称。施行は平成11年4月1日。〈⑧〉
		3月10日	幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針について通知〈⑧〉
		4月-日	児童福祉法等の一部を改正する法律施行。「児童家庭支援センターの設置」。〈⑩〉
	4月-日	「児童自立生活援助事業の実施について」（厚生省児童家庭局長通知）。〈⑩〉	
	5月-日	「児童家庭支援センターの設置運営について」（厚生省児童家庭局長通知）。〈⑩〉	
1999年 (平成11年)	児相	3月31日	「子ども虐待対応の手引き」発行（厚生省児童家庭局）。〈⑩〉
	児福	4月-日	「児童養護施設及び乳児院における被虐待児等に対する適切な処遇体制の整備について」（厚生省児童家庭局長通知）。〈⑩〉
		4月30日	「里親活用型早期家庭養育促進事業の実施について」（厚生省児童家庭局長通知）。〈⑩〉
		4月30日	「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（厚生省児童家庭局長通知）。〈⑩〉
		11月24日	6省庁、20関係団体による初の「児童虐待対策協議会」が開催された。〈②〉
		12月19日	大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治6大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画（新エンゼルプラン）」策定。〈⑩〉
	-月-日	「家庭支援体制緊急整備促進事業」（虐待防止等施策・機関連携）・主任児童委員等の研修（厚生省）。〈⑩〉	
2000年 (平成12年)	児相	2月-日	全国児童相談所長会「児童虐待に関する全国児童相談所アンケート結果」〈②〉
		4月1日	東京都が児童相談センターに全国初の児童虐待専門の部署を設置。〈⑩〉
		6月1日	24時間体制で相談に応じる川崎市の児童虐待防止センターがオープン。〈⑩〉
		11月20日	「児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴う児童相談所運営指針の改定について」（厚生省児童家庭局長通知）。〈④、⑩〉
		11月-日	昨年度全国の児童相談所が児童虐待について相談を受けた件数が1万件突破、過去最多記録で9年間で10倍増。〈⑦〉
		-月-日	「児童虐待対応協力員」の児童相談所への配置（児童相談所の体制強化）（厚生省）。〈⑩〉
	児福	5月-日	社会福祉事業法等の一部改正の一環として、児童福祉法第6条の2に「障害児相談支援事業」が新設された（同年6月7日施行）。〈②〉
5月17日		「児童虐待の防止等に関する法律」が成立。〈②、⑥〉	
5月28日		改正児童手当法成立	
7月-日		東京都、私立幼稚園を対象に「預かり保育事業」への補助を拡充する方針決定。〈⑦〉	
11月20日		「児童虐待の防止等に関する法律」施行。児童虐待の定義、虐待防止のための国や地方自治体の責務、虐待を受けた子どもの保護のための措置などが定められた（なお、付則として3年以内の見直しが設けられた）。〈⑥〉	
	11月-日	「健やか親子21-2010年までの国民運動計画」報告書公表。「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」が一つの大きな柱とされ、両親の育児不安・ストレスと子どもの心の関係、および、児童虐待代表される親子関係の二つの問題が存在するという認識が示された。〈⑥〉	

○児童福祉法第50次改正（1997.6.11）

1947年に制定された児童福祉法は、児童を取り巻く生活環境の変化を受けて幾度かの改正を重ねてきた。50年ぶりの大改正と言われた1997年の改正では、働く母親の増加や児童虐待問題の深刻化等といった社会状況の変化に対応させた大幅な改正となっている。

主な改正点は、①児童自立生活援助施策の充実、②放課後児童健全育成事業の推進、③保育所制度の見直し、④児童相談所の機能強化等である。①では、従来の「保護」中心の考え方に「自立の支援」が加えられ、それによって施設・サービス区分、施設名称が変更されている。具体的には、教護院から児童自立支援施設へ、養護施設から児童養護施設へ、母子寮から母子生活支援施設へ、自立相談援助事業を児童自立生活援助事業へと名称が変更

社会の動向

1997年 (平成9年)	行政等		
	社会	3月-日	児童虐待防止協会「電話相談における子どもの虐待アセスメント基礎調査」発行。〈⑩〉
		6月28日	神戸連続児童殺傷事件で、中学生（14歳）男児が逮捕される。〈⑥、⑩〉
		11月4日	少子社会を考える国民会議を東京で開催。これに先立ち、全国8か所で少子社会を考える市民会議を開催。〈⑧〉
1998年 (平成10年)	行政等	2月-日	文部省「学校基本調査」発表。学校嫌いを理由に前年度30日以上不登校の小・中学生は前年度より13,000人増加の94,000人になる。〈⑩〉
	社会	1月28日	黒磯市教師刺殺事件（13歳の少年が校内で教師を刺殺した事件）。〈⑥〉
		8月6日	静岡県で、実母（46）が姉（27）や叔母（56）と共謀し、自分の娘（16歳）を百万円で芸者置屋に引き渡して逮捕される。娘は幼少時から児童養護施設に入所しており、この年1月、それまで音信不通だった母に引き取られたばかりだった。〈⑩、⑳〉
1999年 (平成11年)	行政等	8月-日	文部省「学校基本調査」発表。学校嫌いを理由に前年度30日以上不登校の小・中学生は128,000人で過去最多。〈⑩〉
	社会	12月-日	「児童虐待に対する取組の強化について」（警察庁生活安全局長、刑事局長、官房長通達）。〈⑩〉
2000年 (平成12年)	行政等	8月-日	文部省、2000年度学校基本調査速報発表。不登校が小中学校で13万人を超える。〈⑩〉
		12月6日	改正少年法公布（1949年以降初の抜本的な改正。厳罰化に重点、刑事罰16歳以上から14歳以上に）。〈⑩〉
	社会	1月20日	宮崎市の民家にある「加江田塾」で、男児と乳児のミイラ化した遺体を発見。塾代表ら死体遺棄容疑で逮捕。〈⑦〉
		1月28日	新潟県三条市の小学4年女子が男に連れ去られ、9年にわたり監禁された事件が発覚。少女が保護される（新潟少女監禁事件）。〈⑥、⑩〉
		5月1日	愛知県豊川市の17歳少年が主婦の首など40か所を包丁で刺して殺害。翌日逮捕。〈⑱〉
		5月3日	佐賀市の17歳の少年が6歳少女を人質に高速バスを乗っ取り、主婦の首を刺して殺害。17歳の犯罪が社会問題に。〈⑱〉
		6月21日	岡山県の高校で男子生徒が、野球部の後輩をバットで殴り負傷させ、自宅で母親を殺害して逃走、翌月逮捕。〈⑦〉
		7月29日	山口市の新聞配達員16歳少年から「自宅で母親を殺害した」との通報、少年を殺人の疑いで緊急逮捕。〈⑦〉
		7月16日	入院中の高1長女を薬物で殺害しようとしたとして、奈良県警、母親を殺人未遂容疑で逮捕。
		12月10日	愛知県武豊町で3歳の女兒に食事を十分に与えず、餓死。翌日両親逮捕。発見時の女兒の身長は平均域であったが体重が5kgで標準の4割に満たず、段ボールの中で両足を折り曲げたまま硬直した状態であった。〈⑥、⑦、⑩、⑳〉
		この年、17歳による犯罪が騒がれる。〈⑥〉	

され、虚弱児施設は廃止されて児童養護施設への移行もが図られている。②では、学童保育（放課後児童クラブ）がはじめて認定されて制度化、第2種社会福祉事業として位置づけられ、国の予算が出るようになった。③では、選択利用システムの導入等の利用者本位の保育サービスの充実、年齢に応じた保育費用の均一化、子育て相談の強化等が図られている。④では、児童虐待などの多様で深刻な問題に対応するためには児童相談所のみでは限界があるとして、児童家庭支援センターが創設された。また、児童相談所の専門性を強化する意味で、児童福祉審議会の活用が図られている。

○「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（厚生省児童家庭局長通知）（1997.6.20）

児童虐待への対応件数が増加する中、児童相談所の対応においては、従来のようなあり方だけでは不十分であることが次第に表面化してきた。こうした中で発出されたのが本通知である。そこでは、「児童虐待等への対応については、現行の児童福祉法において、通告義務、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申立てなど所要の規定が設けられているが、これまで必ずしもその適切な運用が図られてこなかったきらいがある」「法第29条の立入調査は、法第28条に定める承認の申立てを行った場合だけでなく、虐待等の事実の蓋然性、児童の保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が必要な場合にも行うことができること」「虐待等の場合には保護者等の同意が得られないことも多く、この場合には状況に応じ、引き続き保護者の理解を得る努力を行いつつ、並行して児童の一時保護等を採用するなど、児童の福祉を最優先した対応を図ること」「保護者等の同意が得られずに行った一時保護等について、保護者等が児童の引き取りを求めてきた場合には、これを拒むこと」等々と述べられている。本通知は、職権を活用した介入的ソーシャルワークの出発点、虐待対応における転換点であると評価されている。

○神戸連続児童殺傷事件（1997）

神戸市内において、数か月の間に複数の小学生が殺傷された事件。通り魔的な犯行であることや遺体の意図的損壊（特に被害者の頭部を中学校の正門前においた行為）、新聞社に「挑戦状」が郵送された点、犯人が中学生であった点などで社会に大きな衝撃を与えた。

明らかになっている事件は、いずれも1997年に発生したもので、①小学生の女児2人がショックレスハンマーで殴られ、1人が重症を負う（2月10日）、②小学生女児を金槌で殴り、脳挫傷で死亡させる（3月16日）、③小学生女児の腹部を刺して怪我を負わせる（3月16日）、④小学生男児を靴ひもで絞殺する（5月24日）等の4件である。

小学生男児を殺害した後は、男児の首を切断し、その頭部を自分の通っている中学校の正門前に置き、「酒鬼薔薇聖斗」の名前で犯行声明文を残している。さらに、この後に、神戸新聞社あてに第2の犯行声明文が届いたことで、社会に大きな不安をかきたてた。

事件捜査において警察は、加害少年が動物虐待などの残虐行為を行っていたことや、被害者の男児と顔見知りである点などから、比較的早期から嫌疑を抱いていたが、中学生であるため慎重に捜査が進められ、6月に逮捕に至っている。逮捕後、少年は関東医療少年院に入所となり、少年犯罪としては異例の7年あまりにおよぶ治療、矯正教育が実施された。

○児童相談所運営指針の改定（1998.3.31）

児童虐待の増加等、複雑・多様化する児童問題に的確に対応できることが求められ、さらに1997年に児童福祉法が大幅に改正されたことを受けて、児童相談所運営指針が大幅に改定された。

相談活動の理念として、新たに児童虐待問題等の早期発見・早期対応や地域におけるきめ細かな援助のため、地域・機関がネットワークを作り連携して対応することや、児童相談所の機能・業務を地域・関係機関等に周知すること等が定められた。

この理念を受けて、従来からの任務・機能に、各機関が問題に対しての共通認識をして一体的な援助活動が行えるように関係機関のネットワークを推進することが付け加わっている。

相談・援助等の処遇面では、児童福祉法の改正を受けて、処遇決定の客観性・専門性向上のために都道府県児童福祉審議会の意見を聞くことや、児童自立生活援助措置としての児童自立生活援助事業の運営等について定められた。また、関係機関との連携では、児童家庭支援センターとの連携が新たに付け加わっている。

○「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、施行される（2000）

児童相談所における虐待相談件数の増加、虐待による死亡事例や重大な被害を被る児童が後を絶たないこと等から、国会でも児童虐待防止のための立法に向けた動きが進み、2000年5月に衆院本会議で、議員立法による「児童虐待の防止等に関する法律」が全会一致で可決・成立した（同年11月20日より施行）。

この法律により、虐待の定義が明確となり、保護者が行う身体的暴力や児童へのわいせつな行為、成長を妨げる減食や放置、暴言や拒絶的な対応等が虐待と定義されるようになった（第2条）。そして、学校や保育所、病院などの関係機関の職員に対して早期発見の努力義務を課し（第5条）、発見した場合には児童相談所や福祉事務所等に通告することも義務づけている。

通告を受けた児童相談所は、調査を行い、必要があれば自宅への立入調査もできることが規定された（第9条）。また、その場合に、必要に応じて警察の協力ができることも定められた。

この法律には施行3年後の見直し規定が盛り込まれており、2004年には第1回目の改正が行われ、2007年に第2回目の改正が行われている。

○愛知県武豊町のネグレクト死事件（2000.12.10）

新たに制定された「児童虐待の防止等に関する法律」が11月20日施行された直後の2000年12月、愛知県武豊町のアパートで、3歳になったばかりの女児が食事を適切に与えられずに段ボールの中に入れられたまま餓死した。実父母は共に21歳で、保護責任者遺棄致死罪の容疑で逮捕された。発見時の女児の身長は89センチメートルで平均域であったが、体重は5キロで標準の4割にも満たず、遺体は段ボールの中で両足を折り曲げたまま硬直した状態であった。「段ボールに入れて子どもを餓死させる」というインパクトの強さと、児童虐待防止法が施行された直後の死亡事例であることから、多くの社会的関心を集めた。地裁の判決では殺人罪が適用され、実父母とも懲役7年の刑が言い渡された。実父母は高裁および最高裁に、控訴・上告したが、いずれも棄却、2004年4月に刑が確定した。

なお、本事例については、後に杉山春によって著された『ネグレクト 育児放棄—真奈ちゃんはなぜ死んだか』（2004、小学館）で詳しく紹介されている。

IV まとめ

1. 本研究は、「問題と目的」でも述べたとおり、児童虐待問題が深刻化する中、その最前線で業務を行っている児童相談所のあり方が鋭く問われているという認識のもと、これからの児童相談所のあり方を問いかけ、時代に即応したよりふさわしい児童相談所の姿を探求することを、大きな目標として進めてきた。
2. ただし、児童相談所は設置されてから60年余の歴史を経ており、今後のあり方を展望するためには、それまでの歴史を振り返り、総括することが不可欠であると考えられる。そこで本研究は、そうした児童相談所の歴史を展望するところから始めることとした。
3. 具体的には、児童相談所設置以来の児童福祉法を中心とした法改正や児童相談所運営指針等の策定とその改定、さらには児童相談所の内外で生起し、わが国の児童福祉や児童相談所の運営に影響を与えたさまざまな事件、トピックス等をピックアップし、現時点での解説と評価を試みる作業である。
4. こうした取り組みを具体化したのが、「Ⅲ 結果」で示した「児童相談所に関する歴史年表」である。この年表は、研究会において議論したことなどをベースに、重要と思われるトピックスを拾い上げ、厚生省からの各種通知や新聞報道その他の資料を読み込んで分析し、手短な説明を加えたものであり、経験が浅くて当時を知らない児童相談所職員にもわかるようにとの思いで記載している。
5. これらを見る限り、児童相談所は紆余曲折を経ながら相談援助活動を発展させてきていることがわかるが、なかでも、
 - (1) 現在の児童相談所運営指針が、児童相談所を「市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関である」と規定しているように、設置当初から、子どもの権利を擁護する機関としての使命を自覚し、取り組みを続けてきていること。
 - (2) 児童虐待に関する問題でも、たとえば児童虐待防止法が制定される遙か以前の1974年、コインロッカーベビー事件などを契機に児童相談所に持ち込まれた相談を基礎とした「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」を厚生省が実施したのをはじめとして、日本児童問題調査会や全国児童相談所長会などが、児童虐待や児童の権利侵害といったテーマで、やはり児童相談所が受理した相談についての調査を繰り返し実施し、その実態を明らかにする試みを行っており、児童のケースワーク事例集やその後に刊行された児童相談事例集などには、多くの児童虐待への援助事例が掲載され、長年にわたって取り組みがなされていること。
などが明らかとなった。

6. 他方、児童相談所は、児童相談所運営指針が求める3つの条件、すなわち、「児童福祉に関する高い専門性を有していること」「地域住民に浸透した機関であること」「児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分に図られていること」を満たすため、長年にわたって努力しながらも、そこには多くの困難が伴い、どの年代をとっても決して十分達成したとまでは言えないこともわかった。たとえば、職員の確保については、充足されていない点を改めるよう初期段階から繰り返し指摘されており（1954年の「児童相談所運営の改善について」や、1959年の「児童相談所の業務改善について」など）、専門性の確保に関しても、児童福祉司の任用基準のいわゆる「準ずる規定」の問題点が繰り返し指摘され、それが改正されるためには、規定が設けられてから約50年を経た2000年の児童虐待防止法制定の時期まで待たなければならなかったことなどである。
7. 一時保護のあり方についても、児童の福祉のためには、子どもの意思を問うことなく保護ができること、保護者の同意なく保護ができることなどの現在の制度のしくみが、浮浪児対策を出発点にしながら、幾多の変遷を経て形作られてきたことがわかった。加えて、長い歴史の中では、一時保護所に侵入した成人男性や一時保護を経験した少年の侵入と加害によって、あるいは保護中の児童によって児童相談所職員（児童福祉司、心理判定員、保育士、宿直職員など）が殺害される事件が発生していることも確認された。一時保護は、現在の虐待対応において緊急の保護を行う上では、生命線とでもいえる重要性をもっているが、こうした歴史も教訓として、今後のあり方を考える必要があると言えよう。
8. とはいえ、ここで述べた事項は、児童相談所の歴史のごくごく一部を単に例示しただけであり、さらに言えば、年表自体も正確さを欠く面があり、取り上げた解説項目にも種々の点で過不足、偏りがあることは明らかと言わざるを得ない。冒頭で述べたように、児童相談所は60年余の歴史を持っており、その歴史を必要十分な内容で記述し、今後を展望するためには、もっと多くの資料を収集し、さらに多角的な分析を加え、深く掘り下げた検討がなされなければならない。換言すれば、1年もしくは2年といった期間で深めるにはあまりにも短く、今回作成した歴史年表は、あちこちで不完全さを露呈していると自覚している。
9. なお、そうした不備を多少とも補うために、本研究の研究協力者である竹中哲夫日本福祉大学名誉教授に執筆を依頼して、「児童相談所小史と展望（試論）」を掲載した。本論文は、『現代児童相談所論』（2000,三和書房）に載せた論考をベースに、最近の動きを付け加えて改訂したもので、個人論文ではあるが、児童相談所の歴史を概観し、そのあり方を考える上で参考になると考えている。
10. 本研究の当初の目的に照らせば、今回の成果は、そのごくごく端緒を築いたものでしかないが、今後は、本研究を基礎としつつ年表のさらなる充実を図り、児童相談所の果たしてきた役割を正しく評価するとともに、児童虐待への対応という未踏の路を歩む児童相談所の今後のあり方を明らかにする必要がある。

資料1 児童のケースワーク事例集（特集・事例タイトル一覧）

児童福祉事業 取扱事例集（昭和24年）

- 1 肥った姉と痩せた妹（要教護児童の事例）
- 2 厄介者が帰って来た（被虐待児童の事例）
- 3 「鬼瓦」の継母と「佛山川」の実父（要教護児童の事例）
- 4 継母は情夫と同棲し子供は浮浪する（浮浪する少年とその家族を救済した事例）
- 5 乙女心を蝕む戸籍簿の疑問（要教護少女の事例）
- 6 ひがんだ盗癖の子を善導した話（要教護児童の事例）
- 7 顔は骸骨にゴム風船（被虐待児事例）
- 8 誰の子か浅黒い梅毒児（妊産婦保健指導事例）
- 9 実父を嫌つて再三家出（要監護児童の事例）
- 10 ミツクチの子供と母の慈愛（身体障碍児の事例）
- 11 馬がとりもつ縁（要教護児童の事例）
- 12 堀立小屋で氣息奄々（母子貧困家庭の事例）

児童のケースワーク事例集（昭和25年）

I 事例

- 1 継母と要教護児
- 2 浮浪児と里親
- 3 要教護児を引取つて
- 4 相談所の取扱った問題児のケースワーク
- 5 犯罪児童の指導
- 6 引揚の子を優しい里親に
- 7 映画狂の精神薄弱児
- 8 道雄少年について
- 9 継母と浮浪性の子供
- 10 不良児と野球
- 11 不良児童の家庭調整によるケースワーク

II キャロル女史のケース指導記録

- 1 宮城県早坂こと福祉司及び鈴木福祉司取扱ケース
- 2 愛知県伊藤福祉司取扱ケース
- 3 大阪府小野敬二福祉司取扱ケース
- 4 福岡県井上衛福祉司取扱ケース

児童のケースワーク事例集（昭和26年）

I 事例

- 1 要教護児の指導
- 2 崩壊家庭の家出児引戻
- 3 教護院を逃走した児童の職業補導
- 4 被虐待児のケース
- 5 母子世帯と不良児
- 6 盗癖と家庭に落ち付かない少女
- 7 母子を諸共父から引離して
- 8 肢体不自由児の教護

児童のケースワーク事例集（昭和27年）

- 1 里親指導の経過
- 2 不良児から少年大工へ
- 3 要教護児童のケースワーク
- 4 教師に見放された子供
- 5 溺愛による要教護女児の治療
- 6 社会治療過程における要教護児童
- 7 家財持出して家出する児童のケース
- 8 覚醒剤中毒者の子供を保護して

- 9 クラブ活動による要教護児童の更正
- 10 浮浪児に幸福をもたらした里親のケース
- 11 要教護児のケースワーク

児童のケースワーク事例集（昭和28年）

- 1 教育相談を受けて
- 2 盗癖児に対するケース・ワーク
- 3 要教護児兄弟の指導
- 4 結核未亡人家庭と「母と子、の問題
- 5 親の躰に悩む子供
- 6 性行不良児のケース・ワーク
- 7 継父の絆を断ち切らせて再建した母子家庭
- 8 要教護児童のケース・ワーク
- 9 憎悪から愛情へ父と子のケース・ワーク
- 10 ロールシヤツハ検査による問題児の診断

児童のケースワーク事例集（昭和29年）

- 1 環境不良の要教護児を里親に委託したケース
- 2 不遇で病弱の児童を育てた里親ケース
- 3 要教護児の里親委託
- 4 問題児を保護受託するまで
- 5 夜尿症の戦災孤児を里親に委託して
- 6 栄養失調児を里親に委託して
- 7 里子から養子へ
- 8 全国浮浪の経験をもつ要教護児の里親委託
- 9 棄てられたろうあ児を里親家庭に安定させるまで
- 10 或る孤児を対象とした触法少年保護事件
- 11 両親に見放された身体障害児のケース・ワーク
- 12 担当児童委員の熱情に生かされる父なき子
- 13 触法児（殺人未遂）の指導について
- 14 家庭再構成による性格変調児のケース
- 15 要教護児の指導

児童のケースワーク事例集—第一部—（昭和30年）

- 1 非行児、大原堅一の記録
- 2 神経症的児童の精神治療と家庭調整の経過
- 3 身売児を救済したケース
- 4 しつけの誤りによる非行児の指導
- 5 愚かな母と売られる女児の指導
- 6 教護児を里親に委託して
- 7 県外に遺棄された児童の引取
- 8 性遊戯する児童についての相談
- 9 触法児童の指導
- 10 家出児童のケース・ワーク
- 11 青年期孤児姉妹の指導
- 12 母子世帯と不良児
- 13 一教護児のケース・ワーク
- 14 浮浪児の就学から里親委託するまで
- 15 措置児童の養育を委託して
- 16 環境不良の要教護児の指導
- 17 泥沼より再起した母子家庭
- 18 環境不遇児の取扱ケース
- 19 浮浪孤児を叔母の家庭に安定させるまで
- 20 触法行為児童のケース・ワーク
- 21 盗癖女児の教護記録

- 22 一過性の心的メカニズムによる異常行動児
- 23 家出児を継母のもとから実母のもとに
- 24 要教護児の職親委託
- 25 母の盲愛で不良化した少女
- 26 性格異常児の治療経過

児童のケースワーク事例集—第二部—（昭和30年）

- 1 崩壊家庭の性行不良児のケース
- 2 要教護児のケースワーク
- 3 母子家庭における母と欠席子女の指導
- 4 夫に遺棄された母子世帯の保護記録
- 5 若き未亡人の子の処置について
- 6 迷った母を母子寮に
- 7 要教護児の指導
- 8 ある非行女児のケース
- 9 触法少年の指導
- 10 環境不遇の要教護児のケースワーク

児童のケースワーク事例集（昭和31年）

—精神薄弱児の事例特集—

- I 事例 -87編- 「ケース1」～「ケース87」
- II 精神薄弱児のためのケース・ワーク
-解説と利用のための手引き-

児童のケースワーク事例集 第9集（昭和32年）

—問題児の指導技術事例特集—

- 1 母親に反抗する少年—観察指導のための一時保護と在宅指導の経過について—
- 2 母登校を嫌がる女児とその母親—女児に対する遊戯治療と母親に対する社会治療の経過について—
- 3 母映画の誘惑に負けた中学生—非指示法によるカウンセリングの経過について—

児童のケースワーク事例集 第10集（昭和33年）

—親子関係の調整事例特集—

- 1 ある要教護児の治療経過
- 2 貧困家庭の触法児童
- 3 或る母と娘の葛藤
- 4 被虐待児童とその親子関係の調整
- 5 登校を嫌がった女児
- 6 親と子の争い（初老期の男やもめと思春期の女児）
- 7 保護環境の調整による触法児の指導
- 8 家庭崩壊の窃盗児の指導
- 9 ある教護児童の指導過程
- 10 親の持て余した小学生
- 11 不純異性交遊女児の指導
- 12 問題児をめぐる義祖母と母の人間関係の調整
- 13 学校へ行かない子の指導
- 14 反応性精神分裂児童の一時保護とその成果
- 15 浴場板場荒し少年の家庭指導
- 16 義母と子を結びつける
- 17 家出触法児童の指導経過
- 18 非行双生児を家庭に安定させる
- 19 長欠児童の指導経過
- 20 神経症児童の一時保護治療経過
- 21 弄火児の指導—継母関係の調整を中心として—
- 22 要教護児の一時保護と家庭調整
- 23 親子関係の不調よりきた非行少年の指導

- 24 環境不遇児の指導経過

児童のケースワーク事例集 第11集（昭和34年）

I 事例

第1部 児童相談所による指導事例

- 1 親子関係の並行治療の経過
- 2 浮浪癖のある児童の更生過程
- 3 不良交友の少女の指導経過
- 4 教護児童を職親へ
- 5 乱暴な子どもの診断、治療および教育
- 6 非行のある精神薄弱児の指導
- 7 吃音児の治療
- 8 非行精神薄弱児の指導経過
- 9 登校を嫌がる児童の治療経過
- 10 超早熟奇行児の治療経過
- 11 神経症児の在宅指導
- 12 学習不振児処遇の一事例

第2部 関係機関の総合的協力による指導事例

- 13 ある教護児童の指導
- 14 地域社会に受け容れられなかった母子の指導
- 15 環境不遇による問題行動児の指導経過
- 16 混血児養子縁組の一事例
- 17 長期欠席児童を一掃した事例
- 18 問題児童を問題の父親から引き離しての指導
- 19 被虐待盲目児の更正
- 20 父子家庭の指導と地域社会の協力
- 21 国際的家庭緊張の一例

第3部 児童福祉施設による保護を中心とする指導事例

- 22 旧土人部落に発生した教護児の指導経過
- 23 精神薄弱児の職業指導
- 24 器官劣等感をもつ教護児童の指導
- 25 食事をしない依拠性の強い児童の指導
- 26 乳児院長期在院児の一例
- 27 ある教護児童（孤児）の指導経過
- 28 オルガンで取戻した自信と安定

第4部 児童の身体症状と感情との関係を示す事例

- 29 児童の身体に及ぼす精神的並びに環境的要素についての一考察

児童のケースワーク事例集（昭和35年版）

—問題児の治療教育特集—

第1部 登校拒否児ケース

- 1 登校を嫌う児童の処遇事例
- 2 友達が怖くて登校できなくなった幼児
- 3 学業不振児の治療経過
- 4 学校不適応児のプレイ・セラピー
- 5 長欠児の教育治療

第2部 緘黙児ケース

- 6 緘黙児の治療的指導
- 7 緘黙児の通所指導
- 8 ある“かん黙児”の心理療法

第3部 家出（浮浪）児ケース

- 9 家出常習の情緒障害児の生活指導
- 10 父と共に浮浪する女児の更生経過
- 11 家出常習児を短期保護治療した事例
- 12 家出児の指導

第4部 行動異常—教護—触法児ケース

- 13 警察署より通告の窃盗常習児の一時保護治療

- 14 虚言癖を有する児童の指導経過
 - 15 七年余にわたり金銭を持出した児童の治療経過
 - 16 学校と家庭から通告されたある教護児童の指導経過
 - 17 相談中もなお非行を重ねる要教護児童の一時保護治療事例
 - 18 触法児童の親子関係の早期調整
 - 19 要教護児童の一時保護と指導経過
 - 20 粗暴な児童の生活指導経過
- 第5部 その他
- 21 乱暴を振舞う「てんかん」性児童の条件付けについて
 - 22 不良グループから離して
 - 23 弄火癖のある年少児童の治療

児童のケースワーク事例集 別冊（昭和35年）

—登校拒否児の指導事例—

I 事例

- 1 神経症的登校拒否児の治療
- 2 登校を嫌う児童の処遇事例
- 3 長欠児の教育治療
- 4 神経症的長期欠席児童の事例
- 5 一時保護による登校拒否児のグループ治療
- 6 友達が怖くて登園できなかった幼児
- 7 学校不適応児のプレーセラピー
- 8 学業不振児の治療経過
- 9 一時保護による登校拒否児の集団生活指導例
- 10 問題家庭内の長期怠学児童の指導
- 11 精神病の父をもつ長欠児童の施設収容
- 12 集団怠学児童の指導について
- 13 学校生活不適応児の指導経過について
- 14 ある登校拒否児童の指導について
- 15 高校生の登校拒否治療例

II 調査事例考察

- 1 学校恐怖症の研究
- 2 登校拒否児童に対する一考察
- 3 登校拒否児童の調査報告
- 4 学校恐怖症の臨床心理学的研究

児童のケースワーク事例集 第13集（昭和36年）

—チームワークによる問題児の総合指導技術—

I 事例

- 1 学校生活不適応児の指導経過について
- 2 精神病の父をもつ長欠児童の施設収容
- 3 要教護児の夏期休暇を利用した通所による指導
- 4 窃盗児の通所指導
- 5 盗みの習癖をもつ児童の通所治療
- 6 神経性尿頻繁症の通所治療
- 7 学力不振児を一時保護により効果をみた一事例
～実母に対する治療面接について～

児童のケースワーク事例集 第14集（昭和37年）

第一部 事例

- 1 精薄児とその母親の通所指導の一例
- 2 夢中遊行のある幼児の遊戯療法の適用例
- 3 吃音児の通所による治療的経験
- 4 不適応児を中心とする家族葛藤の調整について
- 5 逆境に育った少女の生活記録
- 6 怠学、異性交友のA子

- 7 短期相談法の一例
- 8 集団指導における教護児童の治療効果
- 9 一時保護による登校拒否児のグループ治療

児童のケースワーク事例集 第15集（昭和38年）

指導困難ケース

- 1 窃盗児処遇の失敗例
- 2 要教護児童のケースワーク失敗事例
- 3 攻撃性をもつ児童の指導
- 4 非行児多発地区における一事例
- 5 再度教護院に入所したQについて
- 6 信仰団体につながるケースの取り扱いについて
- 7 継母家庭の盗みのある少年
- 8 ある触法児の取り扱い経過
- 9 ある教護児の指導
- 10 ある教護女児の指導経過について
- 11 義父の子を産んだ少女の指導
- 12 原田君の取り扱い経過
- 13 問題家庭内の長期怠学児童の指導

短期収容ケース

- 1 神経症的登校拒否児の治療
- 2 登校拒否児童の指導について
- 3 一時保護による登校拒否児の集団生活指導例
- 4 緘黙児童の一時保護と指導経過
- 5 隔離治療を試みて—緘黙児の場合—
- 6 一時保護による緘黙児の観察と指導
- 7 家出・触法児童の一時保護・指導経過
- 8 ある問題児の治療について
- 9 短期収容により効果をあげた一例
- 10 国立教護院退院児を県立教護院におくるまで

児童のケースワーク事例集 第16集（昭和39年）

I 集団事例

- 1 非行集団の指導と問題点
- 2 小集団非行の一考察
- 3 集団怠学児童の指導について

II 教護事例

- 4 要教護児童と家庭指導
- 5 法28条により取扱った崩壊家庭の児童保護について
- 6 教護触法行為児のケースワークについて
- 7 佐々木秀二君の取扱いの場合
- 8 再び家庭に帰ったK子の場合
- 9 保母に好意をよせるある触法児の観察

III 登校拒否事例

- 10 或る登校拒否児童の指導について
- 11 登校拒否児童に対する一考察
- 12 神経症的長期欠席児童の事例
- 13 高校生の登校拒否治療例
- 14 学校恐怖症の臨床心理学的研究

IV その他

- 15 自閉症といわれた子どもとその母親の指導
- 16 一時保護による問題児の短期治療
- 17 情緒障害児の短期治療
- 18 遊戯療法の問題

児童のケースワーク事例集 第17集（昭和40年）

I 事例

- 1 自分から食べない幼児の指導

- 2 父に拒否されていた3歳児の遊戯面接
- 3 強迫症状を示した3歳児の通所指導事例
- 4 テレビ恐怖を主訴とした幼児の一例
- 5 神経症的症状のある幼児に試みた遊戯治療の一例
- 6 3歳児健診で発見された吃音児について
- 7 拒否的（とくに緘黙的）であった3歳児の一事例
- 8 3歳児健診で発見された早期幼児自閉症の一例
- 9 早期小児自閉症が疑われた一事例
- 10 3歳児を中心としたグループ治療の試み
- 11 3歳児の吃音治療経験について
- 12 3歳児健康診査とそのケースワークについての一考察

児童のケースワーク事例集 第18集（昭和41年）

- I 通所指導
 - 1 仮性精神薄弱児の一例
 - 2 自閉的傾向を有する精神薄弱児の指導経過について
 - 3 吃音のある精神薄弱児の通所治療—心理療法を中心に—
 - 4 テンカン性格を伴う精神薄弱児の指導について
 - 5 ある精神薄弱児とその母の通所治療例
 - 6 軽度精神薄弱児の通所指導
 - 7 思春期における女子精神薄弱児の一例
 - 8 精神薄弱児のグループ・セラピーとその実母のグループ・カウンセリング
- II 在宅指導
 - 9 精神薄弱児の在宅指導に関する一事例—特に母親との面接を中心に—
 - 10 祖父母の反対により施設収容不可能な触法精神薄弱児の事例
 - 11 精神薄弱児の施設入所にかかわる指導
 - 12 重度精神薄弱児の指導について
- III 一時保護
 - 13 発達遅滞を伴う心因性緘黙児の指導—収容治療を中心に—効果を得た一例—
 - 14 長欠児として通告された適応異常をもつ精神薄弱児の指導について
 - 15 漏便（Encopresis）、遺尿（Enuresis）を伴った精神薄弱児の治療例について
 - 16 重度精神薄弱児の集団指導のこころみ
- IV 施設入所，里親委託
 - 17 不和家庭の一精神薄弱児をめぐる
 - 18 非行を伴う崩壊家庭の精神薄弱児のケース・ワークについて

児童のケースワーク事例集 第19集（昭和42年）

- I 自閉症（自閉様症状を含む）・自閉的傾向（緘黙を含む）等に関するもの
 - 1 自閉症類似状態にある一女児の治療経験
 - 2 自閉的傾向を示した情緒障害児の治療経過
 - 3 長期間観察・治療を行なった自閉症児の一例
 - 4 幼児自閉様症状を示す幼児の一例
 - 5 いわゆる自閉症児の一経験例
 - 6 自閉症と思われる子どもの学校適応に関する問題点
 - 7 幼児自閉症の治療過程について
 - 8 自閉的傾向を有する一児童のケースワークと治療経過
 - 9 心因性緘黙児の通所指導

- 10 学校不適応児として相談を受けた緘黙児の治療経過
- 11 給食拒否のある緘黙児を一時保護しての治療経過について
- 12 ある場面緘黙児の取り扱い経過
- 13 自閉症児治療における治療方法の一考察
- II 怠学および学校恐怖症に関するもの
 - 1 情緒障害を伴う児童の通所指導例
 - 2 「登校拒否」「緘黙」児の治療例
 - 3 学校恐怖症児の通所指導事例
 - 4 登校拒否事例の経過を省みて
 - 5 学校恐怖症の一事例
 - 6 登校拒否を伴う強迫神経症児の一例
 - 7 学校に行けなくなった女子中学生の指導
 - 8 登校拒否児の指導例
 - 9 ある登校拒否児の指導について
 - 10 登園拒否児に行なった遊戯療法
 - 11 登校拒否児のケースワーク
 - 12 分離不安に関する研究
 - 13 心気症的症候を呈する登校拒否五例の取扱い報告
- III その他集団不適応に関するもの
 - 1 “養女くずれ”の指導事例について
 - 2 保育の中で治療的効果をあげ得た一事例
 - 3 一時保護所収容を中心とした治療事例
 - 4 就学前の集団不適応児の通所指導

児童のケースワーク事例集 第20集（昭和43年）

- I 通所・訪問指導事例
 - 1 自閉症児の症候とその集団通所指導
 - 2 登校拒否事例について
 - 3 情緒障害児の一指導事例
 - 4 脳波異常をともなう粗暴女児の通所指導
 - 5 吃音を主訴とした母子の通所治療過程
 - 6 ある教護児の指導経過（スーパーバイザーの立場から）
 - 7 ある性的問題児の取り扱い経過
 - 8 性的非行のある中学生の指導例
 - 9 崩壊家庭における問題児のケースワークについて
 - 10 在宅重症心身障害児指導の一事例
- II 一時保護による指導
 - 1 情緒障害児の観察指導例
 - 2 緘黙児の観察指導
 - 3 緘黙児の指導
 - 4 多発性Tic様症状を示した児童の一事例
 - 5 母に伴われなければ登校出来ない児童の指導例
 - 6 冷遇虐待児の観察指導
 - 7 生活療法中の登校拒否児がみる夢について

-
- i ケースワーク事例集には、事例以外にも調査、研究論文なども掲載されているが、今回は事例論文のみを載せた。
 - ii 事例集によっては、目次と本文のタイトルが異なるものがあつたが、今回は目次のタイトルを載せている。

資料2 児童相談事例集 (特集・事例タイトル一覧)

児童相談事例集 第1集 (昭和44年)

- I 神経症的症状を示す事例
 - 1 分離不安の強い母子への治療的接近
 - 2 人形をおそれる幼児の一例
 - 3 空想話に耽る子どもの症例
 - 4 幻覚を訴える一女兒の通所指導
- II 不適応・乱暴を主訴とする事例
 - 5 集団不適応を示した児童の一例
 - 6 落ちつきがない児童の指導について
 - 7 攻撃性を示す幼児の一例
 - 8 家庭内の乱暴を主訴とする児童の指導経過
 - 9 粗暴性を伴うチック症児の治療
- III いわゆる問題児
 - 10 緘黙と癩癩を繰り返した児童とその母親の取り扱い
 - 11 ある問題児とその母親の通所治療事例
 - 12 ある適応困難児のケースをめぐって
 - 13 養育態度の不一致がまねいた嘘言児の指導経過
- IV 緘黙症・吃音
 - 14 心因性緘黙症の一経験例
 - 15 場面緘黙児の一時保護による集団治療
 - 16 吃音児の治療例
 - 17 ある吃音児の通所指導
- V 夜尿・遺尿
 - 18 夜尿児に対する催眠療法について
 - 19 夜尿児の通所による治療事例
 - 20 遺尿児の通所治療について

児童相談事例集 第2集 (昭和45年)

特集タイトル 「助言・指導特集」

- I 保護者、とくに母親への助言・指導例
 - 1 精神遅滞を呈した一幼児の助言指導による発達過程
 - 2 子どもの養育に確信をもてない母親への助言指導例
 - 3 受容的接触により自閉傾向の改善された一事例
 - 4 母親と分離できない幼稚園児の指導事例
 - 5 保育園にて緘黙状態を示す幼児の相談
 - 6 母親の不安感がもたらした年少幼児の性向問題の一事例
 - 7 母子関係の調整を主とした爪かみの事例について
 - 8 人前で食事をしない幼児の一例
 - 9 足の痛みを訴える子の事例
- II 保護者と児童等への助言・指導例
 - 10 登園をいやがる女児一助言とその限界一
 - 11 崩壊家庭の児童が施設入所を希望した事例
 - 12 保育園不適応児への助言事例
 - 13 夫を嫌い離婚した母のもとに身を寄せトラブルを生じた児童の一例
 - 14 簡単な助言指導で処理した性向相談の事例
 - 15 心因性緘黙児の助言指導例
 - 16 年少幼児の問題行動に関する助言指導例
 - 17 養護相談の一事例
- III 再開した事例
 - 18 精神薄弱児通園施設入所に至った年少精神薄弱児の一例—三歳児精密検診の問題点をめぐって—
 - 19 相談活動における助言指導のあり方について—ある養護児童の家族指導をとおして—
 - 20 学校給食が食べられない児童の指導例
 - 21 精神薄弱幼児の母親との面接例
 - 22 集団不適応児の処遇例
 - 23 通園停止処分を受けた幼稚園児の指導事例
 - 24 ある心身障害児の養育と養護相談事例
 - 25 養護問題がからむ精神薄弱児の一事例—母親との面接を中心として—
 - 26 無気力で意欲のない少年が性的非行に走った事例
 - 27 ある緘黙児の指導経過について
- 付 I 短期間の遊戯治療で効果のあがった年少幼児の処遇事例
- 28 遊戯療法の適応例—昼尿症・漏便をとまなう3歳の幼児の場合
- 29 保育園不適応児の指導事例

児童相談事例集 第3集 (昭和46年)

- I 養護上の諸問題
 - 1 母親の失踪による崩壊家族への指導経過

- 2 監護放棄の父親と長欠児童の指導例
 - 3 親の家出による幼児養護の事例
 - 4 祖母・父・母の三すくみの中で養育不安をひきおこしている事例
 - 5 兄弟喧嘩のすえ、兄を死にいたらしめた児童の事例—ある放任家庭に生じた一事件—
 - 6 養護相談事例にみる家庭崩壊とファミリーサイクル (家族周期)—その類型化への試み—
- II 集団不適応・登校拒否
 - 7 幼稚園不適応児の一事例
 - 8 長期間、集団不適応状態が続いている児童の一例
 - 9 神経症性登校拒否児とその母親の治療例
 - 10 登校拒否児の長期にわたる指導経過
 - 11 強制的に保護をしたある登校拒否児の場合
 - 12 重症の登校拒否児の10年間の治療過程
 - III 長期間指導を要した教護児など
 - 13 5年間にわたる家出・窃盗児の指導例
 - 14 ある触法児の長期にわたる指導・措置事例
 - 15 問題家庭における教護児童の長期にわたる指導事例
 - 16 情緒及び言語に障害をもつ要養護児童の指導
 - 17 躰に自信をなくした母親と子どもの通所指導例—親子関係診断テストの役割を考察して—
 - 18 反応性の拒食と内閉的症候を示した幼児の一例
 - IV 重度精神薄弱・脳障害
 - 19 重度精神薄弱児家族指導の一事例
 - 20 重度精神薄弱児をもつ親の指導
 - 21 脳波異常を伴う行動異常児の指導
 - 22 指導上困難な過程をたどった少女の一例—微小脳機能障害が疑われる非行児—
 - 23 教護院における脳器質障害児の治療例

児童相談事例集 第4集 (昭和47年)

特集タイトル 「在宅障害児指導特集」

- I 心身障害児の在宅指導事例
 - 1 在宅心身障害児訪問指導の一事例
 - 2 心身障害児を呈した一幼児の在宅指導事例
 - 3 重症の双生児を持つ家庭の指導事例
 - 4 在宅心身障害児訪問指導の事例
 - 5 食事障害による心身発達遅滞児の訪問指導例—地域社会におけるチーム・ワークを中心として—
 - 6 在宅重症心身障害児の訪問指導について
- II 通所集団指導事例
 - 7 3歳児の集団遊戯療法
 - 8 就学前問題児の集団療法
 - 9 精神薄弱児の集団による言語指導
 - 10 登校拒否児の集団指導について
 - 11 自閉的傾向のある幼児の集団治療について
 - 12 自閉傾向を有する児童の事例—個人指導から集団指導へ—
- III 定例集団指導事例
 - 13 自閉児の集団保育“なかよしのへや”の試み
 - 14 登校拒否児の集団療法の一例—“情緒障害児短期治療学級”の試み—
 - 15 母子の集団治療—治療キャンプ“海の子学級”をめぐって—
 - 16 重度精神薄弱児の集団母子通所指導“母親教室”について
 - 17 養護施設内問題児の集団指導 (付:施設職員の夏期特別研修結果について)

児童相談事例集 第5集 (昭和48年)

- 1 自閉症様症状を呈した児童の5年間にわたる通所指導過程
- 2 登校拒否児について—分離不安をもつ母と子—
- 3 成人後精神分裂病の発病をみた登校拒否児の取扱いをめぐって—そのケースワークとカウンセリング—
- 4 自殺企図のみられた学校恐怖症の事例
- 5 ある情緒障害児の指導例
- 6 複雑な環境を背景とするある非行児の事例について
- 7 幼児期より10年以上継続して取り扱っている触法中学女児の例
- 8 教護児の在宅指導をめぐって—その試行錯誤的接近—
- 9 ある教護児童の10ヵ年にわたる指導事例
- 10 盗癖児「日向太郎の6ヵ年」—長期在宅指導の試み—

11 養護児童Yについて

児童相談事例集 第6集(昭和49年)

特集タイトル 「早期発見、早期治療・指導事例特集」

心身障害・情緒障害相談事例

- 1 言語発達遅滞児の集団指導について
- 2 精神薄弱幼児のグループ指導—幼児集団への適応をめざして—
- 3 対人接触に欠ける3歳児の通所指導
- 4 早期相談により集団適応の改善をみた幼児の一指導事例
- 5 一極度の引込思案を示す—器質障害児の3歳児検診事後指導例
- 6 3歳児精神発達精密検診後の自閉児の指導例—主として集団療法的アプローチ—
- 7 普通学級に入学した自閉児

養護相談事例

- 8 未婚の母が精神状態に異常を来し、児童の養育監護が著しく欠けていた事例
 - 9 児童虐待を未然に防止し指導した事例
 - 10 養護相談の一事例—子どもの首をしめると口走る母とその子ら—
 - 11 子どもを遺棄した母親の事例—母の成長とともに—
 - 12 児童遺棄を未然に防いだ事例—狂暴な夫から逃れる妻と子—
- 非行相談事例
- 13 関係者の協力により早期に改善した窃盗多発児の事例
 - 14 非行が頻繁にみられた触法児童の指導事例
 - 15 非行グループ・リーダーの指導事例
 - 16 ある教護女児の指導例
 - 17 一時保護による観察指導後家庭復帰した触法児童の指導例
 - 18 ある触法行為児童の指導例—就職に至るまでの地域社会とのチームワーク—
 - 19 フェティシズムを伴う非行児童の指導事例

児童相談事例集 第7集(昭和50年)

特集タイトル 「指導困難事例特集」

I 自閉症・登校拒否

- 1 自閉症児の集団心理療法経過報告
- 2 自閉症児の長期にわたる指導経過
- 3 家庭内暴力をともなう長欠児童の指導方法について—処遇上の問題点—
- 4 登校拒否の一事例
- 5 強迫神経症的行動を示す児童の治療事例
- 6 訪問拒否の続く長欠児童の一例
- 7 ある登校拒否児の事例

II 養護・教護

- 8 家庭崩壊下の児童とアルコール中毒の父親指導例
- 9 被虐待児を関係機関の協力により措置した事例
- 10 母親が養育を放棄した異父兄妹の事例
- 11 親権変更の審判を求めざるを得なかった養護事例
- 12 愛隣地区にみる接近困難ケースの一事例—性格障害者の父親をめぐる—
- 13 家庭裁判所の審判により措置をはかった養護相談の取り扱い例
- 14 養護児をとりまく親族間の感情的対立と公的機関の対応のあり方についての事例
- 15 過度の依存関係がみられた父子家庭の教護事例
- 16 無理な父親をもつS少年
- 17 里子を養子縁組したが盗癖が続き離縁となった事例—学校・地域社会・関係機関をめぐる—

児童相談事例集 第8集(昭和51年)

特集タイトル 「精神薄弱児特集」

I 個別指導

- 1 一時保護所における精神薄弱児の観察指導例
- 2 緘黙を主訴とする一少女の事例
- 3 精神薄弱児の言語発達—ある小頭症幼児の5年間にわたる指導経過—
- 4 精神薄弱児の在宅指導の一事例について
- 5 ダウン症候群幼児の指導事例
- 6 養護性のある盲精神薄弱児の処遇について
- 7 重度精神薄弱児の処遇についての一事例

II 地域機関との協力ケース

- 8 集団不適応を主訴とした精神薄弱児の指導例—家庭・保育所に対する指導を中心として—

- 9 多動を伴う精神薄弱児の一事例—地域社会の協力態勢をめぐって—

- 10 児童相談所と福祉事務所・保育所がタイアップして精神薄弱児を指導した事例

- 11 盲人を父にもつ精神薄弱児の居宅指導について

- 12 異常行動を伴う重度精神薄弱児在宅指導の事例

- 13 長欠状態にあった軽度精神薄弱児の指導例

III 集団指導

- 14 在宅心身障害児の集団指導訓練

- 15 発達遅滞幼児の児童館におけるグループ指導

- 16 在宅精神発達遅滞児の指導について—就学前障害児の集団指導に至るまで—

- 付.17 精神薄弱児に対する地域活動について—その活動例と技術方法論の検討—

児童相談事例集 第9集(昭和52年)

【継続面接指導】

- 1 母親への乱暴を主訴とする中学生の事例—家族面接の経過—
- 2 生活訓練で改善した登校拒否児の指導事例—とくに母への説得面接を中心とした指導経過—
- 3 言語発達の遅れた子等の集団指導について—保護者に対する指導の一方—
- 4 短期間の家族調整により解消した女児の吃音
- 5 養育に戸惑う親の説得過程—里親委託をめぐる—
- 6 子どもの養育に自信をなくした母親への継続面接例
- 7 養女との性的関係を持つ保護者のケースワーク過程
- 8 育児不安による体罰的しつけ過剰な母親に対する面接指導事例

【カウンセリング】

- 9 母親のカウンセリング家庭について—登校拒否を主訴とする二例の比較から—
- 10 ある登校拒否の事例—精神身体症候群をもったケース—
- 11 ある登校拒否児の指導経過
- 12 登園渋滞と対人関係で未熟さを示す児童の通所指導—主として母親に対するカウンセリング過程と変容—

【行動療法的アプローチ】

- 13 対人疎通困難な精神発達遅滞児へのオペラント技法適用の一例
- 14 幼児の身体玩弄癖をともなう治療例—行動療法的アプローチ—
- 15 登校拒否児の行動療法的アプローチ
- 16 おむつ使用児の指導例—その行動療法的アプローチ—
- 17 夜尿症のトークン・エコノミーによる治療例—行動療法的アプローチについて—

【催眠療法】

- 18 催眠下における症状操作の一事例—夜尿児に対する直接暗示とメンタル・リハーサルの併用例—

児童相談事例集 第10集(昭和53年)

特集タイトル 「スーパービジョンをめぐる」

- 1 長欠と異常行動を持つ神経症児に対する指導とスーパービジョンの経過
- 2 ある性向相談ケースの終結を巡って
- 3 多動児への行動療法的アプローチによる指導経過について—スーパービジョンを中心に—
- 4 母の祖母からの独立が課題となった登校拒否児の事例
- 5 普通学級で生活している自閉傾向児
- 6 登校拒否児の指導事例
- 7 知的能力が低く、盗みを繰り返す年少非行児の指導について
- 8 登校拒否児とその家族へのかかわりについて
- 9 子どもを養育を拒否している継母への指導事例
- 10 ある登校拒否児の指導経過
- 11 視覚障害者を両親にもつ精神薄弱女児の指導例

児童相談事例集 第11集(昭和54年)

I 家族関係の力動性

- 1 現代家族における養護問題の実態と分析について—事例にみる継母子問題の考察—
- 2 家族の人間関係を背景とした長欠児童の取り扱い例
- 3 母子関係障害に起因する神経症的登校拒否の例
- 4 母親の愛情遮断によるとみられるある発達障害児の事例
- 5 精神病的負因をもつ登校拒否児の指導事例
- 6 便意不安から学校適応が困難になっている中学生のケース
- 7 反社会的行動を示す女子中学生の取り扱い事例

- 8 登校拒否児童の一事例 ―両親の意識変容過程について―
- 9 継母家庭に生じた虐待例のケースワーク
- II 児童の行動評価
- 10 養育・監護環境の不備により長欠をひき起した三姉弟の適応パターン
- 11 虫ばかりに興味をもつある情緒障害児の事例
- 12 父親を刃物で威嚇する家庭内暴行児
- 13 自己臭恐怖症による登校拒否児についての指導過程
- 14 ある登校拒否児童の指導例
- 15 発達性障害のある中学生へのかかわり
- 16 子どもの自己決定をどう受けとめどう育てていくか ―登校拒否児のケースから―
- 17 ある登校拒否児とのカウンセリング過程 ―両親離別、転校等の経験の中での父親像について―

児童相談事例集 第12集 (昭和55年)

- I 心理学的評価
- 1 ある事例に試みたRorschach Test のアプローチ
- 2 眼痛を訴えた幼児の事例
- 3 MBD児の特異なパーソナリティとその確定診断に至る経過
- 4 「場面かん黙児の人格変化」 ―その指導と経過について―
- 5 ある登校拒否児の人格診断 ―2年間の人格変化―
- 6 登校拒否で来所した思春期症例の判定と処遇について
- 7 工場全焼事件をおこした児童の診断と心理
- 8 非行少年の理解のための時間的展望テスト (T・P・T) の適用 (その2)
- II 行動観察
- 9 器質的障害をもつ児童の一処遇例
- 10 障害児の行動観察―ある多動児の母子短期療育施設での行動観察とその治療的かかわりの検討―
- 11 行動観察による人格像の浮き彫り
- 12 一時保護所における児童の行動観察について ―短日時の行動観察はどこまで可能か―
- 13 家庭復帰を前提とした登校拒否児の一時保護所における行動観察の一事例
- 14 登校拒否児夏季短期指導におけるM子の行動
- 15 女子非行の処遇についての一考察 ―一時保護所における行動観察をふまえて―
- 16 養護施設入所児童の不応行動をめぐって
- III 継続指導
- 17 地域から施設収容を要請された非行少女の事例
- 18 行動異常児の指導例 ―長期にわたる処遇の変遷にかえりみて―
- 19 ある蝕法児の事例について
- 20 頻尿を伴う登校拒否児の指導
- 21 父子家庭児童の学校適応困難事例について
- 22 接近困難な父をもつ養護児童

児童相談事例集 第13集 (昭和56年)

- 特集タイトル 「児童の養護と親権の周辺問題をめぐって」
- I 保護者による虐待等の事例
 - 1 家庭引き取り後虐待された事例についての考察
 - 2 ある虐待ケースの指導経過
 - 3 "親権をめぐるケースワーク過程とその検討 ―実父の暴行・虐待による養護事例をとおして―"
 - 4 実母家出後の養父による虐待事例
 - 5 軽度の精神発達遅滞を伴った養護ケースの取り扱いについて
 - 6 子への殺意を表明する母―ケース処遇をめぐって―
 - II 養育拒否等の事例
 - 7 両親から養育を拒否された養護事例
 - 8 養父を嫌って家出した女兒の指導事例
 - 9 失踪宣告された保護者とその児童 (家族) の指導について
 - 10 不純異性交遊に走った女子非行児の指導事例―家庭裁判所に送致し女子教護院に措置された経過―
 - 11 養護施設退園者を両親にもつ養護ケースの取り扱い経過
 - 12 親権の制限にかかわる養護ケースについて
 - III 父子家庭・未婚の母の場合
 - 13 親権の濫用と著しく不行跡があった場合の親権喪失の宣告承認の一事例
 - 14 被虐待ケースの親権辞任に係る処遇事例
 - 15 実母の幼児引渡請求を拒否した里親に人身保護命令を必要とした里子の事例

- 16 児童福祉法第28条により家庭裁判所の承認を得て養護施設に措置した事例
- 17 父子家庭における教護児の指導事例
- 18 強制措置を必要とした父子家庭児童T子の事例
- 19 多問題家庭における未成年出産母子の取り扱い事例

児童相談事例集 第14集 (昭和57年)

- 1 両親に暴力をふるう女子中学生の事例
- 2 家庭内暴力児の指導事例―小学校2年生から、中学校3年生までの7年間におよび指導経過―
- 3 急激に多様な症状を示した家庭内乱暴児
- 4 前思春期に家庭内暴力を起こさざるを得なかった児童の治療経過
- 5 家庭内暴力を示す男子中学生の取り扱い事例
- 6 精神科に通院中の家庭内暴力児童の取り扱いについて
- 7 家庭内暴力を伴う登校拒否児の例
- 8 障害者家庭における家庭内暴力の一事例
- 9 母親への暴力を伴う非行少年の事例
- 10 攻撃性の高い児童の一事例
- 11 攻撃性の強い登校拒否児―その指導経過と攻撃性の分析―
- 12 ある中学校における集団非行の相談事例
- 13 教護院退院後校内暴力がエスカレートした児童の事例
- 14 ある教護児童のケースをめぐって
- 15 教護児童の指導経過について

児童相談事例集 第15集 (昭和58年)

- 1 登校拒否女子中学生のグループ通所指導
- 2 障害幼児の集団指導について―「遊びの教室」の試み―
- 3 情緒障害児の集団指導訓練について
- 4 年少登校拒否児のグループセラピーの試み―ペーパークラフトによるドールハウス作りを採用して―
- 5 障害幼児 (自閉症児) の親子教室事業について
- 6 発達障害幼児の集団指導について
- 7 地域における障害幼児のための親子集団療育について―A市における実際の展開―
- 8 情緒障害児治療キャンプの検討―事を通して見たらかばキャンプ―
- 9 精神身体症状をもつ児童の夏季集団指導 (療育キャンプ)
- 10 障害幼児の母子集団指導
- 11 一事例を中心として見た集団通所
- 12 自閉症幼児に対する小集団による課題学習指導

児童相談事例集 第16集 (昭和59年)

- 1 多問題行動を呈する児童の理解と社会化への援助
- 2 内気な女子中学生の事例
- 3 集団不適応児への長期指導
- 4 友達と遊べない等の問題で来所した一事例
- 5 友達とうまく遊べない小学生の母子通所指導事例
- 6 落ち着きのない子の相談事例
- 7 こだわりユキコとの一年間
- 8 情緒的絆の形成が希薄だった幼児とその家庭への指導事例
- 9 未成熟な母親がもたらした性向幼児の通所指導例
- 10 ある場面緘黙児への非言語的アプローチ
- 11 食欲不振等の症状を示す幼児の通所指導
- 12 催眠暗示と母の態度改善により効果のあった夜尿児例
- 13 3人の兄弟全員が夜尿の指導例
- 14 遺尿・遺ふんと家族治療
- 15 失禁・漏便をくり返す、落ち着きのない児童の指導事例
- 16 チック症状のある男児の指導事例
- 17 神経性習癖児 (難発性吃音、チック) の行動療法的アプローチ
- 18 チック症状を呈する児童の指導事例
- 19 抜毛癖児童の心理機制と治療経過

児童相談事例集 第17集 (昭和60年)

- 1 教護女児の観察指導例
- 2 登校拒否児の一時保護治療について
- 3 一時保護所における登校拒否児の指導例
- 4 多問題家庭に育った情緒障害児の一時保護事例
- 5 授業妨害を繰り返す男子中学生の相談事例
- 6 集団不適応をおこしたM子の事例
- 7 病理家族から分離の必要な児童処遇の問題について
- 8 退所後精神分裂症状を呈した不登校児の一時保護指導事例
- 9 伯父宅寄留で立ち直りつつある一事例
- 10 特異行動を示す家庭内乱暴児・A子の場合

- 11 遺棄を主とする情緒障害児の処遇
- 12 家庭内葛藤が大きく、兄妹が登校拒否に陥ったケース
- 13 家出・シンナー等、非行女子中学生の治療指導例
- 14 学級内で暴力行為に訴え、ボスとなった児童の一時保護事例
- 15 登校拒否児童の観察と指導例
- 16 養護に欠ける登校拒否児童の一時保護事例
- 17 母の愛を見失った少女の葛藤
- 18 在宅指導につなぐための問題行動児の一時保護
- 19 家庭内暴力児童の指導事例
- 20 養育を拒否された児童の事例
- 21 中学3年生の施設不応児の処遇をめぐって
- 22 思春期混乱を伴う女子児童の処遇について
- 23 情緒障害児の処遇をめぐっての一考察

児童相談事例集 第18集 (昭和61年)

- I いじめの分析
 - 1 「いじめられっ子」の育成史上の特徴・発生機序・対応について—7ケースの分析を通して—
 - 2 児童相談所における「いじめ相談」について—相談事例の分析—
- II 通所指導を中心とする事例
 - 3 いじめを背景に持つ緘黙児への指導事例
 - 4 やや知的に遅れたA君の場合
 - 5 傷害事件に発展したいじめの事例検討
 - 6 いじめを契機に登校拒否に陥った思春期危機の一事例
 - 7 友達ができないためにいじめられる女子中学生の事例
 - 8 いじめに起因する登校拒否への対応—家庭、児童相談所、学校の連携により改善を見た事例—
- III 転校、施設入所措置を併用した事例
 - 9 リンチを受け、登校拒否となった中学生の取り扱い事例
 - 10 登校拒否を伴ういじめられの一事例
 - 11 加害者から被害者へ—母子の意識の変容過程について—12種々の非行をくり返すいじめられタイプの中学生
 - 13 いじめにより登校拒否を起こした一事例
 - 14 「いじめ」を契機とした登校拒否児の事例

児童相談事例集 第19集 (昭和62年)

- I 被虐待児・養護児童の施設入所措置
 - 1 酒乱の父から逃れ保護された児童の処遇事例
 - 2 養子縁組がこじれたケース—虐待による施設入所から、家庭引き取りに至るまで—
 - 3 家事審判申し立てにより養護施設措置に至った事例—そのII—
 - 4 関係機関の連携による児童虐待の抑制効果と措置
- II 教護・触法児童の施設入所措置
 - 5 性非行を伴う女子教護児童の措置をめぐって
 - 6 養護性の強い教護児の指導 —親子の絆が希薄な子の措置で思うこと—
 - 7 精神障害を持つ家族の中で長欠・金銭持ち出しの行動があった児童の一事例
 - 8 実母のもとへ引き取られ一応の安定をみた—非行事例
 - 9 家庭崩壊における教護児童の措置をめぐって
 - 10 親権者の同意と施設入所措置の限界 —措置の意義と児童相談所が果たす役割について—
- III 登校拒否児童・情緒障害児童の施設入所措置
 - 11 教護院に措置された登校拒否児のケース—農村部の欠損家庭から出た登校拒否児の場合—
 - 12 情緒障害児短期治療施設を途中退所した登校拒否児の一事例—ナルシズムの呪縛からの解放を目指して—
 - 13 いじめを背景に持つ登校拒否児の指導事例
 - 14 養護施設入所となった登校拒否児の一事例
 - 15 家庭内暴力を伴う登校拒否児童の措置をめぐって
 - 16 思春期を迎えて挫折した里子の親子葛藤をめぐっての処遇強度の情緒障害児を教護院に措置した事例
 - 17 不登校を主訴とした遺棄症児の一事例
 - 18 ある登校拒否児の記録—一時保護所で結ばれた絆—
- IV 心身障害児童の施設入所措置
 - 20 ある重複障害児の処遇をめぐって

児童相談事例集 第20集 (昭和63年)

- 特集タイトル「家族へのアプローチ」
- I 家族合同面接、家族療法を中心とするアプローチ
 - 1 症状が家族を結びつける—京都児童相談所における家族療

- 法—
- 2 昼間遺尿・いじめられから登校拒否に至った児童の家族療法的アプローチ
- 3 父親が家族面接を通して変化し、症状改善をみた登校拒否児の事例
- 4 プレイを媒介とした家族療法
- 5 婿取り婚家庭に生じた不登校児の事例
- 6 登校拒否児の一事例—家族をめぐるアプローチの試み—
- 7 家族合同面接による登校拒否児の指導事例
- II 心理療法、ケースワーク、一時保護等によるアプローチ
 - 8 関係機関の連携により家庭復帰した母子への援助につい
 - 9 登校拒否児の両親へのアプローチ—家族画がきっかけとなつて改善にむかった一事例—
 - 10 非行少年とその家族をめぐって
 - 11 長期に及ぶ盗みと家出を繰り返す少年の家族分析—家族診断と治療—
 - 12 家族変容による登校再開ケースについて
 - 13 家族問題を「ネコの家系図」に象徴化した登校拒否児の事例
 - 14 家庭内暴力・登校拒否を呈した児童の指導過程
 - 15 母親との面接のみで継続指導した登校拒否児の事例
 - 16 姉弟の障害児とその家族との係わり
 - 17 なぐり描き技法における取り入れのプロセス
 - 18 未成熟な親子への指導を通して—「家庭内暴力」A君の場合—
 - 19 家庭内暴力を伴う登校拒否の事例
 - 20 ある登校拒否児の家族への面接
 - 21 登校拒否で親族の和を回復させたK子
 - 22 要保護家庭における登校拒否児の指導
- III 被虐待児の家族へのアプローチ
 - 23 親権喪失の認められたある虐待のケースについて
 - 24 盗癖のある被虐待児の家族治療
 - 25 継母子関係のあつれきと児童相談所の役割—自己点検と展望—

児童相談事例集 第21集 (平成元年)

- 特集タイトル「児童の権利擁護」
- I 被虐待児童への援助
 - 1 小児癌に冒された被虐待児—アプローチの転換によって事態が好転した事例—
 - 2 精神病の母親による被虐待女子中学生の記録
 - 3 典型的な被虐待児症状を呈した男児のケースについて
 - 4 児童虐待発見の手がかり
 - 5 養父の虐待により養護施設入退所を繰り返すケース
 - 6 家庭復帰を拒否する被虐待児の要保護性について—家事審判と親の意思にかかわって—
 - 7 被虐待児童への援助の一事例
 - 8 性格に偏りがある母親による虐待事例
 - 9 養父の性的虐待とその後の経過
 - 10 被虐待児の母との関わりについて (初心の立場から)
 - 11 性的虐待によるヒステリー発作が頻発し施設措置に至った事例—児童福祉法第28条1項第1号による審判の申立てを中心として
 - 12 被虐待ケースに対する10余年の関わり
 - 13 養父の虐待により家出・窃盗を繰り返す、施設保護をした児童の事例
 - 14 幼少時の被暴力体験が残したもの—母子家庭における登校拒否を伴う家庭内暴力児の事例研究—
 - 15 保護者の妄想により不就学を強いられている事例
 - 16 精神疾患により「閉じこもり」を続けた母子への援助の事例
 - II その他の児童の権利侵害への援助
 - 17 養父のいじめを契機に登校拒否を起した事例
 - 18 ある家庭崩壊児のあゆみ
 - 19 親に甘えたことがないと訴える少女の事例
 - 20 いじめに抗議して登校を拒否—しかし不登校児として扱われたM子
 - 21 処遇理論が先行し、結果的に児童のこころを傷つけてしまった事例
 - 22 未就籍児童の戸籍職権記載を通して

児童相談事例集 第22集 (平成2年)

- 特集タイトル「心身障害児に対する援助」
- I 療育システム事例
 - 1 東大阪市の早期療育システムの構築と大阪府東大阪児童相談所の役割

- 2 心身障害児に対する援助 —援助システムを中心に—
- 3 郡部における乳幼児の療育援助活動について —保健所との連携—
- 4 地域における心身障害児療育体制と児童相談所の支援システム
- 5 地域における障害児の援助システムについて
- 6 在宅重症心身障害児(者)とその家族への援助—地域援助システムの基盤づくりのための母子グループ指導の試み—
- 7 障害児をめぐる母親指導とネットワークづくり—わんぱく学級(障害児療育相談事業)—

II 集団指導事例

- 8 関係機関との連携による障害児の援助事例—発達遅滞を呈する幼児とその母親に対する集団指導—
- 9 発達障害児のグループ指導 —母子関係促進へのアプローチ—
- 10 心身障害児集団指導訓練について
- 11 母子グループ通所を中心とした発達援助 —昭和63年度水曜グループを中心に—
- 12 障害児の集団指導 —母子へのアプローチ—

III 個別指導事例

- 13 発達に遅れのある子を抱え苦悩する母親への援助事例
- 14 通所指導により親の障害受容をはかったケース
- 15 施設機能の活用による在宅精神薄弱児と家族へのアプローチ
- 16 通園施設のない地域で心身障害児をどのように支えるか
- 17 行動障害を伴う精神発達遅滞児への指導・援助—コミュニケーション態度の改善—
- 18 中等度難聴児K君への援助—相談者との出会いと信頼、そして中央児童相談所との連携—
- 19 里親など社会資源を活用した障害児と家族への援助
- 20 家庭指導と関係機関へのコンサルテイング—レット症候群幼児の指導事例を通して—
- 21 言語発達遅滞児の指導について
- 22 母親による心身障害児虐待ケースの指導事例
- 23 重複障害児の療育に対する関係機関の連携
- 24 重複障害児に対する総合処遇の事例—五重障害をあわせもつAちゃんの処遇をめぐって—

児童相談事例集 第23集(平成3年)

特集タイトル「電話相談」

I 電話相談事例

- 1 電話相談における継続通話事例
- 2 不登校の継続電話相談事例
- 3 母を支える電話相談 —繰り返して50回に及んだ相談事例から—
- 4 思春期の子どもを持つ親の期待と不安
- 5 拒食を訴えた女子中学生の事例
- 6 2人目の婚外子を妊娠し電話でSOSを発してきた親子の事例
- 7 ケースの流れの中で電話が転機になった事例
- 8 ある養護相談を通しての電話相談の今後の課題
- 9 電話相談を通しての不登校児との関わり
- 10 電話相談事例を通して現代の育児不安
- 11 電話相談を組み立てる条件をめぐっての一考察 —継続的相談の事例から—

児童相談事例集 第24集(平成4年)

特集タイトル「学習障害とその周辺」

- 1 読字障害児に対する一指導事例
- 2 『僕の傷ついた気持ち、わかってよ』二次障害としての非行へのアプローチ
- 3 学習障害児の情緒の問題を中心に関わった事例
- 4 環境因を伴って集団不適応行動を示した学習障害児の事例
- 5 「学習障害」と言われ障害児学級に転級したことをきっかけに不登校に陥った小学6年男児
- 6 学習能力障害を疑われる児童と母親に対する援助
- 7 注意欠陥多動障害児の発達経過について —二つの事例を通して—
- 8 学習障害児と考えられる児童の処遇 —思春期における関わり—
- 9 学習障害児への継続的な関わり
- 10 不登校を主訴として来所した学習障害児の一事例 —診断・療育と地域への指導—
- 11 集団不適応児二例の比較検討—2年間の経過を振り返って—

- 12 小学校4年生の時に再開された相談事例—学習障害児への児童相談所的の視点とその援助方法をめぐって—
- 13 多彩な不適応行動を示したLD(学習障害)・ADD(注意障害)児の指導 —養護施設における長期処遇事例—
- 14 学習障害児の家庭支援
- 15 学習障害児の集団不適応について
- 16 多動の特徴をもつLD児の発達経過とパーソナリティについて
- 17 特異な発達経過を示す子どもへの援助について
- 18 いわゆる学習障害児のグループ指導について
- 19 多動と幼稚園不適応を主訴として来所したA君の事例

児童相談事例集 第25集(平成5年)

特集タイトル「不登校」

I 集団指導・ネットワークづくり

- 1 フリールーム3年の歩み —その経過と事例紹介—
- 2 情緒障害児等集団児童 —『体験広場』—
- 3 不登校児童のグループ指導(通所・宿泊指導)の実践から
- 4 不登校ケースに対する集団アプローチ —親グループ・子供グループにおける関わりを中心に—
- 5 療育事業(サイクリング)を通しての不登校児童へのアプローチ
- 6 子どもグループ活動について —二条アゴラの歩み—
- 7 新しい試みとしての通所事例
- 8 不登校児のグループ指導について —女子中学生の場合—
- 9 不登校児童へのサポートネットワーク 学校と家庭が共に支え合うための援助にむけて—

II メンタル・フレンド

- 10 ある不登校児童へのアプローチ —メンタルフレンドと共に歩んで—
- 11 不登校児童への援助とメンタルフレンド事業 —香川県児童相談所における取り組み—

III 種々の援助方法の活用

- 12 強いひきこもり等を示す不登校児の家庭訪問治療について
- 13 4回の面接を経て登校することを選んだA子の事例
- 14 両親の変化から改善に向かった不登校ケース事例
- 15 家庭環境不遇による姉弟二人の不登校事例
- 16 登校を再開した幼なじみの男女中学生の事例
- 17 見捨てられ不安からの不登校
- 18 養護性を背景とする不登校の事例
- 19 家庭分離による不登校児童の指導
- 20 登校しぶりを主訴とした兄妹の成長への相談援助活動について—個別通所、キャンプ及びグループ指導を通じて—
- 21 家族療法と施設処遇を併用した中1女子の事例
- 22 転校のために不登校が生じた中学生男子の事例
- 23 養護施設入所により登校に結びついた不登校児の一事例
- 24 グループ指導、家庭療法等を通して専門学校へ進学した女子の事例
- 25 不登校児童通所指導のまとめ

児童相談事例集 第26集(平成6年)

特集タイトル「機関連携」

- 1 崩壊の危機に瀕した家庭への援助活動 —幼児虐待に関係機関の連携で取り組む—
- 2 虐待防止へむけてのネットワーク
- 3 相談援助活動におけるシステムアプローチの実際—連携からシステム化への方法論の確立に向けて—
- 4 精神病の養母をもつ養護女児の事例
- 5 幼児虐待への初期介入について —有機的連携への問い—
- 6 養育環境の不安定な乳児ケース—その在宅支援と乳児院入所—
- 7 機関連携による虐待ケースへの援助の一事例 —虐待から、心の癒しを求めて—
- 8 虐待ケースへのチーム指導と機関連携
- 9 機関連携 —アルコール中毒症家庭の援助から—
- 10 被虐待児童の施設措置事例 —連携を中心に—
- 11 不登校対策におけるN市教育機関との連携と児童相談所の役割
- 12 地域関係機関との連携による家庭支援 —一家出・同棲する姉と妹の養育に関連して—
- 13 不登校相談における機関連携の必要性和その在り方について—児童委員と中学・養護学校との連携—
- 14 母子関係の歪みから様々な問題行動を呈し、小児神経症と診断された女児の指導例—事保護所での対応及び養護施設、

- 学校との連携を中心に—
- 15 養護施設入所児童の問題行動への援助活動 —関係機関の連携を通じて—
 - 16 岡山県情緒障害児連絡協議会の活動から —10年間の実践をふりかえって—
 - 17 窃盗を繰り返した児童の事例について—7年間の関わりを振り返って—
 - 18 地域との連携により施設入所に至った事例 —母の養育放棄により非行をくり返した兄弟—
 - 19 巡回相談と関係機関との連携
 - 20 寝屋川市における五者協議会について
 - 21 仙台市における発達相談および早期療育システムと仙台市児童相談所の役割—機関連携「ネットワーク・システム事例」—
 - 22 幼児相談からみた地域との連携 —現状と課題—

児童相談事例集 第27集 (平成7年)

特集タイトル「機関連携」

- 1 子の引渡しおよび保全処分・子の監護者の指定の申し立てが認められ実母に引き取られた被虐待児の事例 —家庭裁判所との連携による援助経過—
- 2 家庭裁判所・弁護士との連携による介入 —被虐待児の処遇事例—
- 3 離婚した両親の争いに翻ろうされた三姉弟の援助活動について—特に家庭裁判所との連携を図る中で—
- 4 特別養子縁組をめぐる家庭裁判所との連携
- 5 非行と不登校を繰り返す少年の事例
- 6 愛情欲求が満たされず非行を繰り返す事例への援助
- 7 「大人はもう信用できない」 —教護院長期逃亡児童へのアプローチ—
- 8 触法行為を繰り返す児童の処遇をめぐって
- 9 県外無断外泊を繰り返し教護院にも適応できなかった 13歳男子中学生の事例
- 10 教護院から無断外出を繰り返した児童の事例
- 11 養護性の強い教護児の処遇について —施設入所も拒む親への関わり—
- 12 教護院における処遇困難児童に対する家庭裁判所との連携事例
- 13 保護者から施設入所の同意が得られなかったケース —援助経過を振り返って—
- 14 暴走族から抜けるために、保護を求めてきた女子中学生の事例
- 15 家庭裁判所との連携 —調査官と児童福祉司の役割分担—

児童相談事例集 第28集 (平成8年)

特集タイトル「心のケア」

- 1 被災地周辺地域における震災の影響 —不登校小学校2事例を通して考える—
- 2 震災を機に分離不安を示した女兒
- 3 震災後の電話相談 (児童のこころの相談110番) を契機として関わった母子のこころのケア
- 4 機能不全家庭で生じた不登校児を援助する
- 5 不登校児童・生徒への援助 —児童相談所における多面的な援助活動について—
- 6 被虐待児の処遇をめぐっての一考察
- 7 社会復帰を目指して —乳幼児期から隔離集団で育った姉妹の事例—
- 8 A教団信者の子どもに対する社会適応への援助
- 9 A教団信者の子どもを保護しての状況
- 10 A教団信者の児童への対応と経過 —一時保護とケース移管までの集団ケア—
- 11 A教団信者の母子に対する社会復帰支援の事例—拡大ネットワークの活用とその有効性をめぐって—

児童相談事例集 第29集 (平成9年)

特集タイトル「接近困難事例へのアプローチ」

- 1 虐待が作り出した接近困難状況へのアプローチについて
- 2 攻撃的感情をあらわにする親への接近について
- 3 児童虐待の機関連携と家族支援について
- 4 わたし、家を出たいの—地域の支えで保護に至った被虐待児ケース—
- 5 児童虐待の処遇における機関連携上の困難事例 —初期対応ワークシート (試案) の作成—
- 6 児童虐待事例への多面的アプローチ

- 7 初期介入をはかった児童虐待事例について
- 8 幼児虐待の事例報告 —関係機関との連携を中心に—
- 9 親の主張・子の主張 —指導困難な虐待事例を通して—
- 10 多問題家族を支援する困難さ
- 11 わが児の存在を認めない母親からの保護事例
- 12 接近困難事例へのアプローチ —虐待介入の試み—
- 13 児童の権利を守るために
- 14 多問題家族における不登校児へのアプローチ
- 15 子どもを長期間登校させなかった事例へのアプローチ
- 16 接近困難な家族へのアプローチ
- 17 引きこもりを続ける親子の事例
- 18 対人不安が強く、接近困難な事例への関わり
- 19 手紙と襖越しの面接を繰り返した不登校事例
- 20 子どもにしがみつくと母親 —関係機関の連携による援助—

児童相談事例集 第30集 (平成10年)

特集タイトル「施設入所措置後の援助活動」

- 1 ある家庭内暴力児への処遇 —社会的自立をめざして (保護受託者制度の活動) —
- 2 春よこい —虐待を繰り返す母親への援助活動について—
- 3 性的虐待を受けた子どもの施設入所後の援助について
- 4 「自立」への道を歩んだ中学3年生男子への援助 —自立支援事業を活用した事例—
- 5 施設処遇3ヶ月の援助とその後
- 6 精神障害の両親を持つ児童の事例を通して —施設入所措置後の援助活動を含めて—
- 7 養護施設に入所中の思春期児童の“自分探し”の指導
- 8 施設入所初期の不安への対応
- 9 実父の性的虐待とその後の経過
- 10 いじめを恐れて保護を求める児童・家族への援助 —被害の深刻さと家庭基盤の弱さから施設入所に至った事例—
- 11 継父子関係による虐待ケースへの援助事例 —家庭復帰に向けて—
- 12 酒癖の父と離別させた男児の事例

-
- i 児童相談事例集には、事例以外にも調査、研究論文なども掲載されているが、今回は事例論文のみを載せた。
 - ii 事例集によっては、目次と本文のタイトルが異なるものがあったが、今回は目次のタイトルを載せている。

目次

- 1 はじめに－児童相談所の概観－
 - 1) 2004年児童福祉法改正以前の児童相談所機能の特徴
 - 2) 児童相談所の広範な機能と措置制度
 - 2 児童相談所小史
 - 1) はじめに
 - 2) 児童相談所の前史
 - 3) 児童相談所発足前後の経過
 - (1) 児童相談所設立の動機
 - (2) 児童福祉法成立前後の児童相談所設置方針と児童福祉司設置方針
 - (a) 児童相談所の設置方針について
 - (b) 児童福祉司の設置方針
 - (c) 児童相談所の組織・機構
 - (3) アリス・ケニヨン・キャロルの来日をめぐって
 - (4) 『児童福祉必携』（1952年）が示す児童相談所像
 - (5) 児童相談所発足後の二、三の経過
 - (a) 児童相談所設置状況の推移
 - (b) 相談受付総件数の推移
 - (c) 相談種別受付件数の推移
 - 4) 児童相談所の展開－『児童福祉白書』（1963年）の危機感－
 - 5) 児童相談所問題への自治体の対応
 - 6) 「児童相談所・センター化」の動向と問題点
 - 7) 1980年代以後の児童相談所の動き－行政改革と児童相談所－
 - 8) 1997年児童福祉法改正と児童相談所をめぐって
 - 9) 児童虐待対応と児童相談所－児童虐待防止法成立までを中心に－
 - 3 児童相談所と市町村児童家庭相談－2004年児童福祉法改正がもたらしたもの－
 - 1) 「児童相談に関する体制の充実」をめぐって
 - 2) 市町村児童家庭相談体制はどうなった
 - 4 障害者自立支援法と児童相談所
 - 5 2007年児童虐待防止法等改正と「臨検・捜索」の導入
 - 6 被措置児童等虐待対応と児童相談所
 - 7 厚生労働省と法務省における親権見直しの検討作業と法改正
 - 8 児童相談所の展望－児童相談所の歴史を振り返りつつ－
- 文献

1 はじめに－児童相談所の概観－

本稿の目的は、児童相談所の歴史を振り返り、児童相談所の現状を歴史の中に位置づけて、児童相談所の展望を描いてみることである。しかし、この作業は、難問であり（特に歴史の整理）、実際には、児童相談所の歴史をほんのわずか掘り起こし、児童相談所の展望を描く作業の素材にすることしかできなかった。歴史資料の発掘不足をはじめ、筆者の力不足をあらかじめ痛感しつつ、執筆を進めた。結果として児童相談所断片史というべきものになった。本稿で取り上げた時期は、児童相談所発足前夜（1930年代）から

2011年6月までである。なお本稿は、筆者の著書『現代児童相談所論』（2000）の「第1章 児童相談所小史と現況」を基礎に新しい動きなどを加筆したものである。

1) 2004年児童福祉法改正以前の児童相談所機能の特徴

筆者には、児童相談所は、社会福祉諸相談機関の中で、ややめずらしい（あるいは不思議な）機関であり児童福祉の制度の中で非常に貴重な機関であるという思いがある。もともと「よく行政機関のなかにこのような柔軟性のある機関が存在し得た」と不思議に思うようになったのは、筆者が児童相談所で仕事をするようになってかなりの年数がすぎ

た後であった。それまでは社会福祉の諸機関の中で児童相談所がどのような特徴あるいは個性を持っているのかがあまりよく見えていなかった。

まず10年前後歴史をさかのぼり、当時の児童福祉法および『児童相談所運営指針（改訂版）』（1998）から、「**児童相談所の特徴・個性**」を概観してみよう。その意味は、2004年児童福祉法改正以後の児童相談所は、筆者が慣れ親しんだ児童相談所とはかなり様変わりしたためである（『児童相談所運営指針（改訂版）』は、1997年児童福祉法改正を反映しているが、これまでの児童相談所の基本形は維持されている）。筆者のような古い時代の**児童相談所人**（そのような言葉があるかどうか定かではないが）にとっては、2004年児童福祉法改正以前の児童相談所の方が児童相談所らしさが明瞭であり、児童相談所の特徴が描きやすいからである。

当時の児童福祉法第15条は、次のように都道府県に**児童相談所の設置**を義務づけていた。

「第15条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。」

児童相談所の設置基準については、「児童相談所運営指針の改訂について」（厚生省児童家庭局通知、1998年3月）が、従来の「児童相談所運営指針について」を引き継いで、「人口50万人に最低1か所程度が必要」と定めている。日本の人口（1998年）を1億2千600万人と概算するならば、ざっと252か所の児童相談所が必要ということになるが、残念ながらこの設置基準は2011年までの児童相談所史上一度も実現したことはない。この設置基準からすれば、児童相談所は2011年現在で206か所であり、慢性的欠乏状態にある（表1参照-省略-）（ただし、この設置基準は、2009年3月改訂版では削除されている）。

児童福祉司の配置については、「児童福祉法施行令」に次のように定められている。

「第2条（児童福祉司の担当区域）（中略）児童福祉司（中略）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮して、人口おおむね10万から13万までを標準として定めるものとする。」という不十分な配置基準であった。児童福祉司の配置は、「人口おおむね10万から13万」に1人は必要（あるいは一人で良い）ということになる。この施行令は、2005年3月になって、「人口おおむね5万から8万までを標準として定めるものとする。」に改められた（2012年4月、4～7万に改正）。

児童相談所の組織構成は、「総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の3部門をもって標準とする」とされている（『児童相談所運営指針（改訂版）』）。

児童相談所の規模は、人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所はA級、150万人以下の中央児童相談所はB級、その他の児童相談所はC級を標準とする」と定められている（同上『運営指針』参照）。

また児童福祉法第15条の2は、「**児童相談所の業務**」を次のように定めている。

「第15条の2 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

- 1 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行

うこと。

- 3 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
 - 4 児童の一時保護を行うこと。
- ② 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第一号から第三号までの業務を行うことができる。」

児童相談所が受け付ける**相談内容**は、特定の内容に限定されていない。「児童の福祉に関する事項」であれば幅広く「児童に関する各般の問題」が児童相談所の相談対象となる。相談の種類（種別）は、養護相談、非行関係相談、障害相談、育成相談、その他の相談、など多岐にわたっている。

しかも児童相談所は、相談・判定・指導・一時保護・巡回相談など幅広い機能を持っている。加えて、児童福祉法第26条、第27条を中心とする「**措置機能（措置権、措置事務）**」を保持している（ちなみに児童福祉法第27条の措置権の大半は児童福祉法第32条によって児童相談所長に委任されている）。次に示す第27条第1項の1号から4号までは、第15条の2とともに児童相談所の業務の主要部分を代表する条文である。

「第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
 - 2 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県が設置する児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託すること。
 - 3 児童を里親（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が、適当と認める者をいう。以下同じ。）若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預かり、又は自己の下に通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。）に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
 - 4 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。」
- ここでは、訓戒・誓約などというやや古い感じのする条文もあるが、児童福祉司等による指導、里親委託、保護受託者委託、児童福祉施設入所、家庭裁判所送致などの重要な業務が盛り込まれている。

2) 児童相談所の広範な機能と措置制度

筆者は、児童相談所が、一つの相談機関（行政機関）として、このような多様な機能・権限を有し柔軟性のある活

動をしていることを不思議に思い、かつ、貴重な相談機関であると思ったのである。

もっとも筆者は、児童相談所がこのような幅広い機能を有している背景（あるいは基礎）には「措置制度」というものがあることを理解するのはもっと時間がかかった。要保護児童などの援助を公的責任（行政責任）で適正に行うためには、行政は、児童福祉施設などの援助手段（社会資源・供給手段）を確保し、子どもや保護者を、その援助手段に合理的に導くための相談・判定をおこない措置を決定する機能が必要になる。これが措置制度の概略であり、これらの措置機能（措置実務）を一体的に行うのが児童相談所である。このような機能を実践化するために児童相談所には、児童福祉司、心理判定員、相談員、児童指導員、保育士、小児科医、精神科医など多様な専門職者が配置されている。こうして児童相談所は、いわゆるソーシャルワーク機能、クリニック機能、行政的措置機能を保持している。

しかも、この相談・判定・措置機能を、「措置決定」に関する業務だけに形式的に限定せず、「児童に関する各般の問題」に広げているところが児童相談所の特徴であると思う。このことによって児童相談所は、変貌する社会の中で、姿を変えていく児童問題に柔軟に対応できる条件を確保したのである。筆者は、行政が有している児童福祉の実施責任と権限を具体化するために、児童相談所のような機能を持った機関が構想されたことは大変意味深いことであると思う。このような条件をすべて兼ね備えた相談機関（行政機関）は、相談機関のあるべき姿の一つのモデルを体現した貴重な社会資源であると思う。

社会福祉相談機関には、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、保健所などがあるが、ある対象（児童相談所の場合主として、児童とその保護者）に対し、一般的な相談から、専門的判定、一時保護、施設入所等の措置までを総合的に行える機関は、事実上児童相談所だけであろう。しかも、近年の行政改革・社会福祉基礎構造改革などによって、公的相談機関の役割は縮小の傾向にある。もちろん児童相談所の機能を縮小あるいは・限定したり、その機能の重要な部分を市町村に委譲するというような動きもある。このような流れの中であって、児童相談所は、半世紀以上にわたって蓄積してきた機能をからくも保持し続けている。

このように児童相談所は、広範な児童問題に広範な方法論によって対応しようとしてきた。この児童相談所の性格が、児童相談所の体制が弱体であったり、方法論が成熟していなかったりするために、まだまだ十分に発揮されておらず、しばしば批判的にもなってきた。しかし、このような性格が、「住民に浸透した」（『児童相談所運営指針（改訂版）』）親しみやすい相談機関としての児童相談所の位置を形成してきたこともまた事実である。しかし、この得難い大切な性格が、半面では児童相談所業務の多忙さを生み出したり、特定問題（たとえば児童虐待や非行問題）に対する対応の不徹底さを生み出したりもしたのである。こうなると児童相談所の機能のある部分に限定する意見が浮上しやすくなる。このような矛盾を内部に包摂しているのが児童相談所の現実である。

「児童相談所は、半世紀以上にわたって蓄積してきた機能をからくも保持し続けている」と述べたが、以上のような

諸事情に取り囲まれている児童相談所は、いつまでここに踏みとどまっていられるのか、筆者としても心配な思いが尽きない。なんとか児童相談所のこれらの機能・性格・特色を維持し、さらに改善・拡充・発展させていくことができないか。これが本稿に込めた筆者の思いである。

2 児童相談所小史

1) はじめに

ここでは、今日の児童相談所理解を深めるため児童相談所の歴史を概観する。本格的な児童相談所史をまとめることは、筆者の夢ではあるがとうていその力がない。ここで述べることは、児童相談所史の断片の寄せ集めにすぎない。歴史エッセイとでもいうものである。なお本稿は、筆者が1982年11月の全国児童相談所問題研究セミナーの講座で報告した「児童相談所の現状と進むべき道」（1983）を基礎に執筆した「児童相談所小史と現況」（竹中哲夫：2000）に加筆したものである。

歴史を概観するに先立って、大阪府の児童相談所長を勤めたこともあり、児童相談所史に詳しい稲浦康稔の講演「児童相談所判定業務の変遷」（『1980年・日本の子どもと児童相談所』1981）の要旨を紹介する。稲浦にはその後も児童相談所史に関する著述があるが、その一つは、「草創期の児童相談所」（大阪の児童福祉・戦後50年記念事業推進委員会『21世紀の子ども家庭へのメッセージ—大阪の児童福祉・戦後50年記念誌—』1996—以下『50年記念誌』と略す—）である。児童相談所史の研究のために必読の論文である。

稲浦は、1980年11月の児童相談所問題研究セミナーの上記の講演で、判定業務という限定つきではあるが、児童相談所の歴史を「昭和23年の児童相談所発足から現在までを概ね5つの時代」に分けて説明した。以下にその要旨を紹介する。

- 1 鑑別の時代（戦後の混乱期であり、判定員の業務は「テスト屋」的なものであり、「鑑別」の時代といえる。）
- 2 診断の時代（占領軍の指導で、キャロル女史が来日し、児童相談所の改革を試みた。その中心思想は、Child Guidance Clinic システムであった。この時代は、精神分析理論や力動精神医学なども導入された時代である。心理テストも数多く導入され「診断の時代」へと移った。）
- 3 心理治療とカウンセリングの時代（ロジャーズの非指示的方法が導入された影響もあり、判定員が直接ケースと関わるようになった。）
- 4 社会的介入・参加の時代（判定員の国家資格化をめぐる論争が巻き起こった。判定員も個人の心理の理解にとどまらず、社会との関わりを認識する必要性があるという気持ちが広がった。）
- 5 現代—並列、多様化の時代（1980年代以降は、以上の4つの流れが並列しかつ多様化する時代であろう。これがどのように統合、分散されていくかは、今後の課題であろう。）

筆者はこの講演に出席して児童相談所を歴史的に把握する必要性を覚醒させられたように思ったものである（なお、キャロルについては後に紹介する）。

なお稲浦のほかにも児童相談所史の試みはいくつかみられる。松本武子は『児童福祉の実証的研究』（1972）におい

て、児童相談所の歴史にふれ、かつ全国各地の12の児童相談所の訪問調査（昭和45、6年頃の訪問）結果をまとめている。野本三吉の『子ども観の戦後史』（1999）も一部児童相談所史にふれている。これらのほかに各地の児童相談所から折に触れて出版されている『年史』類は相当多数に及ぶ（例えば、愛知県『児童相談所40年のあゆみ』1988）。筑前甚七は、児童相談所創設前後の歴史に詳しく、『児童福祉の潮流と児童相談所の変遷』（1997）に貴重な体験をまとめている。本稿では、これらの貴重な成果のほんのわずかしかり上げることができない。

2) 児童相談所前史

ここでまず児童相談所の前史を振り返ってみる。この点については厚生省児童局『児童福祉十年の歩み』（1959）（以下『十年の歩み』と略す）、『日本の児童相談』（1969）、『日本の児童相談（続）』（1970）などを参照する。

①まず、大正、昭和初期の民間、公立の児童相談所（児童相談所類似相談所を含む）の設置状況であるが、諸文献によれば次のようなものが活動していたようである。

1917年（大正6年）東京児童研究所（久保良英博士が実施した）。

1919年（大正8年）大阪市立児童相談所（わが国最初の公立相談所といわれている）。

1921年（大正10年）東京府立児童相談所

1921年（大正10年）神戸市立児童相談所

1925年（大正14年）愛知県児童研究所

1926年（昭和元年）京都府少年教育相談所

1931年（昭和6年）京都市児童院

このように、1936年（昭和11年）末には、全国に33か所の児童相談所が設立されていたという（前掲『児童福祉十年のあゆみ』1959）。これに加えて、少年教護法にもとづく少年教護院付設少年鑑別所が開設されている。その数は、1938年（昭和13年）に15か所であった。従って、昭和初期には、50か所近くの児童相談所が活動していたということが出来る（ただし、児童相談所の概念規定が必ずしも統一されていないので、これらの数値はあくまでも一つの目安と理解すべきであろう）。以上のうち、大阪市立児童相談所については、前掲の『21世紀の子ども家庭へのメッセージ－大阪の児童福祉・戦後50年記念誌－』および『日本の児童相談－明治・大正から昭和へ』に、また京都市児童院については、『京都市児童福祉百年史』に詳しい。

なお筑前甚七『児童福祉の潮流と児童相談所の変遷』（1997）には、1915年（大正4年）の児童教養相談所（1917年に児童教養研究所と児童相談所を開設）、三田谷治療教育院（昭和2年）、兵庫県立児童研究所教育相談部（昭和4年）、横浜市児童研究所（昭和6年）、井荻児童研究所（昭和7年）などが紹介されている。

②さて、太平洋戦争が敗戦により終結（1945年8月）し、国土は未曾有の荒廃を喫し、ちまたに戦災孤児・浮浪児が溢れ路頭に迷っていた。このような時期に児童福祉法制定の動きがあり、1947年（昭和22年）12月12日児童福祉法が公布され、1948年1月1日に基本部分が、4月1日には残りの全部が実施されるということになった。ここに（1948年1月1日）児童福祉法による児童相談所が開設されるこ

とになった。これに先立つ1947年末の全国の児童相談機関の開設状況については、『児童福祉十年の歩み』に、表1のような概況が提示されている。

表1 1947年末の児童相談機関

育児保健相談所	110か所
浮浪児保護対策による児童相談所	7か所
少年教護院付設鑑別所	19か所
市町村私人の経営する教育相談、 教養相談、育児相談所	31か所
計	167か所

（『児童福祉十年のあゆみ』1959年より）

なお、児童福祉法に先立つ児童福祉関係法には、少年教護法（1933年公布）、児童虐待防止法（1933年公布）があった（両者は、児童福祉法の制定とともに廃止）。なお児童虐待防止法については、立松照康の研究（『児童虐待防止法の機能と問題点』）が当時の事情を解明している。このほかに救護法（1929年公布）があり、孤児院の設置などが定められていた。その後、母子保護法（1937年公布）、社会事業法が制定されている（1938年公布－1951年3月、社会福祉事業法の制定により廃止）。社会事業法には、「育児院、託児所その他の児童保護を為す事業」が定められている。これらの法律は戦後相次いで廃止され、それぞれ一部が児童福祉法（1947年公布、1948年施行）に吸収されている。

3) 児童相談所発足前後の経過

(1) 児童相談所設立の動機

こうした歴史をふまえて児童福祉法による児童相談所がスタートするわけであるが、児童相談所設立の動機は児童福祉法第1条、第2条の高度の理念はさておき、戦後の混乱の処理という切実な要請にあったことは言うまでもない。この間の事情を物語る資料を掲げておく。

「児童福祉法による児童相談所制度は、戦後の児童の緊急援護として棄児、迷児、家出児等の浮浪児の一時保護から発足し、保護者を失った児童、保護者のもとでは適正に育成することが困難と思われる精神薄弱児、非行児等を各種別の児童福祉施設に収容、措置し、また、何らかの問題をもつ児童を正しく理解するために専門的な診断を行い、その後に適切な処置をとり、治療することを目的として誕生したものである。」（厚生省児童局『児童福祉十年の歩み』1959より）

「それから戦争に入り、終戦となるが、復員軍人兵士、軍事工場の失業者、浮浪児がちまたにあふれ、スリ、カッパライが日常茶飯事のようになった。東京駅の列車の中へ、はだしの浮浪児群が突然乗り込んできて、折から弁当を開いていた人びとからそれを奪い取り、次々に襲撃していち早く逃げ去るのを、私も目撃した。

そういう状況の下で児童福祉法が定められ、児童相談所ができて、困った子どもたちの指導や処置をすることになったが、一番のねらいは浮浪少年たちを施設に収容することであった。マスコミはそれを浮浪児狩りと言った。そのことばでわかるように、浮浪児の収容は、占領軍の命令と治安維持が目的で行なわれたもので、児童福祉法の表面でう

たっている法本来の大精神とは程遠いものであった。しかし、たとえ福祉法制定の奥の動機が何であったにせよ、この法ができたことは、その後子どもたちにとって本当に幸いであった。」(厚生省児童局(当時) 木田市治氏の回顧、『日本の児童相談(続)』1970より)

(2) 児童福祉法成立前後の児童相談所設置方針と児童福祉司設置方針

このようにして、児童福祉法による児童相談所が発足したのであるが、児童福祉法成立過程において児童相談所はどのように位置づいていたのかをふり返ってみたい。ここでは、児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成(上)、(下)』(1978、1979)などを参照する。

(a) 児童相談所の設置方針について

児童福祉法成立過程で児童相談所の設置はどのような経過をたどったのであろうか。資料によって跡づけてみる。

① 児童保護法案要綱大綱(昭和21年10月15日)

「第12条 児童保護施設として、次の施設を設けること。

一、普通児童保護施設(一) 児童相談所(二) 保育所(以下略)」

「第16条(中略) 一、児童相談所とは、児童の心身に付き調査をなし、その養育及び保護について相談及び指導をなす所とすること。」(児童相談所の設置基準はまだ明らかにされていない)

② 児童保護法仮案(昭和21年11月4日)

「第4条 都道府県は、政令の定めるところにより、児童の心身について調査をなし、その養育及び保護について相談または指導をなすために、児童保護相談所を設置せねばならない。」

③ 児童福祉法要綱案(昭和22年1月6日)

「第11条 都道府県は命令の定めるところにより、児童相談所を設置しなければならないこと。」

「第13条 保健所には児童相談所を附設すること。

児童相談所は、命令の定めるところにより、学校、養育院、療育院、教護院その他適当と認める施設にこれを併設することが出来ること。」

④ 児童福祉法案(昭和22年2月3日)

「第11条 都道府県又は特別市は、命令の定めるところにより、児童相談所を設置しなければならない。」

「第13条 保健所には児童相談所を附設する。

児童相談所は、命令の定めるところにより、学校、養育院、療育院、教護院その他適当と認める施設にこれを附設することができる。」

⑤ 児童福祉法案(昭和22年6月2日)

「第14条 都道府県は児童相談所を設置しなければならない。」

⑥ 児童福祉法案(国会への政府提出案-昭和22年8月)

「第15条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉増進について相談に応じ、必要があるときは、児童の資質の鑑別を行うことを目的とする。」

⑦ 児童福祉法(成立時-昭和22年11月21日)

「第15条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉増進について相談に応じ、必要があるときは、児童の資質の鑑別を行うことを目的とする。」

⑧ (補足) 児童福祉法第5次改正(昭和26年6月6日)

キャロルが残した『児童福祉マニュアル』(1951:後出)の影響もあって、児童福祉法の第5次改正が行われた。児童福祉法第15条の後半が削除され、第15条の2(児童相談所の業務)(本稿1-1)参照)が新設された(2004年改正まで)。この第15条の2は、その後一部の修正があるが、現行の条文とほぼ同文である。児童相談所の三部制(措置部、判定指導部、一時保護部の三部制)もここで確立された(三部制については後にふれる)。

以上の経過から、当初は、「児童保護施設」の一つとして位置づけられていた児童相談所が、次第に現在の児童相談所に近い児童相談所像に変化してきた状況が分かる。しかし、1947年(昭和22年)2月の児童福祉法案までは、「保健所には児童相談所を附設する」などの条文があった。その後この条文は削除され独立機関としての児童相談所像が定まっている。こうして児童相談所像が固まり、児童福祉法が成立・施行された1948年(23年)1月1日、いよいよ児童相談所がスタートした。

しかしその後、児童相談所は、順調に増設されたわけではない。ただし、1948年(昭和23年)に厚生省内で次のような児童相談所拡充計画がねられていたという。

「児童相談所拡充5カ年計画(案)」(1948年・昭和23年 月日不明)

抜粋「一、児童相談所の増設

- 24年度 児童数20万人につき1ヶ所の割合になるよう設置する。そのためには、現在の92ヶ所に加えて77ヶ所を必要とする。(問題児の数は全児童数の15%に相当すると推定されるが、児童福祉司、児童委員の調査に現れる程度のものはその10分の1の1.5%として20万人について3000人程度と考えられる。現在の児童相談所の機能をもってすれば、少なくとも3000人に1ヶ所は必要である。)
- 25~26年度 現在都道府県立保健所622ヶ所に附設相談所を設置する(児童4万人につき1ヶ所の相談所がある割合になる。)
- 27~28年度 全国小学校20,591校に児童相談所を附設する(右設置後においては、児童1,500名に対し1ヶ所の相談所ができることになり児童福祉増進の徹底を期待しうることになる。)

全国小学校に児童相談所を附設するという設置基準は、今日ふりかえってもまさに驚くべき発想であり、これが実現していたなら、日本の児童相談、ひいては児童問題は、今日とは相当異なる様相を呈していたであろう。仮に1か所に3人の職員としても6万人以上の職員が児童相談に従事するという計画であった。この計画(案)の後、次の計画(案)が策定されている。

「児童相談所の機能強化並びに増設五カ年計画(案)」(昭和23年8月26日)

抜粋「児童相談所増設の計画(一)方針 地方事務所単位に464カ所設置すること。(支庁28を含む)」

これはかなり後退したものであるが、それでも今日の設

置水準を大幅に上回る計画であった（両計画とも『児童福祉法成立資料集成（下）』に収録）。

その後、1951年（昭和26年）の第5次児童福祉法改正において「児童の資質の鑑別を行う」などとする第15条の後半が削除され、第15条の2（児童相談所の業務）が新設された。これによって児童相談所は、2004年改正までの姿に近いものになった。

（b）児童福祉司の設置方針

そもそも児童福祉司という名称はいつどのようにして誕生したのだろうか。この経過は、『最新・児童福祉法の解説』（1999、以下『解説』）によれば以下の通りである。

「（児童福祉）法案を練り直し昭和22年8月新憲法下の第一国会に『児童福祉法案』を提出した。国会ではこれについて、児童福祉司の名称の新設、（中略）若干の修正がなされ、11月21日通過して、ほぼ今日の形で児童福祉法が成立した。」

この間の事情については、山縣文治（『戦後の児童福祉』1996）が当時の国会審議にふれて、1947年（昭和22年）10月25日に内閣に提出された委員長報告の児童福祉法案の修正点として、「法案では、児童委員の中に有給者と名誉職とがあったが、（修正法案では－筆者注）このうち有給者を児童福祉司として位置づけた」ことなどを紹介している。これらを手がかりに、当時の「国会審議関係資料」（以下「資料」）（『児童福祉法成立資料集成（下）』所収）を見ると大まかな経過が判明する（ただし「資料」をつぶさに検索したわけではないので経過の見落としがあるかも知れない）。

その前に一つ確認しておく。政府が1947年（昭和22年）8月11日に国会に提出した「児童福祉法案」には「児童委員」の言葉はあるが、「児童福祉司」の言葉はなく、「第3節（児童委員）第11条には、「都道府県に児童委員を置く。（第4項 児童委員は、事務吏員又は技術吏員をもって、これに充てる。）」と定め、第12条には、「（第1項）前条第4項に規定する場合を除く外、民生委員令による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。（第2項）前項の児童委員は、都道府県知事の指揮監督を受ける。」と定められていた（『児童福祉法成立資料集成（上）』所収）。要するに山縣文治のいうように、「児童委員の中に有給者と名誉職」とがあり、これらのスタッフにより児童相談所の相談実務を遂行していこうとする内容である。『解説』は、「当初（当初国会に提出された法案－筆者注）は、同じ『児童委員』の名称のもとに、『都道府県の吏員である児童委員』と『民間奉仕者としての児童委員』の二つを包含し、単一のケースワーカーの制度をつくらうとしたわけであるが、衆議院における審議において、（中略）有給専任の児童委員を別に『児童福祉司』と呼称することに改められた。」としている。

それでは、「児童福祉法案」（昭和22年8月11日）以前の民生委員の位置づけはどうであったのであろうか。

とりあえず、「児童福祉法案」（昭和22年6月2日）のみを見ておく。ここでは、第3章（児童委員）に、第10条「児童の健康の増進、文化向上その他児童及び妊産婦の福祉に関する事項について相談に応じ又はこれに必要な注意を与えるため、市（特別区を含める。以下同じ。）町村の区域毎に、児童委員を置く。」、第11条「児童委員は、社会事業、医療、教育又は宗教関係者その他適当な者について、都道

府県知事がこれを委嘱する。（以下略）」と定められている。ここでの児童委員は、名誉職の色彩が濃厚である。

さて「資料」の「第1回国会衆議院厚生委員会議録18号」（昭和22年9月29日）によると、野本品吉委員が、児童福祉法案（昭和22年8月11日）の民生委員の職務・位置づけについて質問し、「そういう広汎なしかも多量の任務をもってありますところの民生委員が、重ねてこの児童福祉に関する委員を分担するというので、はたしてその任務を完全に遂行することができるかどうか、きわめて疑問を懐かざるを得ないのであります」と質問している。

これに対して、米澤常道政府委員（厚生事務官）が、「ご指摘のように（民生委員の－筆者注）仕事の範囲が非常に広くなりまして、相当困難かと思われる点がありますが、この点につきましては、さらに有給の児童委員というものを設置いたしまして、（中略）有給の児童委員を中心として、名誉職である民生委員と一緒に十分活動を願いたい、こういうふうを考えておるのであります。」と答弁している。

これに対して、さらに野本委員の質問があり、米澤政府委員は、「有給の児童委員につきましては、近く追加予算をお願いいたしてあるのであります。約300名近くの委員を本年度において計上いたしております。」と具体的答弁を行っている。この「約300名」という数字は、1948年の児童福祉司数325人と概ね符合している（表3参照-省略-）。なお上記「解説」には、「（児童福祉司に関する規定の施行－昭和23年1月1日－筆者注）当初の児童福祉司の定数は全国で372人であった。」としている。

上記の委員会審議後も、委員会等で一定の議論があったものと思われるが、1947年（昭和22年）10月25日の「衆議院厚生委員会委員長報告書」には、「児童福祉法案を次のように修正する」として、第3節は、「児童福祉司および児童委員」となり、第11条は「都道府県に児童福祉司を置く」と修正され、第12条は「市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に児童委員を置く」が加えられている。

このように、1947年（昭和22年）8月11日に、第1国会に提出された「児童福祉法案」には、「児童福祉司」の用語はなく、野本委員の質問（9月29日－この時点では児童委員）以後の国会審議中の修正によって、10月25日の「児童福祉法案の修正案」には「児童福祉司」の用語と概念が盛り込まれたことになる。ただし9月29日から10月25日の約1か月の間にどのような経過があったのかは、残念ながら解明できなかった。

いずれにしてもきわめて短期間に、「名誉職的な児童委員」（昭和22年6月2日）の概念から「名誉職としての児童委員」と有給者としての児童委員の混合形態（昭和22年8月11日）を経て、（おそらく）両者の区分のあり方が議論され、さらに新しい発想の「児童福祉司」（昭和22年9月29日）の用語と概念に到達しているのである。

ところで児童福祉司の所属や身分は、児童相談所の歴史とともに複雑な経過をたどり、今日に至っている。児童福祉司の位置づけに関わる法改正の経過を『解説』を参照しつつ主な点についてみると次のようになる。なお児童福祉司の位置づけの歴史の変遷については、鈴木岩雄の論文（1986年）にも詳しいので参照されたい。

①児童福祉法発足時（1948年1月1日より施行）－児童

福祉司を独立機関として設置した。「第11条 都道府県に児童福祉司を置く。」と定められた。

②第5次改正（1951年6月6日）－身分は従前通り都道府県本庁の職員としたままで、その職務に関しては、第11条第4項に「児童相談所長の指揮監督を受ける。」と定められた。

なお、第5次改正の原案では、児童福祉司を児童相談所に置くことになっていたが、当時の児童福祉司会は、「児童福祉司は従来通り都道府県に置くこと」などを要望する上申書を提出し運動を展開した。結果として、第5次改正は、厚生省とこのような運動の妥協の産物と見られる（松本武子『児童福祉の実証的研究』参照）。

③第7次改正（1952年7月1日）－児童福祉司は児童相談所の機構の中に位置づけられた。その位置づけと職務は、「第11条 都道府県は児童相談所に児童福祉司をおかなければならない。児童福祉司は児童相談所長の命を受けて児童の保護その他の児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。児童福祉司は、児童相談所長の定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」と改正された。

④（補足）第53次改正（1999年7月16日）－「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（1999年7月16日公布）により、児童福祉法も一部が改正された（施行は2000年4月1日）。児童福祉法第11条は、「都道府県は、児童相談所に、事務吏員又は技術吏員であつて次の各号のいずれかに該当するものの中から任用した児童の福祉に関する事務をつかさどるもの（以下「児童福祉司」という。）を置かなければならない。（以下略）」と改正された。

このように児童福祉司のあり方は、制度的位置も歴史的に変動し、筆者は、1965年当時に、年輩の児童福祉司の中に、「私は知事の命令は受けても所長の指示は受けたくない」と主張する人がいたことを記憶している（その児童福祉司は、もともと京都府の職員であったが、京都市児童相談所の発足にともない、京都市に配置された人たちのひとりであった。ちなみに『京都市児童福祉百年史』1990年には、京都市児童相談所の発足は1956年11月1日であり、「職員は児童相談所長を除いて27名、うち一時保護所は所長以下7名であった。なお、児童福祉司の5名及び一時保護所の職員7名は京都府から移管された職員がそのまま担当することになった。」とある）。いずれにしても、児童福祉司の位置づけ、アイデンティティは歴史的に必ずしも明確でなく、それは仕事の内容・よって立つ理論的枠組み・制度的位置づけなどの面にわたっている。

歴史の検討を離れることになるが、児童福祉司のあり方については改めて多角的に検討することが求められているであろう。この問題に関しては、鈴木岩雄（1986年）が、次のように述べていることはおそらく時代を超えて重要な指摘であろう。「一人の児童福祉司が対応しうる量と質には限度がある。（中略）問題解決を個人或いは家庭に焦点を当てた診断、治療指導にとどまらず、問題の発生を未然に防ぎ、積極的な児童福祉の増進を図る、コミュニティ・オーガニゼーション等ソーシャルワーク理論、技術の総合的有機的な活用をもと検討していく必要がある。」

（c）児童相談所の組織・機構

次に、児童相談所の組織・機構についてみる。

児童相談所発足当時の組織は、機能的に十分分化していなかったようである。浅賀ふさ（当時厚生省児童家庭局企画課厚生事務官、日本福祉大学名誉教授）は、キャロル（後出）の意見を引きながら次のように述べている（「児童相談所のあり方」1951）。

「わが国の児童相談所の現況を見ると、質的に人を得ないことと、量的に人および物の不足のため、貧乏世帯のやりくりそのままの状態である。C女史（キャロル女史－著者注）の言葉を借りて言うならば、土曜日の夕食のように余り物や野菜を寄せ集めた感が深い。というのは機構はだいたい間違っていないが、その内容が未熟で明確なディフィニションを欠き、非常に貧弱な予算のため人の配置に無理があり、目前に山積する仕事を誰でも手のあいた人が片づけるのに手一杯というもっとも非専門的なものである。」（浅賀ふさ「児童相談所のあり方」）

ちなみに大阪府中央児童相談所は、庶務部、相談部、保護部の3部制として1948年4月1日に発足している（前掲『50年記念誌』）。これなどはよく整備された例であろう。稲浦康稔（『草創期の児童相談所』1996）によれば、1949年にキャロルが来日した際、大阪府の児童相談所を視察し、大阪府中央児童相談所を、措置部門、一時保護部門、診断治療部門（児童鑑別所として独立の機能をもたせる）の3部制に分け、それぞれに専門職を配置する等の機構改革を行ったという。なお「キャロルにとって庶務あるいは総務部門は単なる補助機関に過ぎなかった。（これは日本の官僚体制にとっては到底受け入れられない考え方であり、講和条約が発効し昔ながらの官僚体制が復活すると直ちに総務、相談、判定、一時保護の4部制に編成がえされてしまった。）」という。児童相談所（機構）史を知る上で貴重な証言である。

『児童福祉必携』（1952）は、「凡ての児童相談所は原則として三部制をとることが望ましい」と明記し、「措置部、判定指導部、一時保護部」を示し、これらとは別に「庶務班（庶務係）」を示している。

その後の『児童相談所執務必携』（1957）によれば、「児童相談所の部門別は昭和26年以來の『三部制』と昭和27年以來の『児童福祉司室制』とにより成立しているのである（後略）」としている。従って、「A級児童相談所の場合、相談調査課、判定指導課、一時保護課、児童福祉司室（課と同格とする）の三課一室」とするとされていた。『児童相談所執務必携（昭和39年改訂）』（1964）には、「児童福祉司室」は登場せず、「A級児童相談所は、庶務課、相談課、措置課、判定課、一時保護課の5課」とすることになっている。

以後『児童相談所執務提要』（1977）にも、「A級児童相談所は、庶務課、相談課、措置課、判定課、一時保護課の5課」とされ、「児童福祉司室」は登場していない。

ところで『児童相談所運営指針』（1990）以後は、「児童相談所の組織は、総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の3部門をもつことを標準とする」とされている。もっともここでいう「3部門」とは、児童福祉法第5次改正（昭和26年6月6日）による「措置部、判定指導部、一時保護部」の「三部制」とはやや形態が異なることに注意しておきたい。「3部門」には、組織的統合の傾向が伺えることと、総務部門という組織が登場しているのが特徴で

あり、見方によっては『児童相談所執務必携(昭和39年改訂)』における庶務課の登場以上に、事務部門(管理部門)の力が大きくなっているということもできよう。この間の事情の解明は、児童相談所組織論として興味深い課題である。児童福祉司の位置づけ、あるいは児童相談所の組織問題については、さらに複雑な経過があるがここでは省略する。なお、厚生省の各「指針」と各地の児童相談所の実際の組織との間には、それぞれの自治体の事情を反映してかなりの開きがあることを補足しておく。

(3) アリス・ケニヨン・キャロルの来日と第5次児童福祉法改正

児童相談所の歴史をふりかえるとき、忘れてはならないできごとは、キャロルの来日である。筆者は、1965年に児童相談所に就職したが、先輩職員のなかに一人だけ直接キャロルの講演を聴いた体験の持ち主がいて、折に触れてその人物・風貌について聞かされたものである。必ずしも明るくない児童相談所史の話のなかにあってキャロルの話題は、そこだけは何か一種伝説めいた華やかな感じがあったことを記憶している。ここでは、筑前甚七(『児童福祉の潮流と児童相談所の変遷』1997)、稲浦康稔(「草創期の児童相談所」1996)、浅賀ふさ(「児童相談所のあり方」1951)などによってキャロル像の一面を紹介する(キャロルに関する詳細は、藤井常文『キャロル活動報告書と児童相談所改革』2010、を参照されたい)。

カナダ人、アリス・ケニヨン・キャロルは、1949年(昭和24年)に、国連本部から国際連合社会事業官(Social Affairs Officer)として日本に派遣され、その後、1959年(34年)にも来日している。当時、開設間もなく暗中模索の中にあつた日本の児童相談所を指導した(人物紹介は、注参照。なお藤井常文は2度目の来日は、国連本部からの派遣であったかどうかは未確認としている)。とりわけ1949年(1949年11月~1950年8月)の来日にさいしては、宮城県、大阪府、福岡県の3児童相談所をモデル児童相談所として特別指導したことはよく知られたできごとである。

そのさい彼女は、児童相談所の組織を次のように三部制に分割することを勧告している(三部制の内容は、『児童福祉十年のあゆみ』1959、稲浦、浅賀論文などをもとに要約・再現した。各ユニットの邦訳は、『児童福祉十年のあゆみ』によったが、参考のため浅賀論文の該当部分を付した)。

○第1ユニット

児童相談所(Child Study and Child Placement Center)
(または部-浅賀)

○第2ユニット

一時保護所(Temporary Shelter Home)(一時保護ホーム-浅賀)

○第3ユニット

児童鑑別所(Family and Child Guidance Clinic)(児童指導診療所-浅賀)

これを一つのきっかけに1951年(昭和26)年の第5次児童福祉法改正が行われ、同年の事務次官通知(昭和26年11月8日)「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」において児童相談所の「三部制」すなわち「措置部、判定指導部、一時保護部」をとることが望ましいとされた。こうして、児童相談所の今日の原型が生まれた。

彼女が残した『児童福祉マニュアル』(1951年1月)は、単に児童相談所の仕事の手引きというにとどまらず社会福祉やケースワークに対する原理・原則を打ち出していて興味深いものである。『児童福祉マニュアル』の序文に、厚生省児童局長高田正巳が「このマニュアルは国際連合より派遣された児童福祉顧問アリス・K・キャロル女史(ママ)が昭和25年3月より同年8月25日帰国される寸前までの期間にわたって大阪府、福岡県及び宮城県の各中央児童相談所において児童相談所の各般の業務遂行について行われた実地指導の内容をまとめたものである」と記している。なおこの『児童福祉マニュアル』に示された児童相談所の組織は、次の三部制である。

○相談部(措置部)

○一時保護ホーム

○診断指導部(家庭及び児童指導診療所)

キャロルが最も重視したのは、診断指導部であり、ここでは精神科医をリーダーとして、心理学者と精神医学的ソーシャルワーカーがこれを補佐するクリニックチームを形成することが基本となっている。児童相談所において、精神科医をチーフとするクリニックチームを形成する考え方については、日本の関係者の間に賛否両論があつた。稲浦康稔らは、キャロルらの考え方に納得せず、「西日本の児童相談所に呼びかけて討論会を開いた」という。このことは、稲浦康稔「草創期の児童相談所」に、キャロル時代のエピソードとしてふれられている。もっとも稲浦は同じ「草創期の児童相談所」で、鈴木ビネー式知能テストで有名な鈴木治太郎、大阪大学精神科教室の堀見太郎教授とともにキャロルの名前を挙げ、これらの人々との「出会いがなければ筆者はたぶん児童相談所にはいなかったであろう」と述懐している。

ともあれこの『児童福祉マニュアル』の影響を受けて、1951年(昭和26年6月)に「児童福祉法の第5次改正」が行われた。この改正の内容については「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」(1951年11月8日、厚生事務次官通知-『児童福祉必携』に収録)に詳しく記されている。児童相談所関係部分の一部を抜粋する。

「第一、改正の主要事項(中略)一、社会福祉事業法に基づき設置される福祉事務所と本法の児童相談所、児童福祉司との間の所掌事務の範囲および権限を明確にしたこと。」

「第二、福祉事務所と児童相談所、児童福祉司との関係に関する事項(中略)五、児童相談所の構成については、措置部、判定指導部、一時保護部の三部制をとつて、その有機的な運営を図ることが望ましいこと。(後略)」

先にふれたように、ここに児童相談所の措置部・判定指導部・一時保護部の三部制が確立することになった。第5次改正後、児童相談所はどのような組織になったのであろうか。実質的には日本の「児童相談所マニュアル」の第1号に相当する厚生省児童局『児童福祉必携-児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員の活動要領』(1952年)は、このことを次のように述べている。

「しかし、出来上がった改正児童福祉法は『児童福祉マニュアル』で予想されている通りのものにはなっていない。而してこの活動要領は、現行法の枠の中で、キャロル女史の指導の結果を、最もよく生かす趣旨の下に作られたも

のである。」

この『児童福祉必携』が示す児童相談所の組織は、次の通りである。

- 措置部
- 判定指導部
- 一時保護部
- 庶務班（庶務係）

この組織は、現在の児童相談所の構成と外見的には大差ないものであるとの印象を与える。しかし、すでに（2）で述べた「3部門制」への組織変更の経過に照らしてみると、『児童福祉必携』（1952）が示す児童相談所の組織は、『児童福祉マニュアル』（1951）がいう「三部制」に近い組織であったことが理解できる。なお、『児童福祉必携』の記述を見ると、キャロルの提案からすると、クリニック的機能はまだ十分に消化されておらず、記述が不十分という印象をあたえる。なお、クリニック機能に関しては、その後の議論を本章2-5）でふれることになる。

ところで今となってはキャロルの肉声を聞いたという児童相談所関係者も少なくなったであろう（筆者も、もちろん聞いたことはない）。そこでキャロルが第2回目（1959年）の来日に際して宮城県の子童福祉関係者に行った講演「家族及び児童の要求に合った地域社会事業について」の一部を講演録から紹介することにする。なかなか率直な人柄がにじみ出ていると思う。

「また9年ぶりに再び日本を訪れてみなさんの仕事を見させていただきましたところ、大変見事な発達を遂げているのを知ることができて嬉しくございます。」「私はまず第一に子供を成長させ満足な人間に作り上げるところの暖かい家庭を維持するということが皆さん方の社会福祉の究極の目的ではなかろうかと、申し上げたいのであります。」「もし子供が一時保護所に収容されたとします。その時に私たちはその子供だけを相手にして仕事をするのではなく、その子供がどんな家族をもっているか、その家族とどういった関係で育てられたか、そういうことをよく知った上で、家族が本当にわれわれの援助を受け入れて子供のためによい家庭を作るかどうかということまで見なければなりません。」「親の行動がその子供に害があるということを見つけたときには、まず親自身が行動を変えるようにお手伝いしなければなりません。ところが児童福祉法第27条には訓戒誓約をせよということが書いてあります。この訓戒誓約というのはさっぱり役に立ちません。むしろ害があります。」（訳・板橋登美、『宮城県児童相談所紀要』第6輯、1962）

なお余談ながら、キャロルは当時の愛知県中央児童相談所（財団法人衆善会所有の衆善館に移設されていた）にも立ち寄っている。名古屋大学医学部堀要（児童相談所嘱託：当時）は「わが相談所はキャロル女史によって高く評価されました」と記している（愛知県『児童相談所40年のあゆみ』1988）。さらに余談であるが、仙台を訪れたキャロルは、板橋登美を見つけて、「おお、ミスナトリ！（板橋の旧姓）」というなりホッペタにキスしたという。その後、板橋が、ミス・キャロルに、「なぜ結婚なさらないのですか」と聞くと、キャロルは、「九州のI先生のような方だったら日本人でも結婚したいと思う」と答えて板橋を驚かせたという。「I先生」はその後さる大学の医学部長をされたという話である（『日本の児童相談一統・戦後25年の歩み』1969による）。

（4）『児童福祉必携』（1952）が示す児童相談所像

児童相談所の発足当時の関係者の児童相談所の存在意義と基本機能についての基本的認識はどうであったのであろうか。このことを示す貴重な文献が、前出の『児童福祉必携』第2章冒頭「児童相談所の果たすべき機能」の記述である。なお、『児童福祉必携』の「はしがき」には、第2章の執筆者は、厚生省児童局の三宅技官であるとのみ記されている。当時の厚生省児童局課員名簿（昭和23年1月1日－『児童福祉法成立資料集成（下）』収録）によれば児童局企画課に三宅守一の名前が見える（『日本の児童相談 続』には、後の科学警察研究所防犯少年部長とある）。上記の記述を少し長い引用する。

「一人の人間を十分に援助するという場合、事務的処理はきわめて肝要なことであるがそれだけでは解決し得ない個々人に固有の問題がある。特に児童の場合そうである。以上のことが、児童の問題の解決方法を考慮する場合の前提となっており、児童相談所というものの必要性が認められる理由である。

一、予防的機能

児童相談所は、児童の施設入所を出来るだけ少なくする目的を持つ、やむを得ず施設に入所させる場合、その児童にとって最も適切な入所措置を取ることは、重要なことであるが、あくまでも、その前の予防が重点である。この意味で児童相談所は問題児の発生を予防する機関の一つであるということが出来るのであり、今後、児童相談所が存在価値を認められるか否かは、相談所が予防的機能を果たし得るか否かにかかっているといえるであろう。

二、児童相談所の業務の可能性の根拠

児童相談ということが有意義であるという根拠は児童は変化していくものであるということ、何等かの問題がある場合にも、子供の持つ自然治癒の可能性が大であるという事実にある。これは、科学と技術の否定ではなく、科学と技術は、人間の自然の生育発展に適宜協力していくべきであるという考え方である。

児童が何等かの問題を持つ場合、問題を充分理解した上で、暖かく見まもっている間に児童の方で自然に解決していくという事例は少ない。科学と技術はその能力の極限まで活用する必要がある。しかし人間の問題は究極において、その人間の力で解決されていくものであり、児童についても、同様のことがいえることに留意されるべきであろう。

三、児童相談所とケース・ワーク

児童相談所は、児童のためのケース・ワークの根拠地であり、その仕上げのための援助機関であるということが出来る。児童の問題解決のため、ケース・ワークの方法は必要なる第一条件であるが、それだけでは、必ずしも、問題は解決しない。そこに児童相談所の持つべき判定指導機関の重要性が強調される理由がある。

四、相談と云う行為

相談ということは、一方的な行為でなく、強権をもって、何ごとかを一人の人間に押し付けることではない、という点に留意されなくてはならない。

権限にもとづく措置的なことは、重要なことではあるが、必ずしも児童相談所の仕事の本質ではない。

相談に来るものと相談を受けるものとの、対等の位置で問題解決につとめることがもっとも重要であり、実際問題としては、両者の納得の上で、相談を持ちかけた方が積極的に行動することが必要である。そうなる様に、誘導することが、相談を受けるものの、なすべきもっとも重要なことであるといえるであろう。」

今日の視点から見ると必ずしも賛成できない点なども含まれている。「児童相談所は、児童の施設入所を出来るだけ少くする目的を持ち」という指摘も施設援助と在宅援助との統合化の視点から見るといささか一面の認識であるといえよう。ケース・ワークの可能性に関してやや楽観的であるという批判もできるであろう。しかし、どの程度可能かどうかは別として、「予防的機能」が重要であることは異論のないところであろう。

「児童相談ということが有意義であるという根拠は児童は変化していくものであるということ、何等かの問題がある場合にも、子供の持つ自然治癒の可能性が大であるという事実にある」という指摘（要するに児童相談の意義を「子どもの発達可能性」と「自然治癒力」の促進に求めるという視点）も、当時の指摘とは思えない新鮮さがある。「権限にもとづく措置的なことは、重要なことではあるが、必ずしも児童相談所の仕事の本質ではない」という指摘も児童虐待問題などに関連して、児童相談所の相談援助活動のあり方が問われている今日、改めてかみしめてみたい言葉である。

ともあれ日本の児童相談所の草創期にまとめられた『児童福祉必携』に記された児童相談所の「存在意義や基本機能」についての単刀直入な見解の表明に、新鮮な刺激を受ける読者も少なくないであろう。

（5）児童相談所発足後の二、三の経過

このようにして児童相談所は児童福祉事業の中に位置を始めてきたが、その後今日までの足どりを数字でおおてみたいと思う。但し、古い時代のことであり、正確な資料が見当たらない部分が多く、いくつかの資料をつなぎ合わせながらたどってみた。今後、資料発掘を行い不正確な部分を補っていききたい。

（a）児童相談所設置状況の推移

手許の『厚生白書』『国民の福祉の動向』をはじめいくつかの資料をつなぎ合わせると児童相談所設置状況（職員数）は表2のようになる（表は省略）。ただし、古い時期のものほど、他の資料と比較すると多少の数値の違いがある。統計方法・調査時点の差などによるものと思われるので、これらの数値は、近似値として理解していただきたい。ちなみに、『児童福祉の諸問題』（1950年）では、「昭和23年1月1日、児童福祉法施行と同時に発足した児童福祉法による児童相談所の活動状況その他の概要は次の通りである」として、中央児童相談所 46、中央以外の児童相談所 57、計103か所を計上している。また、『児童福祉関係資料集』（1977年）は、「児童相談所業務報告」を引用しているが、昭和23年度92か所としている。なお職員数についても、資料の発掘が不十分で不明の年が多い。表2は、1977年までは、上記『資料集』と『養護施設30年』の資料を参照した。なお初期の職員数は、児童相談所員、一時保護所員、児童福

祉司を分けた統計もあり、紛らわしいので、児童福祉司数のみを掲げた。

表2（-省略-）に見られるように、児童相談所は、1年にほぼ1～2か所弱ずつ増設されてきたというのがこれまでの歴史である。1990年代の増加は緩慢であり、175か所をピークに減少傾向にあった。もっとも2000年代になって、児童虐待の相談件数が増加し、「児童虐待の防止等に関する法律」も成立（2000年5月）したことを受けて、徐々に児童相談所増設の動きが見られるようになった。

（b）相談受付総件数の推移

相談受付総件数の推移についても古い時代の資料が入手できず不明箇所がある。1960年以前の相談受付総件数の推移は、1955年度（昭和30年度）-168,761件、1956年度-175,009件、1957年度-198,288件、1958年度（昭和33年度）-206,462件、1959年度-213,875件である。1960年以後については表3（省略）を参照されたい。

相談受付総件数は、1958年度（昭和33年度）に20万件をこえ、1964年度（昭和39年度）に第1回目のピーク（276,005件）を迎えている（表3-省略-）。このピークを越えるのは、1992年（平成4年度-276,416件）である。以後件数は漸増している。これには電話相談等の増加、養護相談（その中でも児童虐待に関する相談）の増加などが影響しているものと思われる。

（c）相談種別受付件数の推移

次に相談種別受付件数の推移を概観する。この統計も古い時代のもは十分把握できていない。ここでは、1960年度（昭和35年度）以後のものを相談内容別に作表したものを紹介する（表は省略）。児童相談所発足以来今日までの統計を入手して分析してみたかったが残念ながら実現しなかった。なお、主要な相談内容の受付件数の推移をグラフにした（図は省略）。

心身障害児相談件数が育成相談件数を上回ったのは1973年度（昭和48年度）である。非行相談は1991年以後20,000件以下である。養護相談は、1989年には、24,615件まで減少したが、以後漸増している。

4）児童相談所の展開—『児童福祉白書』（1963）の危機感—

戦後復興が進み、日本社会はようやく落ち着きを見せ始め、1950年代後半からいわゆる高度経済成長政策がとられ、国民生活は豊かさを取り戻し始めた。しかし半面では、都市への人口の過剰集中、自然破壊（公害の多発）、能力主義の教育など、新しいひずみが拡大しつつあった。

この時期、日本の児童問題はどうか認識されていたかを示す文書が公表された。『児童福祉白書』（1963-昭和38年）である。白書は、昭和37年の秋に開催された国際児童福祉連合の総会に出席し帰国した代表の報告が次のような「一つの新しい認識」を示し注目されたとしている。

「それは高い経済成長率を示しつつある国々の児童は、今や危機的段階におかれているという驚くべき反省であり、なかでもわが国の児童は先進諸国の実態との対比において特にその程度が高いという、いうならばわが国の児童福祉問題に対する厳しい反省によって到達した、新しい認識で

あり結論であるとしたものである。

まさに由々しい問題の提起といってもよい。その一つは、経済成長の目標とするところは、もちろん人間の福祉を増進させるところにあるのであるが実際にはそれが逆の作用を結果し、そのことがむしろ児童の福祉を阻害しつつあるという、思いがけない報告となったのである。

たとえば最近における児童の非行事犯、情緒障害や神経症、自殺その他による死傷の激増、婦人労働の進出傾向に伴う保育努力の欠如、母性愛の喪失（中略）などからみて、わが国の児童は、今や天国はおろか危機的段階におかれているのだ—という認識の発表だったのである。

その二は、児童の取り扱いが従来からとかく心理学的、個別的観点に主点が片よりすぎ、必要とする社会的、社会医学的観点を軽視し過ぎていた—という反省である。換言すると、児童をとりまいてる家庭と社会環境に対する配慮が乏しきに過ぎたということであった。特に、わが国においては児童をもつ家庭というものに対する施策が、貧困というにしては、余りに貧しく、むしろ欠如そのものであり、児童憲章の周知状況にしても、国民の半数にも及ばないことなどは、社会が児童の問題に対していかに関心が薄いかを証明しているとしている。」

これは鋭い問題提起（児童の現況に対する危機感）であるが、その後厚生省から『児童福祉白書』が刊行されることはなく、この貴重な認識も時の彼方に押し流されてしまったのは残念なことである。

さて、児童相談所は、数多い多様な相談を受け付けて専門的な相談援助活動を進めているにもかかわらず、その条件整備は遅々として進んでいない。

ちなみに1960年8月の中央児童福祉審議会答申「**児童福祉行政の刷新強化に関する意見**」は、次のように指摘している。

「児童相談所は、健全育成の推進、要保護児童の早期発見、早期治療等、児童福祉行政の中枢的機能を営む重要な機関であるが、その現状はきわめて貧弱である。すなわち、その数は全国でわずか123か所（ちなみに福祉事務所1,010か所、保健所794か所）であり、1県1児童相談所の県が13、また相談所の規模別分類によるD級（職員数4人）という弱体なものがその3分の1の40か所に及びさらに職員についてもその充足が十分でない等遺憾ながら、このような状況では、これまで述べてきた各般の施策の実施はきわめて困難である。児童相談所機能の強化のため、抜本的対策を講ずべきである。

これらの早期治療並びに在宅治療体制を強化するため

ア 児童相談所の飛躍的増設、問題児童についてこれを短期間で治療し、家庭に帰すための短期治療施設の設置等を考慮し、

イ 児童福祉司の増員のほか、先に述べた非行対策専任職員の整備を図る必要がある。」

ここで指摘されている「児童相談所の飛躍的増設」はその後まはかばかしく実施されなかった。むしろその後一時保護所の統廃合などが進み、児童相談所機能は弱体化する傾向も生み出された。しかし、いずれにしても1960年代、70年代はまだ、児童相談所のあり方に関する積極的議論がなされていたというべきであろう。その後、行政改革の時代を迎え児童相談所拡充論は表舞台に登場しなくなった。

その後30数年を経て、1997年には児童福祉法が大幅に改正され、1998年に施行された。しかし、この時期の児童福祉法改正に関する中央児童福祉審議会基本問題部会の議論（「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて（中間報告）」1996年12月3日参照）には、児童相談所の批判はあっても、児童相談所の飛躍的増設の積極策は示されていない。なお、1998年施行の児童福祉法改正に関する資料については、柏女霊峰編『改正児童福祉法のすべて—児童福祉法改正資料集』に詳しい。また筆者も『児童福祉法改正論』（1998）で1997年児童福祉法改正の到達点と問題点を整理した。

5) 児童相談所問題への自治体の対応

1960年代に指摘されたこのような児童相談所の現状に対し、それぞれの自治体において、歴史的に①から⑤に示すようにさまざまな対策が講じられてきたが、基本的な問題は未解決のまま推移している。

①現状維持を中心として、これといった対策をとらないで推移するタイプ。「放置」ともいわれるが、実際にはこのタイプが多い。

②一時保護所を中心に統廃合を行う。合理化が目的の場合が多く、必ずしも児童相談所機能の発展に結びつかない。

③「新規事業」抱き合わせ。既存体制の放置という点では①と同じ面をもっている。

④専門機関化を進める。いわゆるクリニック化論などに代表される動きである。積極面はあるが、児童相談所の全体機能を視野に入れたものでない場合がある。

⑤センター化の方向—これには後に紹介するように多くの問題点が指摘されている。

いずれにしても、従来の児童相談所を着実に改善し、増設するような地味な動きが乏しいことが特徴である。

なお児童相談所史の一断面として、この時代に、**児童相談所のクリニック化論**とも関わる重要な議論があった。国立精神衛生研究所の児童精神衛生部長であった精神科医・**高木四郎**は、児童相談所に精神科医・心理学専攻者・ケースワーカーによる**臨床チーム**を形成することを含めて児童相談所の専門的機能を向上させる方向で論陣を張っていた。高木四郎の考え方は、「臨床チームとは精神科領域、ことに精神科診療所（psychiatric clinic）あるいは精神衛生クリニック（mental hygiene clinic、児童相談所を含む）において診療に従事する精神科医・心理学者および精神医学的ソーシャルワーカー（psychiatric social worker）よりなるチームのことである。精神病院においては、この三種類のほかにさらに看護婦・作業手（occupational therapist）などが加わる。」「臨床チームの各メンバーの役割を簡単にいえば、心理学者は心理学的側面を、ソーシャルワーカーは社会的環境面を扱い、精神科医はチームの中心あるいは最終責任者となって、心身両面を扱うのである。」（『精神医学・臨床心理学・ケースワーク—臨床チーム—』1965）というものである。

高木の考え方は、明快に割り切ったわかりやすい主張であるが、この考え方を、そのまま児童相談所に当てはめることに対しては、医師でない児童相談所関係者には様々な異論もあったであろう。その一例として、北海道帯広児童

相談所（当時）の菅谷克彦は、論文「児童相談所からみた高木四郎氏の著書について」（『児童精神医学とその近接領域』1967）を発表し、児童相談所の現状や専門職の教育養成機関の現状からみて、高木のいうような専門スタッフを確保することが困難である実状にふれた。これに対する高木の再発言（「児童相談所について－菅谷克彦氏に答えて－（遺稿）」『児童精神医学とその近接領域』1968）もあったが、この再発言論文が「遺稿」となっているとおり、高木は、1968年2月26日、60歳で病没しており、両者の議論は途絶えた。なおこの議論については先に紹介した、キャロルの考え方に対する稲浦康稔らの対応を参照していただきたい。

いずれにしてもこの問題は、精神障害など医療を要する事例については精神科医が診療の責任をとることは当然であるが、児童相談所はどの程度精神科クリニックとしての性格をもっているのか、職業的専門性（医師）がそのまま職場の管理機構（の長）の位置を決めることが適切なのか、などの論点が含まれている。今日では、この問題についてはキャロルや高木の時代よりは柔軟な解決策（考え方）が採られているように思う。しかし問題は、精神科医の確保を含め、児童相談所全体のより視野の広い専門性の向上であった。囑託（顧問）弁護士確保なども重要課題になった。

6) 「児童相談所・センター化」の動向と問題点

ところで1965年（昭和40年）前後に、全国の児童相談所の中に、様々な形で児童相談所を拡大したり、他の機関と統合したりする動きが見え始めた。「〇〇センター」という名称が使われることが多かったため、この問題を「児童相談所センター化」の動きとして論じることができる。

1967年（昭和42年）12月4日の厚生省児童家庭局企画課長通知「いわゆる『総合的相談機構』について」はこの問題に触れて次のように指摘している。

「最近、若干の県において、中央児童相談所をはじめとする各種の相談所を1カ所に集中し、総合相談機構として業務を遂行しようとする動きをみるところであるが、総合相談機構を設置する場合には、次の点に十分配慮の上計画をされたい。（中略）

1. 児童相談所・精神薄弱者更生相談所とはそれぞれの機能を持ち、それが法定のものである関係から、たとえ相談の場所だけを集中することはあり得ても、内容の一元化はあり得ないことを十分考慮されたいこと。
2. 児童相談所の機構及び職員構成については、行政機関の長としての所長、以下『児童相談所執務必携』に示された機構及び専任の職員を置くことを前提とされたいこと。（以下略）」

この時代、「児童相談所センター化」（総合相談機構化）といわれる動きについて厚生省が慎重姿勢を採り、「たとえ相談の場所だけを集中することはあり得ても、内容の一元化はあり得ない」「『児童相談所執務必携』に示された機構及び専任の職員を置くこと」と指摘していることは、職員構成の基準が取り払われ、児童相談所の性格がますます曖昧になっている今日からみても注目に値する。しかしその後状況は徐々に変化する。

筆者は、1970年代から80年代当初の児童相談所センター

化の動向を振り返って次のようにその現状と問題点をまとめた（竹中哲夫「児童相談所の現状と進むべき道」）。

「これまでに指摘してきた児童相談所の現状に対し国や自治体においても歴史的にさまざまな対策を講じてきましたが、必ずしも成功しているとは言えません。こうした対策の一つの典型として全国各地でいわゆる『センター化構想』が提起され1970年代から80年代にかけて数か所ではすでに実現しています。また国が1979年に明らかにした『心身障害児総合通園センター』の構想を利用したと思われるセンター化構想が児童相談所のセンター化の動きと結びつき始めているのも最近の動向です。さらに最近は、『行政改革』路線と思われるセンター化構想も出され始めています。

ともあれ児童相談所のセンター化のタイプとしては、現状では、次の3つが考えられます。

- ①既存の児童相談所のなかから一児童相談所（通常中央児童相談所）を選んでその内部機構を拡大する型（例：東京都児童相談センター）。
- ②児童相談所と他の相談機関（精神薄弱者更生相談所、婦人相談所、精神衛生センターなど）の集合体とする型（例：宮城県総合福祉センター、大分県社会福祉センター）。
- ②' センターと銘うっているわけではないが、児童相談所と福祉事務所およびその他の相談機関の集合体となっている型（例：静岡県中部民生事務所）。
- ③児童相談所と医療機関（診療所）および関連児童福祉施設などを統合する型（例：名古屋市児童福祉センター、広島市児童総合相談センター、京都市児童福祉センター）。

しかし、センター化構想がどのタイプをとるにしても、その結果、プラス面のみならず多くの問題点が指摘されています。共通するものをあげると次のようです。

1. 一点豪華型にすぎず、他児童相談所をおきざりにし、児童相談所間（従って地域間）格差を生む。
2. 機構が肥大し、官僚主義、セクト主義が強まる。
3. 児童相談所の独自性が阻害される（兼務職員の肥大化を招く）。
4. センターといっても各機関がバラバラに運営されており、雑居・寄せ集めとなる。
5. 要するに地域に根ざした児童相談所とは逆の方向をたどる。
6. なお、児童相談所が、心身障害児総合通園センターとセットになってセンター化することが最近の傾向である（例：広島市、京都市、名古屋市）。このさい、障害児の療育・相談の窓口と、他の相談ケースの窓口を統合するのかが分割するのかわという問題が生じる。4. に指摘した問題の発生をさけるため、窓口の統合が理論的には期待されるが現実問題として、これにも多くの困難がともない、ややもすると窓口は分散し、市民に少なからず困惑を与えることになっている。

このように児童相談所のセンター化構想には多くの問題点が含まれており、手放して喜べるものではありません。

こうした問題を解決するために、一般に以下のような対策が必要ですが、さらにそれぞれの地域の実情に即した周到な検討がなされなければならないでしょう。

1. 内部の機構を科学的・合理的なものとし、かつ運営の民主化を徹底する。

2. 措置機関（児童相談所）と被措置機関（児童福祉施設）の関係をあいまいにせず相互に予算、人事、建物の上で一定の独立性を保たせること。

3. センター化の目的を明確にすること、とりわけ住民本位の権利保障の視野を明確にすること。

4. 一点豪華主義ではなく地域児童相談所の整備、地域の児童福祉施設等関連社会資源の充実を同時にすすめること。

5. 専門性もあり、かつセンター全体の運営に精通した正規職員を配置すること。兼務職員・嘱託・アルバイト職員による帳尻合わせを行わないこと。

6. とりわけ、センター化の主目的が、安上り、合理化であることが明確な場合、以上1～5に掲げた幅広い運動を組むことが強く求められる。」

なお上記の「心身障害児総合通園センター」とは、厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」（1979年7月11日、以後若干の改正あり）による総合施設である。上記通知の別紙「心身障害児総合通園センター設置運営要綱」（1979）によれば、その概要は次のようである。

心身障害児総合通園センター設置運営要綱 （抜粋）

（1979年7月11日、以後若干の改正あり）

1 目的

心身障害児総合通園センター（以下「総合通園センター」という。）は、心身障害の相談、指導、診断、検査、判定等を行うとともに、時宜を失することなくその障害に応じた療育訓練を行うことにより、心身障害児の早期発見・早期療育体制の整備を図ることを目的とする。

2 設置主体

総合通園センターの設置主体は、都道府県、指定都市、中核市又はおおむね人口20万以上の市とする。

3 業務

総合通園センターには、相談・検査部門及び療育訓練部門を設けることとし、各部門においてそれぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

（一）相談・検査部門

ア 心身障害に関する各種相談に応ずること。

イ 心身障害児に対して、医学的、心理学的及び社会的な診断、検査及び判定を行うこと。

ウ 心身障害児に対して、個別的又は集団的に治療及び指導を行うこと。

エ 心身障害児及びその保護者に対し、家庭における訓練方法等の指導を行うこと

（二）療育訓練部門

肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設のうち二種類を設置し、心身障害児に対する療育訓練等を行うこと。

4 設備の基準等

（一）相談・検査部門の設備の基準等は、次のとおりとすること。

ア 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2による耐火建築物として、その面積は750㎡以上とすること。

イ 相談・検査部門には、次に掲げる設備を設けること。

（ア）診療室（小児科、精神・神経科、耳鼻いんこう科、整形外科、歯科、眼科等）

（イ）相談室

（ウ）検査室（脳波、心電・筋電図、染色体、エックス線、生化学、血液、聴覚、言語等）

（エ）心理判定室（観察室を含む）

（オ）指導訓練室

（カ）集会室

（キ）資料室

（ク）便所

（二）療育訓練部門に設置する肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設の設備の基準等については、児童福祉施設最低基準の定めるところによること。

5 運営等について

（一）職員の配置

ア 総合通園センターには、業務全体を総括するため所長を置くこと。

イ 相談・検査部門には、医師、看護婦、薬剤師、衛生検査技師、作業療法士、理学療法士、その他本事業に必要な職員を置くこと。

ウ 療育訓練部門に設置する肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設の職員については、児童福祉施設最低基準の定めるところによること。

（二）総合的運営

総合通園センターは、他の施設の入所者にも、相談・検査部門の利用を認めるなど、他の施設との有機的な連携を図るものとする。

（三）関係機関等との連携

ア 総合通園センターの事業を円滑に推進するために、あらかじめ協力病院を定めておくことが望ましいこと。

イ 総合通園センターの事業を実施するに当たっては、地域の児童相談所、保健所、医師会、その他の関係団体との連携を密にして、十分な成果があがるように努めるものとする。

（以下省略）

この心身障害児総合通園センター（総通センター）は、療育訓練部門に肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設および難聴幼児通園施設を設けていることなどから、障害乳幼児の療育の拠点として活用されている。半面、児童相談所との関係は必ずしも有機的でない。また、障害乳幼児の療育機関として、文字通りセンター的な高度医療・療育機能を果たすとしても、総通センターを設置できている自治体も設置箇所は1か所であり、地域展開が難しく、地域の療育ネットワークを形成することが引き続き重要な課題となったことなどの課題を挙げることができる。もちろんこのような機関を設置できない自治体の方が多く、そのことが一番大きな課題であるといってもよい。ちなみに、1999年度末、総通センターは12か所開設されている（『平成11年版・障害者白書』、『2000・発達障害白書』参照）。

なお、1960年代後半には、各地に児童相談所を含む「総合福祉（ないしは相談）センター」が生まれ始めている。その後も、1971年5月、名古屋市児童福祉センターが発足している。1975年3月1日には、関係者の大議論の末、東京都児童相談センターが発足している。1982年1月には、京都市児童福祉センターが発足している。近年では、1994年4月、大阪府子ども家庭センターが発足している。この問題については後にさらに触れることにする。

7) 1980年代以後の児童相談所の動き—行政改革と児童相談所—

児童相談所は、センター化の動きなどもあったが全体としては、数多い多様な相談を受け付けて専門的な相談援助活動を進めているにもかかわらず、その条件整備は遅々として進まなかった。ところが折からの行政改革の影響を受けて、このような状況にさらに水を差すような出来事があった。

1985年（昭和60年）7月12日の厚生省児童家庭局長通知「児童相談所の設置形態等について」は、児童相談所の基本的あり方について次のような重要な変更内容を示した。

児童相談所の設置形態等について（抜粋）

（1985年7月12日）

近年における児童をめぐる諸問題の複雑化、多様化に伴い、児童福祉に関する専門機関である児童相談所の果たすべき役割がますます重要となっており、その効率的かつ弾力的運営が求められている。ついては、昭和59年12月29日の閣議決定『行政改革の推進に関する当面の実施方針について』に基づいて、児童相談所の設置形態及び職員構成の標準について、下記によることとしたので通知する。

記

- 1 児童相談所の設置形態 児童相談所の運営については、今後ともその専門的機能を維持することが必要であるが、同時にその効率的な運営を図ることが要請されているところから、児童処遇において児童相談所の機能が十分発揮されるよう留意しつつ、他の関連する機関等と併設することも差し支えない。
- 2 児童相談所の職員構成の標準 児童相談所における職員構成については、児童相談所執務提要（昭和52年3月3日発第105号本職通知の別冊）中第2章第3節『職員構成』に示されているところであるが、専門的機能を維持しつつも、地域の実情等に即応できるよう、同節を別紙のとおり改める。

（別紙）

第1節 職員構成（略）

各児童相談所に共通の事項

- （1）配置される職員数については、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員とする。

- （2）スーパーバイザーは、児童福祉司概ね5人につき1人とする。
- （3）業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所等と兼務することも差し支えない。
- （3）一時保護所関係職員は、別途所要の人員を配置すること。

「1 児童相談所の設置形態」については、すでに全国的に進行していた児童相談所の組織機構の再編成・他機関との統合（いわゆる「児童相談所センター化」の動きなど）を許容する内容であった。

「2 児童相談所の職員構成の標準」は、『児童相談所執務提要』（1977年3月）以来継続されてきた児童相談所の職員配置基準を基本的に廃止するものである。いうならば児童相談所職員最低基準を廃止したようなものであり、従来この基準を根拠に人員増の要求をしていた現場にとっては大きな痛手であった。またこの通知が「職務の共通するものについて他の相談所等と兼務することも差し支えない」としたことは、児童相談所職員の他の相談所等との兼務の道を開き、児童相談所の独自性を弱体化する懸念がもたれた。

「1 児童相談所の設置形態」にしても「2 児童相談所の職員構成の標準」にしても、まさに一片の行政指導文書によって児童相談所のあり方を基本的に変えてしまおうとするものである。なぜこのような通知が出されたのか、ここからは「行政改革」の方針に従えという以上の哲学は残念ながらもみ取れない。これを先に見てきた、1967年の「いわゆる『総合的相談機構』について」が「たとえ相談の場所だけを集中することはあり得ても、内容の一元化はあり得ない」「児童相談所執務必携」に示された機構及び専任の職員を置くこと」と明言した趣旨と対照してみるならば、施策の連続性・一貫性の点で問題があるといわざるを得ない。もちろん時代の転換期に施策の連続性を破棄せざるを得ないこともあるが、そのときには、なぜ連続性を破棄するのか、十分な説明が必要であろう。

以上でふれたこと以外にも、1980年代、90年代を通じて紹介しなければならぬことは多い。1994年4月に行われた大阪府児童相談所の機構改革は注目された。児童相談所と郡部福祉事務所とが統合され、大阪府子ども家庭センターが誕生した（この問題については、竹中哲夫『児童福祉改革の展望』1995参照）。そのほかにも、民生・福祉部局と保健・衛生部局の統合の動きのなかで、児童相談所と保健部局とが統合される自治体も現れた。なお1990年代後半には、1997年に児童福祉法の大規模な改正が行われたほか、児童相談所における児童虐待対応が注目され児童虐待防止法創設の動きが急になり、2000年には児童虐待防止法が成立した。これらについては、8) 9) で触れることにする。

8) 1997年児童福祉法改正と児童相談所をめぐって

1997年児童福祉法改正とその前後の動きを一瞥する。

- ①1996年3月に中央児童福祉審議会に児童福祉法改正を

目的とする基本問題部会が設置され、以後、中央児童福祉審議会基本問題部会「中間報告」(1996年12月3日)、厚生省の中央児童福祉審議会への諮問「児童福祉法等の一部を改正する法律案要綱」(以下「諮問」-1997年2月21日)、政府の国会提出法改正案「児童福祉法等の一部を改正する法律案要綱」(以下「法律案要綱」-1997年3月11日)などが次々に出された。こうして、1997年6月には児童福祉法の(法制定50年の節目において)大幅改正が行われた(施行は1998年4月)。この改正によって、「保育措置制度」は選択契約制度としての「保育の実施制度」に移行したほか、児童家庭支援センターの創設、虚弱児施設の廃止(児童養護施設に移行)、児童福祉施設の名称の変更・施設の定義への「自立支援」の導入などが行われた。

②その直後に、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会において、「社会福祉基礎構造改革」の議論が開始された(1997年11月28日が第1回会合)。ここでは、「措置制度」から「利用制度」への移行が議論の焦点となった。

③2000年5月には、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案」が成立した。この法改正により「社会福祉事業法」も大幅に「改正」され「社会福祉法」に移行した。以下、特に1997年改正児童福祉法の児童相談所と関係の深い部分について触れることにする(詳しくは、竹中『児童福祉法改正論』2000参照。以下に述べる筆者の意見についてもこの著書によるものである)。

(1)「児童相談所に関する事項」について

まず、1997年児童福祉法改正における児童相談所関連事項の改正内容について検討する。

○「児童相談所長の都道府県知事への報告書の記載事項に、児童の家庭環境並びに措置についての児童及びその保護者の意向を追加すること。」(第26条第2項関係)

*ここでは「児童の意見表明権」を明示する必要がある。少なくとも「児童の意見をできる限り尊重する」旨を明記するべきであろう。なお、この改正は、児童福祉法施行規則第26条(児童福祉施設の長への書類送付)に連動し、施設処遇にも影響する。

○「都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等に当たって、一定の場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。」(第8条第5項及び第27条第8項関係)

○改正案第8条第5項「都道府県児童福祉審議会(は)(中略)第27条第8項に規定する措置に係わる都道府県知事の諮問に答えるものとする。」

○改正案第27条第8項「都道府県知事は、制令の定めるところにより、(中略-各号項の措置を取る場合には)、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。」

*中央児童福祉審議会基本問題部会「中間報告」(1996年12月3日)で提唱された「バックアップ機能」の着地点として都道府県児童福祉審議会が浮上した。この点は分けても重要な問題をはらんでいるので詳しく検討する必要がある。「措置の決定」「措置の解除」は児童相談所の基本機能であり、本来児童相談所は「措置の決定」「措置の解除」を適正に行う機関として必要な法制度上の位置付け、職員態勢を整えているはずの機関である。「一定の場合」(あるいは「制令の定めるところにより」)が「特例的な場合」を超

えて一般化されるならば、児童相談所の業務は著しく円滑性を欠くことになることが懸念される。

児童相談所の「措置決定」「措置解除」が適正かつ円滑に行われるためには、まず児童相談所の職員の適正な配置と専門性の向上等が必要であるといえよう。さらに児童相談所とは別に、独自に市民からの申し立て等を受けて活動する常設の「子ども人権委員会(仮称)」を設置し、児童相談所と適切な連携(あるいは緊張関係)を持つことが望ましい仕組みであると考えられる。児童相談所の日常活動の上に都道府県児童福祉審議会をおくことは、屋上屋を架すことになりかねない。

都道府県児童福祉審議会には、日常の個別事例について審議することも特別な場合には期待されるであろうが、基本的にはもう少し大局的な視点から児童福祉や社会福祉の現状を分析し、将来のあり方を的確に提言してほしいと願うのは筆者だけではない。以上述べたことと関連して児童相談所のあり方については、次のような改善が必要であろう。

①児童相談所については、個々の相談を受けて働く機能だけでなく、地域福祉機能を充実すること。

②「児童家庭支援センター」創設後も、児童相談所の相談機能は、児童虐待など法的対応などを含む相談を強化すると同時に、広汎な相談に総合的・専門的・長期的に応じることのできる相談機関とすること。

③児童相談所を厚生省が定めた人口50万人に最低1か所を基準に増設すること(『児童相談所運営指針』1990年参照)。

④一時保護所に保護する場合の適正手続を整備し、保護児童の生活水準を向上させ、かつ就学を保障すること。

⑤児童相談所の相談の受付から、調査・判定・相談、一時保護、措置決定、措置後の援助過程の調査(モニタリング)など相談の進め方の改善、専門性を十分発揮できる組織・機構のあり方を検討し改善すること。

(3)「児童家庭支援センターに関する事項」について

次に、1997年児童福祉法改正において創設された「児童家庭支援センター」について検討する。

○「児童相談所長又は都道府県は、児童又はその保護者を児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は指導を委託する措置を採ることができること。」(第26条第1項及び第27条第1項関係)

○「地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする児童福祉施設として、児童家庭支援センターを設けること。」(第44条の2第1項関係)

○「児童家庭支援センターは厚生省令に定める児童福祉施設に附置するものとするとともに、(中略)職員について守秘義務規定を設けること。」(第44条の2第2項及び第3項関係)

○「この法律で、児童福祉施設とは、(中略)児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。」(第7条関係)

*児童家庭支援センターは、児童福祉法第7条に規定される「児童福祉施設」として提案された。これは「相談・助言」を主機能とする施設であるから「児童福祉施設」と

しては異色のものである。このような施設が有効に機能するためには、専門職員の配置をはじめどのような運営基盤（児童福祉施設最低基準等）を新設するのかが問われる。職員については守秘義務規定が設けられ、改正児童福祉施設最低基準第88条の3において「前項の職員は、法第11条の2各号のいずれかに該当する者」と規定された。これは「児童福祉司の資格」規定である。このことも含めて今後は児童福祉司の任用資格の見直しが課題となろう。また、児童相談所や家庭児童相談室の現状分析と抜本的改善策が明示されないまま、新規相談施設が構想されたことには問題がある。児童相談所・家庭児童相談室との関係を明確にし、児童相談システムの混乱を避ける必要があろう。

9) 児童虐待対応と児童相談所—児童虐待防止法成立までを中心に—

1990年代に、全国の児童相談所の児童虐待相談件数が徐々に増加している（1990年度1,101件が、1997年度5,352件、1998年度6,932件に増加している）。児童虐待の中には（後に紹介するように）保護者による児童の死亡事件も少なからず発生している。このような中で、各地の児童相談所や関係機関の取り組み、厚生省の取り組み、マスコミの対応などが進んだ。

児童福祉分野では、児童虐待問題は、児童相談所の相談援助活動を中心に児童福祉施設等の相談・援助活動などによって対処されている。これらの日常活動を補完する形で厚生省からいくつかの事業が通知されていた。

従来、「児童虐待ケースマネジメントモデル事業」（1996年5月15日通知）が代表的なものであった。「家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業」（1997年6月5日通知）による電話相談も一部児童虐待への対応を含んでいた。

「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（1997年6月20日通知）は、包括的なものであり、要保護児童発見者の通告義務（法第25条関係）、立入調査等（法第29条関係）、児童の一時保護（法第33条関係）、児童福祉施設入所等の措置（法第27条、28条関係）、親権喪失宣告の請求（法第33条の7関係）などについて従来より一歩踏み込んで厚生省の見解を示した。ただしこの通知については、背景にある法律の整備がかならずしも十分でないこと（たとえば親権喪失に関する法制度の不備、一時保護の適正手続の不備など）、児童相談所に従来よりも多くの権限を認めるかの通知であるが、現在の児童相談所の体制で十分取り組めるのであろうかなどの疑問・意見が予想された。

なお厚生省は、1998年3月31日、「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」を通知し、「国民の通告義務についての周知徹底」などを強調した。

厚生省関係の1999年度予算案では、「児童養護施設における被虐待児等に対する心理療法の導入」として「心理療法を必要とする被虐待児等が10人以上入所している施設に心理療法を担当する非常勤職員等を配置」として、1億2,727万円を計上した。厚生省の「児童養護施設における被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について（案）」（この通知は、1999年4月30日に児童家庭局長通知として発出された）によれば、該当施設に対しては、1施設あたり年額1,845,758円の職員雇上費の加算がある（「全国

児童福祉主幹課長会議資料」参照）。この事業は、児童の自立支援計画に位置づけ、週5日程度実施するとされている。心理療法職員の配置施設数は、新聞報道などによれば、百数十箇所とされている。今後、心理療法を担当する職員をどのように確保・養成するか、非常勤職員で安定した長期的視野からの取り組みができるのかなど課題を残している。なお厚生省は、『子ども虐待対応の手引き』を作成し、関係機関に配布した（この『手引き』は、日本児童福祉協会より、1999年3月に公刊されている）。

また厚生省が、「子ども虐待の定義を拡大」することを全国の児童相談所長に指示したことも報道された（『朝日新聞』1999年7月5日）。報道によれば、「厚生省が新たに子ども虐待にあたるとした主な行為」は、「①身体的虐待：殴る、ける、食事を与えない、冬戸外に閉め出す、布団蒸しにする、一室に拘束する」「②性的虐待：子どもへの性交、性的暴力、性器や性交を見せる、ポルノの被写体などに子どもを強要する」「③心理的虐待：言葉による脅かし、無視や拒否的な態度、自尊心を傷つけるような言動、他のきょうだいとは著しく差別的な扱い」「④ネグレクト：家に閉じこめる、病気になるっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したままたびたび外出する、乳幼児を車に放置する、適切な食事を与えない、下着などを長期間不潔なままにする」などである。

これらの動きに呼応するように「児童虐待の防止等に関する法律」が2000年5月17日に成立した（施行時期は、2000年11月20日）。

ところで児童虐待の防止のためどのような法律が対応しているかという点について石川稔『子ども法の課題と展開』は、刑法による対応、民法による対応、児童福祉法による対応の3つを挙げている。児童虐待防止立法の議論では、少なくともこれらの法律のあり方が問われることになる。

さて「児童虐待防止立法をめぐる動き」であるが、1998年度の児童相談所における児童虐待相談件数が6,932件に急増したことをふまえ、1999年11月24日には、6省庁・20関係団体による初の「児童虐待対策協議会」が開催された。ここでは、厚生省から、1998年度に児童相談所の関与・被関与を含め41人の児童が虐待により死亡したことが報告されている（『福祉新聞』1999年11月29日参照）。このような動きをふまえ児童虐待防止に関する法制度の改正問題（児童福祉法や民法など）や児童相談所の体制強化問題（組織の見直しなど）が浮上した。

1999年11月～12月の平湯真人弁護士の一連の報告（「虐待防止立法に向けて政府と国会の動き（報告）」など—子ども虐待防止センター・CCAPホームページ）によれば、衆議院青少年問題に関する特別委員会関係議員の中に「できる範囲のものを議員立法で」という動きがあった（ただし、この時点では、厚生省は立法化に消極的であったとされている）が、結果として第146臨時国会における立法化は断念され、特別決議をすることになった。

同特別委員会は、1999年12月10日「児童虐待の防止に関する件」を全会一致で採択した。この決議は、「政府は、次に掲げる諸点について関係者の意見を聴取し、万全の措置を講ずべきである」として、「1、国民に課せられた通告義務に対し、啓発および広報の徹底を図ること、2、児童相談所の体制と専門職員の充実および児童養護施設の改善を

図ること、3、24時間対応窓口の整備につとめること」など8項目を掲げ、「立法院は、本問題の早期解決を図るため、児童福祉法その他関連法の必要な法整備を早急に講ずることとする」と結ばれている。

他方、「厚生省が、児童福祉司の枠（1999年5月現在で1,223人）を拡大し、全国で74人分の増加を図る（2000年度の普通交付税で財源を手当てする）ことが、9日、分かった」とする報道もあった（『朝日新聞』2000年3月10日）。厚生省の説明によれば「平成12年度普通交付税の積算基礎において、標準団体あたりの児童福祉司の人数が16人から17人に見直される予定である。」という（「全国児童福祉主管課長会議資料」2000年3月9日）。なお同じ資料によれば、児童虐待への対応の一環として、全国に17か所設置されている情緒障害児短期治療施設について「各都道府県に少なくとも1か所は整備する必要があると考えている。」という方針が提示されている。ただし「県の財政問題などもあり新設が困難な場合には、児童養護施設の一部転用などにより、情緒障害児短期治療施設の整備促進を図るよう引き続き指導されたい。」とある。やや慎重な対応が必要であるといえる。

児童虐待防止立法に関しては、民間団体や研究者の動きもある。例えば、子どもの虐待防止センターは、「子どもの虐待防止立法についての基本的な考え方」（2000年2月-子ども虐待防止センター・CCAPホームページ）を発表している。研究者では、吉田恒雄が「児童虐待に関する児童福祉法制度改革の提言（改訂版）」（1999年12月21日-CCAPホームページ）を発表している。両見解は、直ちに立法の内容を成文化したり、法律案化を進めるというのではなく、かなり慎重な態度をとっているようである。日本弁護士連合会も『ドメスティック・バイオレンス防止法律ハンドブック』において児童虐待防止について提言しているが、該当箇所は、「援助システムの運用改善・法改正の提言」という表題に見られるように、現行法制度の運用の改善と民法・児童福祉法の関係部分の改正を提言している。

この時期（2000年1月）に、全国の児童相談所に対し行われた全国児童相談所長会の調査は、必ずしも単独の児童虐待防止立法につながるとはいえないが、何らかの法改正に向かっていると見える。この調査（筆者は、調査方法の詳細を把握していないが）の調査項目は、質問項目（9）以外は、あらかじめ設定されていたようである。質問項目は、法律・制度の整備に関して、（1）児童虐待の定義の明確化、（2）児童虐待の禁止および罰則、（3）関係機関の通告義務および誤認通告の免責規定の法律整備、（4）介入機能（立ち入り調査、一時保護）と相談・支援機能の役割分担、（5）立ち入り調査の具体的権限、（6）法第33条の7による後見人選任請求を行う後見人は、機関および団体後見に変更、（7）親権の一部（身上監護権）の一時停止、（8）懲戒権（民法第822条）の廃止、（9）その他の法律・制度の整備、について賛否および意見を問うものである。（1）～（8）までの項目については、いずれも174児童相談所中、110相談所以上が賛成と回答している。全国の児童相談所が、児童虐待の対応のために法制度の整備を切実に要望している実態が明らかにされている。ただし、その他項目には、「法改正前に体制整備が必要である。通告制が周知されれば、虐待件数は急増し、相談処理体制が整わない。」「職員数の絶

対的不足で十分な対応ができない。」「児相職員の資格要件を厳密にし、義務づける。」などの回答があることに注意すべきである。

ところで児童虐待防止立法をめぐる動きは、2000年4月27日に与野党合意案「児童虐待防止法案（仮称）骨子案」がまとめられ、一気に具体性を帯びてきた。5月9日には、自民、公明、保守の与党三党が「児童虐待の防止等に関する法律案」を決定し、与野党共同による議員立法として5月11日に国会に提出された。その後5月17日の参議院本会議において「児童虐待の防止等に関する法律」が全会一致で可決・成立し、5月24日公布された（法律第82号）。また厚生省は、法案成立が確実になったことを受けて5月10日、1999年3月にまとめた『子ども虐待対応の手引き』を見直す方針を決めたと報道された。関連して、児童相談所運営指針も改訂され、厚生労働省『児童相談所運営指針 平成12年11月改訂版』として2001年に公開された。

その他にも児童虐待防止ないしは児童相談所をめぐるいくつかの動きがあった。

東京都では、都内11か所の児童相談所全ての土曜日開庁を2000年5月20日より実施した。埼玉県では、「児童虐待の防止等に関する法律」の成立を受け、県内の児童相談所の土曜開庁を検討するとしている（『朝日新聞』5月23日）。また、青森県では、新たに2か所の児童相談所支所を開設し、4月より業務を開始している（『朝日新聞』5月18日）。児童相談所増設の傾向が見え始めたといえるが、なお今後、全国の児童相談所の動きを注視する必要がある。

ところで、児童福祉法第28条による児童虐待救済のための児童相談所長から家庭裁判所への施設入所承認の申し立ての件数は、昨年1年間で97件（速報値）であり、前年の1.5倍、10年前の約7倍であったという（『毎日新聞』2000年5月22日）。

また、児童虐待の相談件数については、全国児童相談所長会の集計によれば、1999年度は、12,374件であったという。なお同所長会は、6月16日、児童福祉司の増員などを厚生省に要望することにしたと報道された（『朝日新聞』6月17日）。

3 児童相談所と市町村児童家庭相談 —2004年児童福祉法改正がもたらしたもの—

児童相談所・児童福祉施設等のあり方等を見直す児童福祉法改正法案（「児童福祉法の一部を改正する法律案」（以下「法律」）が2004年2月10日に通常国会に提出され、11月26日に可決成立（12月3日公布）、順次施行（主要部分は2005年4月1日）された。これによって、児童相談所の体制は、市町村児童家庭相談の法定化と共に大きく変貌することになった。ここでは、改正児童福祉法の児童相談に関係の深い部分の内容を提示し、その問題点を指摘する。

1 「児童相談に関する体制の充実」をめぐる

（1）改正児童福祉法の「児童相談に関する体制の充実」には、「児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化する」として、児童家庭相談の一義的窓口を市町村とし、児童相談所の役割をいわゆる後方支援に位置づけている。こ

の点について厚生労働省は、「市町村が取り扱う相談は、虐待を受けた児童に関するものに限られるものではなく、障害児や非行児童の福祉に関する相談等、子どもやその家族に関するあらゆる相談が含まれる」と解説している（「児童虐待対策の充実・強化」）。このような改正には、児童相談所の性格を大きく変化させる内容が含まれている。特に、「児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化する」という内容は、児童相談所が広汎な児童問題に対応してきた「住民に浸透した機関」としての性格を大きく変化させるものである。私見では、児童相談所は、後方支援機関の位置づけではなく児童福祉の第一線機関としての性格を維持すべきである。なお、この点はさらに（５）で触れる。

（２）また「児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化する」および「地方公共団体に要保護児童に関する情報の交換等を行うための協議会（要保護児童対策地域協議会－法案要綱参照）を設置できる」は、住民に身近な市町村で児童相談を行うという趣旨と理解できる。しかし半面で、地方分権を推進する政策の流れを考慮するならば、都道府県の福祉サービスに対する責任を弱体化し、多くの責任を市町村に移管していく流れと呼応する法律であるという懸念も深い。なお、「協議会を構成する関係機関等のうちから、協議会に関する事務を統括する（中略）、要保護児童対策調整機関を指定する」（法律要綱）とされている。この「要保護児童対策調整機関」がどのように設置されるのか、児童相談所の役割の変化とともに注目された。

今回の改正児童福祉法の児童相談（所）体制の改正の大きさを分かりやすくするために、以下に児童相談（所）に関する旧児童福祉法の規定と改正児童福祉法の主な規定を示す。

児童相談（所）に関する旧児童福祉法（2004年3月31日まで）の主な規定

第5節 児童相談所、福祉事務所及び保健所

第15条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

第15条の2 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

- 1 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- 3 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- 4 児童の一時保護を行うこと。

②児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第1号から第3号までの業務を行うことができる。

児童相談（所）に関する2004年改正児童福祉法の主な規定

第3節 実施機関

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 3 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ②市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

1 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。（ゴチック化は筆者）

2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。（以上ゴチック化は筆者）

②都道府県知事は、市町村の前条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

②児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務及び同項第2号ロからホまでに掲げる業務（→第11条ゴチック部分－筆者注）を行うものとする。

③児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

④児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

(3) 今回の児童福祉法改正において以上に示した内容以外にも、児童福祉法第25条、第25条の6、第25条の7が部分的改正ないしは新設された。これらの条文も(1)(2)と関連して市町村の役割を示す条文として重要な意味を持つものである。後にも触れるが、特に、第25条(要保護児童発見者の通告義務)では、要保護児童発見者の通告先に市町村が加えられた。新設の第25条の6(状況の把握)では、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所は、第25条の「通告」を受けた場合、「速やかに当該児童の状況の把握を行うものとする」と規定された。同じく新設の25条の7(通告児童に関する措置)では、市町村(福祉事務所設置市町村の場合)は通告児童等について、「児童相談所へ送致する」「知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる」等の「措置を採らなければならない」ことが規定された。ただしこれらの条文は、児童福祉法第27条(都道府県の採るべき措置)でいう措置とは相当に重みが違うものであり施設入所措置などは当然含まれない。また、児童相談所が有している一時保護等の職務権限も付与されていない。このことが後に論じる市町村児童家庭相談の法的権限問題に繋がることになる。なお、児童福祉法第30条(同居児童の届出)第3項の「保護者が経済的理由等により児童を養育しがたいときに相談しなければならぬ先」に市町村が加えられたことも記しておきたい。ただしこの条項は、これまで実務において明確に活用されてこなかったように思う。筆者はこの問題を「保護者等からの任意の相談」「通告(義務)による相談」に加えて「届出義務による相談(第3の相談)」として論じた(竹中:2004年)。

(4) 今回の法改正では、児童福祉法本文には明記されていないが、児童福祉司の任用資格要件の大幅な見直しが行なわれた。児童福祉法第13条(児童福祉司)第2項第5号は「前各号に掲げる者と同等の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの」規定している。この規定と関わって2005年2月の改正「児童福祉法施行規則」には、保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員などについて、一定の実務経験あるいは講習課程の修了により児童福祉司任用資格を取得できることが明記された。

児童福祉司の専門性を広い意味でのソーシャルワーク(共通基盤)とするならば、これらの多様な経歴の職員をどのように「ある程度の共通基盤を持った児童福祉司として養成していくのか」が課題となる。

(5) 「要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し」は、多くの議論と要望のある課題である。「(児童福祉法第28条により一筆注)家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置について有期限化」について「要綱」は、「家庭裁判所の承認を得て都道府県が行う児童福祉施設への入所措置の期間は2年を超えてはならない(ただし更新規定もある一筆注)」としている。2年間という期間の根拠は何か、2年間で家族統合などの問題(そこに生じる可能性のある家族間葛藤など)が解決するのかなど議論のあるところである。

「法律概要」の「児童の保護者に対して児童相談所が行う

指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組み」とは分かりにくい表現である。「法律要綱」では、「保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等」において「家庭裁判所は1の措置(家庭裁判所の承認を得て都道府県が行う児童福祉施設への入所措置一筆注)に関する承認の申し立てがあった場合は、「都道府県に対し、期限を定めて、当該申し立てに係る保護者に対する指導の措置に関し報告及び意見を求めることができる」とともに「当該承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導の措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導の措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる」としている(ゴチック化は筆者)。

家庭裁判所の承認を得て施設入所措置を行う場合、都道府県は、家庭裁判所から、①「当該申し立てに係る保護者に対する指導の措置に関し報告及び意見」が求められる。また、上記承認の審判において、都道府県は、家庭裁判所から(必要な場合には)、②「当該保護者に対し指導の措置を採るべき旨」を勧告されるのである。このような「求め」や「勧告」に応えるのが児童相談所であるとすれば、児童相談所の業務は2重に重くなるのではなからうか。児童福祉現場から見ると肩すかしの制度改正と言うことができよう。このことは、児童福祉相談行政側に、「これでは、司法判断を求めることに消極的にならざるを得ない」という姿勢を生み出す懸念もある。

(6) 児童相談所の「3つの基本条件」から見た検討

旧版「児童相談所運営指針」(2001年)は、第1章第1節の「1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念」の(2)で、「児童相談所における相談援助活動は、すべての児童が心身共に健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう児童及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため常に児童の最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要である」(ゴチック化は筆者)とし、(3)では、「児童相談所は、この目的を達成するために、基本的に次の3つの条件を満たしている必要がある」として、次の3項目(これを「3つの基本条件」と呼ぶことにする)を示している。

「①児童福祉に関する高い専門性を有していること

②地域住民に浸透した機関であること

③児童福祉に関する機関、施設等との連携が十分図られていること」

上記の「1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念」は、1990年に改訂された「児童相談所運営指針」に登場し、「はじめに」において、当時の厚生省児童家庭局長が「昨年11月20日には、国際連合において『児童の権利条約』(仮称)が採択されるなど、世界的にも児童に対する関心が高まっています」と記しているように、明らかに子どもの権利条約を意識した改訂でもあり、児童相談所の理念の到達点を示したものであろう。

ところでここに示された「3つの基本条件」は、それぞれ切り離して捉えることは適切でなく、総合的に理解する必要がある。

「専門性」「地域住民に浸透」「連携」はどれを取ってもこ

れまで児童相談所が歴史的に追求してきた事柄である。「専門性」とは、単に高い専門性を追求するというのではなく、「地域住民」の利益の立場に立った、また「児童福祉関係機関等との連携を深める」という立場に立った専門性である。

「地域住民に浸透」することも、適切な専門性を確保すること、また児童福祉機関等との連携を深めることをもって可能である。

「連携」は、「地域住民に浸透」という目的を持つ。また、公的相談機関としての適切な専門性のない連携は空虚である。

このように考えると少なくともこれまでの児童相談所は、「3つの基本条件」を総合的に追求してきたところに貴重な存在意義があったと言えることができる。今回の法改正は、このような「3つの基本条件」を総合的に追求する児童相談所のあり方を変質させる懸念がある。

2) 市町村児童家庭相談体制はどうなった

改正児童福祉法では、市町村はどのような体制で児童家庭相談に応じるのであろうか。

まだその体制は過渡期特有の流動的要素があるが、現在分かっている範囲でイメージを描いてみたい。

新法の大きな特徴は、児童家庭相談の一義的窓口を市町村に位置づけたことである。

この点について厚生労働省は、先に触れたように、市町村が取り扱う相談は、「子どもやその家族に関するあらゆる相談が含まれる」としている（厚生労働省「児童虐待対策の充実・強化」2004年12月）。「児童家庭相談はまず市町村窓口へ」と言うのが分かりやすいであろう。なお、児童福祉法（新）第25条も、「要保護児童を発見したものは、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない（以下略）」と改正された。要するに、要保護児童の通告先に市町村が加えられた。

厚生労働省の「市町村児童家庭相談援助指針」（2005年2月）によれば、市町村において、相談・通告への対応（受付）、児童記録票の作成、受理会議（緊急受理会議）、調査、援助方針の決定、援助の実施、ケース検討会議、相談援助活動、他機関送致、施設退所後の相談・支援（アフターケア）、など広範な児童家庭相談に取り組むことになる。

これに対して児童相談所は、たとえば、新法第11条にあるように「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること」あるいは「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと」になる。「児童虐待対策の充実・強化」（2004）によれば、「都道府県（児童相談所）の役割を、専門的な知識および技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化する」ということになる。「市町村への後方支援」が児童相談所業務のキーワードである。

「市町村児童家庭相談援助指針」には、都道府県の場合は、都道府県（児童相談所）と表記されているのに対し、市町村の表記には、（ ）に示すものが特定されていない。では市町村は、どのような体制で家庭児童相談に応じるのであ

らうか。市町村の児童家庭相談の拠点は、必ずしも明確ではないが、一つは、市町村の相談担当者であり、二つは、「要保護児童対策地域協議会」、三つ目は、地域の広範な関係機関等であろう。

(1) 市町村の児童家庭相談担当者

市町村の相談担当者について、法律は明確に規定していない。「市町村児童家庭相談援助指針」（2005年2月）の「児童家庭相談援助の体制」によれば、「児童家庭相談については、福祉事務所や保健センターを含め、現に市町村が一定の役割を担っているが、今後とも、児童家庭相談に的確に対応できるよう、必要な職員を確保するとともに、児童家庭相談を担当する職員及び組織としての責任者を明確にしておくことが重要である」とされている。要するに市町村には児童相談所のような特定の相談機関があるわけではなく、人材の確保もこれからの課題である。「児童家庭相談を担当する職員及び組織としての責任者を明確にしておく」ということなのである。

(2) 要保護児童対策地域協議会と要保護児童対策調整機関

新法第25条の2には、「地方公共団体は、単独または共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる（以下略）」と定められている。これは要するに広範な児童家庭相談関係機関のネットワークであり、「市町村児童家庭相談援助指針」には、「現在、市町村において取り組みが進みつつある虐待防止ネットワークについては、地域協議会に移行することが適当である」（第4章第6節）との指摘もある。

また地方公共団体は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから協議会の中核となる機関を「要保護児童対策調整機関」に指定することになっている。

協議会においては、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」などを行い、要保護児童等に関する情報の交換、支援内容の協議などを行うこととされている。

(3) 地域の広範な関係機関等

「児童虐待対策の充実・強化」（2004）には、協議会の構成員として、児童福祉関係〔市町村の児童福祉・母子保健等の担当部局、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、保育所（地域子育て支援センター）、児童養護施設等の児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親、児童館、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会等〕、保健医療関係〔市町村保健センター、保健所、地区医師会、医師、歯科医師、保健師、等〕、教育関係〔教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校〕、警察・司法関係〔警察署、法務局、弁護士会、弁護士〕、その他〔NPO、ボランティア、民間団体〕が示されている。

以上の仕組みをみると、やはり肝心の市町村の児童家庭相談機関（相談の拠点）が不明確なままであることが気になる。ネットワークに依拠するとしても、肝心の相談拠点が不明確では、市町村ごとにまちまちな相談体制となり、児童家庭相談の市町村格差が生じ、相談援助内容の一貫性・

継続性・専門性の水準の確保が難しいのではなからうかと思う。

なお2004年児童福祉法改正（基本事項の施行は2005年4月）に対応して「児童相談所運営指針」も2005年2月14日付で大幅に改訂され、2005年9月に「児童相談所運営指針」「市町村児童家庭相談援助指針」の両指針を合わせて公刊された。

4 障害者自立支援法と児童相談所

障害者自立支援法案（以下必要に応じて、支援法と略す）が、2005年10月31日に成立し、2006年に施行された（国などの負担・利用者負担の見直しに関する事項等は4月、新たな施設・事業体系への移行に関する事項等は10月）。支援法の根幹には、**応益（定率）負担1割の原則**（負担上限の設定や減免措置はある）がある。この方式は、原則として、障害が重い障害者ほど多くのサービスが必要となるため負担額も増大するという方式であり、そのこと自体が社会保障・社会福祉の精神を踏み外したものと批判されている。支援法は、①障害福祉サービスに係る「**自立支援給付**」と②市町村の創意工夫によって実施される「**地域生活支援事業**」によって構成される「**総合的な自立支援システム**」を構築するものであるとされている（厚生労働省・全国社会福祉協議会：2006参照）。また、「**障害者自立支援法案の概要**」（2005年10月18日「第25回社会保障審議会児童部会資料」）に見られるように身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健福祉法に渡る広範な制度改正を含む。以下では、児童福祉の視点から、自立支援法が、障害児施設福祉と児童相談所および両者の関係さらに児童福祉措置制度にどのような影響を及ぼしていくのかを中心に検討することにする。

「**法案の概要**」（第25回社会保障審議会児童部会資料、2005年10月18日）によれば、**給付の手続き**は、「給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。・障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。」とされている。

また、**利用者負担**は、「障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。（残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。）」とされている。

「**障害児施設の契約等について**」（2006年1月25日「全国厚生労働関係部局長会議資料」）では、**児童相談所の役割**と関わって、「虐待等や利用契約になじまない場合等、児童の人権擁護のため、措置による入所等が適切であると児童相談所が判断した場合については、措置とするものとする。このため、支給決定を行う際には、児童相談所と適切な連携の上、支給決定事務を進められたい。」「（支給決定の）実際の事務については、児童相談所、福祉事務所においても行うことができる」とされている。ここでは、特例的な「措置」の決定は児童相談所が行うが、障害児施設給付費等の支給決定事務も児童相談所が担うことも想定されている。

「ある児童は措置に、別の児童は障害児施設給付費へと振り分ける事務（保護者負担は大幅に異なる）」は、実務の場

面を想像しただけでもその困難さ（保護者も辛い判断を迫られる）が目につく。さらにこの「児童相談所長の意見を聴く制度」「支給決定事務」も、概ね5年後に「利用事務の市町村移譲」が実現すれば、児童相談所を離れる（少なくとも児童相談所の位置関係は変化する）可能性もある。そうなれば、現場は長期展望のない制度に振り回されかねない。

なお、障害者自立支援法の施行および2006年4月にまとめられた「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」報告書等を踏まえて、2006年9月27日付、「児童相談所運営指針」が改訂された。

ところで障害者自立支援法は、2009年9月に誕生した民主党政権のもとで遅くとも2013年8月までに廃止し「新たな総合的な福祉法制を実施する」ことが決定している。新たな「障害児福祉制度」のあり方が注目される（2010年1月7日「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）との基本合意文書」参照）。しかし、このような基本合意があるにもかかわらず、2010年12月に障害者自立支援法が「改正」された（改正法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」という長い名称である）。廃止されるはずの障害者自立支援法の延命・復活につながる法改正であると批判と危惧の声もあり（『みんなの願い』2011年2月号、『福祉のひろば』2011年3月号等参照）、今後「改正法」の「廃止・新制度への移行」の動向が注目される事態となった。

5 2007年児童虐待防止法等改正と「臨検・捜索」の導入

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が2007年5月に成立した（施行は、2008年4月）。

この改正について、改正法の「概要」においては、「児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しを行う」とされている。

この法改正によって、①児童相談所等の安全確認措置が義務化された、②児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求が制度化された、③解錠等を伴う立ち入り調査が可能とされた、④一時保護および保護者の同意による施設入所の間も面会・通信の制限が可能とされた、⑤都道府県知事による保護者への接近禁止命令が制度化された、⑥保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所等の措置を講じることが明確化された、などにみられるように、「児童虐待防止対策の強化」が図られることになった。

上記③は、改正児童虐待防止法「第9条の3（臨検、捜索等）」等に関わるものである。同条には、「都道府県知事は、（中略）（地方裁判所等が発行する）許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる」との規定がある。この「臨検・捜索」について、厚生労働省（2007）の『改正児童虐待防止法に

係るガイドライン（素案）は、「(7) 臨検又は捜索に当たって可能となる処分等」において、「①解錠その他必要な処分」をあげ、「児童相談所の職員等は、臨検又は捜索をするにあたって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる」とされていること（以下略）」としている。また、仁田山義明（2008）の法令解説では、「改正法では、裁判官の許可状を得た上で解錠等の実力手段をもって保護者の住居内に立ち入ることができる臨検・捜索制度が導入されることとなった」と解説されている。「臨検・捜索」の具体的な手法（手続き）などは、日本子ども家庭総合研究所（2009）に詳しい。

しかし、これらの改正で、児童福祉現場の児童虐待への対応が充実したと言えるのかについては疑問も多い。これらの改正では、児童相談所や都道府県の「権限」は強化されたが、保護者への支援・援助、虐待された児童への援助は、必ずしも充実したとは言えない。強い権限により、親と子どもを分離したり、親に出頭を求めたりすることができるようになったが、その後、保護者や子どもを支援・援助する手だてが十分保障されているとは言えない。児童相談所等相談機関の抜本的充実、児童養護施設の最低基準の大幅引き上げ、支援・援助の方法論の確立などが求められている。改正法の施行状況が注目されるが、2009年5月「昨年4月施行の改正児童虐待防止法で虐待の恐れのある家庭に児童相談所（児相）が解錠して立ち入ることを可能にした『強制立ち入り調査』（臨検）の実施が、施行後1年で2件にとどまっていることが分かった。強制立ち入りに先立つ『出頭要求』は、少なくとも7県4政令指定都市で計24件出ている」と報道された（『毎日新聞』2009年5月31日）。この実績をどう見るか、様々な意見があろうが、筆者としては、臨検のような対応がきわめて少数であったことは、児童相談所の対応として健全であったとの感想を持った。

なお、筆者は、「臨検・捜索」のような手法が導入されたことは、児童家庭福祉ソーシャルワークのあり方から見ても憂慮すべき動向であることを別の論文「児童相談所・市町村における相談援助活動のあり方－児童家庭福祉ソーシャルワークモデルを考える－」（竹中：2010所収）において述べた。

6 被措置児童等虐待対応と児童相談所

2008年2月1日の第30回社会保障審議会児童部会において、以下に掲げる「児童福祉法等の一部を改正する法律案」の主な内容が明らかにされた。法案は、2008年3月に国会に上程されたものの廃案となった。その後、法案は、ほぼ同じ内容のまま国会に再上程され、2008年11月26日に可決成立した（主要部分は2009年4月1日施行）。

「児童福祉法等の一部を改正する法律（案）の主な内容」趣旨

- 1 児童福祉法の一部改正①（子育て支援事業関係）
 - (1) 子育て支援事業を法律上位置付け
 - (2) 家庭保育事業を法律上位置付け
 - 2 児童福祉法の一部改正②（社会的養護関係）
 - (2) 小規模住居型児童養育事業の創設
- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業（ファミリーホーム）を創設し、養育者

の要検討事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。（*養育者には、里親として一定の経験のある者のほか、児童養護施設等での一定の養育経験をもつ者が含まれることが想定されている。ただし、改正児童福祉法では、「養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類する者」は除くとされている。）

- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援（注：要支援とも）が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。
- (4) 年長児の自立支援策の見直し
- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申し込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。
- (5) 施設内虐待の防止
- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。
- (6) その他
- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

本稿では特に、児童相談所も一定に役割を果たすことになっている「(5) 施設内虐待の防止」について検討する。施設内虐待を防止することは是非とも必要な取り組みであるが、対策のあり方は、管理強化の方向だけではなく、基本的前提として、施設の養育力の強化、施設運営の民主化の実現などの対応が必要である。その点の検討の跡が見られない制度改正である。以下に筆者の検討内容を掲げる。

今回の児童福祉法改正に基づく被措置児童等虐待対応については、すでに、2009年3月の全国児童福祉主管課長会議において、『被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～』（以下、ガイドライン）が発表されている。36頁にわたる詳細なガイドラインである。目次の概要は以下の通りである。

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）
4. 早期発見のための取り組みと通告・届け出
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握および事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導

9. 都道府県児童福祉支援議会の体制・対応

10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

11. 被措置児童等虐待の予防等

ガイドラインについては、現場からも種々な意見や思いが伝えられている。ここでは、筆者の率直な感想をあげておきたい。

(1) よく言えば詳細・具体的であり、批判的に言えば、見るからに複雑で管理主義的色彩が濃厚である。現場の積極的な実践の気風に水を差し、被措置児童等虐待防止の細々とした規定を気にしながらの実践風土ができるのではなからうか。

(2) 国も自治体も、経営者団体も、児童養護施設などでの実践の基本理念、実践の基本的な方法論を育ててこなかったのかという疑念が浮かぶ内容である。

(3) 子どもの権利ノートなどの作成・配付・活用がどこまで進んでおり、何が解決し、何が解決していないのか、の検証が必要なのではなからうか。解決していない課題が多いとすれば子どもの権利ノートの作成・配付・活用のどこに問題点があるのだろうか。

(4) すでに公表されている、**児童自立支援対策研究会編**(2005)『子ども・家族の自立を支援するためにー子ども自立支援ハンドブックー』はどのように活用されたのであろうか。このハンドブックの意義や問題点、限界は何なのかの検証はされたのであろうか。

(5) すでに設けられている「苦情解決制度」により問題がどこまで解決され、どこからが解決されないのか、その検証が必要ではないか。児童福祉の場合、苦情解決制度は「児童福祉施設最低基準第14条の2(苦情への対応)」に定められている。その概要は、①児童福祉施設は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に対応するために「苦情を受け付ける窓口」を設置し、②処遇について都道府県・市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行う、③運営適正化委員会(社会福祉法第83条)の調査(社会福祉法第85条第1項)にできる限り協力する、というものである。このような方式を有効に機能させれば、「施設内虐待の防止」もできていたのではなからうか。

いずれにしても近年だけでも様々な制度や指導的文献が公表されているがこれらの意義や限界の検証作業はどうなっているのであろうか。

(6) ガイドラインの「II-11. 被措置児童等虐待の予防等」には、1) 風通しのよい施設運営、2) 開かれた組織運営、3) 職員の研修、資質の向上、4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等、の4点が示されている。これで十分とは思わないが、この4点は、多くの関係者が必要を認める内容であろう。しかし、現実はこの4点はどのように実現しているのか、その検証がなされ、実現への道筋が検討されなければならないのではなからうか。

(7) 児童福祉法と児童虐待防止法の矛盾・競合が少なからず露呈してはいないだろうか。

例えば、「II-2. 児童虐待防止法との関係」では、次のように述べられている。

「① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、今回新たに被措置児童等虐待の対象に該当することになります。

② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、

児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、今回、さらに被措置児童等虐待に該当することになります(児童虐待防止法に分散させずに)。」

本来児童福祉法において(児童虐待防止法に分散させずに)子どもの権利が守られ、権利侵害が防止される制度が望ましかったのではなからうか。

(8) 「II-4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制」には、「・児童相談所は、通告や届出を受理した場合の都道府県(担当部署)への通知を行うとともに、都道府県(担当部署)の求めに応じ、被措置児童等の調査や子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行います。」とさりと書かれているが、児童相談所の現場にこのように問題に即応できる体制・条件はあるのだろうか。

また、「II-5. 初期対応」の「児童相談所において確認する事項」では、「被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害(届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと)が生じないよう、配慮することが必要です。手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮も必要です。被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合も、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。」などと詳述されている。児童相談所と施設の(信頼)関係は、どうなってしまうのか深い懸念を覚える内容である。これまでの、当該児童相談所と施設との関係が、形式的で浅いものであれば(そうならざるを得ない両者の体制の不備等があれば)、上記のような対応は困難を極めるであろうし、当該児童相談所と施設との関係が、十分に継続的で深いものであれば、上記のような対応とは自ずから異なった対応が可能なのではなからうか。

(9) 様々な制度を次々に作っても、現場に起きる問題が解決しないのはなぜなのか。この点を深く解明せずに、問題対応のための制度を新設する姿勢をとり続けるならば、制度はどんどん増えていくのではないだろうか。例えば、将来、「被措置児童等虐待の予防を可能とする職員資格更新制度(職員再教育制度)」などができるのではないかという予感さえする。

(10) **横田光平**(2009)は、今回の法改正に関わって「次の課題は、現在児童福祉法等の法令に定められている関係機

関の具体的な諸権限が『被措置児童等虐待』等に十分対応しうるものであるか再検討し、必要に応じてそれらの諸権限の定めを改正し、より実効的な法的仕組みを整備していくことである」と述べている。法理論上はこのような展開になることは理解できるが、この論理で行けば、法施行後も、被措置児童等の虐待が起きれば、さらなる法改正が続いていくことになる。本当にそれでよいのか、熟慮する必要がある。

7 厚生労働省と法務省における親権見直しの検討作業と法改正

「児童虐待の防止等に関する法律」が、2000年（平成12年）に成立し、平成16年及び平成19年に改正された。しかし、親権問題は、結論が先送りされてきた。その後、親権問題は、厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」と法務省・法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において検討されてきた。両会は、2011年になってそれぞれ報告書・答申をまとめた。その後政府は、2011年3月4日、両者をまとめて「民法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。法案は2011年5月27日に可決成立した（施行目標は、2012年4月とされた）。

1) 厚生労働省の報告書（2011年1月28日）について

厚生労働省は、2011年1月28日に、報告書（専門委員会報告書）を取りまとめ公表した。その主な内容は、次の通りである（厚生労働省ホームページによる）。

「1. 入所中の子どもの福祉のために施設長が行う養育上のごとに、親権者は不当な主張をしてはならない。

2. 現行の親権喪失に加え、親権停止、管理権喪失の審判も児童相談所長が家庭裁判所に請求できるようにする。

3. 一時保護中の子どもの場合も、児童相談所長が養育に必要なことを行える権限を明確にする。

4. 一時保護が親権者の同意を得られないまま2か月を超える場合は、2か月を超えるごとに都道府県児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 里親の下にいる場合や一時保護中で、親権者のいない子どもについて、未成年後見人が見つかるまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設ける。」

なお、「本報告書を受け、厚生労働省では、今国会に児童福祉法改正案を提出するための準備を進めていきます。」とされている。

この改正を実施するならば、児童福祉施設入所中の子どもに対する施設長の権限、一時保護中の子どもに関する児童相談所長の権限などが明確化されることになる。ただし、児童福祉施設長や児童相談所長の権限が適切に行きわたるかを、何を基準に、どのように判断するのかなど難しい課題も残している。近年児童福祉施設などにおいて、措置児童の人権侵害事件が少なからず発生したことなどを考慮すれば、このような課題を重視してとりくむ必要がある。

2) 法制審議会の答申（2011年2月15日）について

法制審議会第164回会議（2011年2月15日開催）の状況は次のように公表されている（法務省ホームページ）。「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する諮問第90号に関し、『児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案』に基づき審議がされた。審議・採決の結果、同要綱案は、全会一致で原案どおり採択され、以下の内容で直ちに法務大臣に答申することとされた。」

上記「要綱案」は、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会第10回会議（平成22年12月15日開催）で取りまとめられたものであり、「親権喪失等」の主な内容は次の通りである。

「1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権停止の審判

① 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。

② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。」

なお、この見直しについては、「法務省は3月に民法等の改正案を国会に提出し、今国会での成立を目指す方針だ。」と報道された（『福祉新聞』2011年2月21日）。

この改正を実施するならば、「親権喪失の審判」だけでなく「親権停止の審判」などが導入される。

「親権喪失」は親子関係に与える影響が強すぎるなどのため、実際上使いにくい制度になっていたが、「親権停止」は「2年を超えない範囲内」という制限付きであり、親の実態に即して、停止期間を決めることができる。また、「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し」の手続きも定められる。しかし、「親権停止」期間を「2年を超えない範囲内」に定めたとして、その間に親に対してどのような積極的な働きかけができるのか、何をもちて停止期間の範

囲を決める基準とするのか、また、どのような基準をもって「原因が消滅」と判断するのかなどここでも難しい課題が残されている。

3) 「民法等の一部を改正する法律」の成立と課題

「民法等の一部を改正する法律案」は、2011年5月27日に可決成立した。法案提出理由は次の通りである。

「児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等の措置を講ずるため、民法の改正を行い、これに伴い家事審判法及び戸籍法について所要の改正を行うとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

なお、法案の成立にあたって、衆院法務委員会、参院法務委員会でそれぞれ「附帯決議」がなされている。両附帯決議の第1項は「親権停止制度については、改正の趣旨の周知、関係機関の体制の整備、家庭裁判所と児童相談所の連携の強化など、制度の円滑な実施に必要な措置を講ずる。」とある。

いずれにしても、これらの法改正を実行あるものとするために、児童相談所や児童福祉施設の家族支援態勢および審判に関わる家庭裁判所の体制の一層の充実が望まれる。

8 児童相談所の展望

－児童相談所の歴史を振り返りつつ－

これまでに検討してきたことをふまえ、今後の児童相談所・市町村児童家庭相談体制はいかにあるべきなのかについて私見をまとめる。

(1) 児童相談所の約60年に渡る実践の蓄積を重視すべきである。時代は「構造改革」「規制緩和」「福祉サービスの市町村移譲へ」あるいは「民間でできることは民間へ」と流れている。しかし、広く要保護児童の福祉(権利保障)の仕事は、戦後史を通じて通時代的に国・都道府県・市町村の重要課題であり続けた。要保護児童の保護と権利保障は、「構造改革の時流に応え、小さな政府論を推進し、国家・自治体の財政節約に繋がるような仕事」ではないが、子どもが健全に育たない社会において社会不安は解決されない。過去の蓄積を活かし、そこに新しい課題に対する新しい対応の仕方を加えていく姿勢が必要であると思う。

(2) 特に近年は子どもの貧困が注目されており(子どもの貧困白書編集委員会編:2009、山野良一:2008)、児童虐待問題の背景にも貧困が潜在していることが指摘されている。このような時代における児童相談所は、他の社会福祉機関と同じように、子どもに影響する貧困問題をはじめ広く社会問題にも注目し、児童福祉に関わる地域のあり方や児童福祉の制度や社会資源のあり方にも目を向ける取り組みが必要である。地域福祉的発想、制度改善的発想(ソーシャルアクション)が求められるであろう(この点については、竹中哲夫:2010を参照されたい)。

(3) 児童相談所の設置は、人口50万人に1か所程度と定められていた(約250か所必要)が、過去に一度もこの設置基

準は満たされていない(この設置基準は、2009年3月改訂の児童相談所運営指針では削除されている)。児童相談所設置市として指定された金沢市、横須賀市(いずれも中核市)、および設置計画中の都市を加えても250か所には遠く及ばない。今後も、中核市、「児童相談所設置市」を含めて、少なくとも250か所を目標に増設の努力が求められる。

児童福祉法上は、市町村が児童家庭相談援助の第1義的窓口になったとはいえ、市町村は、大きささまざま、財政力にも大きな格差がある。このことが児童家庭相談の格差に繋がることは容易に予想できる。全国くまなく児童相談の機会を保障するために、児童相談所の適正配置(増設)が必要である。

(4) 児童相談所の制度設計についても検討が必要である。複数児童相談所を開設する場合、一点豪華主義ではなく、各児童相談所が児童相談所としての基本的判断能力と権限を持つよう設計する必要がある。特に、要保護児童の相談援助活動に関しては各児童相談所が専門的な判断機能と措置機能を確保する必要がある。

(5) 児童相談所の設置に際しては、一時保護機能を確保する必要がある。要保護児童(広義)に、適格な保護ないしは生活の安全確保と相談・援助を保障するために、基本的には各児童相談所が一時保護所を保持し、児童福祉司・児童心理司などの活動と一時保護の活動が一体のものとして行われる必要がある。このような意味から、今後増設・新規開設される児童相談所においても、一時保護機能を保持する必要がある。

(6) 児童相談所の職員体制の拡充も緊急の課題である。児童福祉司は、2012年4月より人口4~7万人に一人の基準設定を実現した。しかし児童福祉司の望ましい質・量の確保は今後の課題である。児童心理司は、未だ配置基準が確立していない。早急に、児童福祉司3人に児童心理司2人以上を確保し、1対1に到達すべきであろう。児童福祉司と児童心理司が協働で面接・家庭訪問をする体制になれば、児童理解は格段に深まり、援助の体制も充実するであろう。

(7) 市町村は2005年4月から「児童家庭相談援助」と同時に多様な「子育て支援事業」の運営を開始している。これらを実施するためには、「要保護児童対策地域協議会」のような体制(ネットワーク)では不十分であり、実際に日常的に児童家庭相談・子育て支援実務を行う機関(児童家庭相談の拠点)、たとえば、「児童家庭相談・子育て支援センター(仮称)」のような機関の設立が必要である。ネットワークは、安定的な拠点があってこそ成り立つものであり、拠点なきネットワークは、見かけ倒しに終わることが多い。ただし規模の小さい市町村に、このような拠点となる相談機関を設置することは難問であろう。

(8) そこで、規模の小さい市町村においては、現行制度の活用を前提に、「家庭児童相談室」の法制化や「児童家庭支援センター」の増設および役割の拡充と明確化を含む体制の強化が検討されるべきであろう。

ただし、「家庭児童相談室」は、全国に900か所以上が開設されているものの、非常勤職員が中心であり、若手・中堅職員を育成する体制に乏しい。非常勤職員には経験豊かな人が少なくないが、常勤・正規職員を配置しなければ相談機関としての業務の継続性・責任ある体制の確保の点で弱体となる。また家庭児童相談室は、児童相談所からの指

導措置の委託制度が法的に未整備であり、当面各自治体における指導委託制度を整備する必要がある。他方、「児童家庭支援センター」は、開設数が全く不十分であり、全国の市町村において機能するには未だ道が遠い。職員体制の充実も今後の課題である。

(9) 市町村児童家庭相談が本格化すれば、役割・機能・権限（法的権限を含む）などの整備が必要になる。しかしいずれにしても、多くの相談において児童相談所と市町村児童家庭相談は重なり合う役割が必要となる。

(10) 「市町村児童家庭相談援助体制における法的権限のあり方」については、慎重な検討が必要である。例えば、(1) 一時保護について一部の限定的機能を位置づける（例えば、①保護者の合意がある場合、および②保護者がいない児童の保護者が発見されるまでの緊急保護の場合）ことなどが考えられる。また、(2) 施設入所措置などは原則として児童相談所の総合判定などを前提とするため児童相談所が担う必要があると考えるが、市町村は、措置に関する意見書を提出できることを定める（児童相談所はその意見書を尊重することを規定する）などの手続き規定の法整備は、検討の余地がある。

ただし、強調しておきたいことは、市町村が一定の法的権限を持つとしても、単に権限の付与だけでは充実した児童家庭相談を行うことはできないということである。法的権限の検討は、市町村児童家庭相談援助の拠点の整備、人的体制の確保、児童家庭相談運営に必要な予算措置などを含む実施体制と合わせて総合的に考える必要がある。

(11) 市町村でこれらの課題を実行するために、市町村の既存の社会資源を活用することはいうまでもないが、それだけで対応できるとは考えられない。児童相談所の場合は、少なくとも①設置基準（人口50万人に最低1か所程度。ただしこの基準は削除されている）、②児童福祉司の配置基準（人口おおむね4万から7万までを標準）が明示され予算措置がなされている。それでも都道府県間に格差は生じている。市町村の場合このような基準は定められていない。これでは大きな市町村格差が生じることは想像に難くない。市町村の児童家庭相談体制の確立のため、都道府県・国に対して、財政支援・制度の改善を強く求めることが必要になるであろう。

(12) 2005年に創設（施行は2006年）された障害者自立支援法は、社会福祉基礎構造改革に象徴される一連の社会福祉改革の一つの帰結点となるものであり、障害児施設サービスにおいても、措置制度の原則廃止、利用契約制度の大幅な導入、応能負担から応益負担への転換、将来の課題としては障害児施設の利用事務の都道府県から市町村への移譲など、多くの問題点を含むものである。この（旧）障害者自立支援法は、民主党政権のもとで遅くとも2013年8月までに廃止し「新たな総合的な福祉法制を実施する」ことが決定しているが、新たな「障害児福祉制度」のあり方が注目される。

(13) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が2007年5月に成立した（施行は、2008年4月）。改正児童虐待防止法「第9条の3（臨検、搜索等）」等に関わるものである。同条には、「都道府県知事は、（中略）（地方裁判所等が発行する）許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索さ

せることができる」との規定がある。この改正では、児童相談所や都道府県の「権限」は強化されたが、保護者への支援・援助、虐待された児童への援助は、必ずしも充実したとは言えない。強い権限により、親と子どもを分離したり、親に出頭を求めたりすることができるようになったが、その後、保護者や子どもを支援・援助する手だてが十分保障されているとは言えない。またこのような強制的手法の導入は、児童家庭福祉ソーシャルワークの理念を逸脱する「改正」であるという見方もできる。

(14) 2008年児童福祉法改正によって導入された「被措置児童等虐待対応」について検討する。施設内虐待などを防止することは是非とも必要な取り組みであるが、対策のあり方は、管理強化の方向だけではなく、基本的前提として、施設などの養育力の強化、施設運営の民主化の実現などの対応が必要である。またすでに施設内虐待等を防止するために多くの施策が実施されている。「苦情解決制度」「子どもの権利ノート」の作成・配付などがそれである。これらの施策の適正運用と有効性の検証が必要である。このような検証作業を曖昧にしたまま、事件対応的に次々に制度を作ることは、かえって現場の実践を萎縮させる（マニュアル漬けにする）恐れがある。『被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～』の「Ⅱ-5. 初期対応」の「児童相談所において確認する事項」には、児童相談所と児童福祉施設の（信頼）関係を阻害することが懸念される内容もある。

(15) 現在、親権制度の見直しが進められた。この改正により、親権の一時停止制度の創設のほか、児童福祉施設入所中の子どもに対する施設長の権限、一時保護中の子どもに関する児童相談所長の権限などが明確化された。ただし、児童福祉施設長や児童相談所長の権限の適切な行使について、何を基準に、どのように判断するのかなど難しい課題も残している。「親権停止」期間を「2年を超えない範囲内」に定めたとして、その間に親に対してどのような積極的な働きかけができるのか、何をもちて停止期間の範囲を決める基準とするのか、また、どのような基準をもって「原因が消滅」と判断するのかなど、難しい課題が残されている。

近年、児童福祉施設などで措置児童の人権侵害事件も発生している。これらの問題を克服することも切実な課題である。いずれにしてもこのような制度改正は、児童福祉施設や児童相談所の職員体制の充実、家庭裁判所の職員体制の充実などがないと、適切に機能しないであろう。児童福祉関係者には、制度改正を踏まえて、必要な意見表明をすることが求められている。

(16) 補足：児童相談所史の課題 本稿は、児童相談所小史ないしは断片史であるが、多少まとまった児童相談所史にするためには、多くの課題が残されている。児童相談所の全体像の推移についても多くの資料を補足しなければならない。また、各地の児童相談所の独自の歩みについて、いくつかの例を挙げて論じる必要がある。また、各時代の相談事例・特徴的实践の掘り起こしも必要であろう。児童相談所の歴史の中で、貢献のあった人々の評伝も有意義であろう。子どもの貧困と児童相談所の課題についても研究する必要がある。児童相談所歴史年表（児童福祉歴史年表を含む）の整理も課題となる。これらを踏まえ、児童相談所

の歴史を生き生きと描き出し、歴史の考察を踏まえて、近未来の展望を描くことが課題となる。

注. アリス・ケニヨン・キャロル (Alice Kenyon Carrol) の人物紹介 (浅賀ふさ論文より抜粋・整理)

キャロル (女史) は、カナダ人、トロント大学卒業、同大学研究科にて社会科学のMS (マスター・オブ・サイエンス) を取り、なお2年の研究科の社会事業学校を卒業する。その後、2年間カナダのヨーク郡児童保護機関の職員となり、1942年カナダ全国精神衛生委員会により選抜された11名のソーシャルワーカーのもっとも若い一人として、英国保健省の避難者救済計画に参加のため渡英し、ウエールスにて、爆撃を受けた地域から避難した児童や母親たちのために働いた。その間、5か所の児童診療ユニットを設立し指導した。再びカナダに帰ってブリティッシュコロンビヤ州のC. G. C. (チャイルド・ガイダンス・クリニック) の設立と職員養成に従事し、後米国ペンシルバニア州ピッツバーグ大学研究科にて、精神医学社会事業 (サイキアトリック・ソーシャル・ワーク) を修め、MSW (マスター・オブ・ソーシャルワーク) を受けた。

1949年と1959年の2度にわたって、来日した。日本では、宮城県、大阪府、福岡県の3児童相談所を特別指導した。その活動については本文を参照されたい。なおキャロルの生没年および2度の来日以後のキャロルの活動については、筆者が調べた範囲では残念ながら確認できなかった。いずれにしても判明している経歴からして、黎明期の日本の児童相談所のコンサルタントとしてまことにふさわしい人材であったと推察される。いずれキャロルの足跡が解明されることを願っている (この注を記した後、2010年になって藤井常文『キャロル活動報告書と児童相談所改革』によりキャロルの来日中の足跡が詳細に解明された。同著によれば、キャロルは母国カナダにおいて病没しているが死亡年月日は未確認とされている。)

文献

愛知県『児童相談所40年のあゆみ』愛知県中央児童相談所、1988年。
浅賀ふさ「児童相談所のあり方－キャロル女史の批判と指導」『児童心理と精神衛生』第1巻第4号、1951年1月。
アリス・K・キャロル (板橋登美訳)「家族及び児童の要求に合った地域社会事業について」『宮城県児童相談所紀要』第6輯、1962年。
稲浦康稔「児童相談所判業務の変遷」『1980年・日本の子どもと児童相談所』1981年。
稲浦康稔「草創期の児童相談所」大阪の児童福祉・戦後50年記念事業推進委員会『21世紀の子ども家庭へのメッセージ－大阪の児童福祉・戦後50年記念誌－』1996年。
奥山恭子『これからの家族の法－親族法編』不磨書房、2000年。
川嶋三郎編『児童福祉の諸問題』港出版合作社、1950年。
京都市児童福祉史研究会『京都市児童福祉百年史』京都市児童福祉センター、1990年。
厚生省児童家庭局『児童相談所運営指針 (改訂版)』日本児

童福祉協会、1998年。
厚生省児童局『児童福祉十年のあゆみ』日本児童問題調査会、1959年。
厚生省児童局編纂『児童福祉マニュアル』日本少年教護協会、1951年。
厚生省児童局『児童福祉必携－児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員の活動要領』日本少年教護協会、1952年。
厚生省児童局『児童相談所執務必携』1957年。
厚生省児童局編『児童相談所執務必携 (昭和39年改訂)』日本児童福祉協会、1964年。
厚生省児童家庭局編『児童相談所執務提要』日本児童福祉協会、1977年。
厚生省児童局編『児童福祉白書』日本児童福祉協会、1963年。
厚生省児童家庭局企画課『児童虐待対策に関する資料集 (平成12年3月改訂版)』2000年。
厚生労働省 (2007)『改正児童虐待防止法に係るガイドライン (素案)』
厚生労働省『児童相談所運営指針 平成12年11月改訂版』日本児童福祉協会、2001年。
日本児童福祉協会編『子ども・家族の相談援助をするために市町村児童家庭相談援助指針 児童相談所運営指針』日本児童福祉協会、2005年9月。
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長『児童相談所運営指針の改正について』2006年9月27日
柏女霊峰編『改正児童福祉法のすべて－児童福祉法改正資料集』ミネルヴァ書房、1998年。
子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店、2009年。
児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集 (上)』ドメス出版、1978年。
児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集 (下)』ドメス出版、1979年。
児童福祉30年史編纂委員会『児童福祉関係資料』日本児童問題調査会、1977年。
児童福祉法研究会編『最新・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法、母子福祉法の解説』時事通信社、1999年。
「障害者自立支援法『改正』法成立なにが変わる? どんな問題が?」『みんなのねがい』2011年3月 (第530号)。
「親権停止制度導入へ3月に民法等改正案を提出」『福祉新聞』2011年2月21日 (第2516号)。
菅谷克彦「児童相談所からみた高木四郎氏の著書について」『児童精神医学とその近接領域』8 (2)、1967年。
鈴木岩雄「児童福祉司制度の史的展開とその問題点」『愛知県立保育大学研究紀要』第6巻、1986年。
全国児童相談所長会『「今後の児童相談所のあり方に関する調査」結果報告書』『全児相』(別冊)、1988年3月。
全国児童相談所長会「今後の児童相談所のあり方に関する調査 (1993年10月)」『全児相』(別冊)、1995年3月。
総理府編『平成11年版・障害者白書』大蔵省印刷局、1999年。
竹中哲夫『現代児童相談所論』三和書房、2000年。
竹中哲夫「児童相談所の現状と進むべき道」『1982年・日本の子どもと児童相談所』児童相談所問題研究セミナー実行委員会、1983年。
竹中哲夫『児童福祉法改正論－制度論から援助論へ』三和書房、1998年。
竹中哲夫『児童福祉改革の展望』みらい、1995年。
竹中哲夫『論文集・児童福祉と相談援助論』一誠社、2010年。
高木四郎『精神医学・臨床心理学・ケースワーク・臨床チー

ム』慶応通信、1965年。
高木四郎「児童相談所について－菅谷克彦氏に答えて－（遺稿）」『児童精神医学とその近接領域』9（2）、1968年。
立松照康「『児童虐待防止法』の機能と問題点」『日本の児童福祉⑤』2000年。
筑前甚七『児童福祉の潮流と児童相談所の変遷』啓生園、1997年。
「特集・障害者自立支援法一部改訂は何だったのか!？」『福祉のひろば』2011年3月（通巻497号）。
日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き（平成12年11月改訂版）』有斐閣、2001年。
日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き（平成21年3月厚生労働省の改正通知）』有斐閣、2009年。
日本知的障害福祉連盟編『2000・発達障害白書』日本文化科学社、1999年。
仁田山義明「（法令解説）虐待防止のため、立ち入り調査等を強化し、面会・通信等の制限を強化」『時の法令』No.1803、21-29、2008年。
藤井常文『キャロル活動報告書と児童相談所改革－児童福祉司はなぜソーシャルワークから取り残されたか』明石書店、2010年。
松本武子『児童福祉の実証的研究』誠信書房、1972年。
野本三吉『子ども観の戦後史』現代書館、1999年。
松本伊智朗編著『子どもの虐待と貧困』明石書店、2010年。
「養護施設30年」編集委員会『養護施設30年』全社協養護施設協議会、1976年。
山縣文治「戦後の児童福祉」大阪の児童福祉・戦後50年記念事業推進委員会『21世紀の子ども家庭へのメッセージ－大阪の児童福祉・戦後50年記念誌－』1996年。
安田生命社会事業団編『日本の児童相談－明治・大正から昭和へ』1969年。
安田生命社会事業団編『日本の児童相談（続）戦後25年の歩み』1970年。
山野良一『子どもの最貧国・日本』光文社、2008年。
横田光平（2009）「児童福祉法の一部を改正する法律－社会的養護：施設内虐待の防止を中心に」『ジュリスト』1374号、39-47。

*（付記）児童福祉・児童相談所関係の初期の資料が、『児童福祉文献ライブラリー・シリーズ1 児童福祉基本法則Ⅰ・Ⅱ（全20巻）』（日本図書センター、2005年、2006年）に多数収録されている。

平成22・23年度研究報告書

児童相談所のあり方に関する研究

—児童相談所に関する歴史年表—

平成25年3月29日発行

- 発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
- 編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>
- 編 集 研究代表者 川崎二三彦
共同研究者 竹中 哲夫
藤井 常文
石田 公一
鈴木 崇之
小出太美夫
相澤林太郎
- 印 刷 (有)鶴見膳房 TEL. 045-501-5717(代)